

重点課題研究

高等学校における障害のある生徒の社会への
円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方
等に関する研究

(令和3年度～5年度)

研究成果報告書 資料集

令和6年3月

独立行政法人



国立特別支援教育総合研究所

はじめに

本研究では、3年間にわたり、障害のある生徒が社会への円滑な移行をしていくために、高等学校においてどのような進路指導が期待されるか、どのように関係機関と連携をとることが有益であるか等について、検討を進めてきた。

研究の中で、高等学校、進路先にあたる大学と企業、連携先機関にあたる特別支援学校と福祉・労働機関を対象に質問紙調査を実施し、包括的にデータを収集することができた。また、高等学校にはインタビュー調査も実施し、ガイドブックの作成につなげることができた。複数の調査により多角的なデータを得ることができたことから、高等学校の現状を鑑み、報告書及びガイドブックについては、発達障害に関する結果を対象にまとめ、その他の結果については、資料集としてまとめることとした。

本稿は資料集に相当するものであり、予備的インタビュー調査の結果のほか、質問紙調査のうち、報告書に掲載していない障害種全体のデータや障害種別のデータを精選の上、取り上げている。

進路指導をめぐり得られた貴重なデータを、高等学校で進路指導に当たっている先生方に提供することで、障害のある生徒の進路指導の一助となることを願っている。

研究代表者 インクルーシブ教育システム推進センター
総括研究員 伊藤由美

目次

はじめに	1
目次	2
研究体制	4
第1章 予備的インタビュー調査	5
1. A校の事例	6
2. B校の事例	10
3. C校の事例	12
4. D校の事例	16
5. E校の事例	19
第2章 質問紙調査	24
I. 進路先調査	24
1. 大学	24
(1) 回答大学の属性	
(2) 障害のある学生の状況	
(3) 高等学校への期待	
2. 企業	62
(1) 回答企業の属性	
(2) 障害のある社員の状況	
(3) 高等学校への期待	
II. 高等学校調査	99
1. はがき調査（予備調査）	99
(1) 障害のある生徒への進路指導等の状況	
2. 本調査	102
(1) 回答校の属性	
(2) 障害のある生徒の進路指導等の状況	
(3) 今後の支援への期待	

Ⅲ. 連携先調査	114
1. 特別支援学校	114
(1) 回答校の属性	
(2) 高等学校への支援状況と展望	
(3) 高等学校との連携に向けた期待	
2. 福祉・労働機関	148
(1) 回答センターの属性	
(2) 高等学校への支援状況と展望	
(3) 高等学校との連携に向けた期待	
第3章 障害のある生徒の進路指導に関わる資料	183
Ⅰ. 参考資料	183
Ⅱ. 資料からの知見	187
執筆担当者	197
おわりに	198
資料	
1. 高等学校調査 予備的インタビューガイド	
2. 進路先調査 調査票	
3. 高等学校調査 はがき調査票	
4. 高等学校調査 調査票	
5. 連携先調査 調査票	

研究体制

研究代表者

伊藤 由美（インクルーシブ教育システム推進センター 総括研究員）

研究分担者

榎本 容子（発達障害教育推進センター 主任研究員）副代表

小澤 至賢（情報・支援部 主任研究員）副代表

相田 泰宏（情報・支援部 主任研究員）令和4～5年度

大崎 博史（情報・支援部 総括研究員）令和5年度

東内 桂子（研究企画部 総括研究員）令和5年度

生駒 良雄（インクルーシブ教育システム推進センター 総括研究員）令和3～4年度

小西 孝政（インクルーシブ教育システム推進センター 主任研究員）令和3年度

坂本 征之（研修事業部 主任研究員）令和3年度

*所属は研究実施当時

第1章 予備的インタビュー調査

* 以下では、報告書で概要を報告した予備的インタビュー調査の事例の詳細を示す。
なお、インタビュー調査（本調査）の事例についてはガイドブックを参照されたい。

調査を実施した学校における、障害のある生徒に対する進路指導の特徴と、指導に当たり課題が生じた事例の特徴を示す。

1. A校の事例：学校設定科目にて生徒個々の課題に取り組む指導

【事例A-1】就労希望があったが、働くイメージが持てなかった生徒の事例

【事例A-2】自己理解、進路の適性という課題のあった生徒が進学した事例

2. B校の事例：進学を中心とした進路指導に関して、個々の申し出に応じた指導

【事例B-1】卒業後の大学生活や就職した後の生活について、具体的なイメージを持つことに課題のある事例

3. C校の事例：卒業後の就労や生活への不安を軽減できるような指導

【事例C-1】環境が変わることへの不安が大きい事例

【事例C-2】本人自身に特性理解の課題があり、就職先選択に時間を要した事例

4. D校の事例：卒業後の就労や生活をイメージできることを大事にした指導

【事例D-1】働くことのイメージが難しく、関係機関との連携を進めた事例

【事例D-2】働くことのイメージが難しく、保護者との連携を進めた事例

5. E校の事例：卒業後、就労を継続できることを目的にした指導

【事例E-1】コミュニケーションに課題があり、進学に向けた面接指導等を必要とした事例

【事例E-2】コミュニケーションに課題があり、就労先で仕事が継続できるよう保護者との連携を必要とした事例

【事例E-3】コミュニケーションに課題があり、保護者や関係機関との連携も困難だった事例

以下に、インタビュー調査を行った高等学校の全体的な状況として、学校の概要、障害のある生徒の進路指導における学校としての課題と対応状況を示した。その後、各高等学校で収集した事例を紹介した。事例の紹介では「障害のある生徒の実態」、当該生徒に対する「進路指導における課題と対応策」「進路指導における関係機関等（保護者含む）との連携の状況」について整理した。最後に各高等学校の事例についてまとめを記した。

1. A校の事例：学校設定科目にて生徒個々の課題に取り組む指導

（1）A校の概要

A校は、多くの生徒が路線バスを利用して通学している。教育方針に「共育」という理念を盛り込み、独自の様々な学習にも取り組んでいる。

A校の課程は全日制で、普通科のほかに、調理・福祉・医療の専門学科がある。普通科は、小・中学校時代に学習面や対人関係で悩みを抱え学校に足が向きづらかった生徒の「学び直しの場」「居場所探しの場」になって欲しいとの思いで、学校設定科目を設定している。在籍する生徒の多くが、人間関係に課題を抱えている状況にあることから、学校設定科目として、1、2年時には「ソーシャルスキルトレーニング」を設け、「人間関係を築くコツ」を、3年時には「ライフスキルトレーニング」を設け「社会生活の充実」について学べるよう設定している。他にも2、3年時には、「職業訓練」として、パン工場の企画・広報、仕入れ・発注、製造、営業・販売、経理・会計等各分野の活動を通して職業教育を行っている。

普通科への新入生については、全員を対象に入学前に中学校を訪問し、学級担任と引継ぎを実施している。訪問する職員は、校内で所属が変わることも考慮して、普通科を担当している教員だけでなく、専門学科を担当している教員も含めて分担している。このような取組により、点でなく、面で支える教員集団づくりも目指している。また、入学式の前に担任となる教員と保護者が面談を行い、保護者の思いや、成育歴、関係機関（医療機関等）とのつながり等を30分程度で聞き取り、その後、生徒も加わる形で面談を実施している。これは、入学が決まっている生徒に、「安心して通ってきてほしい」という学校側の思いを伝える場として、また、今後学校と保護者が連携していくための情報共有の場として毎年実施している。

（2）障害のある生徒の進路指導における学校としての課題と対応

障害のある生徒の多くは、働くイメージをつかみきれていないことから、就職を希望する生徒に対して、自己理解、社会理解の深化について、どのように進路指導を進めていくかが一番の課題となっている。また、地方都市は就労先の確保が難しい状況にあり、福祉的就労を含め、就労先をどう確保していくかも課題となっている。

さらに、障害者手帳を活用して就労を目指す場合には、特別支援学校と違い、産業現場

等における実習（以下、現場実習とする）を組むことが難しい。必要に応じて、長期間のインターンシップを計画するが、企業等の受け入れ側は、生徒を「お客様」の延長線上として捉えることが多く、通常の仕事ではなく、インターンシップ用の仕事を用意していることが多い。学校としては社会を経験することを目的に取り組んでいるが、受け入れ側は、特別支援学校のように現場実習前に経験を積んでおくような要望が非常に強く、現場実習に対する温度差が生じている。

障害のある生徒の進路指導における、学校としての課題への対応として、学校設定科目の中で1、2年では「ソーシャルスキルトレーニング（SST）」、3年では「ライフスキルトレーニング（LST）」を行っている。SST、LSTは各学級2名の教員で対応し、その中で自己理解のためのアセスメント等（職業レディネステスト（VRT）、一般職業適性検査（GATB）、エゴグラム）を行っている。他には、職業訓練（2、3年時）としてパン工場の運営を行い、社会経験に準ずる経験を積む中、生徒自身が得意なことと不得意なことに気づく機会を作っている。また、就労先の確保には関係機関との連携が欠かせない。A校との連携の中心は、ハローワーク^{註1}の障害者求人を紹介する部署（専門援助部門）である。そのため、この部署とのケース会議を行っており、他には、地域障害者職業センター^{註2}とも連携をしている。

障害者手帳を活用した就労^{註3}を希望する場合、1、2年時にインターンシップを組み合わせて様々な会社を見学し、最終的にハローワークにつなげている。ハローワークで、職業評価^{註4}を行い、その結果を踏まえケース会議を実施し、会議に参加した者の役割や具体的な動きを確認する。会議に県の発達障害者支援センター^{註5}等が関わっている場合は、担当者にケース会議へ出席してもらうことで、会議終了後、早々に支援がスタートできている。

障害のある生徒の卒業後の状況は、県の補助金により雇用された（県独自の取組）、公立高校のキャリアサポートスタッフ、私立高校の県内就職推進員の報告により把握している。これらの専門スタッフと進路指導部の教員で、5月の連休明けに個別に進路先へ訪問し、状況を把握している。さらに1年後に再度訪問を行っている。また、卒業生から相談があれば、すぐに進路先に訪問している。障害者手帳を活用した就労の場合、ジョブサポーターを利用するケースもある。県内就職推進員は、県内企業の開拓を業務のメインとしているが、卒業生のフォローにも回っている。専門学校や大学の場合、先方から卒業生の様子を伝えてくれる場合もある。進路先の行事等に進路指導部の教員が参加する場合もある。今年度は、卒業生に來校してもらい、現在の状況や、高校時代にやっておくとよいことを、在校生に対し話してもらう企画を行った。卒業生の姿に触れることは、在校生にとって、卒業後のイメージを深める一番の方法であると感じている。その他、卒業生を囲んで保護者が話を聞くという企画も過去に行っている。

（３）事例

【事例 A-1】就労希望があったが、働くイメージが持てなかった生徒の事例

①障害のある生徒の実態

現在就職している卒業生である。障害者手帳を所持している。中学校では特別支援学級に在籍していたが、不登校の状態であった。高等学校在学中は、にこやかな表情で毎日学校に通うことができていた。在学中に行ったインターンシップは就職に結び付かなかったが、現在就職している企業において、一定期間、職場で実際に働くことを通して学ぶ現場実習を経験した。

②進路指導における課題と対応

入学時から、障害者手帳を活用した就労も視野に入れて就職を希望していたが、具体的な手続きについては、イメージが描けていなかった。

3 年時の 10 月に、これまで障害者雇用を行っていなかった老舗の部品製造の企業から、障害者求人が出たため、本人・保護者と話し合い、即企業に連絡して、学校内で協議をして現場実習を計画した。現場実習に当たっては、時間の確保が課題となり長期に取り組むことは難しかったが、卒業後の就職を前提に現場実習の様子を見てほしいと、企業に依頼し実現した。

進路先において現場のキーマンを見つけることが大切であり、上手く理解してもらえたことでよい結果につながった。

③進路指導における関係機関等（保護者含む）との連携の状況

実習終了後、校内でケース会議を実施し、就職に向けて動き出した。三者面談以外にも担任が何度か保護者と話し合い、進路担当者も含め、校内で連携して対応を行った。生徒の卒業業を待って企業に求人を出してもらい、トライアル雇用^{註6}のためにハローワークとの連携を行った。生徒の卒業後も電話等で就職状況の確認を続け、3 か月後に再度ケース会議を実施した。本人の希望と企業の意向を確認し、本採用となった。本事例で連携した機関はハローワークのみで、職業評価は実施していない。

【事例 A-2】自己理解、進路の適性という課題のあった生徒が進学した事例

①障害のある生徒の実態

本生徒は、大学進学をした卒業生である。障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）を所持している。中学校は特別支援学級（自閉症・情緒障害）に在籍していた。自閉スペクトラム症（以下、ASD とする）の特性が非常に強く、変化を苦手としていた。また、感情の起伏が激しく、感情を抑えきれないこともあった。一方、学力は非常に高く、高等学校の入学試験は 1 番であった。入学時より大学進学を目指しており、希望の大学（薬学部）に進学した。

②進路指導における課題と対応

生徒本人の自己理解、保護者のわが子の特性理解が課題であった。本人・保護者は、学校生活で生じていた困難さには気づいているものの、進路の適性を含め、進路先で求められる力と関係づけて理解できているかは、疑問を感じる状況であった。そのため、進路指導部の教員は、「進路指導の基本は、本人の希望をかなえることだと理解しているが、本人の進路選択が適切であったかどうかについては分からない」と進路指導の難しさを述べていた。自己理解については、学校設定科目での指導・支援や、アセスメントのフィードバック等を通して明確にしていくことに取り組んだ。しかし、それが本事例の進路選択に活かされたかどうかは評価が難しい。

③進路指導における関係機関等（保護者含む）との連携の状況

A校では、保護者に了解を得た上で、学校が主治医や出身中学校と連携をして、生徒についての情報を得ていた。しかし、進学先の大学との連携については、保護者から同意を得ることができず、直接的な移行支援は行っていない。入学後に大学側から問い合わせがあり、在学中の様子について伝えることはあった。

本生徒は第一志望の大学に合格し、県外への転居を伴う進学となったことから、卒業前から、本人・保護者は新たな生活に気持ち移っているようであった。本人・保護者は、高等学校から進学先となる大学への引継ぎ等には線を引いていた印象が強い。

（４）A校の事例まとめ

A校の普通科は多くの生徒が学習面や人間関係等を課題としていることから、学校設定科目（３年間で 20 単位）で、人間関係や職業・就労について学ぶ機会を設定している。しかし、障害者手帳を活用した就労となった場合には、特別支援学校のような一定期間の「現場実習」を求める企業も多く、高等学校における進路指導の中で対応するには、課題も大きい。障害者手帳を活用した就労については、本人・保護者ともに、具体的なイメージや情報が少なく、積極的に学校側からの情報発信や働きかけが不可欠となる。

具体的な対応については、個々の生徒により対応が異なり、これまで高等学校が行ってきた進路指導に加えて、特別支援教育に関連する知識等が求められる。希望する進路の実現という、進路指導の大前提があるが、生徒の自己理解と適性といった課題についても、取り組んでいく必要がある。今後に向けては、本人の希望を踏まえた、本人の自己理解を後押しする中で、適切な進路選択を支援していく必要がある。この点において、どこまで踏み込んでいくか、非常に難しい課題となっている。

2. B校の事例：進学を中心とした進路指導に関して、個々の申し出に応じた指導

(1) B校の概要

B校は、県の中心部に位置し、学区は県内全域であり、生徒は公共交通機関を利用して通学をしている。

B校の課程は、全日制、単位制となっており、複数の学科を有している。総合学科では、ほぼ全員が4年制大学への進学を希望しており、700名近い卒業生の内、就職は1～2名である。そのため、進路指導は進学に向けた指導が中心に行われている。

学校生活全般についての指導は、ホームルーム担任が対応しているが、本人・保護者から入試に関する配慮申請や相談等、進路指導に関わる事柄について相談があれば、進路指導部が対応している。進路指導部は、相談を受けたら対応するというのが基本姿勢である。障害のある生徒についても他の生徒と同様の指導をしているが、生徒・保護者から相談があれば個別に対応している。

特別支援教育コーディネーターが校内で6名指名されており、障害のある生徒への指導や支援に当たっている。その中でも中心となるのは、通級による指導を担当している教員1名である。

(2) 障害のある生徒の進路指導における学校としての課題と対応

障害のある生徒の進路指導について、進路指導部の教員で課題と認識している者はいない。一方、特別支援教育コーディネーターは、進路指導に直接関わることがないため、生徒個々の特性に進路先が合っているのかという不安を感じている。学校として障害のある生徒の進路指導の課題は把握していないが、担当する教員により温度差があるのが現状である。

卒業生の様子を把握する体制はなく、これまでは、長期休業や文化祭に来校する卒業生から情報を得ていた。現在のコロナ禍では、卒業生が来校する機会がないため情報を得ることが難しい。また、現在、通級による指導を受けている生徒の中に大学進学希望者もいるが、進学先への移行支援は、生徒からの希望がないため実施しておらず、大学の相談先の紹介に留まっている。

(3) 事例

【事例B-1】卒業後の大学生活や就職した後の生活について、具体的なイメージを持つことに課題のある事例

① 障害のある生徒の実態

本生徒は、大学進学を希望している1年生の生徒であり、身体障害者手帳（両下肢機能全廃）を所持している。B校では通級指導教室を開設しているが、本人の希望がなく、受

けていない。小・中学校は地元の通常の学級に在籍している。中学校までは、移動に歩行器を使用していたが、現在は、車椅子を利用している。車椅子を自分で漕ぐことは可能だが、校舎内が広く、授業での移動が多いことや、生徒本人の空間認知が弱いこともあり、移動には支援員が付いている。このほか、体育の授業でも少し支援員の補助が入ることがある。教室内では車椅子の使用はしていない。学力は、一般入試でB校に入学し、在籍する学級で授業に参加できる程度である。部活動は週1回参加している。

②進路指導における課題と対応策

生徒本人の課題はコミュニケーションであり、常時、支援に入っている支援員とのコミュニケーションも、支援員から声かけをしていかないと難しい。現在、通学は保護者が自家用車で送迎している。進路希望・進路選択に当たり、移動手段等も含め、高校卒業後の大学生活や就職した後の生活を、本人が具体的にイメージできていないことが課題である。

本生徒の入学に当たり、特別支援学校のセンター的機能を活用して、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターから、校内環境や生徒の支援・配慮について、助言を受けた。高校卒業後の生活を考えて、公共の交通機関の利用や電動車椅子の検討について助言があったことを本人・保護者に伝えている。

③進路指導における関係機関等（保護者含む）との連携の状況

外部の関係機関とのつながりはない。以前はリハビリテーション専門施設の理学療法に定期的（月1回）に通っていたが、コロナ禍の間は通っていなかった。理学療法を受けるには、授業を休まなくてはいけないことも中断に影響している。身体の動かし方等の指導の場として、通級による指導を紹介しているが、本人の希望はない。生活面の支援は、基本的に特別支援教育コーディネーターが窓口となり対応し、学習面等はホームルーム担任が対応している。特別支援教育コーディネーター、ホームルーム担任のそれぞれが保護者と連絡を取り、校内の関係者が連携を取りながら対応している。

（４）B校の事例のまとめ

学習を中心とする学校生活全般はホームルーム担任が中心となりながら、進路に関することは進路指導部、障害に関する支援については特別支援教育コーディネーターが対応する等、担当する部署が決められていて、それぞれが専門性を持って対応している。

進学を中心とした進路指導の中では、入試への対応が中心となり、生活や就労に対しての指導はあまり行われていない。それらに関しての課題は、進路指導の課題としては認識されにくい状況となっている。

3. C校の事例：卒業後の就労や生活への不安を軽減できるような指導

(1) C校の概要

C校は、市街地に位置し、3路線の鉄道駅からもアクセスが良く、広域から生徒が公共交通機関を利用して通っている。

C校は夜間定時制・単位制の工業高校である。17時30分から授業が始まり、1日4時間、週20時間の授業が行われ、生徒は4年間で卒業を目指す。卒業後の進路や生活リズムを整えることを考えて、学校ではアルバイトを勧めており、ほとんどの生徒が日中、アルバイトをしている。アルバイトは、就労体験やお金を稼ぎながら社会経験を積むということにつながっている。C校に、企業側からアルバイトに来てほしいという連絡もあり、関係性のできている企業もある。本人と企業の意向が一致すれば、そのまま正社員として就職することもあり、在学中に正社員になる生徒もいる。

特徴的な取組として、全ての新生入生について、中学校を訪問し引継ぎを行っている。中学校を訪問した際には、ホームルーム担任をはじめ、学年主任、養護教諭や、通級による指導の担当者からも話を聞いている。5～6年前からの取組で、時間も手間もかかるが、家庭の様子も含め、中学校時の有益な情報を共有する貴重な引継ぎとなっていて、現在まで継続されている。また、入学式の前に、新生入生の保護者及び生徒本人との面談を行っている。前半に保護者のみ面談を行い、後半に生徒本人を含めた三者面談を実施している。入学後の面談等では、保護者に来校してもらえないことも多いが、入学前の面談は必ず来校してもらえている。配慮すべき事柄には、生徒本人の障害等だけではなく、家庭の環境や個々の事情も大きく影響することから、保護者との面談の意義は大きい。

(2) 障害のある生徒の進路指導における学校としての課題と対応

生徒本人が進路に関する意向をはっきりと示せず、意向を示しても、そこに向かって努力していくことが困難な場合が多い。生徒は社会に出ていくことに、プレッシャーを感じて前に進めないことがあるため、生徒への関わり方が指導の課題となっている。

障害者手帳を所持していても、学校には伝えない保護者がいたり、生徒本人が知らなかったりする場合もある。特別支援学校ではなく、普通高校で学ばせたいという保護者の希望でC校に入学した生徒もいる。進路指導は、個別の対応が必要であり、生徒の状況に応じて、労働局や、ハローワーク、地域障害者職業センターに相談したり、そこで指導の仕方について助言を受けたりしている。C校は定時制のため、生徒は地域の就労支援機関の日中の講座を受講することもできる。障害者手帳の有無に関係なく利用が可能であり、障害者手帳を活用した就労を希望する場合は相談先となっている。ホームルーム担任と進路担当者が相談し、方向性の確認をした上で、個別に対応を行っている。家庭や本人の状況により保護者面談に、必要に応じて進路担当者等が加わることがある。保護者との面談で、障害者手帳のことを本人に伝えていない場合は今後どのように対応するか、手帳のことを

伝えるとすれば、いつがよいか等を確認している。障害者手帳を取得していても、障害の受けとめができていない場合には、スクールカウンセラーとも連携しながら、卒業までに保護者・本人の障害に対する理解や受けとめを促し、障害者手帳の利用について懇談を重ねている。在学中に障害者手帳を取得する生徒もいる。同じ自治体内の定時制高校の進路担当者会議で情報交換を行っているが、障害者手帳を所持している生徒がクラスに在籍することは共通の認識となってきた。

障害のある生徒が就職を希望する際に、どのように企業に理解をしてもらうかが、大きな課題である。経営者の理解は少しずつ進んできているが、一緒に働く従業員が理解していないケースもあり、全体への浸透はまだ難しい。大企業は、障害者手帳があれば、理解が進みやすいが、障害者手帳がなく、発達障害等の傾向のある生徒について、どう理解をしてもらうかが課題である。企業への働きかけは、学校単独では難しいと感じている。経営者団体や企業団体が主導する中で、そこに学校が説明に行くスタイルであればできるのではないかと。労働局から採用面接の際の、配慮事項や禁止事項についての指導はあるようだが、今後は発達障害についてもさらに、理解が進むことを期待している。

また、C校では、生徒に関する情報共有の場として、毎週職員会議を開催している。1学年定員30名の4学年という小さい規模のため、教員間で生徒の様子はよく共有されている。他にも、支援関係の情報共有として、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが、諸制度の情報提供やコンサルテーション等を行う情報共有会議を開催している。校内では関係者で連携を取り対応している。

(3) 事例

【事例C-1】環境が変わることへの不安が大きい事例

①障害のある生徒の実態

本生徒は、4年に在学している生徒で、職業訓練のための進学を希望している。入学試験の出願時から受験に対する不安を感じ始め、入学試験前日までは試験を受けるつもりでいたが、受験当日は欠席となった。もともと精神的な不安定さがあり、入学試験会場に行くことが耐えられないほどの大きなプレッシャーを感じていたようである。

中学校から通級による指導を利用している。中学校では不登校状態であったが、通級による指導のみには出席していた。C校入学後、1年時は欠席が多かったが、現在は毎日登校できている。気持ちのコントロールが難しいことがあり、C校でも通級による指導を受けている。校内では安定した状態で過ごせているが、「ずっとC校で過ごしたい」という発言が聞かれることもあり、卒業が近づいてくることが不安となり、本人には苦しいことになっている。部活動は自分の好きなことをゆっくりとでき、地域の役にも立つクラブに所属している。地域の人との交流もあり、近隣の空き地の環境整備等をしている。

②進路指導における課題と対応

本生徒は、将来の自立に向けて、現在の環境から一步踏み出していくことが必要である。その自覚を、生徒本人にどう持たせるかが課題となっている。特に本生徒の場合、学校が安心できる場、居場所になっているため、そこから離れることへの不安が非常に大きい。C校では、これまで、生徒に色々なアルバイトに挑戦させ、その中で生徒が自分に合う職種等を探し、それに関わる就職を行うことが多かった。本生徒もアルバイトに挑戦したが、仕事が合わないと辞めてしまい「自分には働くのが向いていない」と考え、進学を希望することになった。上手くいかなかった際に、次はどうすればよいかという見通しを指導の中で持たせることができなかった。今後、年齢を重ねることで、働くことへの意識が高まることを期待するが、現時点では難しいと思われる。これまで、入学試験会場に行くことができなかったが、就職して働くことは、本生徒にはさらに難しいと思われる。入学試験は3月までに複数回受けることができるため、ホームルーム担任や進路指導担当者は見守りながら支援を続けている。

③進路指導における関係機関等（保護者含む）との連携の状況

保護者との連携は面談等を中心に行っているが、進学希望のため関係機関との連携は行っていない。今後、就職希望に変わっていけば、その時点で相談等を行っていく。

【事例C-2】本人自身に特性理解の課題があり、就職先選択に時間を要した事例

①障害のある生徒の実態

卒業生の事例である。C校在学中に障害者手帳を取得したが、障害者手帳を活用した就職は行わなかった。特定の教員や授業によっては、こだわりが強く出てしまうことがある。家庭環境も厳しく、弟の面倒や家事を行うヤングケアラーでもある。父親に管理されるような形で、父親が関係する会社でアルバイトをしていた。中学校では通常の学級に在籍していたが、学校へはあまり通えていなかった。C校では毎日登校することができていた。登校が早く、17時30分から授業が始まるにも関わらず、12時過ぎには学校に来ていた。登校後は保健室に行き、養護教諭に色々話してから教室に行くことが日課となっていた。登校が早い理由は、アルバイトが終わって一度帰宅すると、家事をしなくてはなくなるためであり、空き時間に養護教諭に話を聞いてもらうことで、本生徒の安定につながっていた。

②進路指導における課題と対応

本生徒は入学時の進路希望で家具職人を希望していたが、正確に直線を引くこともままならない状態であった。建築専門の教員が、本生徒に向いている作業と困難な作業を見極め、つながりのある企業や職種の中から、本生徒に合いそうな企業を選び紹介した。工業専門の教員からも企業の紹介を受けたが、最終的には紹介先とは異なる所に就職をしてい

る。

また、本生徒はC校在学中に障害者手帳を取得している。保護者は本生徒に困難さがあることを感じていたが、当初、生徒本人が障害を認めていなかった。障害者手帳の取得については、ホームルーム担任が中心となり、養護教諭と連携して対応した。本生徒は養護教諭と卒業後を見据えた会話の中で、障害者手帳の取得についても話題にしており、対話を重ねることで取得に結び付いたと思われる。

③進路指導における関係機関等（保護者含む）との連携の状況

障害者手帳の取得については、ホームルーム担任を中心に保護者との面談で話を進め、医療機関とのやりとりは保護者が行った。また、建築専門や工業専門の教員がこれまで関係のあった企業に本生徒を紹介・訪問することがあったが、就労には結び付いていない。

（４）C校の事例のまとめ

C校は、これまで日中はアルバイトで社会経験をする中で、自分に合った仕事を見つける、といった夜間定時制の特長を活かした進路指導を行ってきた。しかし、それが合わない生徒も出てきたことで、新たな対応を検討していく必要性を感じている。

夜間定時制・単位制の工業高校ということで、授業前に職員会議の時間や打ち合わせの時間を設定しやすく、職員間の共通理解を十分に行って指導に当たることができている。県内の学校数の関係から、専門教科の教員の異動はあまりなく、継続した指導・支援や積み重ねを行っていけることも、大きなメリットとなっている。教員の異動が少ないことから卒業生が来校しやすく、卒業後のケアにもつながっている。

4. D校の事例：卒業後の就労や生活をイメージできることを大事にした指導

(1) D校の概要

D校は、都市部に位置し、生徒は広域から公共交通機関を利用して通学している。D校は単位制で、昼間部2部と夜間部の3部制になっている。学科は、普通科のみである。また、通信制も併置しており、通信制で通級による指導を行っている。

D校には、他の高等学校から転学してくる生徒や、高等学校を一旦退学して、再度D校に入学してくる生徒等様々である。また、生徒の約半数は、何らかの支援を必要とする状態にある。

通信制においては、コミュニケーションに課題はあるが、学力はかなり高い生徒から、基礎学力がついていない生徒まで在籍しており、学力差が大きい状況にある。基礎学力がついていない生徒は、高等学校の課程を修了し卒業することが難しく、このような生徒への進路指導が難しい現状がある。そのため、D校では、校内の支援体制として、学校心理士、スクールソーシャルワーカーとの連携しながら、教育相談の充実を図っている。

(2) 障害のある生徒の進路指導における学校としての課題と対応

D校では、障害のある生徒の進路指導において、熱心に取り組んでいるものの、体系的かつ継続的なキャリア教育とはなっていないことが課題となっている。また、D校には、これまで行ってきた進路指導の手法があるが、特別な支援を必要とする生徒には、この手法が必ずしも合うとは言えず、障害のある生徒の進路指導の方法が校内で共有・蓄積されているとは言い難い状況でもある。こうした状況から、D校の進路指導においても、特別支援学校で培われているような進路指導の考え方が必要になっている。

そこで、対応策として、他機関と連携し、外部委託のアドバイザーによる面接指導を行っている。また、関係機関と連携を図り、自治体の単独事業である就職マッチング対策の事業、定時制の生徒への支援事業に取り組んでいる。これらの事業は、障害特性等のため、高等学校で行われているような就職指導では十分といえない生徒等に対し、面接時の対応方法を身に付ける等のトレーニングを含むものである。本事業については、一定の効果を上げている。しかし、一方で、就職後の生活への橋渡しとしての役割を持つものとはなっていない。また、進路指導担当者とホームルーム担任との情報共有が難しいという課題がある。さらに、障害のある生徒の卒業後の状況を学校として把握できておらず、これも課題として残っている。

（３）事例

【事例 D-1】働くことのイメージが難しく、関係機関との連携を進めた事例

①障害のある生徒の実態

本生徒は、３年に在籍している生徒で、就職を希望している。障害の診断があり（ASD、ADHD、気分障害、愛着障害）、障害者手帳を取得している。出生直後より児童養護施設で生活をしていた。その後、里親に引き取られ、現在はグループホームで生活している。中学校時代に児童自立支援施設へ入所したことがあり、施設職員の対応により、次第に自己コントロールができるようになった。

②進路指導における課題と対応

本生徒は、長期に渡る入所等により、施設職員や里親、入所者同士のコミュニケーションが中心となっているため、経験不足や世間知らずな面があった。そのため、D校では、インターンシップによる経験だけでは十分ではないと判断し、休日や夏期休業等を使って、ボランティア活動をすることで、働く経験を増やすよう勧めた。

その結果、本生徒は、働く意味を理解し、働くことのイメージが持てるようになってきた。また働くことを通して、自己理解を深め、自己肯定感を持てるようになってきた。身体を動かすことが合っていると自分の特性や傾向を生徒自身が意識したことで、希望に合った就職先を探し、一般雇用で引越会社の内定を得ることができた。

③進路指導における関係機関等（保護者含む）との連携の状況

D校主導で、児童相談所、相談支援事業所、グループホーム、キャリア支援の NPO 法人等とのケース会議の実施や、電話等による情報交換等を密に行っている。連携を始めた当初は、D校の教員と関係機関の職員との間に、本生徒の見立てや将来像の受け取りの違いがあったが、密に情報交換を行うことにより認識のズレが少なくなってきた。

【事例 D-2】働くことのイメージが難しく、保護者との連携を進めた事例

①障害のある生徒の実態

就職を希望している現在２年生の生徒である。障害の診断があり、障害者手帳を取得している。

本生徒は、話し方は流暢だが、会話の流れや相手の心情を読み取ることができず、一方的になりがちである。手先の不器用さがあり、作業速度が低調である。また、話を聞きながらメモしたり、記憶したりすることが苦手である。学校生活には適応してきたが、生活面での経験が不足している。自立に必要とされる生活に関すること（炊事、洗濯、清掃、余暇活動、金銭管理、社会の仕組み、人間関係等）や就労に関することのイメージが持てていない。

②進路指導における課題と対応策

保護者から卒業後の「生活の自立」を目標に、障害者手帳を活用した就労の可能性について相談があった。これを受け、生徒本人・保護者との面談を頻繁に行っている。また、就労系障害福祉サービス事務所内のサービス管理者による面談を受け、障害者手帳を活用した就労の手続きについて説明を受けた。今後は、ボランティア活動や就労先見学、就労体験、ショートステイの体験等を行っていく予定となっている。

③進路指導における関係機関等（保護者含む）との連携の状況

生徒・保護者とも障害者手帳を活用した就労に関する知識が不足していたため、関係機関の職員との面談を積極的に行っている。D校では、関係機関等とのケース会議の実施や電話等による情報交換を頻繁に行っている。

（４）D校の事例のまとめ

D校では、障害のある生徒の多くが、卒業後に働くことや生活することをイメージできていない実態がある。そのため、インターンシップによる働く経験だけでは十分ではないと判断し、休日や夏期休業等を使って、ボランティア活動を通して働く経験をする取組を行っている。働く経験を通して、自己理解を深め、自己肯定感を持てるようになるケースが増えている。

また、支援を必要とする生徒の進路指導においては、これまでの進路指導では対応しきれないケースがあるため、D校では積極的に関係機関と連絡を取り連携を進めている。生徒の実態に応じた実践を積極的に進め、その方法の蓄積に取り組んでいる。

5. E校の事例：卒業後、就労を継続できることを目的にした指導

（１）E校の概要

E校は、都市部に位置する定時制高校で、生徒は広域から公共交通機関を利用して通学している。E校は、単位制で昼間部２部と夜間部の３部制になっている。学科は、普通科のみで、通級による指導を行っている。また、通信制も併置している。

E校には、他の高等学校から転学してくる生徒や、高等学校を一旦退学して、再度E校に入学してくる生徒もいる。E校に在籍する生徒の約２割は、発達障害等の診断がある。

（２）障害のある生徒の進路指導における学校としての課題と対応

E校では、障害のある生徒が一定数在籍していることから、特別支援学校との連携を含め、関係機関との連携を積極的に進めている。一方で、高等学校の教員の多くは、障害のある生徒の理解が十分ではないため、今後、体制を整備していく必要性を感じている。また、外部機関の職員を講師とした職員研修を実施し、生徒理解について学ぶ機会を設けている。

加えて、障害のある生徒においては、就職先とのミスマッチが顕在化しているため、進路指導において、三者面談等の充実を図るとともに、生徒の自己理解を促進するための取組を行っている。また、生徒が働くことをイメージできるように、採用試験の練習だけでなく、職場における仕事の内容を見学できるようにしている。

卒業後の就労や進学等に関して、保護者等との連携が極めて重要であることから、PTAの会議等を活用し、障害者手帳の説明を行う等、実質的な連携を深めている。

一方、障害のある生徒の卒業後の状況を学校として把握するための追跡調査はできておらず課題として残っている。

（３）事例

【事例E-1】コミュニケーションに課題があり、進学に向けた面接指導等を必要とした事例

①障害のある生徒の実態

卒業生で、大学に進学している。障害の診断があるが（ASD）、障害者手帳は所持していない。本生徒は、学力が高く、数学が得意であるが、論述が苦手である。特に、自分の気持ちを伝えることが難しい。また、苦手なことに直面すると動けなくなってしまう特性がある。中学校は、不登校のため、あまり学校に行っていない。そのため、中学校からの引継ぎ資料は、ほとんどなかった。E校の通級による指導では、主にソーシャルスキルトレーニングを受けていた。また、進学に向けて、面接や書類提出に必要な指導を受けていた。

②進路指導における課題と対応策

大学受験に際して、学力上の問題はなかったが、面接には練習が必要であった。そこで、通級による指導では、マインドマップを使って頭の中を整理し、話す練習を行い、面接の準備をした。提出書類についても指導を受けた結果、手書きの自己推薦書を書くことができた。

現在は大学に進学し、大学で合理的配慮の提供を受けている。大学生活は送れているが、生活面での課題は積み残したままとなっている。また、将来の就労や生活にも課題がある。

③進路指導における関係機関等（保護者含む）との連携の状況

E校では、在学中に、生徒、保護者との三者面談を頻繁に行い、指導につなげることができた。また、特別支援学校との連携も進め、アドバイスを本生徒の指導に活かすこともできた。本生徒の卒業後は、大学と情報交換等を行っている。

【事例E-2】コミュニケーションに課題があり、就労先で仕事が継続できるよう保護者との連携を必要とした事例

①障害のある生徒の実態

現在3年に在学している生徒で、就職を希望している。障害の診断があり（ASD、軽度知的障害）、障害者手帳を所持している。中学校では、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍していた。

本生徒は、学力は高くないが、真面目でコツコツと取り組むことができ、素直で明るい性格である。一方で、友達とのコミュニケーションが苦手で、特定の生徒を攻撃することがある。また、予定されていないことには対応できず、動けなくなってしまうことがある。加えて、新しいことをするのが苦手である。E校では、通級による指導を受けている。

②進路指導における課題と対応策

本生徒は、障害者手帳を活用した就労の希望があり、保護者と連携しながら、就職の話を進めている。本生徒はイレギュラーな出来事や新しいことが苦手な面があるため、ホームルーム担任や通級による指導の担当教員は、就職後、仕事が長く続かないのではと不安を感じていた。そこで、進路指導では、インターンシップの際に丁寧に指導をしたり、本人のできそうなアルバイトを勧めたりした。また、通級による指導では、新しいことに挑戦できるように、本人と協議をして課題を設定し、それを達成できるような学習を行っている。具体的には、夏期休業にバスに乗って一人で歯医者に行くということを計画し、実行することができた。

一方で、コミュニケーション上の課題は、学校だけで対応するのが難しいため、就労後も課題として残ることが危惧されている。

③進路指導における関係機関等（保護者含む）との連携の状況

E校では、在学中、生徒、保護者との三者面談を密に行い、指導につなげてきた。また、特別支援学校との連携も進め、アドバイスを指導に活かしてきた。

【事例E-3】コミュニケーションに課題があり、保護者や関係機関との連携も困難だった事例

①障害のある生徒の実態

現在3年に在学している生徒で、就職を希望している。本生徒は軽度知的障害を疑われているが、保護者が受診を拒否しているため、診断はされておらず、障害者手帳を所持していない。母親と本生徒は、父親のDVから逃れ、母子家庭となっているが、現在は、母親からネグレクトされている可能性がある。中学校3年時に通級による指導を受けていた。現在、E校において、通級による指導を受けている。通級による指導では、主にソーシャルスキルトレーニングを受けている。学力が高くないため、試験では、平均点の半分以下の結果が続いている。また、友達との関係が上手くいかず、自分より弱い立場の者をいじめることがある。

②進路指導における課題と対応

進路指導において、インターンシップ等を行い、結果も良好である。本人は、接客業に向いていると認識している。担任は、本生徒が自分より弱い立場の者をいじめてしまうことがあるため、就職後、職場内で問題が起きることを懸念している。このコミュニケーション上の問題が仕事を継続していく上での課題になることが予想される。

また、軽度知的障害が疑われており、卒業後に自立した生活ができるかどうか危惧されている。就労と生活の面で、課題があるが、保護者からの支援が期待できないため、関係機関との連携が不可欠である。しかし、障害者手帳を所持しておらず、診断もされていないため、関係機関が対象とすることが難しいケースである。

③進路指導における関係機関等（保護者含む）との連携の状況

継続的な支援が必要と思われるが、保護者との連携が難しく、障害の診断もなく、障害者手帳を所持していないため、関係機関との連携が難しい事例である。

④E校の事例のまとめ

E校には、中学校で特別支援学級に在籍していた生徒や通級による指導の対象となっていた生徒等、障害のある生徒が多く在籍している現状がある。障害のある生徒の多くが、現在の生活において、コミュニケーションの課題があり、このことが将来の就労や生活において、引き続き問題となることが危惧されている。

そこで、E校では、通級による指導において、生徒一人一人の障害に対応して、自己理

解を深めたり、将来の姿をイメージできたりするような自立活動の指導を丁寧に行う体制を整えている。加えて、関係機関との連携を行うことで、個々の生徒に合った指導を展開できるような工夫を行っている。しかし、保護者の協力が期待できない生徒の場合、E校での指導だけでは、十分な指導ができずに、対応に苦慮しているケースもある。

註

註1 ハローワーク

- ・全国 47 都道府県に圏域単位で設置されている。サービスの内容には、「職業紹介」（求職者の希望に基づき、どのような条件の求人があるかを紹介し、求職者が気になる求人があれば求職者を求人者に紹介する等して、雇用関係が成立するよう間をとりもつ）、「職業指導」（求職者が働くために解決が必要な課題を把握し、相談支援を通して解決することで働くために必要な力を高める）等がある。
- ・また、求職者の希望や特性に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センター等につなぐ役割や、雇用保険に関する事務手続きも担当している。
- ・障害のある人等特別な援助が必要な人に対して職業紹介・指導を行う専用の窓口が設置されており「専門援助部門」等と呼ばれている。障害について専門的な知識を持つ担当者から仕事に関する情報を提供してもらえたり、就職に関する相談に応じてもらえたりする。障害者手帳を所持していなくても専門援助部門は利用することができる（ただし、障害者求人の紹介を受けるためには、障害者手帳が必要となる）。
- ・大学院・大学・短大・高専・専修学校等の学生や卒業者を対象に、就職活動の相談、職業適性検査、就職活動についてのセミナーの開催等のサービスを提供する「新卒応援ハローワーク」という取組も行われている。
- ・一部のハローワークには「発達障害者雇用トータルサポーター」が配置されており、発達障害に関する専門的な知見に基づいた支援を受けることができる場合もある。

註2 地域障害者職業センター

- ・全国 47 都道府県に設置されている。サービスの内容には、「職業評価・指導」（就職し、職場で働き続ける上での本人の希望を確認した上で、どのようなステップを踏んでいったらよいか、どのような支援体制があればよいか等を、関係者の意見も踏まえて検討し、個別の支援計画を立て、指導・支援を行っていく。より現実的な計画を立てるために、各種検査結果（アセスメント）等も参考にする）、「職業準備支援」（基本的な労働習慣の体得、職業に関する知識習得等を通して働くために必要な力を高める）、「職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業」（障害者、事業主及び家族に対するきめ細やかな支援）等がある。
- ・また、障害者に対するサービスだけでなく、事業主に対して相談支援や情報提供を行ったり、地域の関係機関に対して職業リハビリテーションに関する専門的な助言・援助を行ったりしている。

註3 障害者手帳を活用した就労

- ・障害者雇用率制度を活用した就職（一般企業での障害者雇用、特例子会社での障害者雇用）のほか、就労系障害福祉サービスでの就労（就労継続支援A型事業所（雇用型）、就労継続支援B型事業所（非雇用型）の利用）を含め、いずれかの制度を利用する場合を総称して用いた。

註 4 職業評価

- ・地域障害者職業センターの「職業評価・指導」を参照。

註 5 発達障害者支援センター

- ・全国 47 都道府県に設置されている。発達障害のある人の幼児期から学齢期、成人期に至るまで、総合的かつ一貫的な支援を行っている。
- ・就労を希望する人に対しては、就労に関する相談に応じるとともに、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して情報提供を行っている。
- ・必要に応じて、センターのスタッフが学校や就労先を訪問し、障害特性や就業適性に関する助言を行うほか、作業工程や環境の調整等を行うこともある。
- ・障害者手帳を所持していなくても利用することができる。

註 6 トライアル雇用

- ・職業経験の不足等から就職が困難な求職者等を原則 3 か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとすることを目的とした制度。
- ・学校に在籍している者はトライアル雇用の対象とならないが、学校を卒業する日の属する年度の 1 月 1 日を経過し、卒業後の就職内定がない場合は例外となる。

第2章 質問紙調査

* 以下では、報告書に掲載していない障害種全体のデータ及び障害種別のデータを精選の上掲載している。
サンプルサイズの確保が不十分なものについては、参考値として参照されたい。
また、研究手続きについては報告書を参照されたい。

I. 進路先調査

1. 大学

(1) 回答大学の属性

①支援している学生の障害種

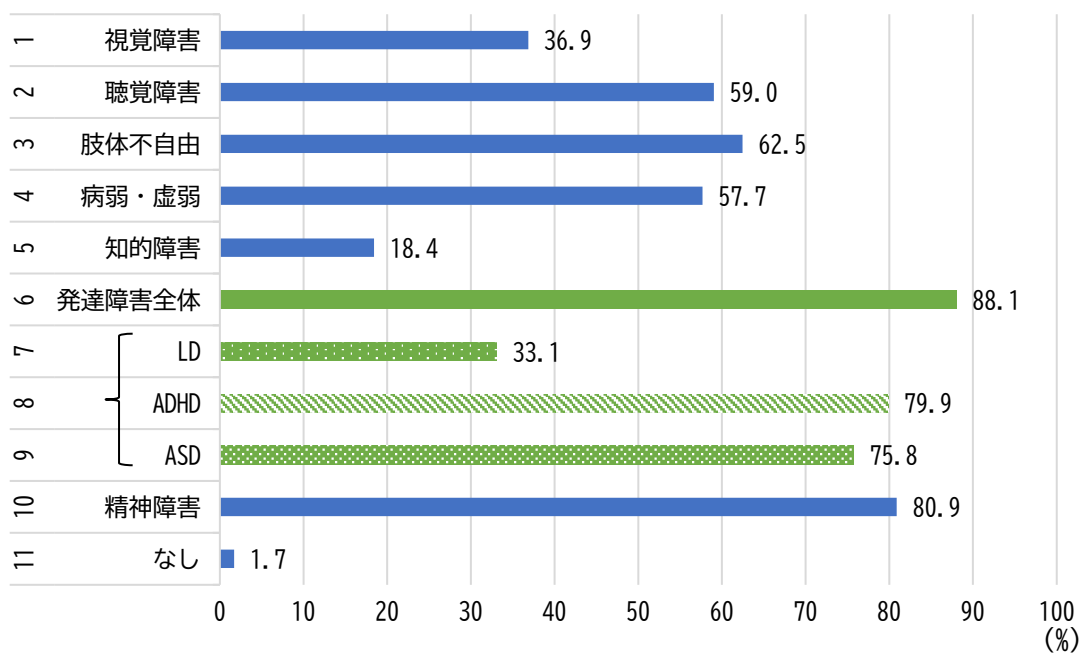


図2-1-1 3年間に支援した学生の障害種：診断・判断あり（n=293）複数回答

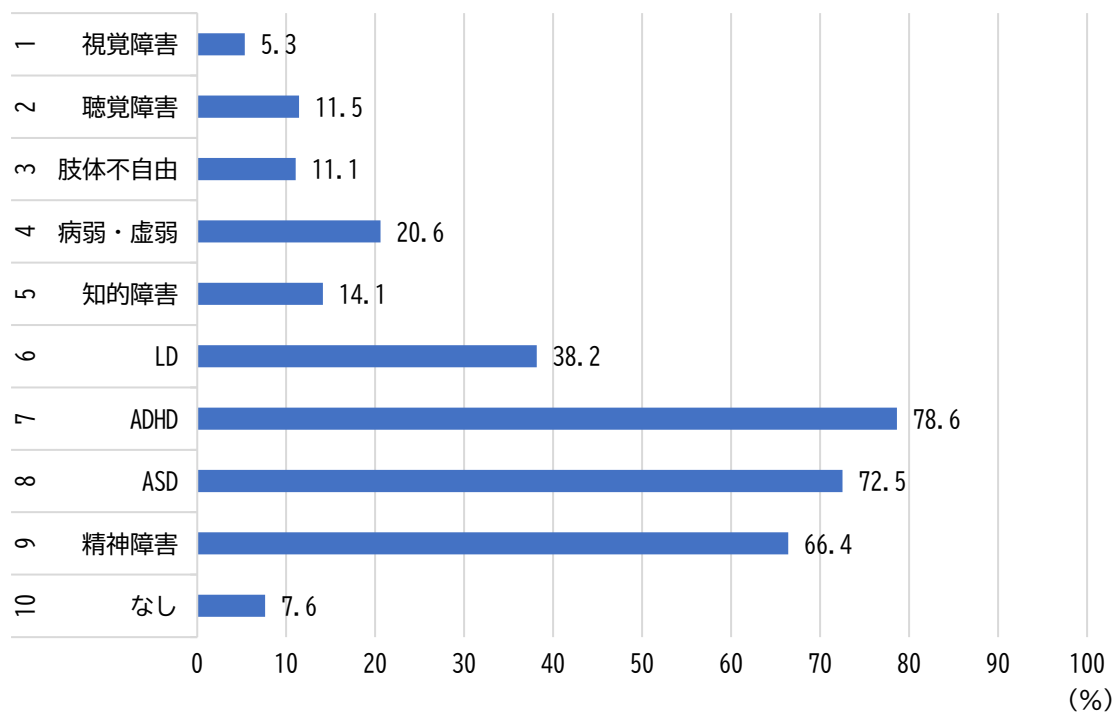


図 2－1－2 3年間に支援した学生の障害種：診断・判断なし（n=262）複数回答

②高等学校との連携において実績のある内容

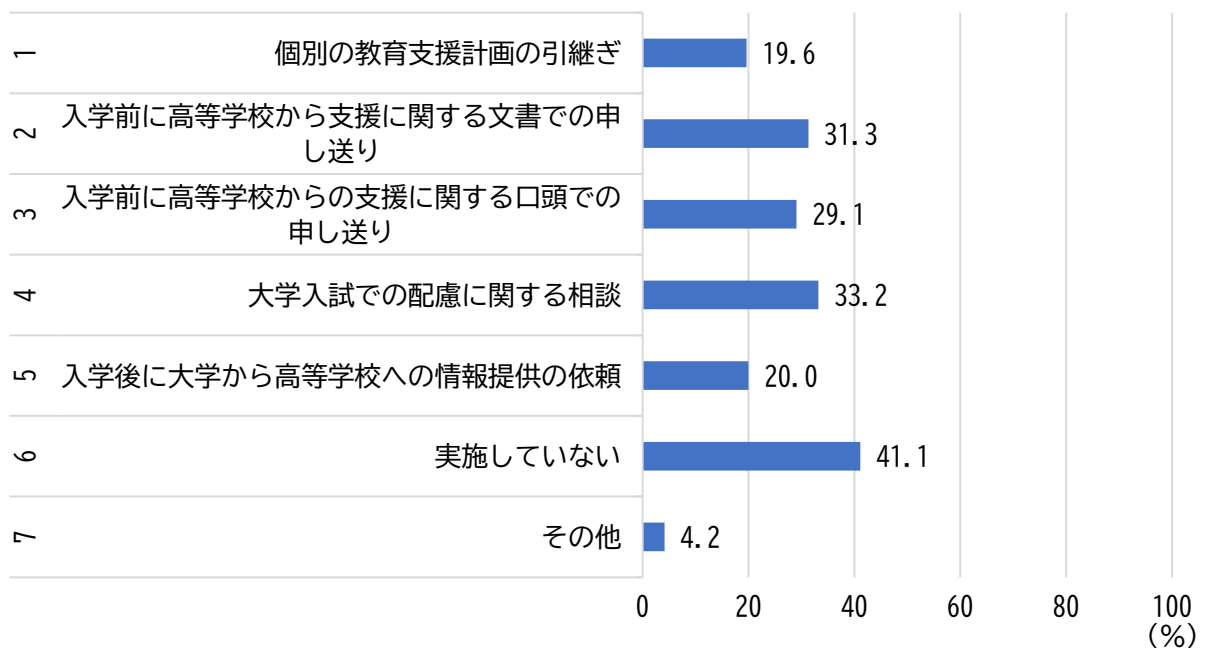


図 2－1－3 高等学校との連携において実績のある内容
(n=265) 複数回答 * 障害種全体

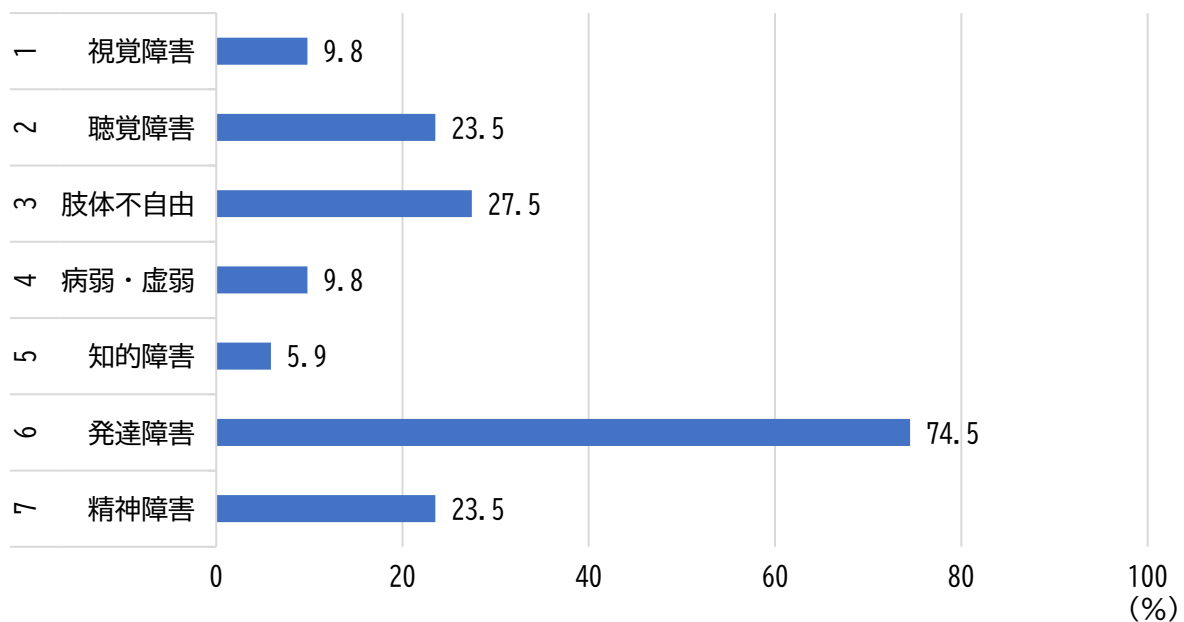


図 2－1－4 高等学校から個別の教育支援計画の引継ぎがあった障害種
(n=51) 複数回答 *実績がある場合のみ回答

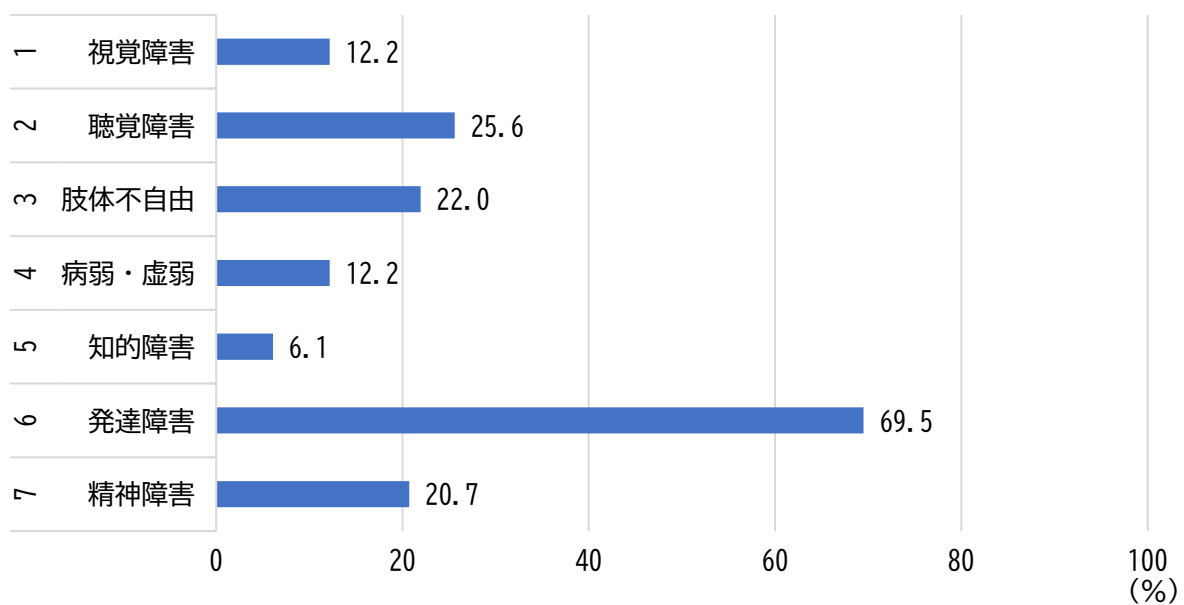


図 2－1－5 入学前に高等学校から文書による申し送りがあった障害種
(n=82) 複数回答 *実績がある場合のみ回答

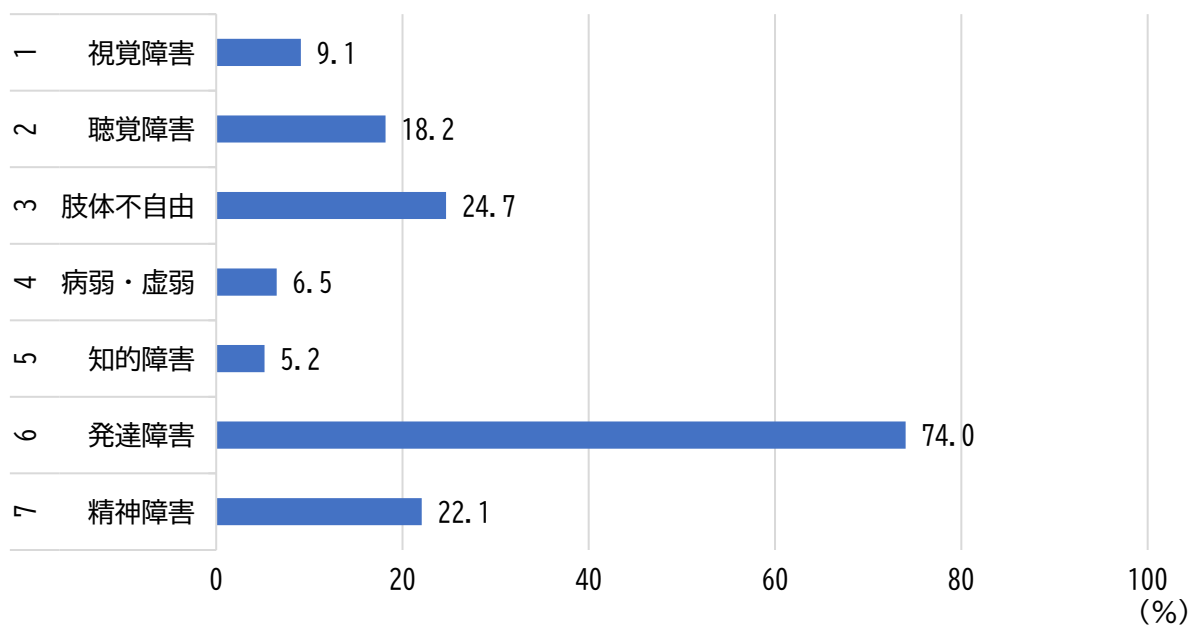


図 2－1－6 入学前に高等学校から口頭による申し送りがあった障害種
(n=77) 複数回答 * 実績がある場合のみ回答

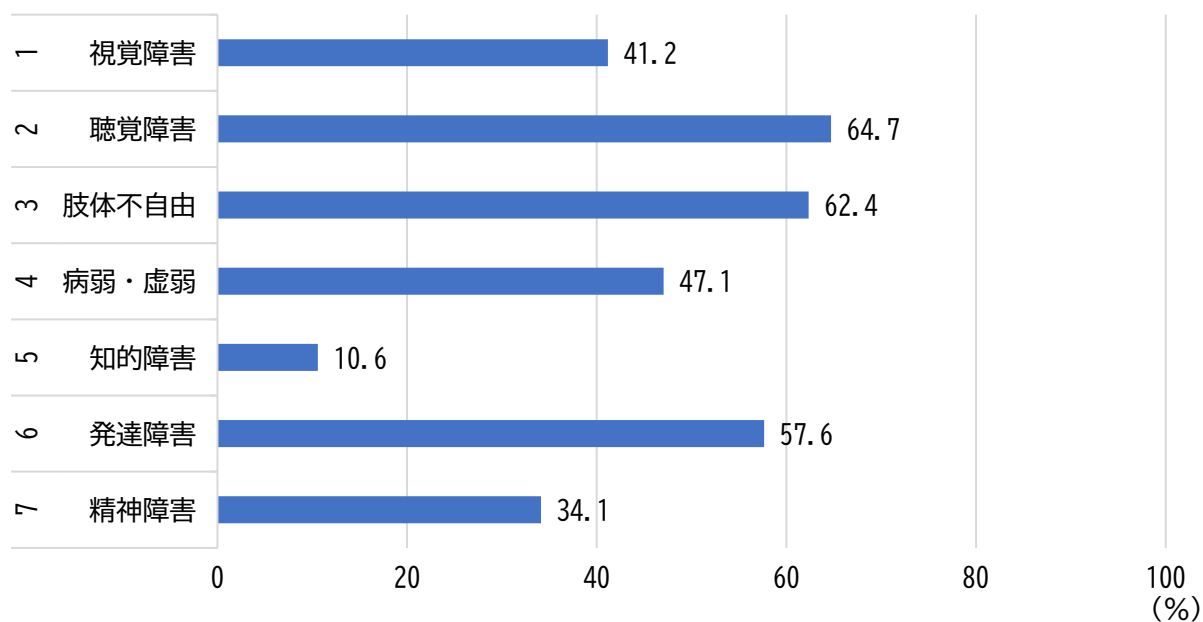


図 2－1－7 高等学校から大学入試での配慮に関する相談があった障害種
(n=85) 複数回答 * 実績がある場合のみ回答

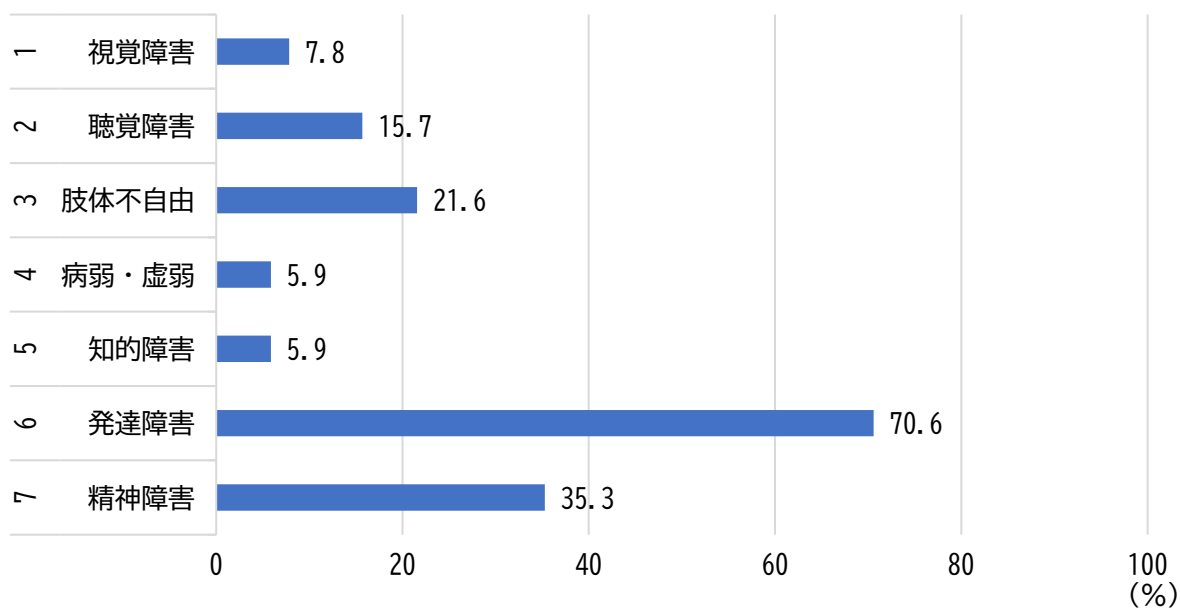


図 2－1－8 入学後に高等学校に情報提供を依頼した障害種 (n=51) 複数回答
*実績がある場合のみ回答／在籍学生の障害の状況が反映されている点について留意

(2) 障害のある学生の状況

①選定した学生の属性

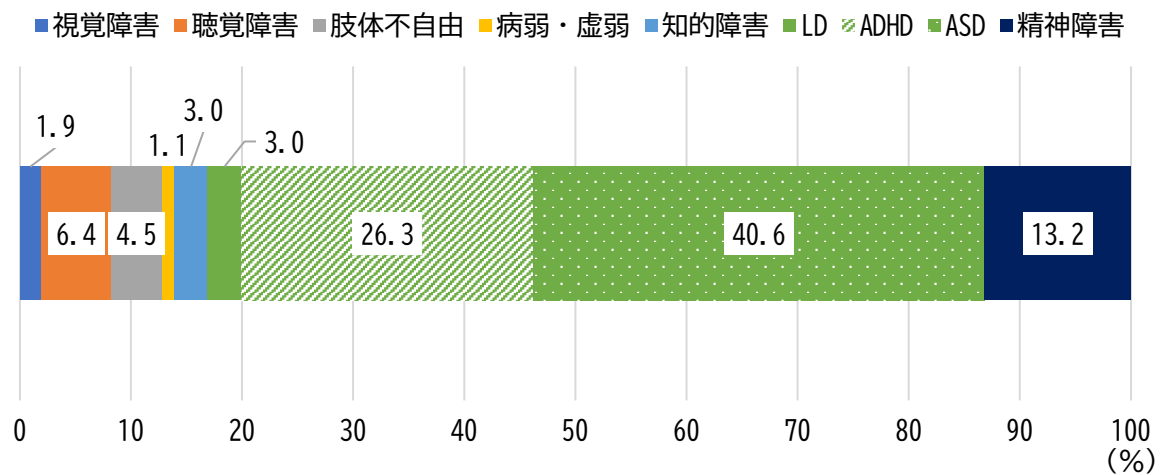


図 2－1－9 選定した学生の障害種 (n=266)

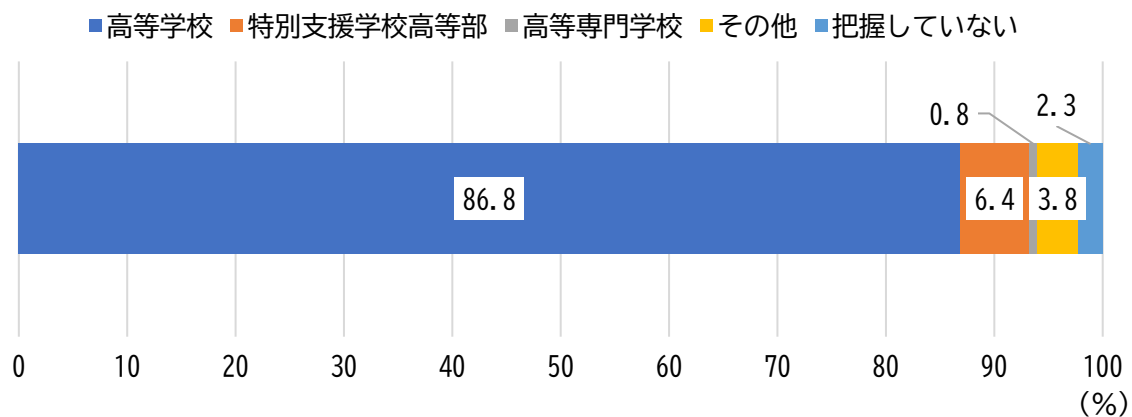


図 2－1－10 選定した学生の入学前の学校種 (n=266) * 障害種全体

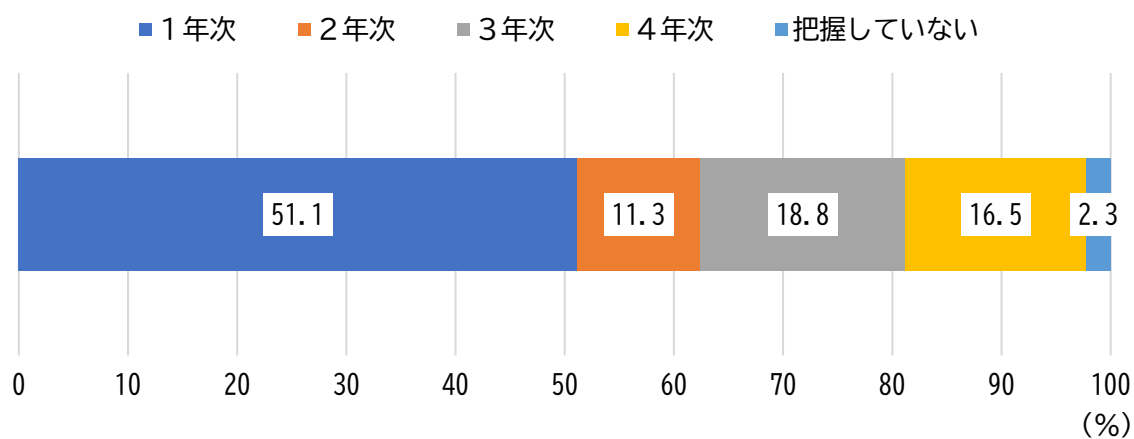


図 2－1－11 選定した学生が相談部署の利用につながった年次
(n=266) * 障害種全体

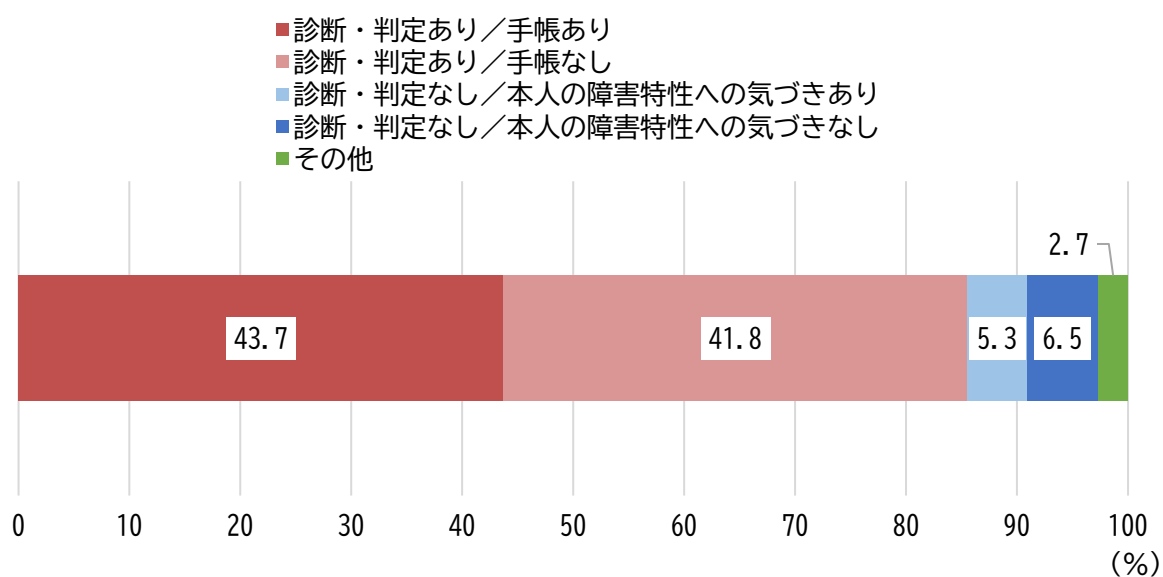


図 2－1－1 2 選定した学生の障害の診断・判定の有無、障害者手帳の獲得状況
(n=263) * 障害種全体

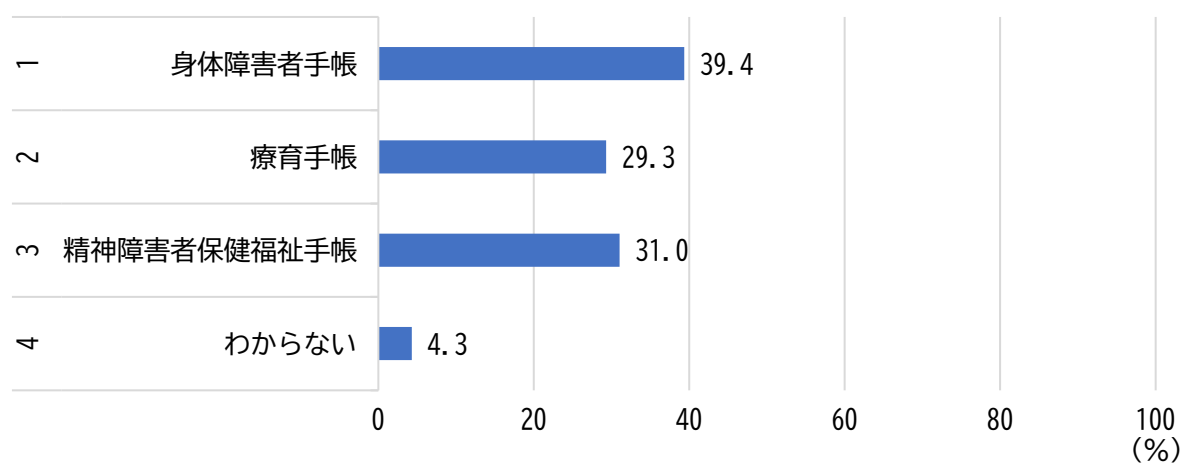


図 2－1－1 3 選定した学生の障害者手帳の種別 (n=348) 複数回答 * 障害種全体

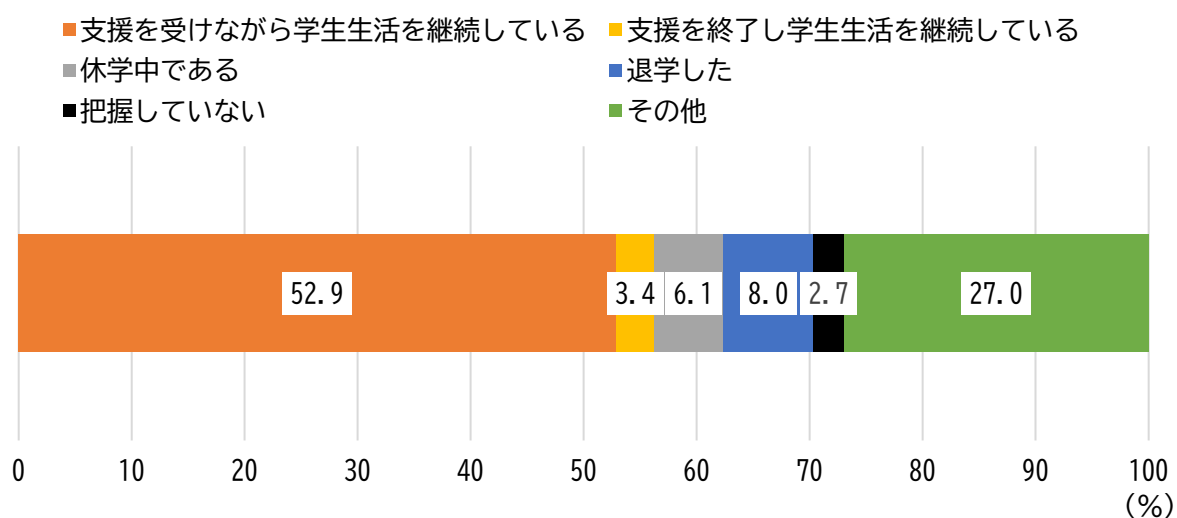


図 2-1-14 選定した学生の回答時点での在学等の状況 (n=263) * 障害種全体

②選定した学生の困難の状況

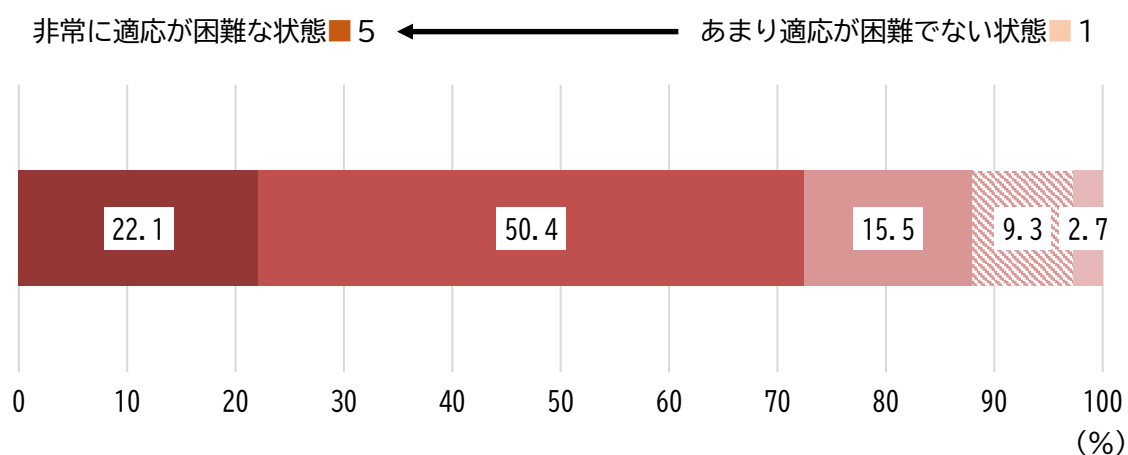


図 2-1-15 選定した学生の学生生活の適応の困難度 (n=258) * 障害種全体

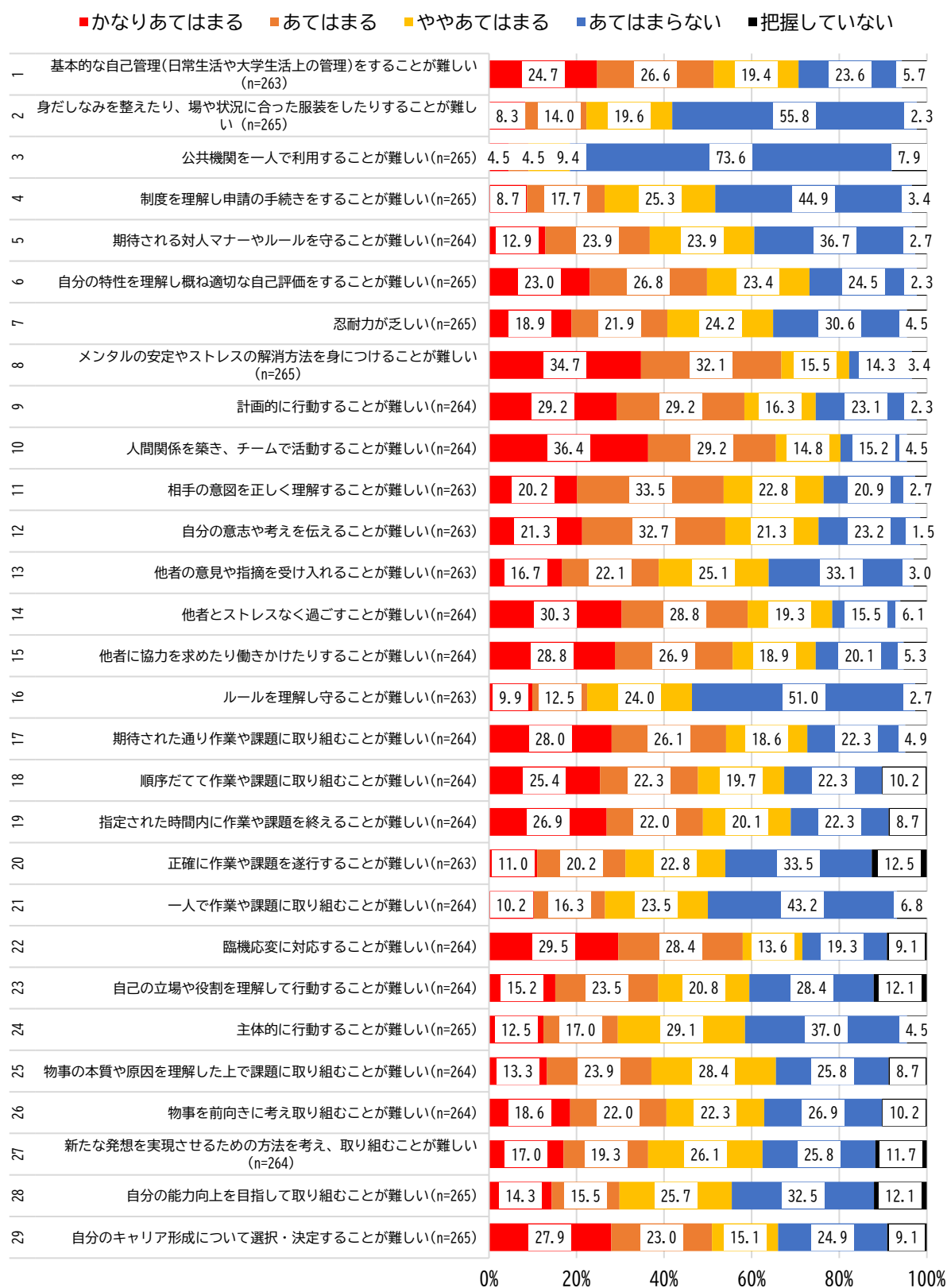


図2-1-16 選定した学生の各状態による適応困難度 * 障害種全体

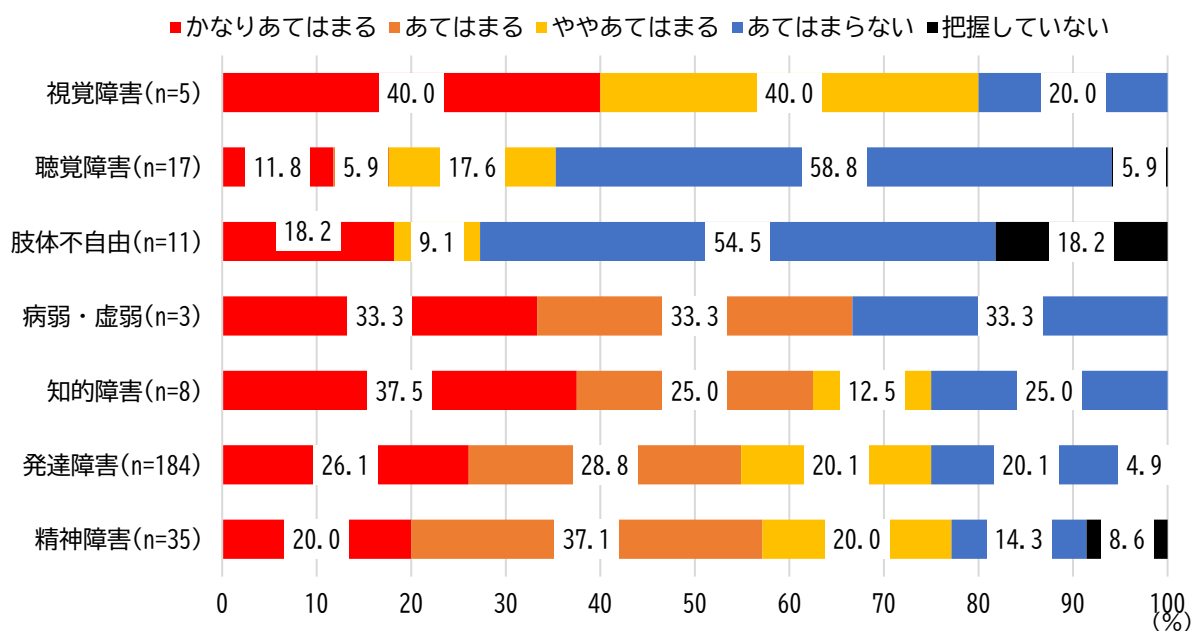


図 2-1-17-① 基本的な自己管理(日常生活や大学生活上の管理)をすることが難しい／選定した学生の各状態による適応困難度

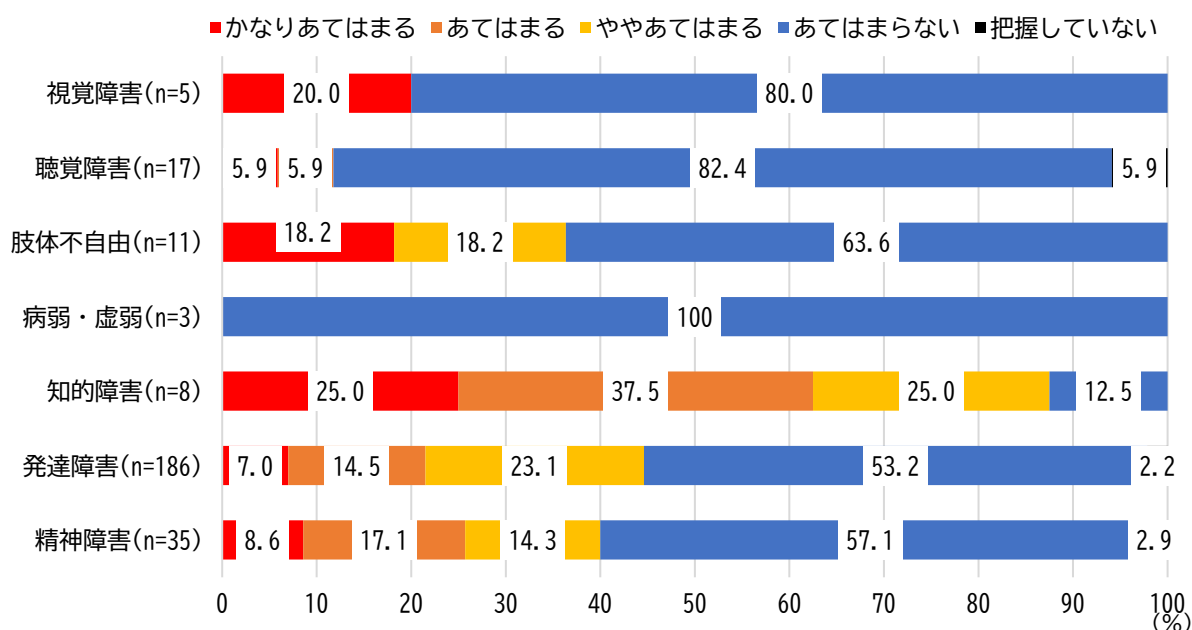


図 2-1-17-② 身だしなみを整えたり、場や状況に合った服装をしたりすることが難しい／選定した学生の各状態による適応困難度

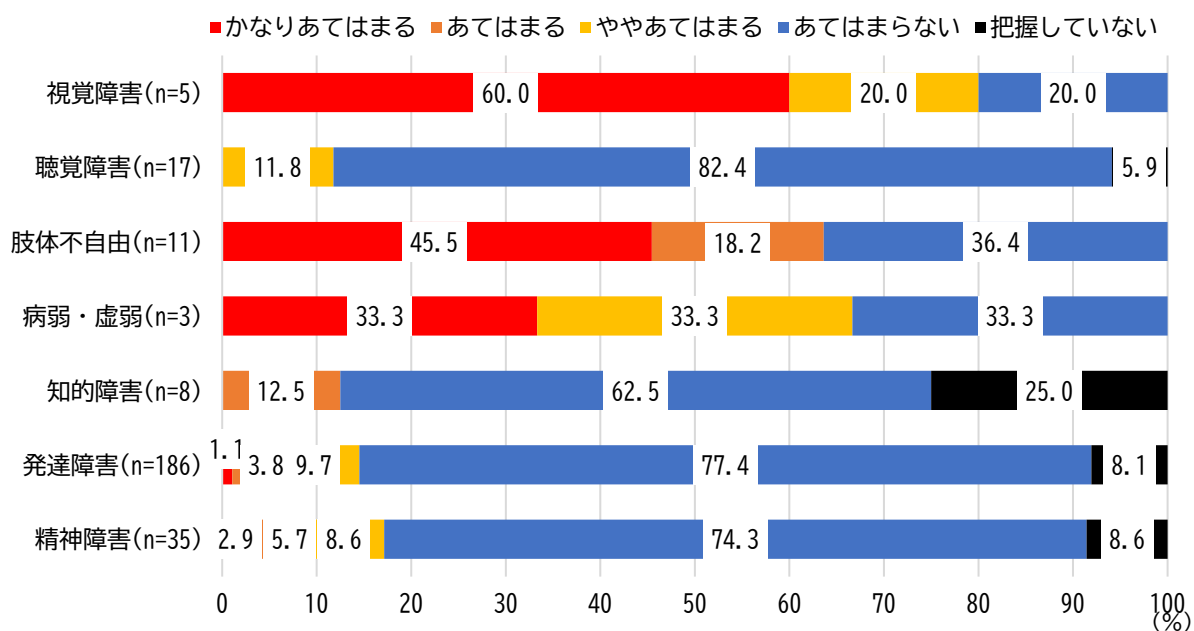


図 2-1-17-③ 公共機関を一人で利用することが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

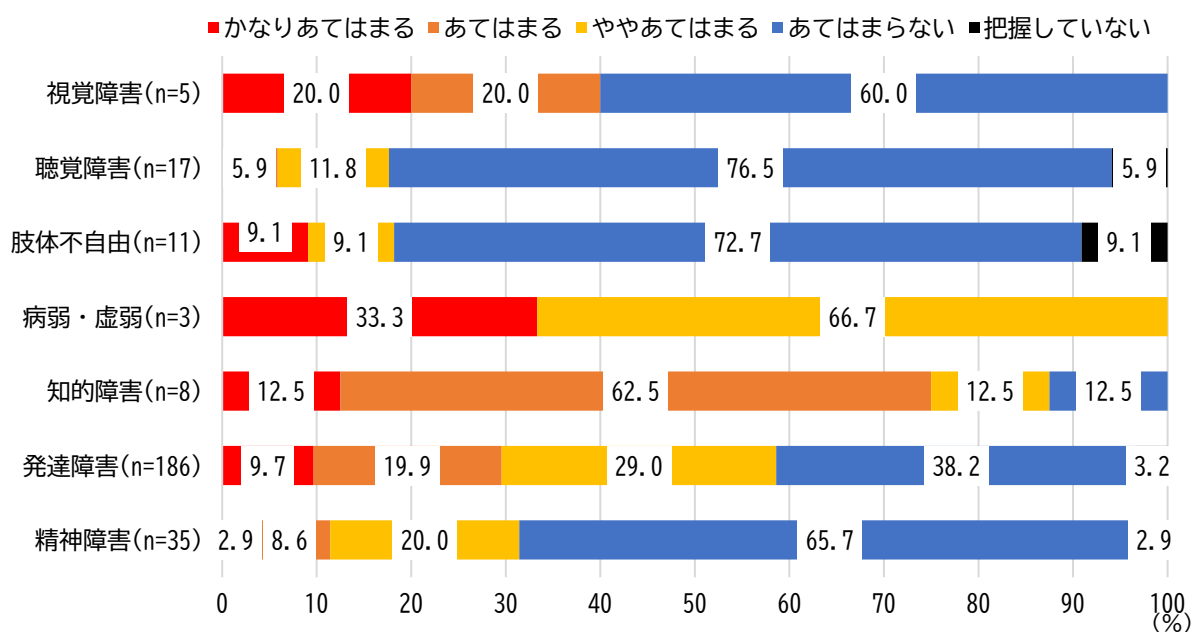


図 2-1-17-④ 制度を理解し申請の手続きをすることが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

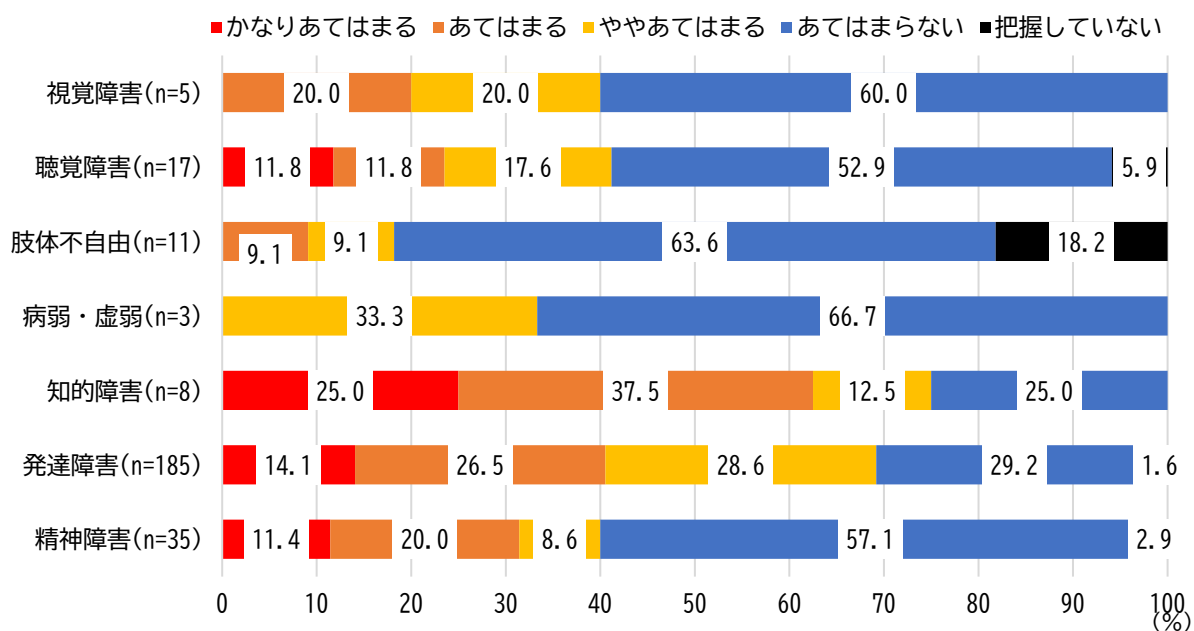


図 2-1-17-⑤ 期待される対人マナーやルールを守ることが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

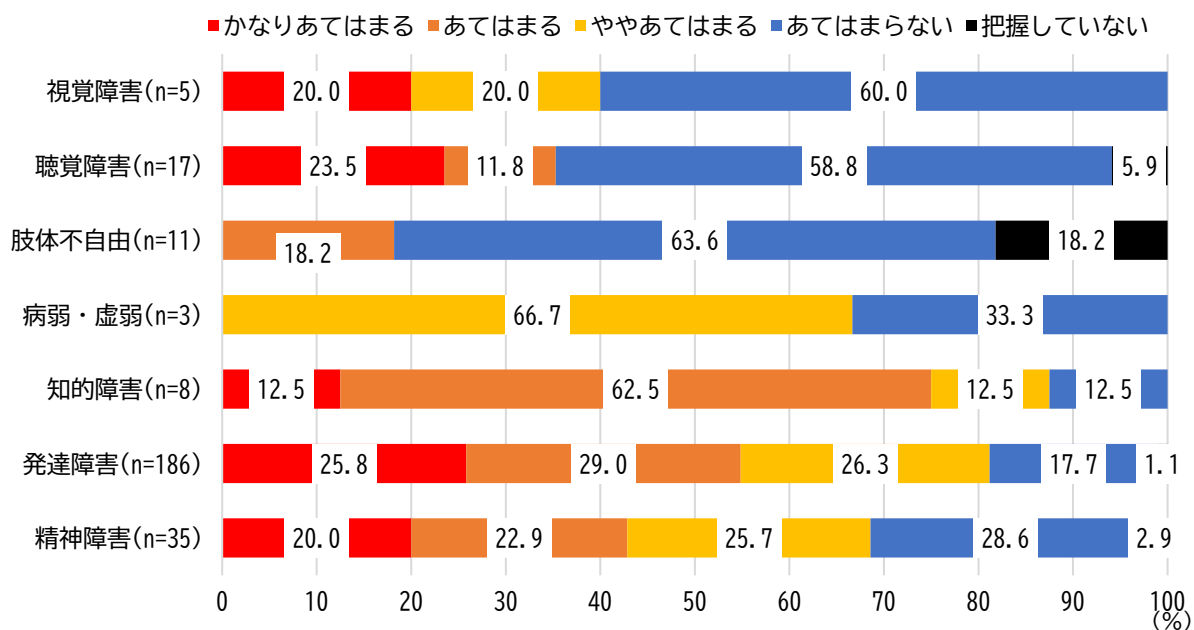


図 2-1-17-⑥ 自分の特性を理解し概ね適切な自己評価をすることが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

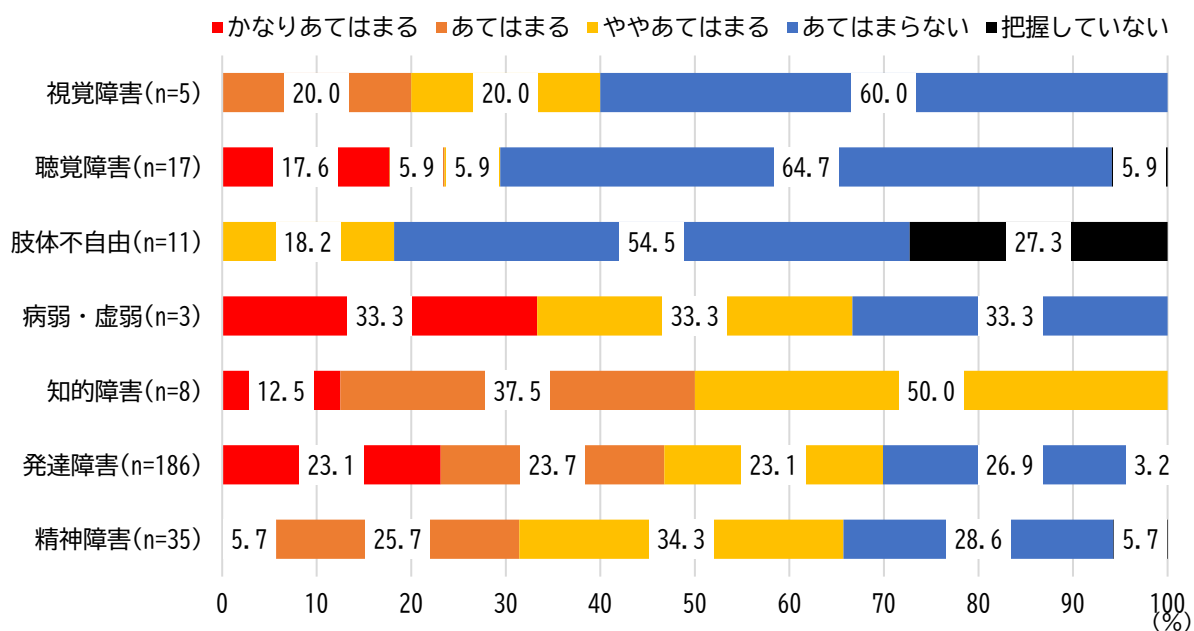


図 2-1-17-⑦ 忍耐力が乏しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

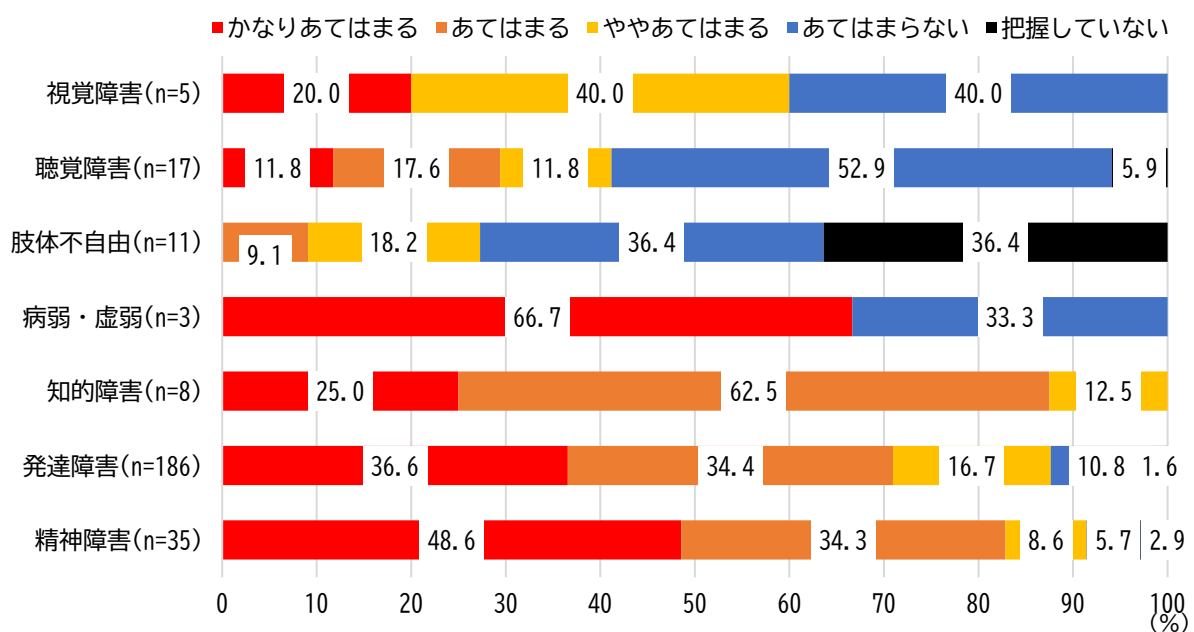


図 2-1-17-⑧ メンタルの安定やストレスの解消方法を身につけることが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

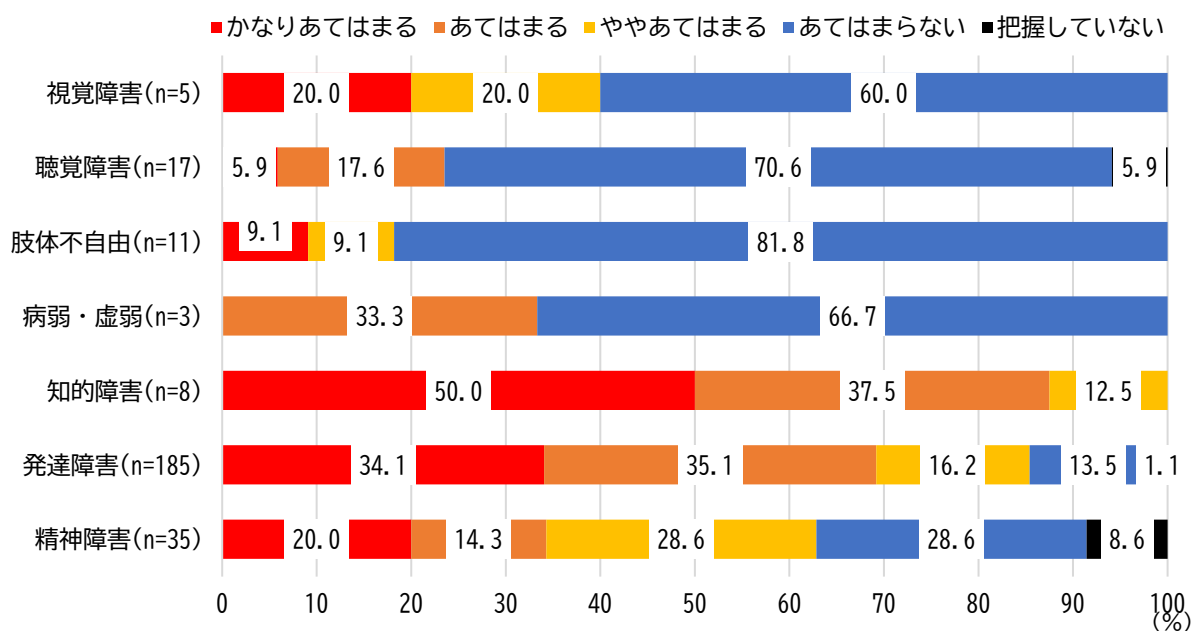


図 2-1-17-⑨ 計画的に行動することが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

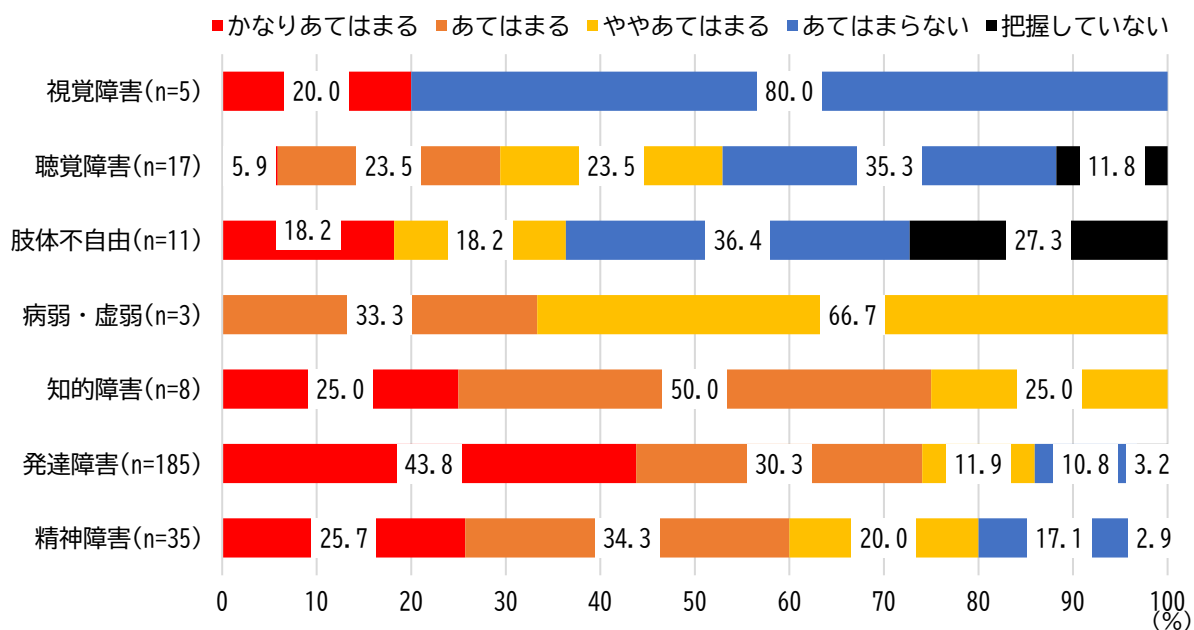


図 2-1-17-⑩ 人間関係を築き、チームで活動することが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

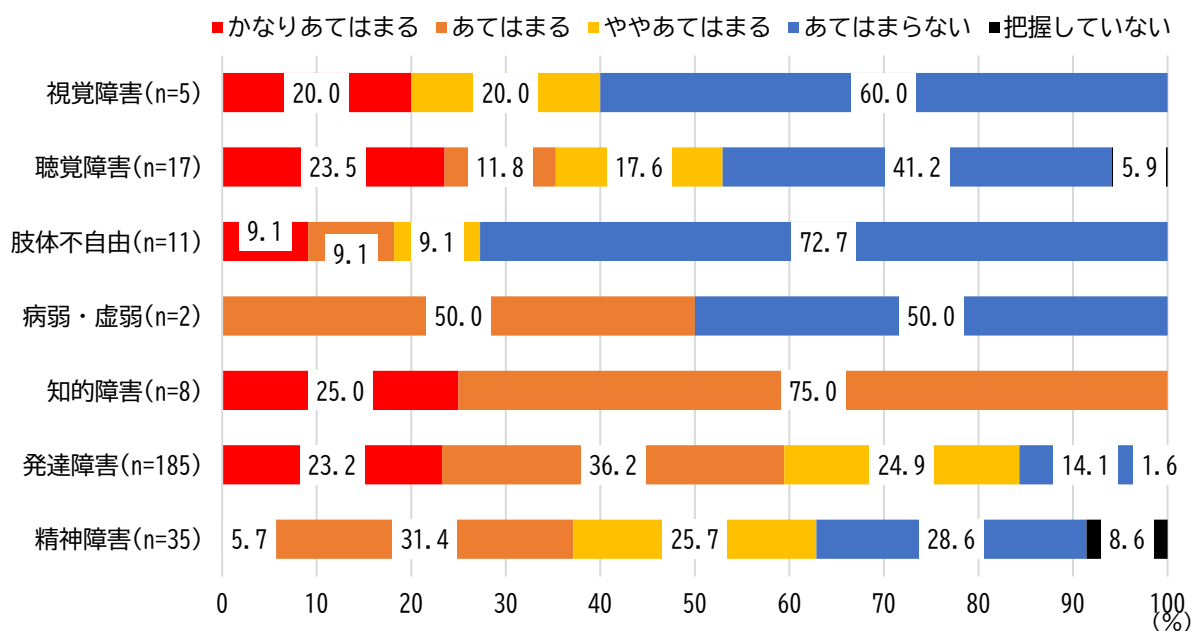


図 2-1-17-⑪ 相手の意図を正しく理解することが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

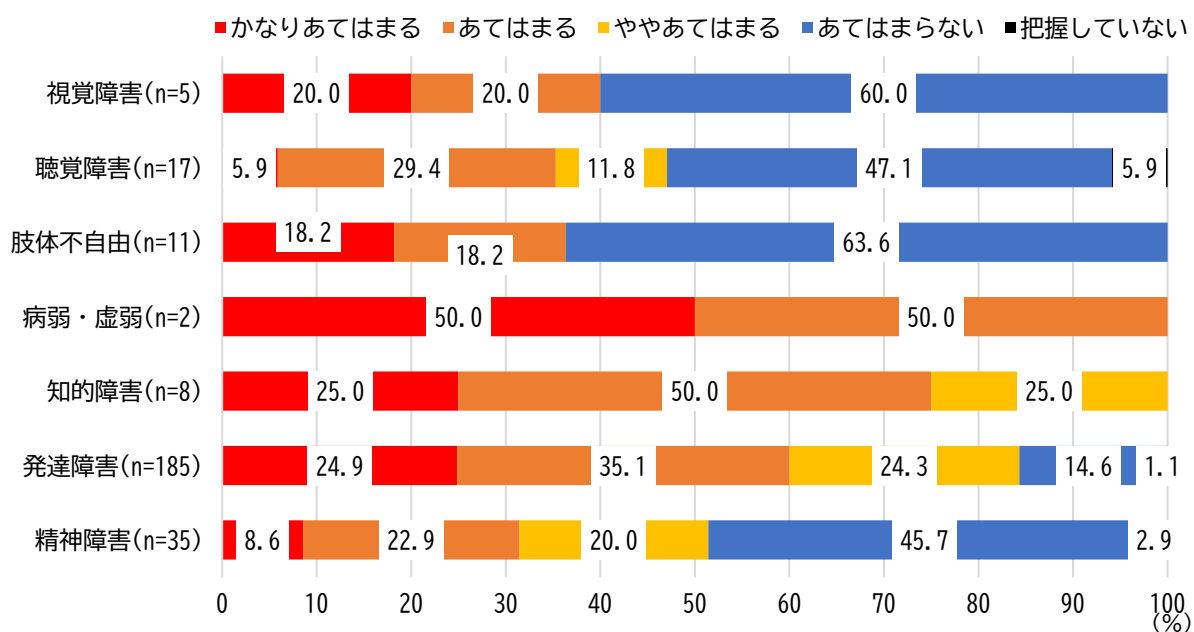


図 2-1-17-⑫ 自分の意志や考えを伝えることが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

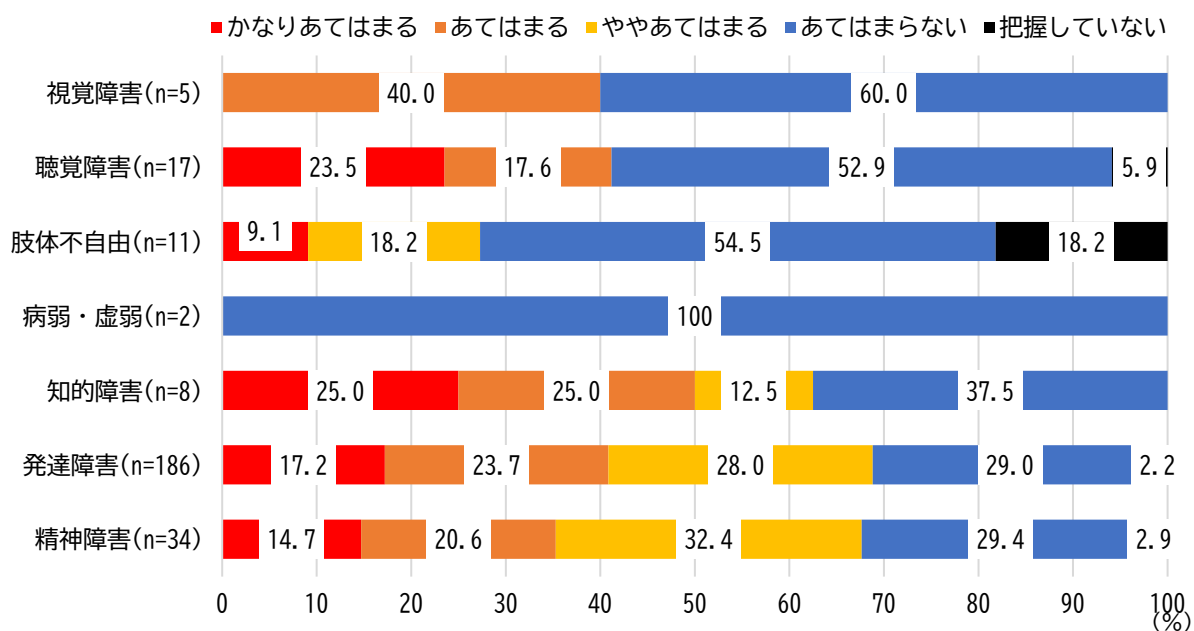


図 2-1-17-⑬ 他者の意見や指摘を受け入れることが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

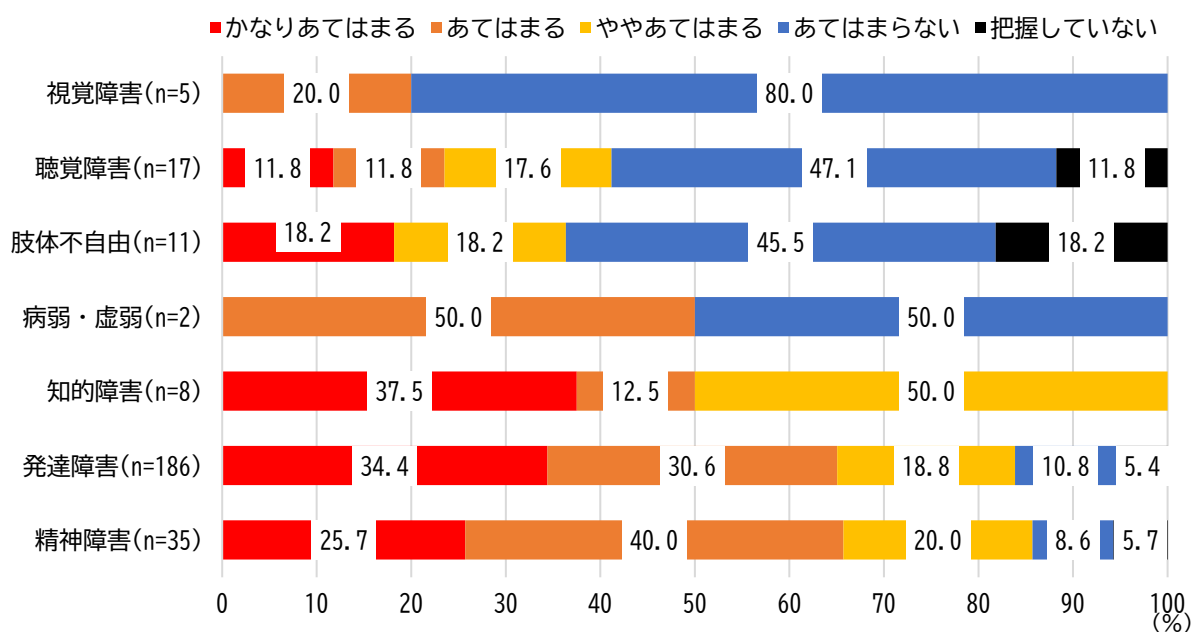


図 2-1-17-⑭ 他者とストレスなく過ごすことが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

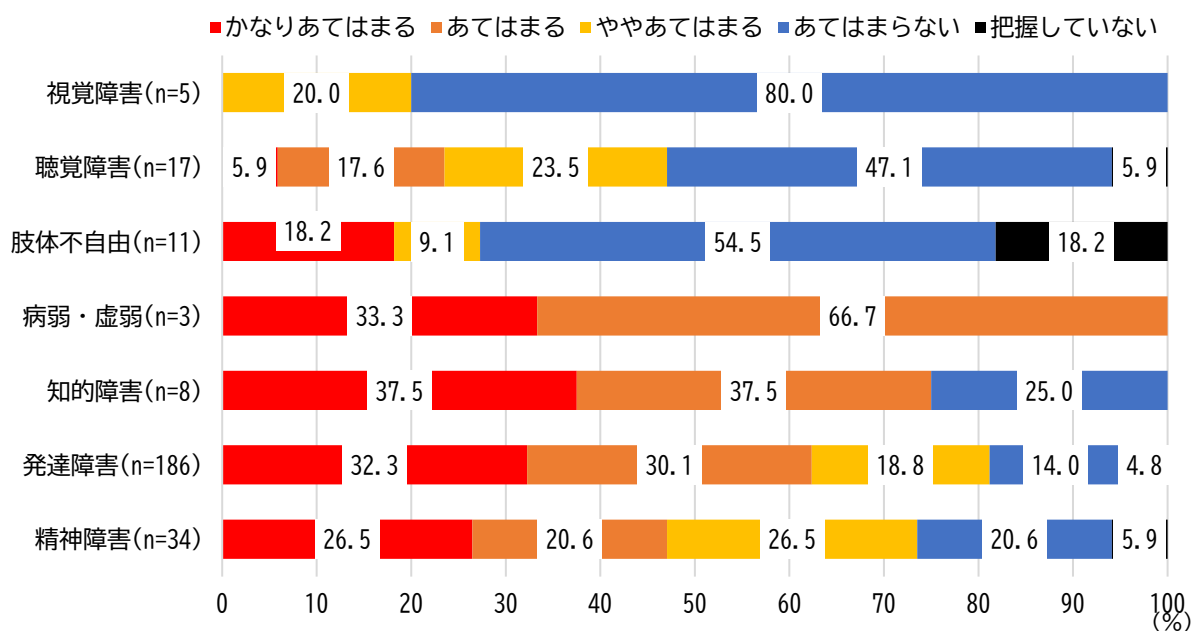


図 2 - 1 - 1 7 - ⑮ 他者に協力を求めたり働きかけたりすることが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

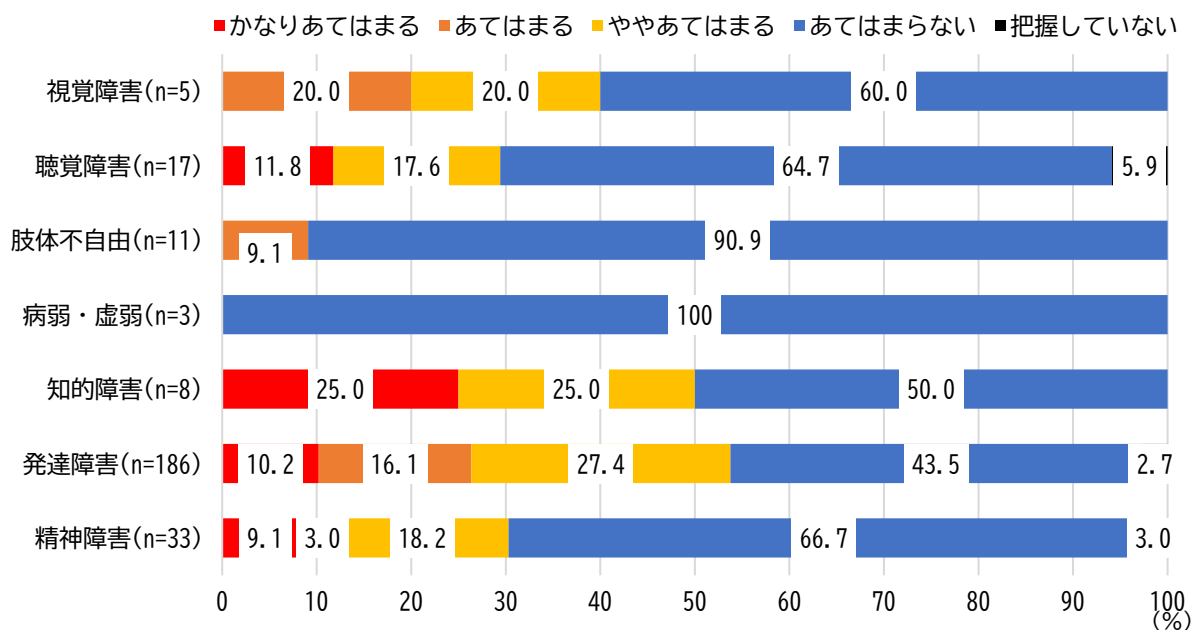


図 2 - 1 - 1 7 - ⑯ ルールを理解し守ることが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

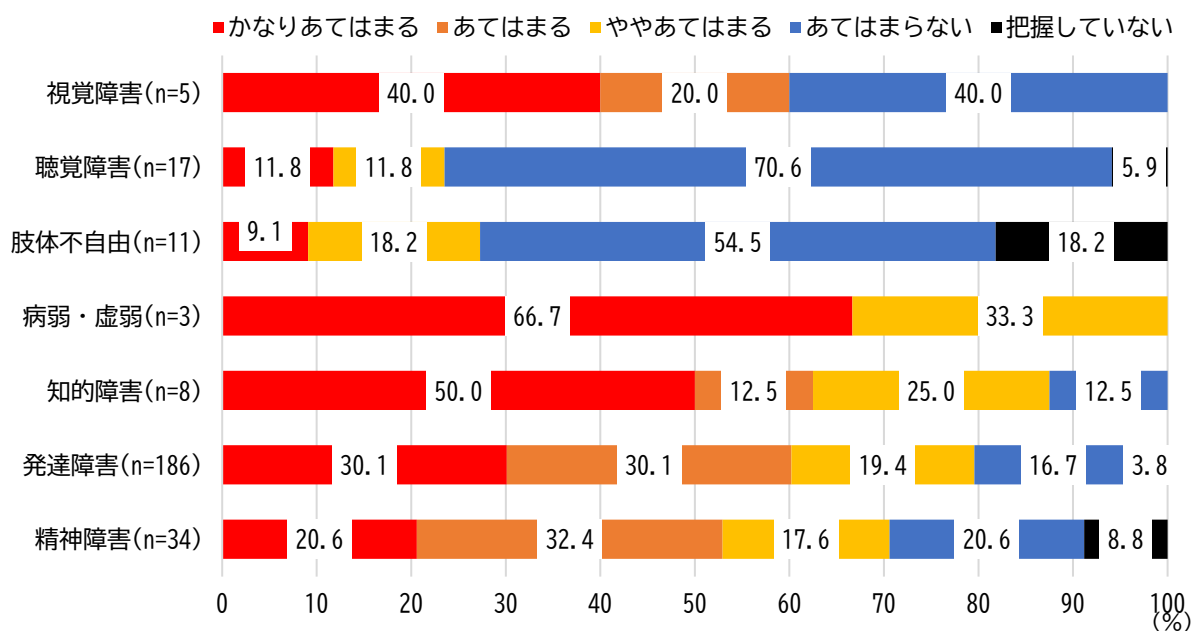


図 2-1-17-⑪ 期待された通り作業や課題に取り組むことが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

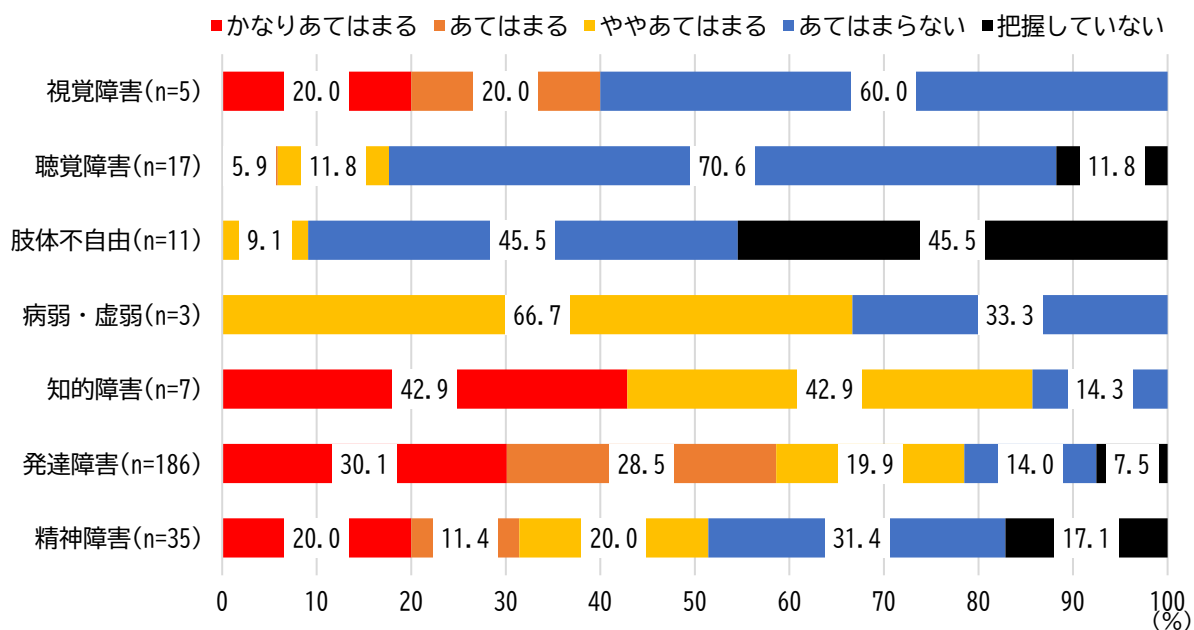


図 2-1-17-⑫ 順序だてて作業や課題に取り組むことが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

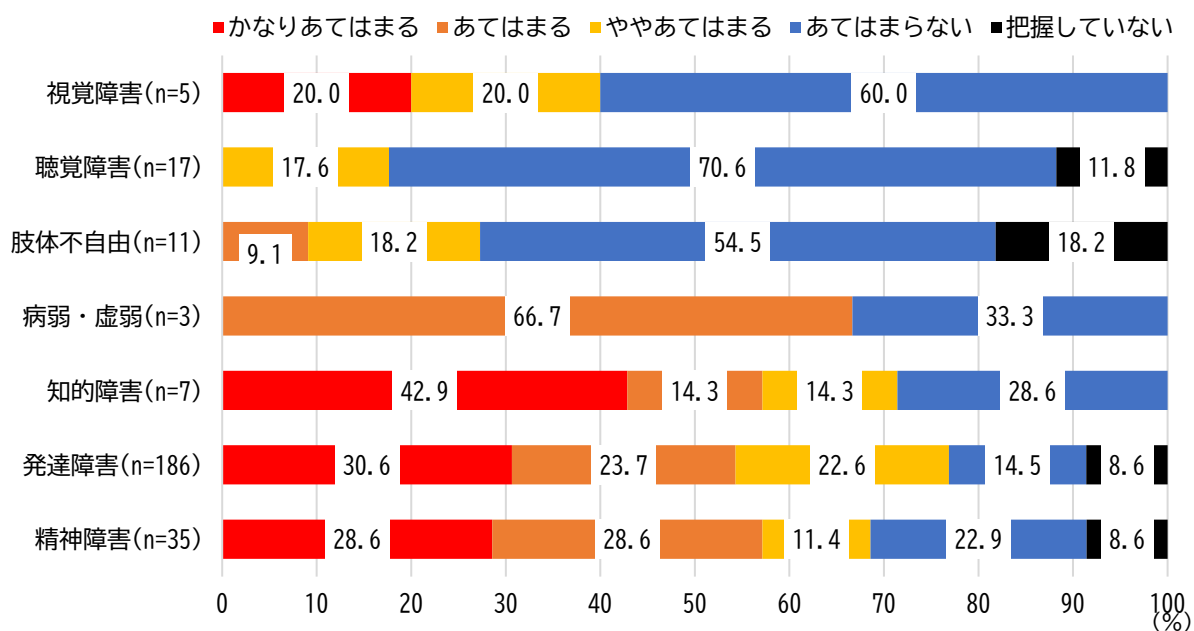


図 2-1-17-⑱ 指定された時間内に作業や課題を終えることが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

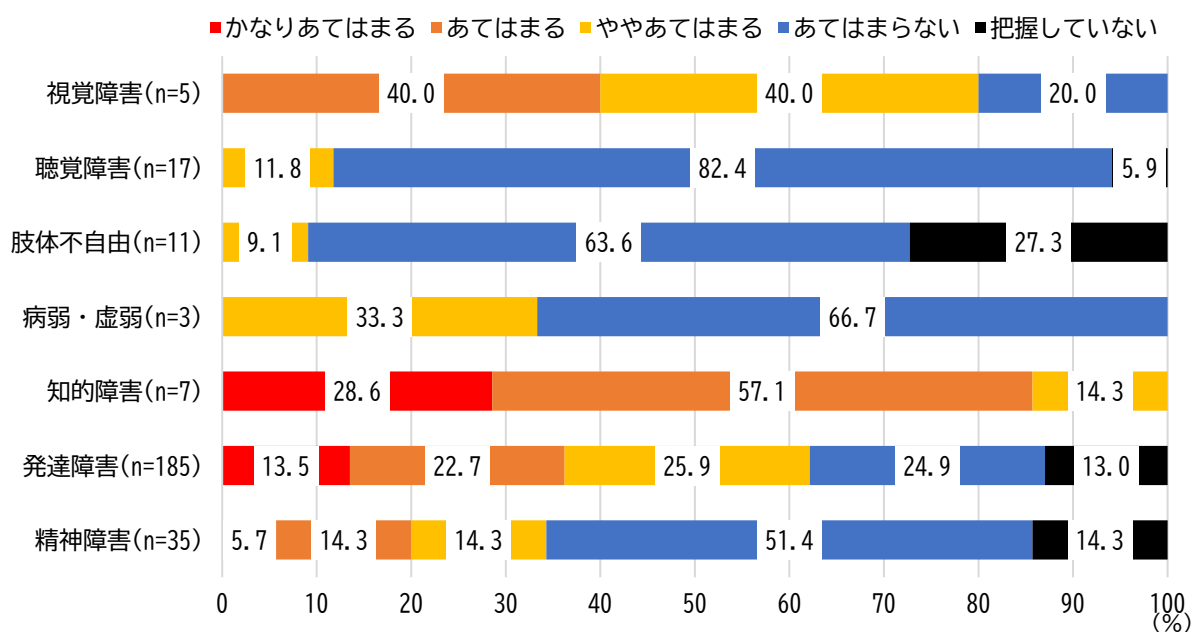


図 2-1-17-⑳ 正確に作業や課題を遂行することが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

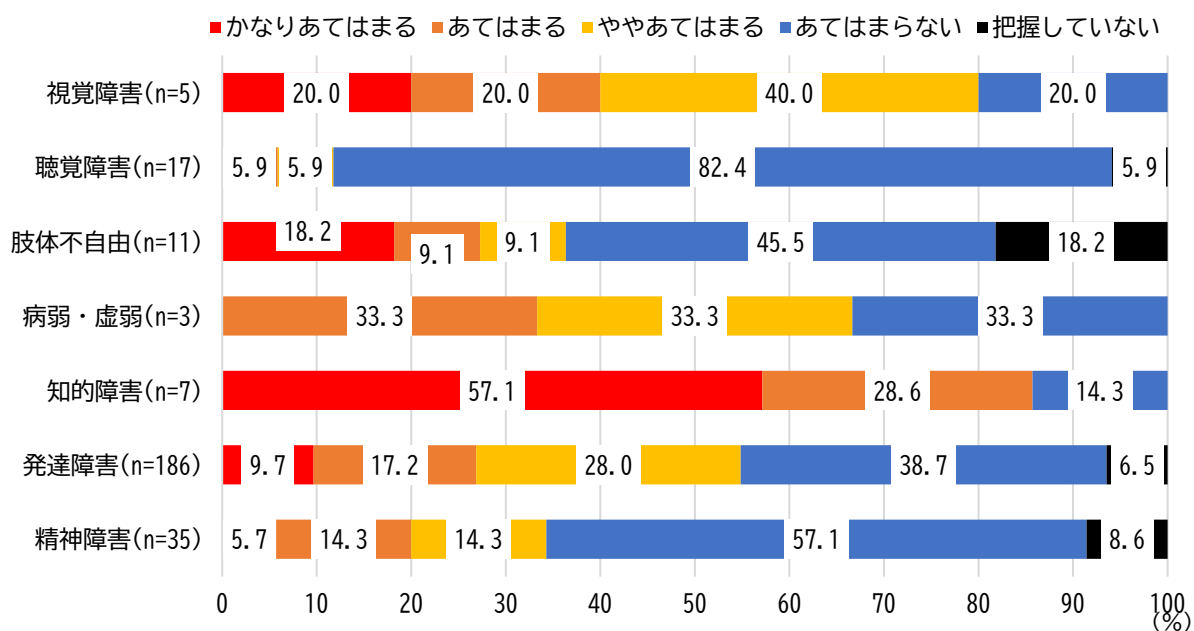


図 2-1-17-㉑ 一人で作業や課題に取り組むことが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

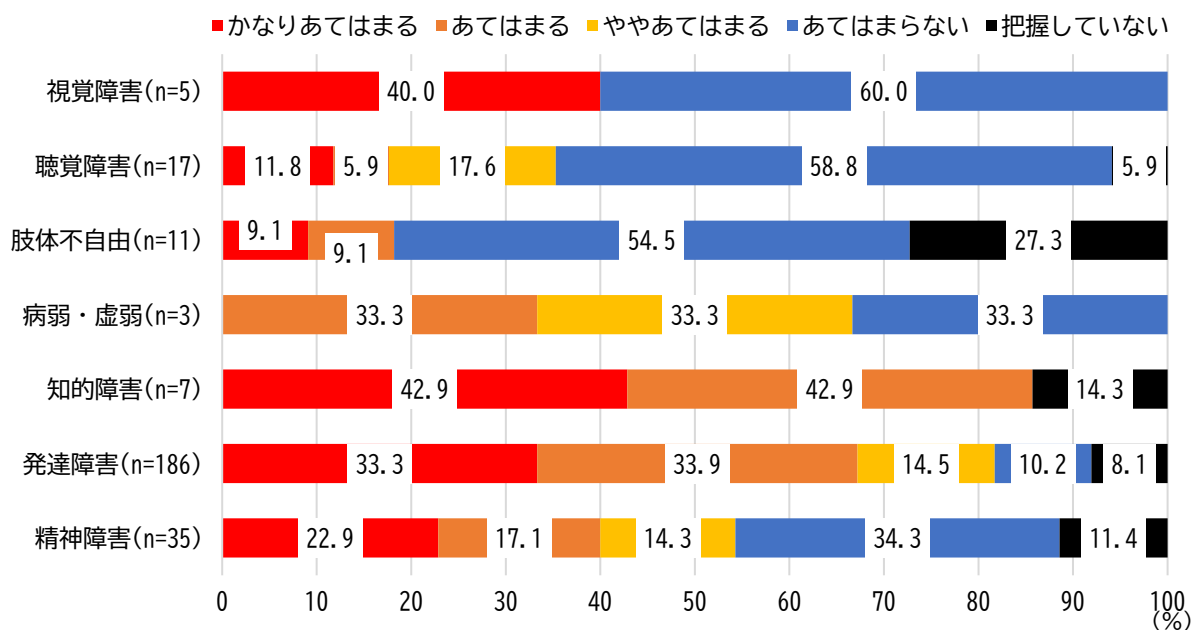


図 2-1-17-㉒ 臨機応変に対応することが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

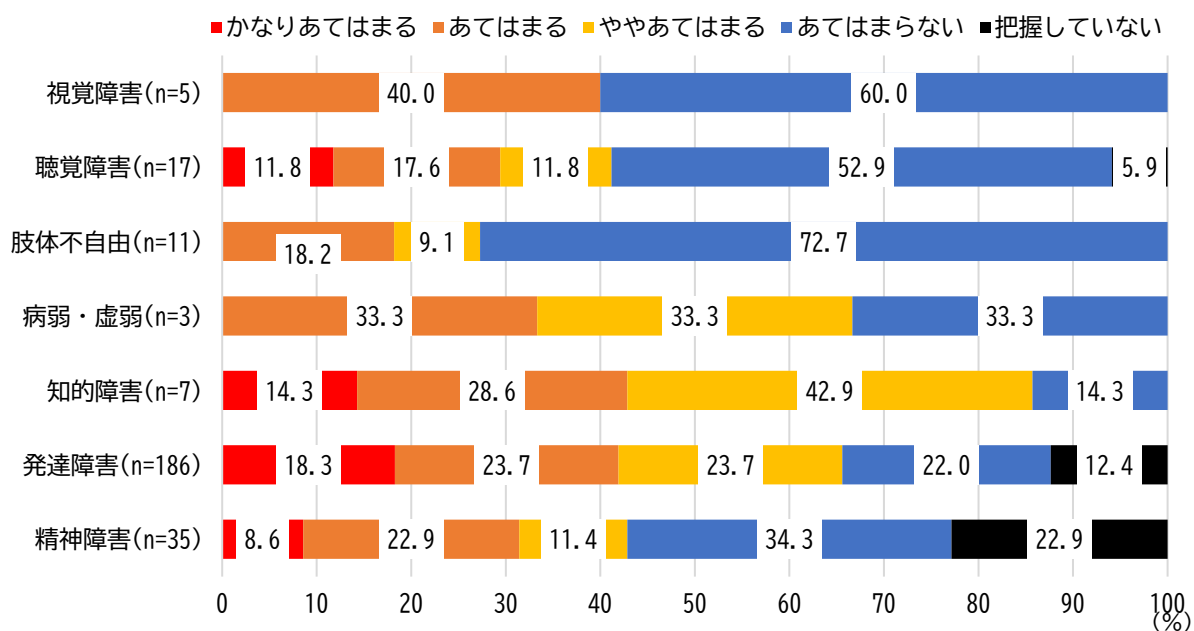


図 2-1-17-㉓ 自己の立場や役割を理解して行動することが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

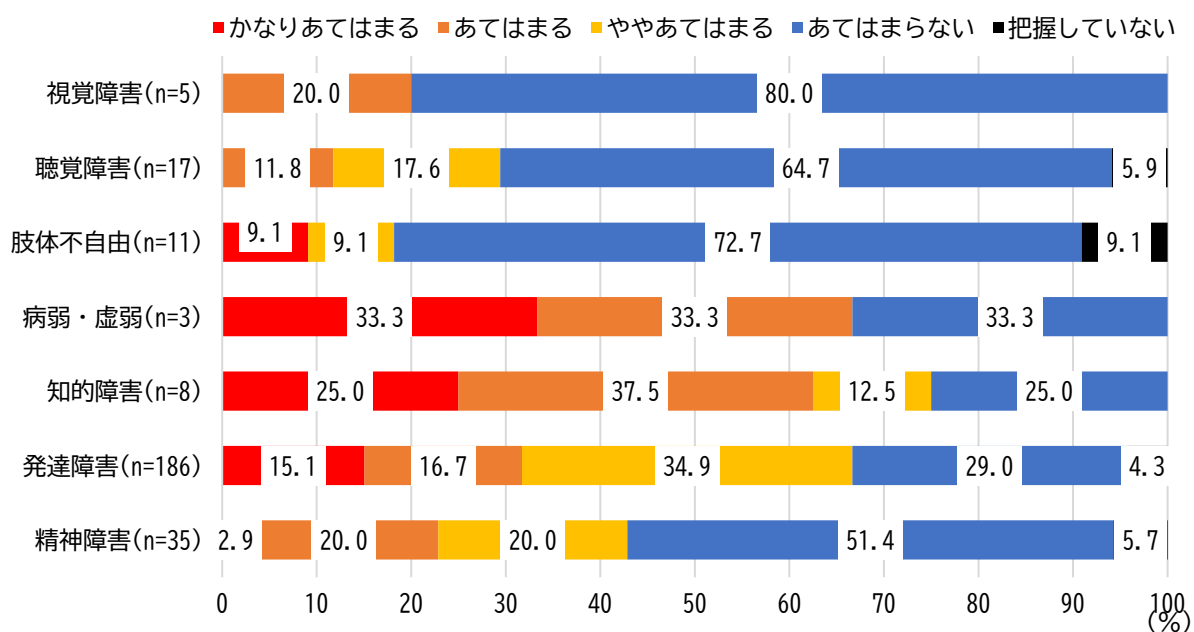


図 2-1-17-㉔ 主体的に行動することが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

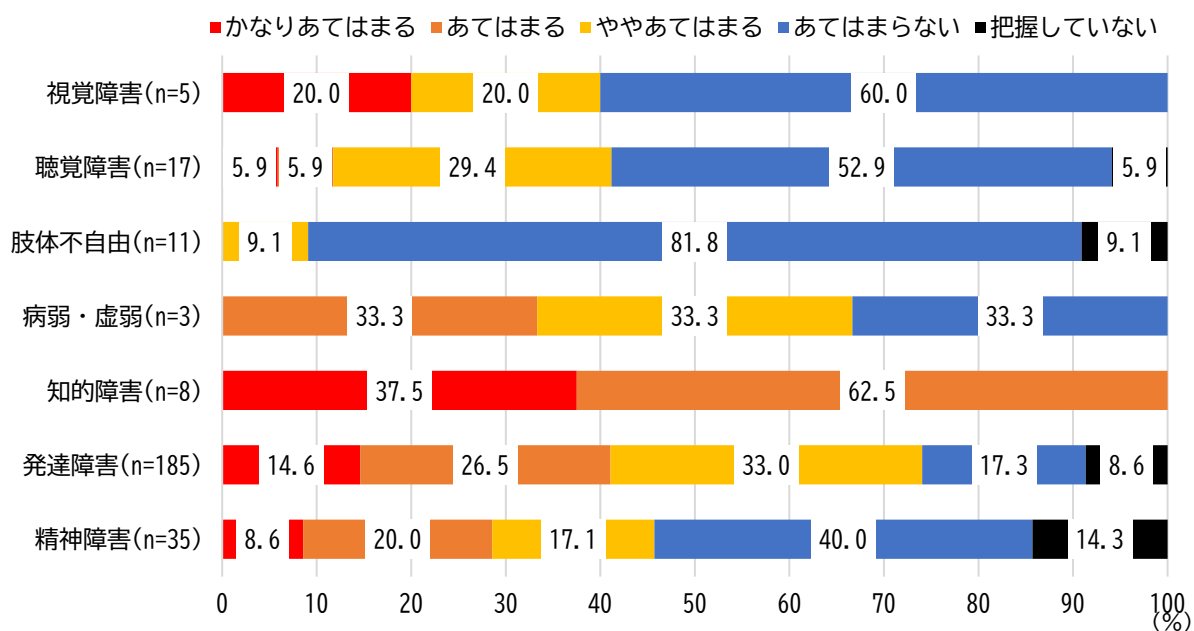


図 2 - 1 - 1 7 - ㉕ 物事の本質や原因を理解した上で課題に取り組むことが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

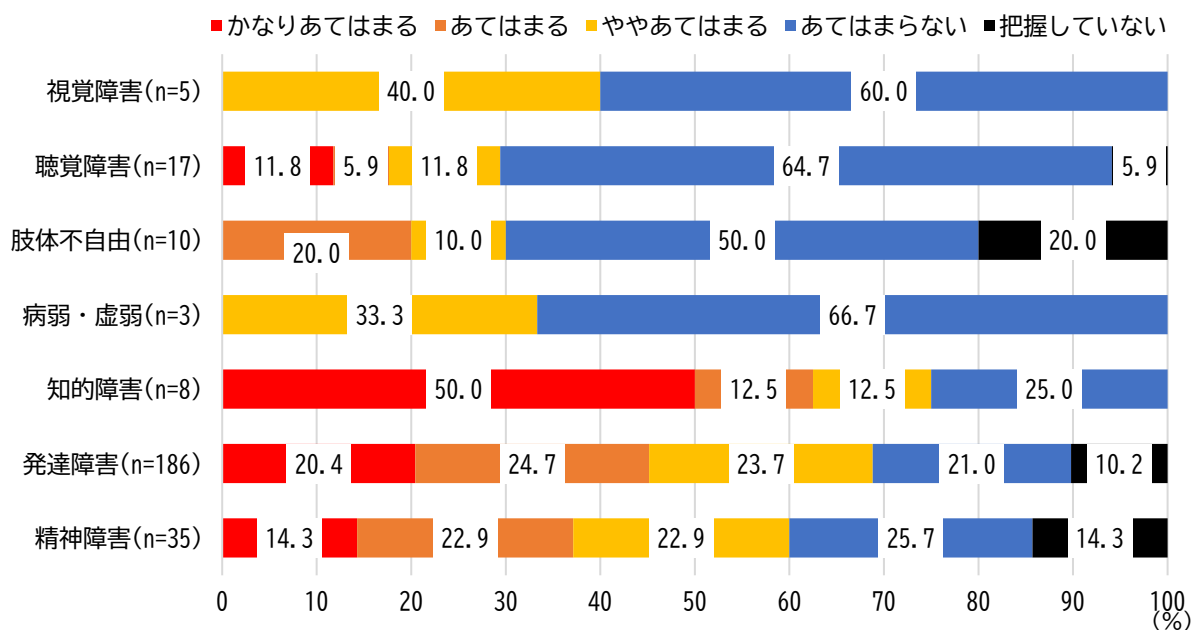


図 2 - 1 - 1 7 - ㉖ 物事を前向きに考え取り組むことが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

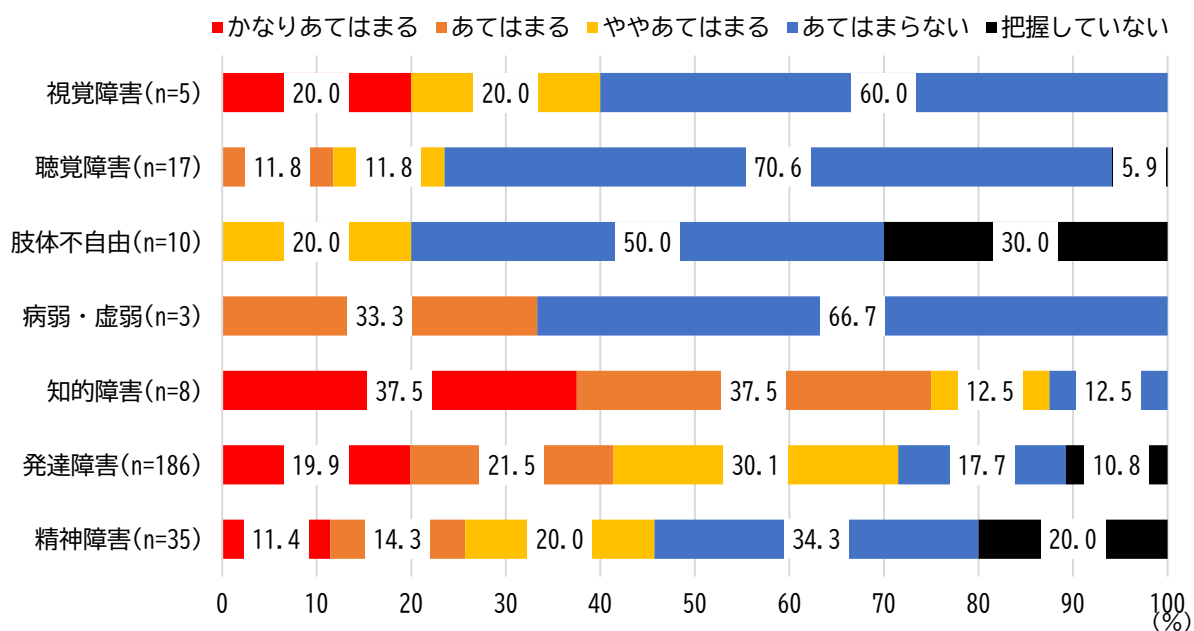


図 2-1-17-⑳ 新たな発想を実現させるための方法を考え、取り組むことが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

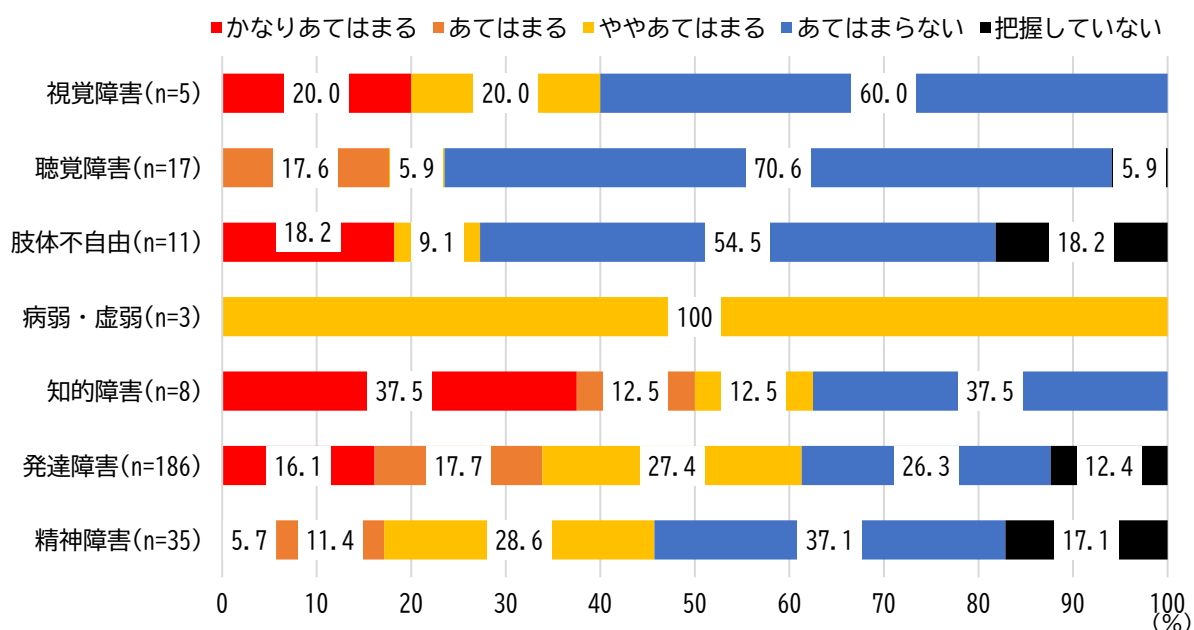


図 2-1-17-㉑ 自分の能力向上を目指して取り組むことが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

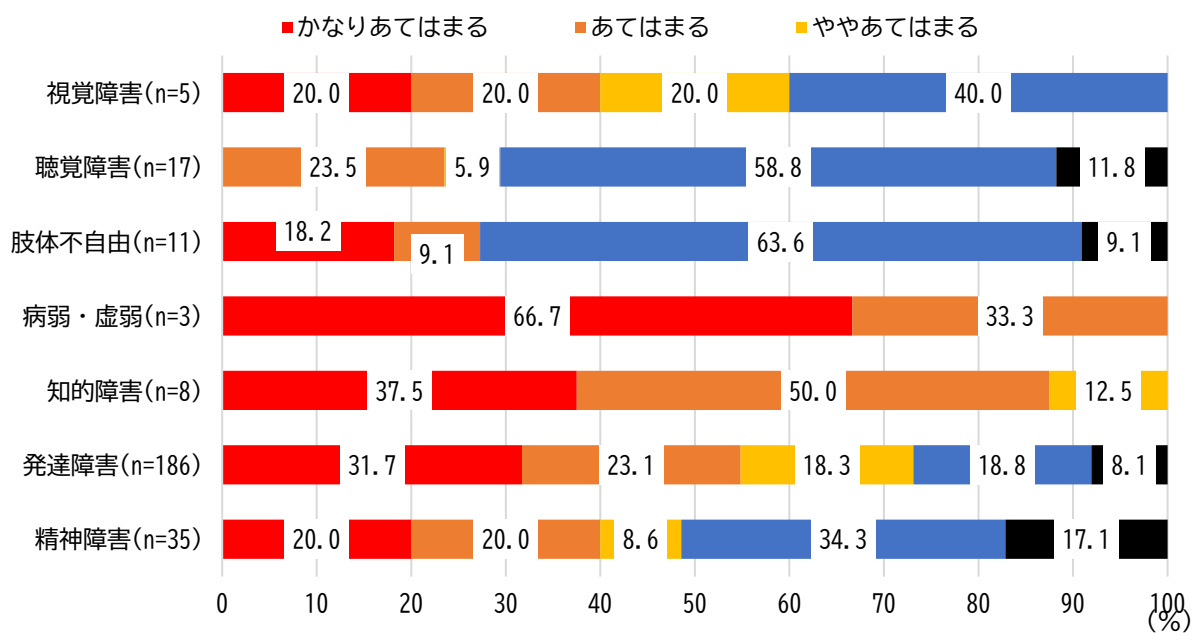


図 2 - 1 - 1 7 - ㊹ 自分のキャリア形成について選択・決定することが難しい
／選定した学生の各状態による適応困難度

(3) 高等学校への期待

①高等学校段階までに必要であった支援

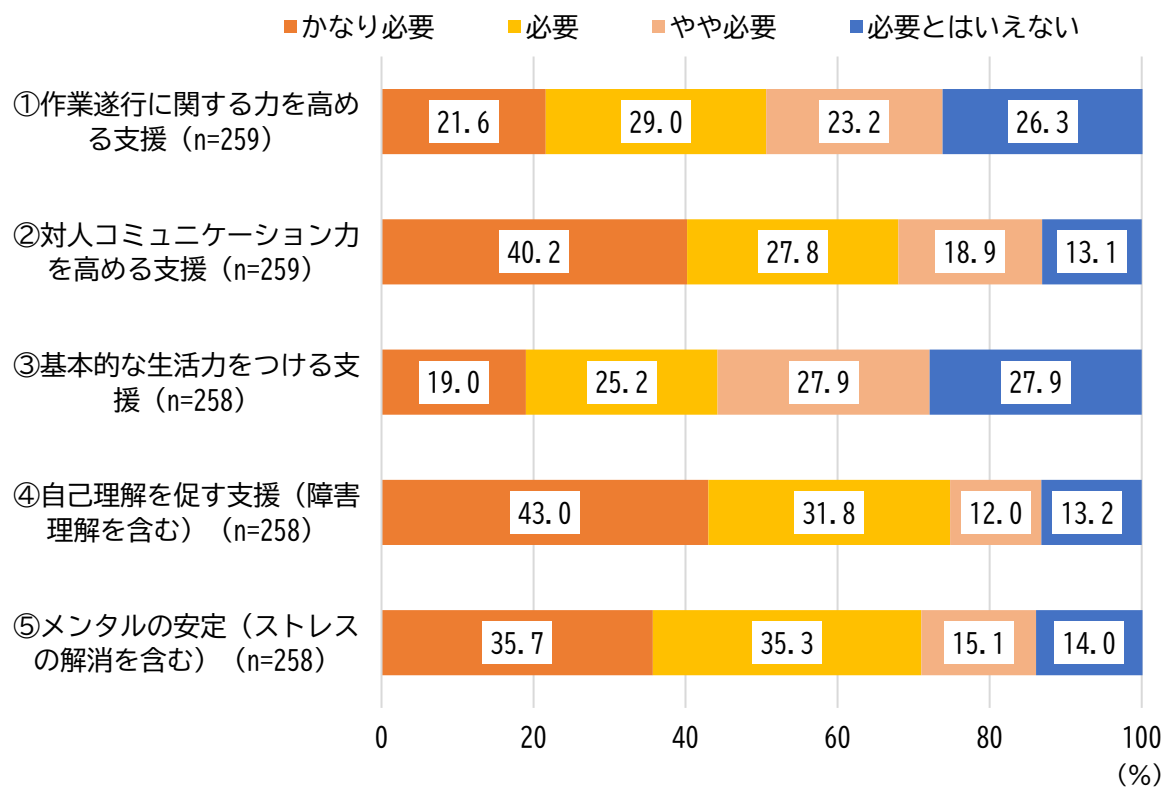


図 2 - 1 - 1 8 選定した学生に対し高等学校段階までに必要であった支援

* 障害種全体

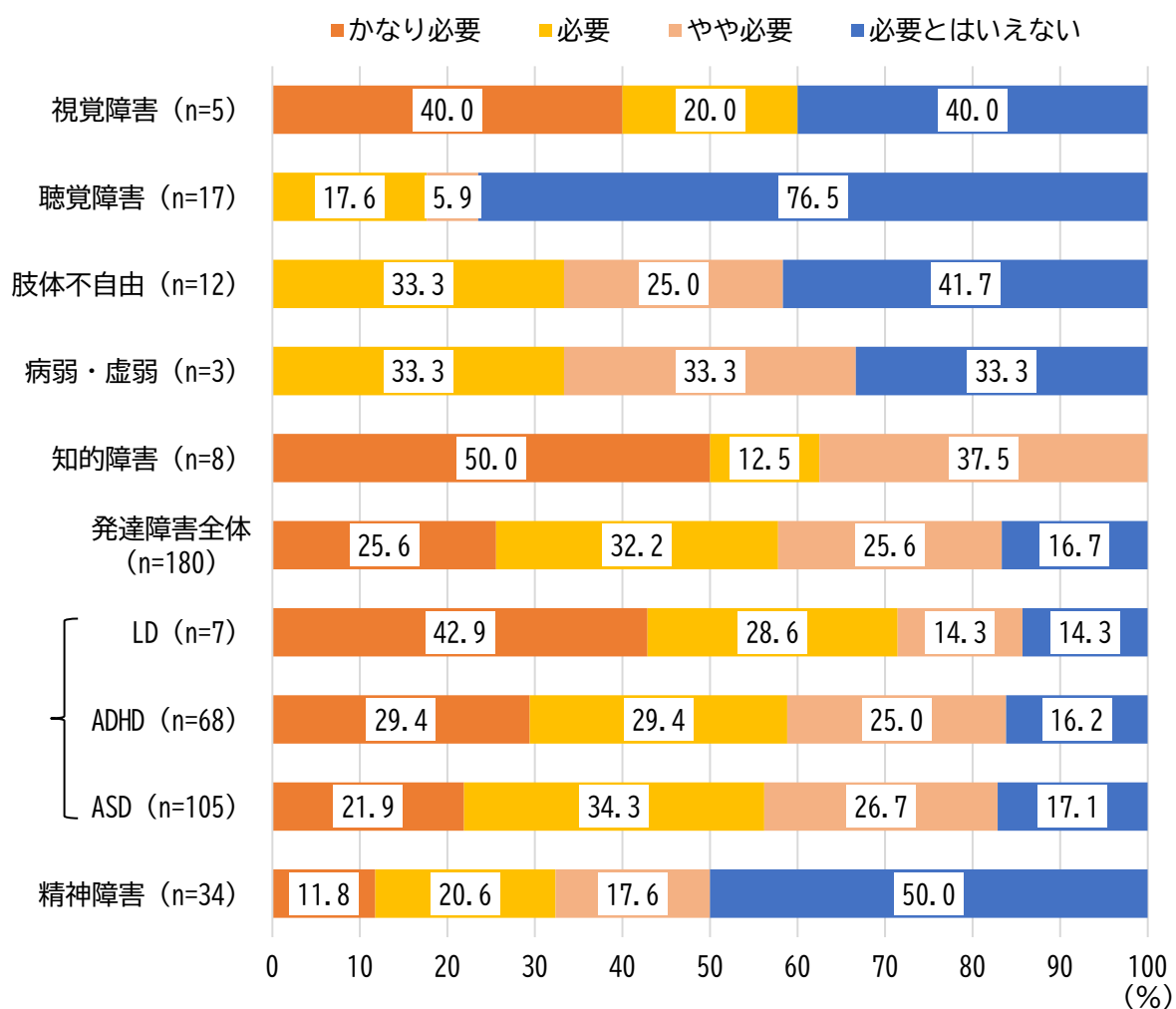


図 2-1-19-① 作業遂行に関する力を高める支援
 ／選定した学生に対し高等学校段階までに必要であった支援

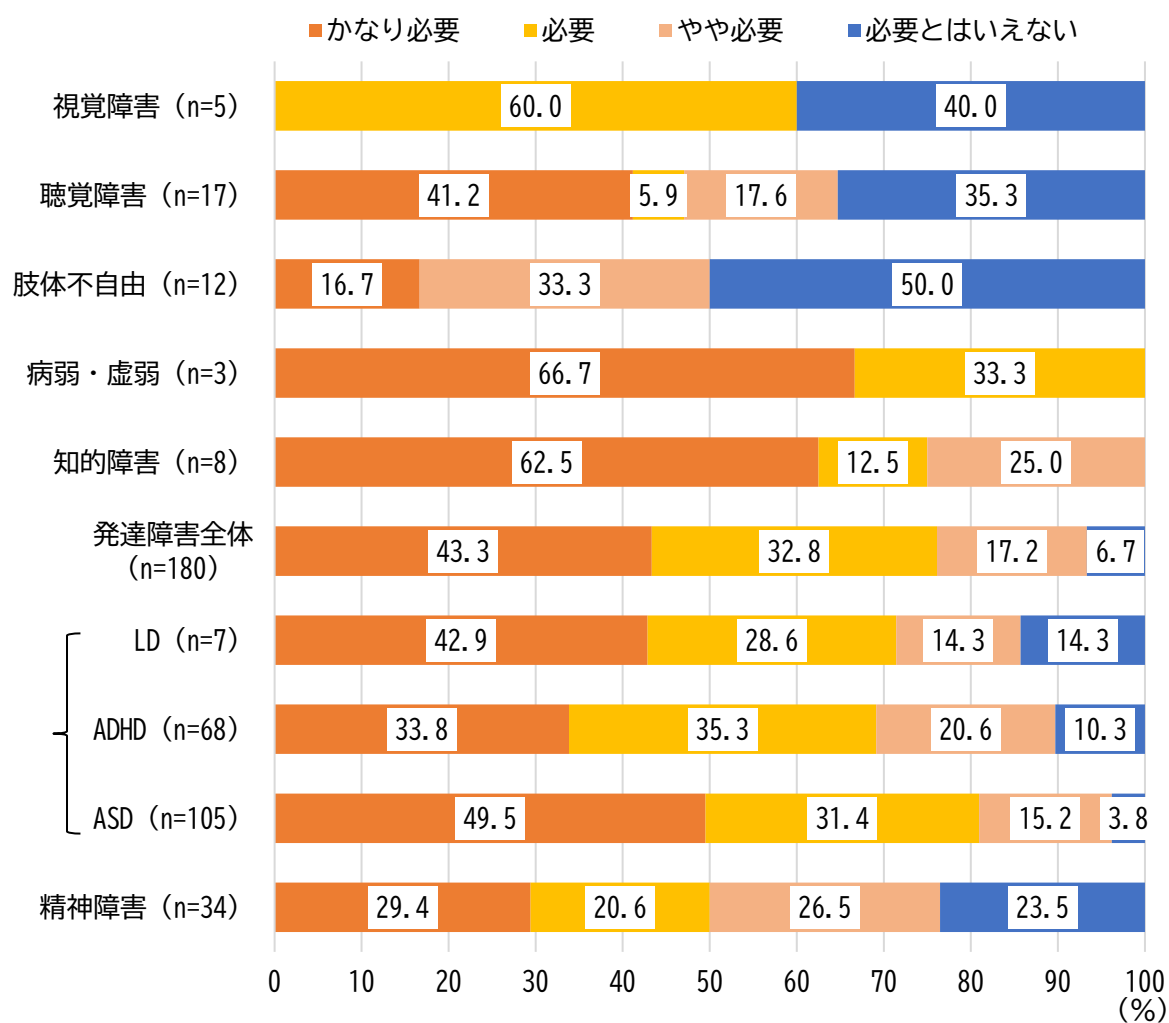


図 2-1-19-② 対人コミュニケーション力を高める支援
 ／選定した学生に対し高等学校段階までに必要であった支援

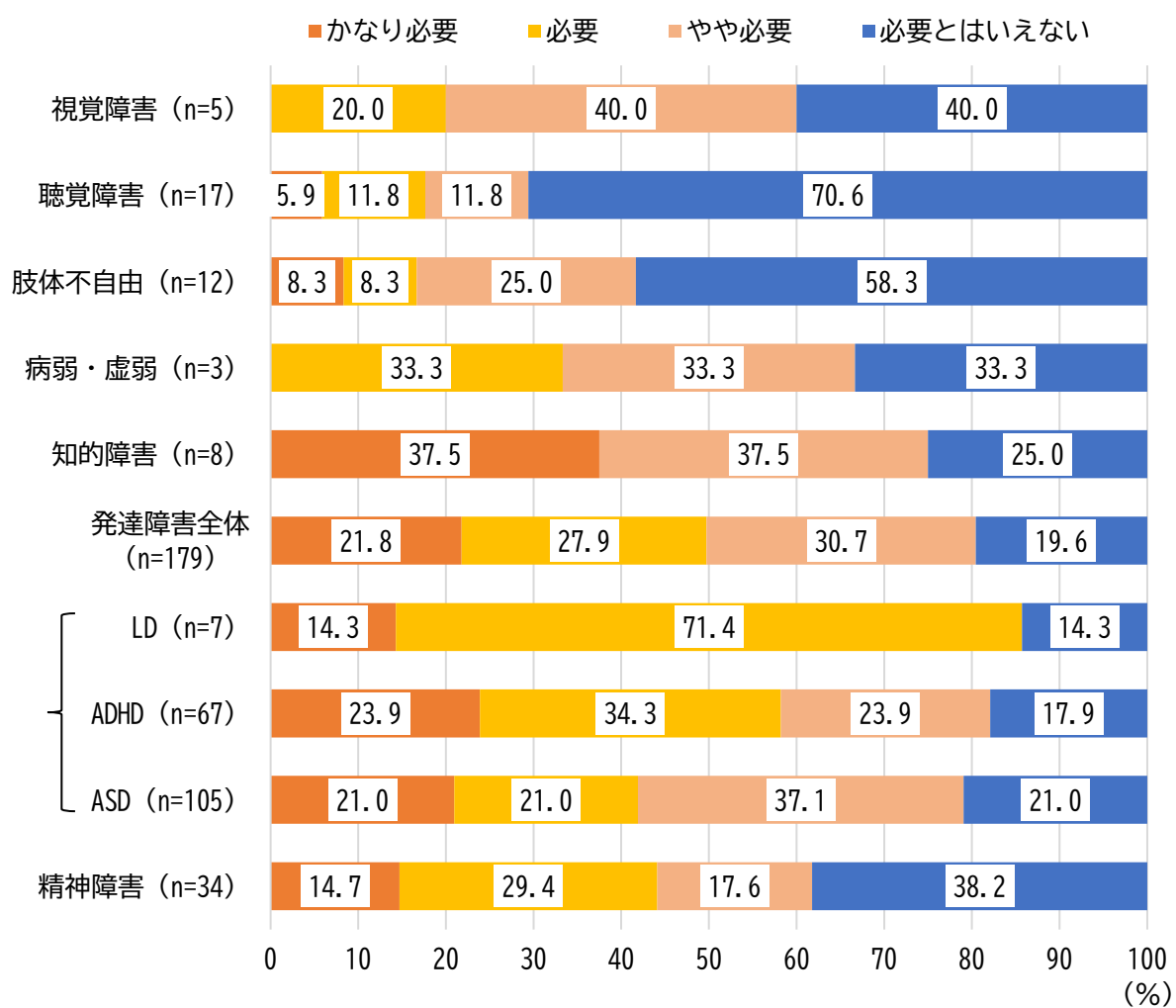


図 2-1-19-③ 基本的な生活力をつける支援
 ／選定した学生に対し高等学校段階までに必要であった支援

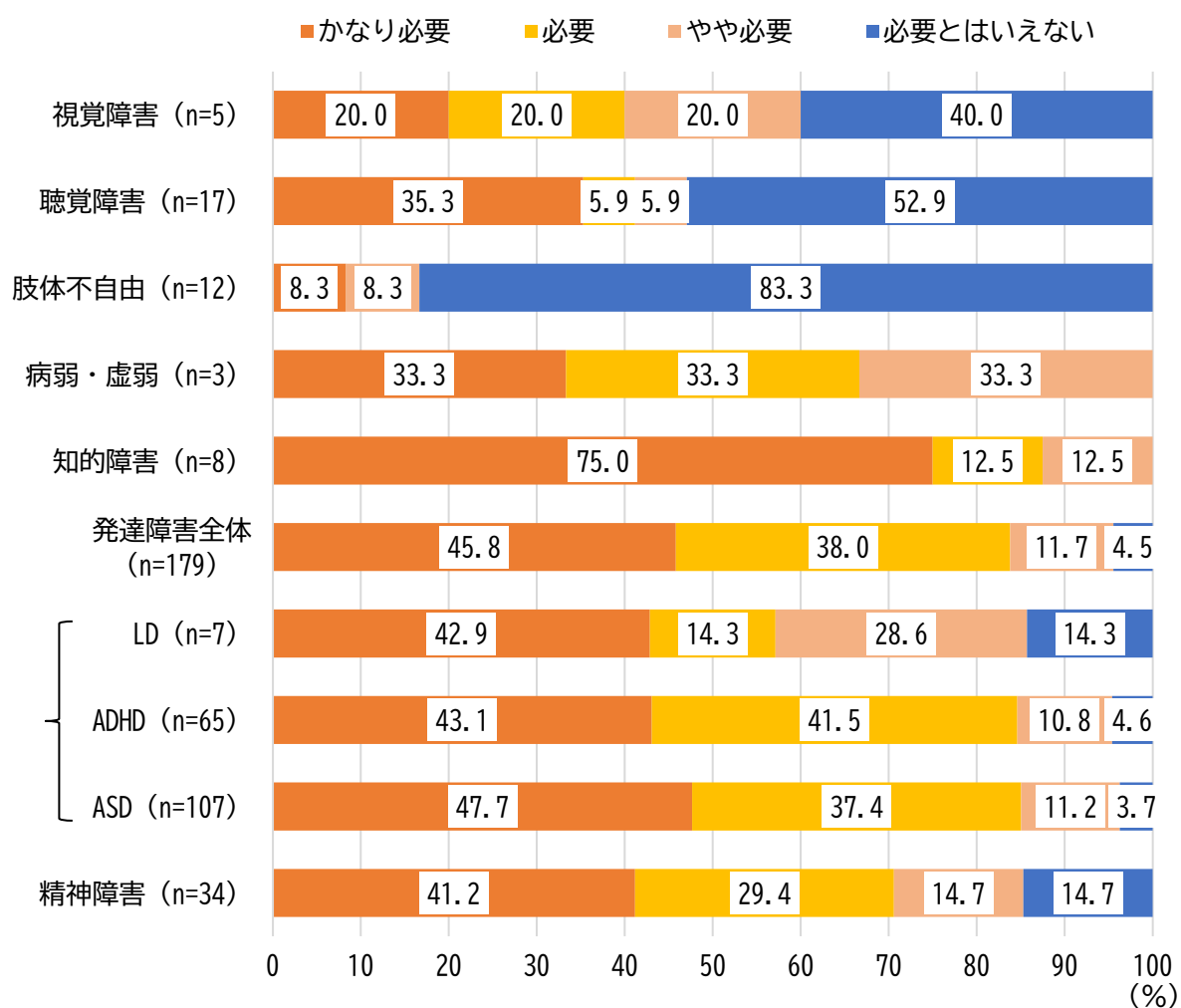


図 2-1-19-④ 自己理解を促す支援（障害理解を含む）
 ／選定した学生に対し高等学校段階までに必要であった支援

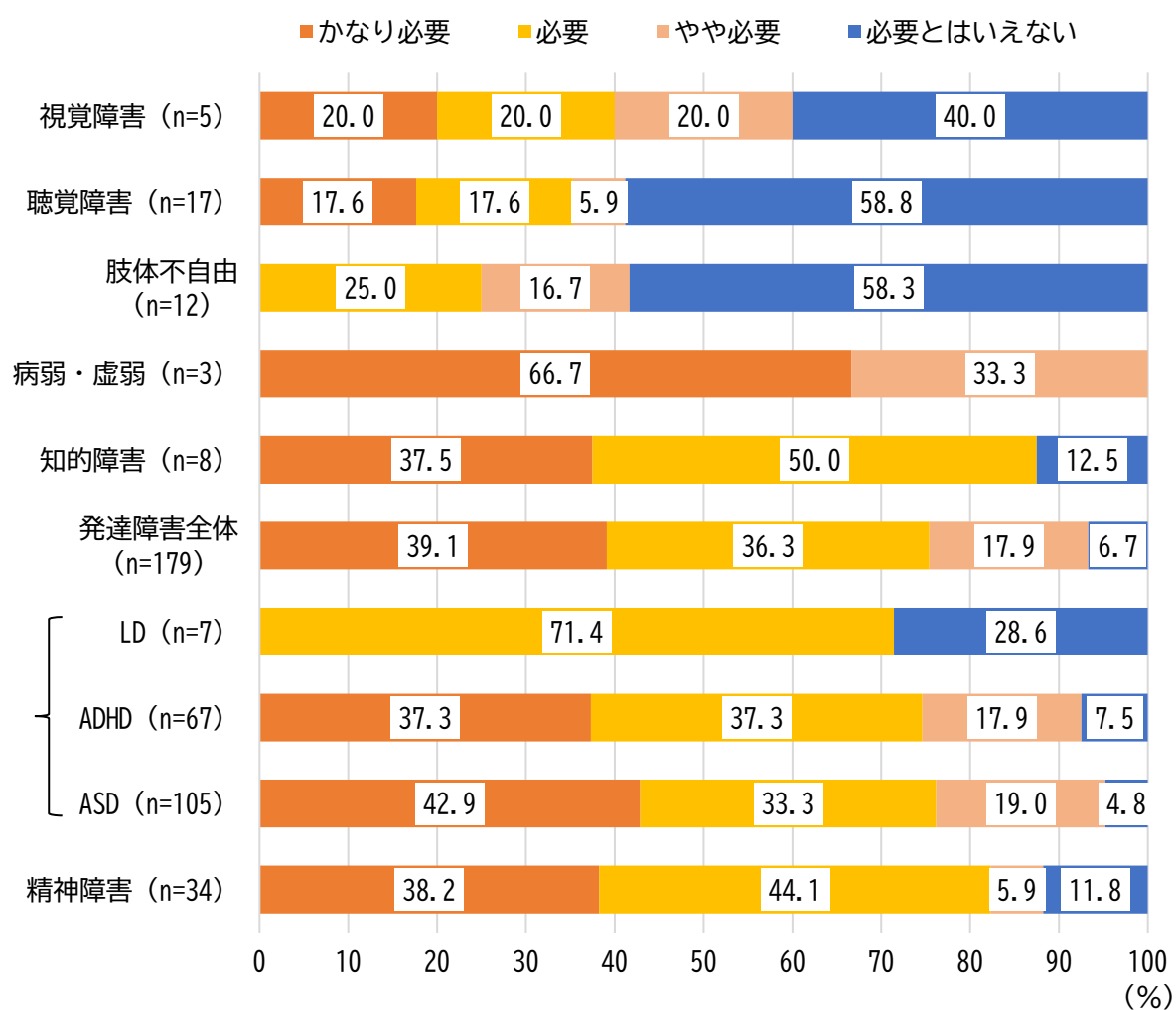


図 2-1-19-⑤ メンタルの安定（ストレス解消を含む）
 ／選定した学生に対し高等学校段階までに必要であった支援

②高等学校への進路指導の期待

表 2-1-1 高等学校への進路指導の期待 (n=196) * 障害種全体

カテゴリ	定義	記載例	件数
生徒の特性や希望を踏まえた進路指導／生徒の自己理解(特性・適性)を促す指導・支援	生徒の特性や適性等の自己理解を促す指導・支援に関すること	●生徒の進路を決定するだけでなく、十分に自己理解を促してほしい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【公立大学・キャリアセンター】 ●「できること・できないこと」を自分でしっかり説明できるように準備をさせた上で、障害があるからといってあきらめるのではなく、主体的に配慮を求めながらチャレンジできるように促してほしい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリアセンター】 ●ご自身で特性や症状・状態を自覚し、理解し、説明できるようにすることと、どのような配慮を要請したいのを述べられるように、ご指導いただきたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【国立大学・障害学生支援室】	118
生徒の特性や希望を踏まえた進路指導／大学のカリキュラム等の理解	生徒の大学のカリキュラム、授業内容等についての理解を促す指導・支援に関すること	●大学で受けることのできる支援内容をリーフレット等で確認してから受験させていただきたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【公立大学・障害学生支援室】 ●通学や学内の移動ができるかなど、実際に来学し体験をするなど、早めに情報収集や相談をして受験を決めてほしい。(肢体不自由)【私立大学・障害学生支援室】 ●志望する学科が行う授業カリキュラムについてできるだけ知る努力をするよう指導していただきたい。実験・実習の有無等も併せて自身の障害や体調を考慮し、具体的な大学生活のプランを考えられるような機会を設けていただきたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生課】	80
生徒の特性や希望を踏まえた進路指導／自己理解に基づくキャリア形成支援	生徒の特性や希望、適性を考慮したキャリア形成を促す指導・支援に関すること	●職業に対する認識が甘く、専門職を勧めるところがあり本人がとても困っています。高校時代に職場体験等で職業に対する理解を深めていただけると良いかと思います。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリアセンター】 ●主障害のみでなく、認知面での適切な評価を合わせた進路指導であって欲しい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・障害学生支援室】 ●事前に生徒の志望する大学の進路・就職支援の体制を確認いただき、本人や保護者が納得して入学して頂きたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリアセンター】	60
生徒の特性や希望を踏まえた進路指導／適性に応じた学部・学科等の理解	生徒の特性や希望、適性に合った学部・学科選択を促す指導・支援に関すること	●特別支援学校から入学した病弱・虚弱の学生は、進路の目標を持って入学したが、途中で進路が変わったようだった。特別支援学校と大学とのギャップもあったように感じる。複数回オープンキャンパスに来て、学校生活や授業のイメージを持ってもらい、同年齢の学生との人間関係についての指導を期待します。(病弱・虚弱)【私立大学・学務部学生支援担当】 ●障害のある生徒(そのご家族)にとって大学に進学することが最良の選択であるかどうかの判断をしっかりと行い、進路選択の提供をして欲しい。本学においては専門職を養成する学科が多いため、実習で評価が得られない等により学生自身が自己効力感を喪失してしまい、より障害の程度が悪くなるケースが少なからずあるため。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリア	58

カテゴリ	定義	記載例	件数
		センター】 ●大学の専門性やカリキュラムと、障害特性との兼ね合いの検討。【国立大学・障害学生支援室】	
大学に関する基礎理解を促す指導・支援／支援窓口等の理解	入学後の配慮要請に向けた手続きや相談窓口等に関する情報提供に関すること	●困ったことがあった時に、自ら相談に行くことができるよう、大学の支援部署等について知らせておいてもらいたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【国立大学・障害学生支援室】 ●肢体不自由については、設備内容が異なるため、必要とする支援を大学へ申し出るよう指導することを期待する。(肢体不自由)【私立大学・学生相談室】 ●気づく力、自分の言葉で相談する力、支援を活用する力を養って頂きたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリアセンター】	40
大学に関する基礎理解を促す指導・支援／学生生活等の理解	主体的に大学生活を送るために必要な助言や情報提供等に関すること	●学生の障害種別に関係なく、高校までの支援体制とは全く違い、自らがどう工夫して、大学生活をおくっていくのか、具体的なイメージを持ってもらうと幸いです。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・障害学生支援室】 ●各障害とも高校では入試までの指導はされるが、大学入学後の学生生活についてまで話し合われているケースは少ない。大学入学後の生活についても予め考えておいてもらいたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生部】 ●大学で特に一人暮らしをする場合は、修学支援だけでなく生活支援も必要となることがある。福祉サービスや地域リソースの活用についても低年齢時から経験しておくことが望ましいと考えている。(身体障害・知的障害・精神障害等)【国立大学・障害学生支援室】	21
大学に関する基礎理解を促す指導・支援／大学の支援制度等	大学が提供する支援や配慮等の事前の確認や情報提供に関すること	●生徒自身が特性について説明できるように支援して頂きたい。入試を受ける段階で、入試窓口へ相談して頂き、期待される支援が受けられるか確認して頂きたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリアセンター】 ●保護者・本人にオープンキャンパスに参加させていただいて、本学の支援で十分なのか、ご相談いただきたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリアセンター】 ●外部実習に行かないと卒業できない学科もあるので、受験前に受入れが可能か問い合わせをしていただきたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生支援室】	7
大学に関する基礎理解を促す指導・支援／福祉サービス等	さまざまな支援の確保や福祉サービスの利用等の情報提供や準備に関すること	●肢体不自由障害については介助者支援の確保を期待する。(肢体不自由)【私立大学・障害学生支援室】 ●介助を必要とする重度の肢体不自由の学生の場合、日常生活および学内でのトイレ利用等で障害福祉サービス利用が必要となるケースがある。制度そのものの存在を知らず、利用の準備もまったくないまま入学が決まると、入学までの短期間に通学できる体制整備が間に合わないことから、高等学校段階で福祉サービスに関する情報提供、障害支援区分の取得(準備)、ヘルパーの利用体験等をしてきてほしい。(肢体不自由)【国立大学・障害学生支援室】 ●高校時には、福祉サービスを利用していない生徒が多く、大学や大学卒業後の就学、進路、生活において、福祉サービスを利用することで、幅が広がるが多くある	5

カテゴリ	定義	記載例	件数
		ので、進路を考える際に、郊外の支援機関とも連携しながら進路指導することも有効であると思われる。(肢体不自由)【私立大学・障害学生支援室】	
連携による支援／保護者との連携	生徒の支援に向けた保護者の理解や、保護者との情報共有等の連携に関すること	●保護者との連携。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・障害学生支援室】 ●大学のオープンキャンパスなど高校生でも相談等できる機会を活用いただく。教員、保護者等も相談可能である。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生支援室】 ●特定の授業において、困難さがあった場合、どうしたらよいか当人や家族と相談し決定してほしい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生生活課】	45
連携による支援／関係機関との連携	就労支援機関等の関係機関との連携に関すること	●支援機関があれば、卒業後も利用できるかの確認と、できない場合の他機関への引き継ぎ。(精神障害)【私立大学・学生相談室】 ●関係機関、保護者などとの連携。(精神障害)【私立大学・障害学生支援室】 ●高校生の頃から支援機関や保護者との連携を密にされ、大学に入学されてからも就職意識を高く持つことができる指導を期待しています。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリアセンター】	14
連携による支援／医療機関との連携	治療・相談・診断書の発行等の医療機関と連携した支援に関すること	●本人の希望が進路に合っているか、合っているなら主治医と連携して必要な準備をする。(精神障害)【私立大学・学生相談室】 ●”主治医”をみつけること。(入学後、配慮申請のため手帳の提示や診断書の提出を求められることがある)(身体障害・知的障害・精神障害等)【国立大学・学修支援センター】 ●通院している場合は、継続支援をお願いしたい。(精神障害)【公立大学・学生相談室】	7
学校の支援体制の整備	教職員間での情報共有や校内の支援体制の整備による、生徒への適切な指導・支援の提供に関すること	●精神障害についても、発達障害と同様のチームを設置して欲しい。(精神障害)【私立大学・学生支援センター】 ●今後も連携・協力しながら、その学生の適性にあった支援を心掛けたいと考えております。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリアセンター】 ●どの障害種でも、大学の支援体制を確認して適切な進路指導をお願いしたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【公立大学・キャリアセンター】	24
大学卒業後の就職を見据えた進路指導	大学卒業後の就職を見据えた学部・学科の選択等につながる進路指導に関すること	●自己理解(障害理解ではなく自身の特性理解)・困難な状況での対処ストラテジーの獲得(コミュニケーション能力含)・自身の特性理解に基づく職業適性理解(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・障害学生支援委員会】 ●卒業後の自立に向けた支援の必要性の理解。障害者枠での求人が少ない現状である。大卒の資格(大学での学修)だけでは就職が難しいケースが多いので、ハローワーク、就労移行支援事業所、当事者団体や地域の相談窓口との連携が必要となることを理解していただく。(肢体不自由)【私立大学・障害学生支援室】 ●障害対象の就職先や支援事業の存在をこの時期から認知させておいてほしいです。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリアセンター】	20

カテゴリ	定義	記載例	件数
社会的スキルの習得を促す指導・支援	他者とのコミュニケーションや状況に応じた行動等、社会的スキルの習得に関する指導・支援に関すること	●働く上で必要となる力を学ぶとともに、自己理解を深め、今の自分に足りない力を把握する機会を高校でも提供していただけると、大学生活で足りない力を伸ばすことに繋がり、よりスムーズに働くことができるかと思います。(身体障害・知的障害・精神障害等)【国立大学・キャリアセンター】 ●入学するだけが大学ではないので、続けることの重要性・社会に出るための準備期間であること等についても指導をお願いしたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生支援センター学生支援課】 ●学生生活で必要とされる心理・社会・生活スキルの教授。(身体障害・知的障害・精神障害等)【公立大学・学生相談室】	15
自立に向けた指導・支援	自立に向けて必要となる知識や生活面等の力を育む指導・支援に関すること	●基本的な生活力を身に付けることについての教育。(精神障害)【私立大学・キャリアセンター】 ●本人の理解(自立に向けた)を行ってほしい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリアセンター】 ●日常の介助については、出来かねるので、授業以外の学生生活については、ひとりでできるようにして欲しい。(身体障害)【私立大学・学生相談室】	15
教員の特性理解	生徒や保護者に対して適切な支援を提供するために、特性への理解や必要な環境の整備等の教員への期待に関すること	●健常者のふりをして真似していれば差別されない、健常者と同じようにふるまえばいい、など本人が適切な支援要請するのを妨げる指導はやめてほしい。(聴覚障害・知的障害)【私立大学・障害学生支援室】 ●教職員への精神障害学生への対応リテラシー向上。(精神障害)【私立大学・学生相談室】 ●大学に入学したからといって、すべての学生が資格や免許を取れるわけではない。一定の単位や実習などが必要で、障害のために取得が困難な場合も大いにあり得ることを高校側も進路指導の際に理解して指導にあたってほしい。(発達障害)【私立大学・学生支援室】	12
生徒に関する情報提供	生徒の特性や支援の情報、配慮の方法等の情報提供に関すること	●保護者と高校の連携がどのようなものだったか申し送りをしてほしい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・大学事務部】 ●入学後、当該学生が安心して大学生活を送れるよう早めの連携や情報共有を期待する。(身体障害・知的障害・精神障害等)【公立大学・学務課学生支援係】 ●視覚障害であれば、障害に特化した機器を使用できているのか、聴覚障害であればコミュニケーション方法や補聴器の使用以外の機器の使用が出来るのかなど、高校で行ってきた方法などを知りたいです。(視覚障害・聴覚障害)【公立大学・学生支援課障害学生支援担当】	12
主体的な自己決定を促す指導・支援	生徒の主体的な進路選択、自己決定を促す指導・支援に関すること	●進路は自らが主体的に選択するものである(家族や教員に決めてもらうものではない)という意識を育てること。そのために自ら情報を集め、必要に応じて周囲に助けを求められるような力を育てること。(身体障害・知的障害・精神障害等)【国立大学・キャリアセンター】 ●本人の興味や障害特性に合った環境を検討していただき、大学以外の選択肢を含めた、適切な進路選択および自己決定をご支援いただきたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・障害学生支援室】 ●大学がどのような方針で授業を進めているかなどを見て、受験する大学を決めてもらいたい。高校で得意な科目だからという理由ではなく、大学で何をどういう方法で学んでいくかを本人と一緒に確認して、決めてほし	6

カテゴリ	定義	記載例	件数
		い。(発達障害)【公立大学・学生支援課障害学生支援担当】	
心理面の支援	カウンセリングの実施やメンタル不調の対応に向けた指導に関すること	●メンタル不調に対するセルフケアについての教育。(精神障害)【私立大学・キャリアセンター】 ●様々な障害をかかえつつ、それは本人にとって一次障害であり、社会にでるにあたり、様々な壁が立ちはだかる事を知り、二次障害としてメンタル不調におちいる方が大変に多いです。よって各障害においての知識とメンタル面のサポートは1set でとらえていく必要があると思います。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生支援課】 ●やや的外れな意見になるかもしれないが、高校の進路指導に限らず、小学校・中学校の段階から、心のケアを目的とした予防的な心理教育(あるいは指導)を期待している。うつ病や社交不安は不登校という状態で現れてくるため、教育機関での介入や対処が難しくなる。また、障害が深刻になるほど治療や支援が難しくなることも考慮すると、予防という観点に力を入れた支援が必要であると考えている。(精神障害)【私立大学・学修支援センター】	3
その他	上記の項目に該当しないこと	●特に精神障害について早期からの支援を期待する。(精神障害)【国立大学・障害学生支援室】 ●本人及び保護者に対する学外の支援機関の存在と目的を理解いただく場の設定等。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリアセンター】 ●各障害種に共通する内容として、本人が自身の障害や必要な配慮について理解を深めるとともに、高校までに必要な配慮と大学で必要と想定される配慮について考える機会を作ることが重要だと考えられる。そのような意識の醸成のために、各大学で行われている移行支援プログラム等への参加の促進が有効と考えられる。(身体障害・知的障害・精神障害等)【国立大学・障害学生支援室】	19

* 記載例の後に付記している括弧書き()は、意見の対象となる障害種を示す。なお、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱に該当する障害種は「身体障害」と記載している。続く括弧書き【】は大学の属性を示す。

* 発達障害以外の障害種を中心に選定したが、回答者によっては発達障害に対する記述と同様の内容を回答していた。

表 2-1-2 大学への引き継ぎへの期待 (n=196) * 障害種全体

カテゴリ	定義	記載例	件数
引継ぎの内容／生徒に関する情報提供	入学前の生徒の特性や必要とする配慮・支援等の情報提供に関すること	●障害のくわしい内容とサポートを必要とする具体的な点について、引継ぎしてほしい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【国立大学・学生支援課】 ●高校時代に受けていた配慮について申し送りがあると大変助かる。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生支援室】 ●全ての障害種に共通して、本人の対人コミュニケーションの能力、スキルを教えてもらえると助かるかと思います。(身体障害・知的障害・精神障害等)【国立大学・障害学生支援室】	222
引継ぎの内容／高校の連絡窓口に関する情報提供	高校と連絡を取りやすくするための連絡窓口に関する情報提供に関すること	●確認したいことがある場合、いつ、誰へ連絡したらよいかという問い合わせ先が明確だと有難い。(身体障害・知的障害・精神障害等)【国立大学・キャリアセンター】 ●進学先に情報開示する旨を、本人、保護者に同意してもらい、大学に情報提供する。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生相談室】 ●発達障害以外の障害についても、障害の特性、状況、支援内容や問い合わせの際の連絡先等について、書面にて提出してもらいたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生課】	13
引継ぎの手続き／入学前の情報提供	入学前の生徒の特性や必要とする配慮・支援等の情報提供に関すること	●重い障害を持っている学生の高校の支援担当教員には、大学の支援関連部署の教職員と学生本人との大学入学前面談にご参加いただき、その場で支援に関する引継ぎをいただきたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生課】 ●視覚障害については、まだ経験も少なく、手探りの状態になっている。どの様な支援が必要になるか、前もって情報を教えて欲しい。(視覚障害)【私立大学・学生支援センター学生支援課】 ●可能な限り入学前までに支援の内容や検討を行ない、入学後スムーズに支援できる体制を整えておきたい。早めの情報提供が望ましい(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・健康管理センター】	44
引継ぎの手続き／学生による申請準備	入学後の学生による配慮申請に向けた、資料等の準備に関すること	●自身で把握している障害であれば、大学で配慮を申し出るように伝えれば大丈夫だと思います。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリアセンター】 ●高校において何らかの配慮や対応をしている生徒に対し、入学前後に大学へ相談するよう促してほしい。そして本人から高校までの状況、受けていた配慮等を説明するよう指導してほしい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【国立大学・障害学生支援室】 ●高校での配慮の内容を本人経由で知らせてほしい。本人が特別なサポートと理解せずに入学し、混乱することがある。(精神障害)【国立大学・障害学生支援室】	29
引継ぎの手続き／情報開示に対する生徒・保護者の同意取得	生徒の個人情報の開示に際しての生徒や保護者からの事前の同意取得に関すること	●本人と保護者の同意を得て、障害特性と高等学校での支援内容について、個別の支援計画を含めて、引き継いでほしい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【公立大学・学生相談室】 ●自ら自分の障害を説明できない学生も多いので、本人の同意の上、引き継ぎ書等を持たせて欲しい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生相談室】 ●精神障害の場合は、本人の了承を得たうえで、症状、	27

カテゴリ	定義	記載例	件数
		通院中の医療機関等の情報提供があるとありがたい。 (精神障害)【私立大学・ウエルネスセンター】	
引継ぎの手段／文書による引継ぎ	書類や支援計画書等の文書による引継ぎに関すること	●説明能力が低い学生の場合、「引き継ぎ書」的なものを持たせてもらえるとスムーズ。(学生も声をあげやすい)(身体障害・知的障害・精神障害等)【公立大学・学生相談室】 ●入学を希望される生徒への特性、対処法を列記して頂き、願書、受付期間前に入試課に受け入れ可能か確認して頂きたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリアセンター】 ●引き継ぎ書類があると有難い。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生相談室】	75
引継ぎの手段／面談・訪問による引継ぎ	面談や訪問による引継ぎに関すること	●学内の他スタッフとの情報共有を考慮すると(入学直前よりも)できるだけ早いタイミングでの引継ぎや相談が望ましい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生支援室】 ●肢体不自由で、福祉サービスの利用や、施設改修の必要がある可能性がある場合は、早めのご相談や引継をお願いしたい。(肢体不自由)【私立大学・キャリアセンター】 ●できることとできないことを互いに先に把握してもらう必要があると思うので、①オープンキャンパスに支援相談の予約を入れる②合格し入学意思が固まったら支援相談(確認)の予約を入れる。この①と②でかなりスムーズに進められることが多いと思います。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・障害学生支援室】	19
引継ぎに向けた準備／生徒の自己理解(特性・適性)を促す指導・支援	生徒の障害特性や適性等の理解を促す指導・支援に関すること	●自己理解(障害理解ではなく自身の特性理解)。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・障害学生支援委員会】 ●肢体不自由など身体に障害があるものは、自身で出来ることは何か、困難であることは何かを把握し、伝えていただきたい。(肢体不自由)【私立大学・キャリアセンター】 ●自らの障害に対する受容度、周囲からの支援に対する態度(受容、依存、抵抗、拒否等)、また、自立の意識等が把握できる情報があると、より適切な支援の実現につながるものと思われる。(身体障害・知的障害・精神障害等)【国立大学・障害学生支援室】	18
引継ぎに向けた準備／生徒の大学に対する理解の促進	大学での配慮・支援等について事前の確認や情報提供に関すること	●配慮可能な事項と、課程上や大学設備上難しい事項がありますので、それらを整理した上で進路決定されるとよいと思います。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生相談室】 ●大学にて実施する支援に関し、入学前に大学から十分に説明したうえで受験いただくことが望ましく、オープンキャンパス等を通じて、受験前に各大学に確認するよう、促していただくと大変ありがたい。(肢体不自由)【私立大学・障害学生支援室】 ●支援する専門部署がなく、支援できることが少ないため、支援状況について納得したうえでの入学を期待する。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・教務グループ】	13
引継ぎに向けた準備／大学卒業後の就職を見据えた進路指導	大学卒業後の就職を見据えた学部・学科の選択等につながる進路指導に関すること	●各個人が自分の特性理解を深める為にも、(仮)自分理解シートのようなものがあると大学生活及び就職活動、社会人とその段階を経て行きやすいのではと思います。(発達障害)【私立大学・障害学生支援室】 ●学生が高校在学時に希望している進路についてある程度の情報がほしいです。(就職先の分野、いづれどう就活	5

カテゴリ	定義	記載例	件数
		するかという流れの理解度など(発達障害)【私立大学・キャリアセンター】 ●大学は社会に出る前の最終通過地点であるため、大学進学においては、大学卒業後を見据えた進路指導が重要と考えられる。(発達障害)【私立大学・障害学生支援室】	
引継ぎに向けた準備／生徒の能力の向上	一般常識や社会性等の生徒の能力やスキルの向上に関する指導・支援に関すること	●大学においては、社会で働いていくために社会の仕組みを知ること、ソーシャルサポートもあわせて伝えていく必要があると考えます。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生支援課】 ●書面で申請手続きができるように訓練していただけるとよい。(発達障害)【公立大学・障害学生支援室】 ●将来社会人として自立をしていかなければならない中で、働くための必要な知識を身につけていただくことを期待する。(発達障害)【私立大学・キャリアセンター】	4
保護者の理解・協力	保護者の生徒の特性に対する理解や、大学や高校との協力・連携に関すること	●病歴、学校での様子、どのような支援が行われていたか(有効だったものは何で、あまり有効でなかったものは何か?)特性、本人の理解、家族の理解や協力はどの程度あるか。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・学生相談室】 ●精神障害等で自傷行為等がある場合、保護者との連携が必須である。しかし本人が大学から保護者への連絡を拒否することがあり、対応に苦慮している。入学前に、あらかじめ保護者との連携ルートが開拓できるよう、仲介していただきたい。(精神障害)【国立大学・障害学生支援室】 ●キャリア支援センターでは高校との連携を行っていませんが、行うとした場合は家族のご理解などをお伺いできるといいかと思います。障害のある方の就職にはご家族のお考えが強く反映されるように感じています。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリアセンター】	15
その他	上記の項目に該当しないこと	●入試を突破するところだけでなく、その後の具体的な引き継ぎ先を見つけるプロセスまでぜひ生徒に伴走してあげていただきたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【国立大学・障害学生支援室】 ●今後も連携・協力しながら、その学生の適性にあった支援を心掛けたいと考えております。(身体障害・知的障害・精神障害等)【私立大学・キャリアセンター】 ●修学上の合理的配慮としてピアサポーターを活用する可能性がある場合、早めに情報提供をしてほしい。ピアサポーターの養成に一定の期間が必要になることもあるため。(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由)【国立大学・障害学生支援室】	29

* 記載例の後に付記している括弧書き()は、意見の対象となる障害種を示す。なお、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱に該当する障害種は「身体障害」と記載している。続く括弧書き【】は大学の属性を示す。

* 発達障害以外の障害種を中心に選定したが、回答者によっては発達障害に対する記述と同様の内容を回答していた。

2. 企業

(1) 回答企業の属性

①企業の種別

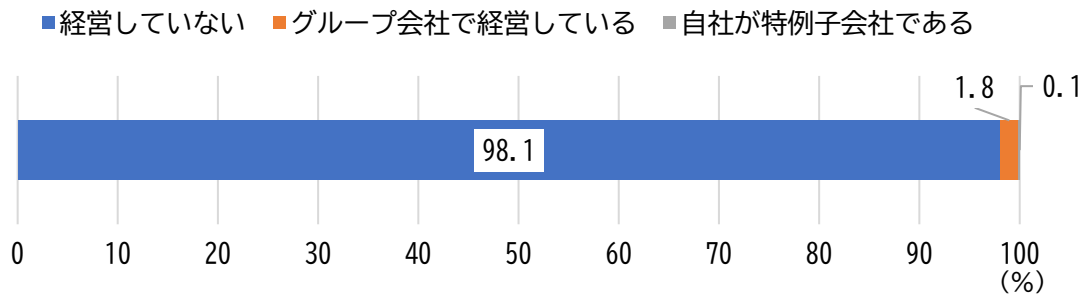


図 2－1－20 特例子会社の経営 (n=677)

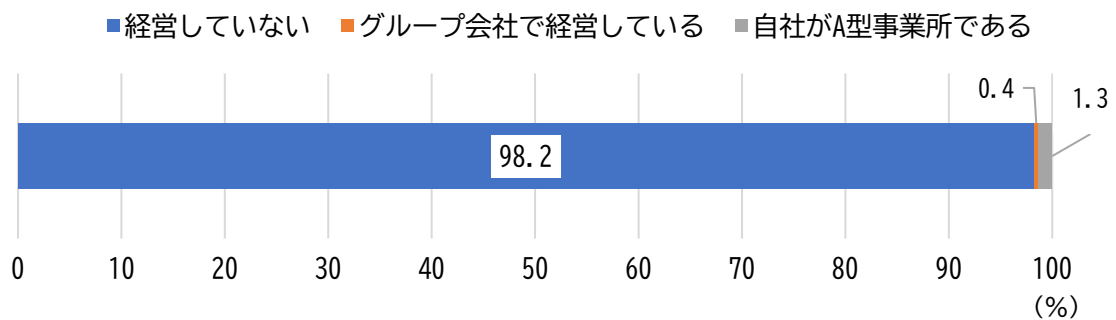


図 2－1－21 就労継続支援 A 型事業所の経営 (n=673)

* 以下では、特例子会社及び、福祉サービスの 1 つである就労継続支援 A 型事業所は除き分析

②雇用している社員の障害種

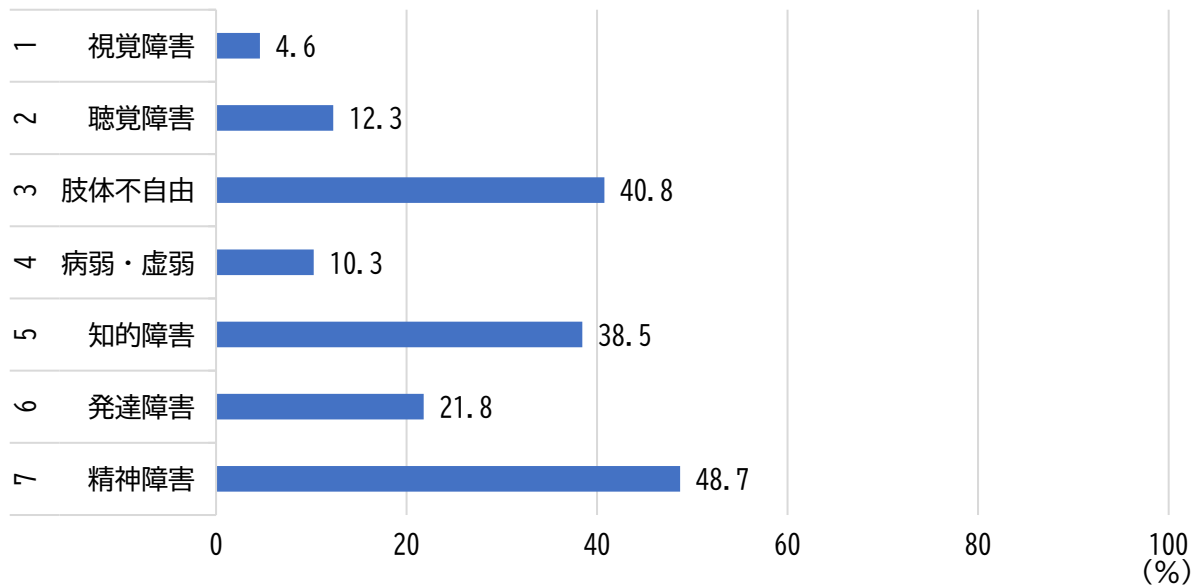


図 2－1－2 2 採用実績のある障害のある社員の障害種
(令和 28 年度から調査日までの約 5 年間) (n=390) 複数回答

③高等学校との連携において実績のある内容

* 大学と異なり、企業では障害のある生徒の入社を前提とできないため、連携実績については、「障害者雇用で高卒者の採用を行っている」と回答した企業のみを対象として分析

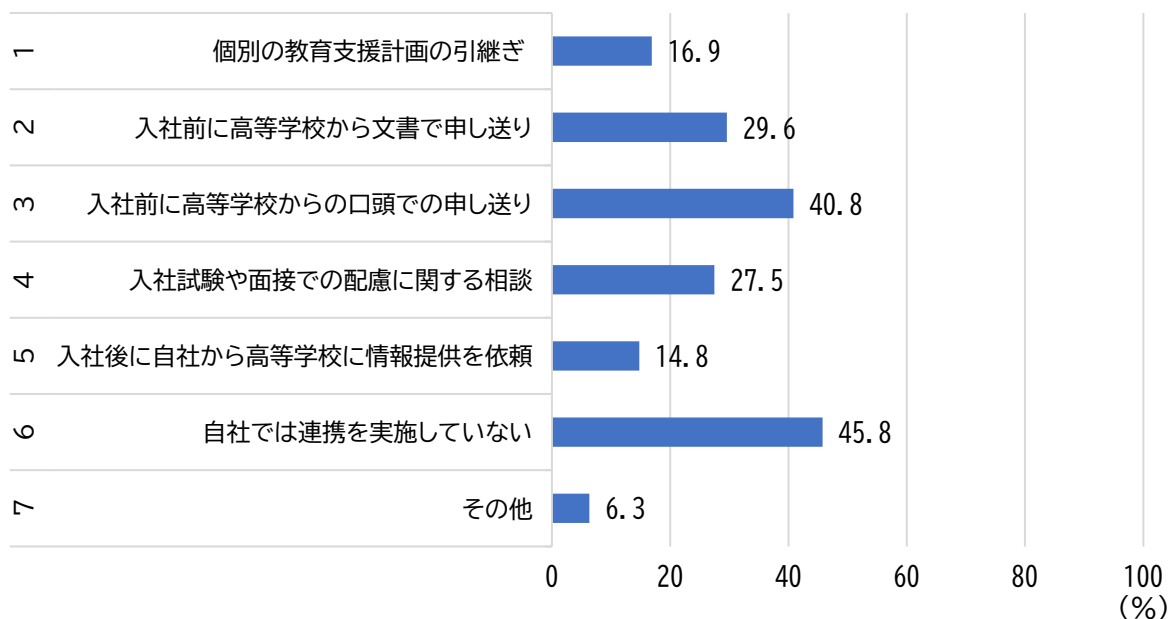


図 2－1－2 3 高等学校との連携において実績のある内容
(n=142) 複数回答 * 障害種全体

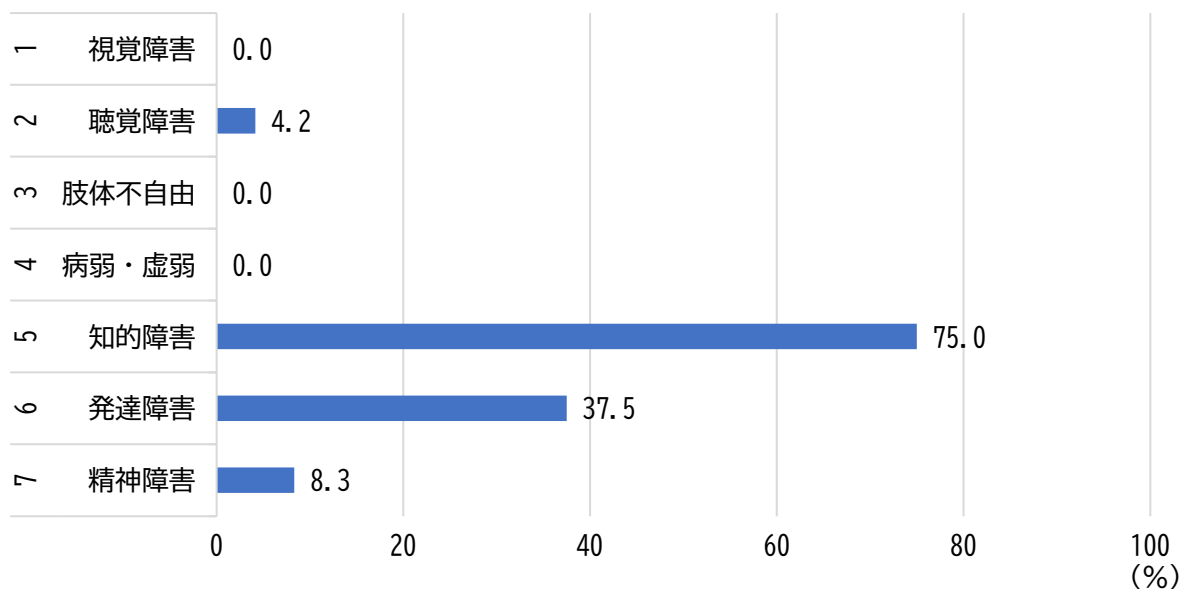


図 2－1－2 4－① 個別の教育支援計画の引継ぎがあった障害種
(n=24) 複数回答 * 実績がある場合のみ回答

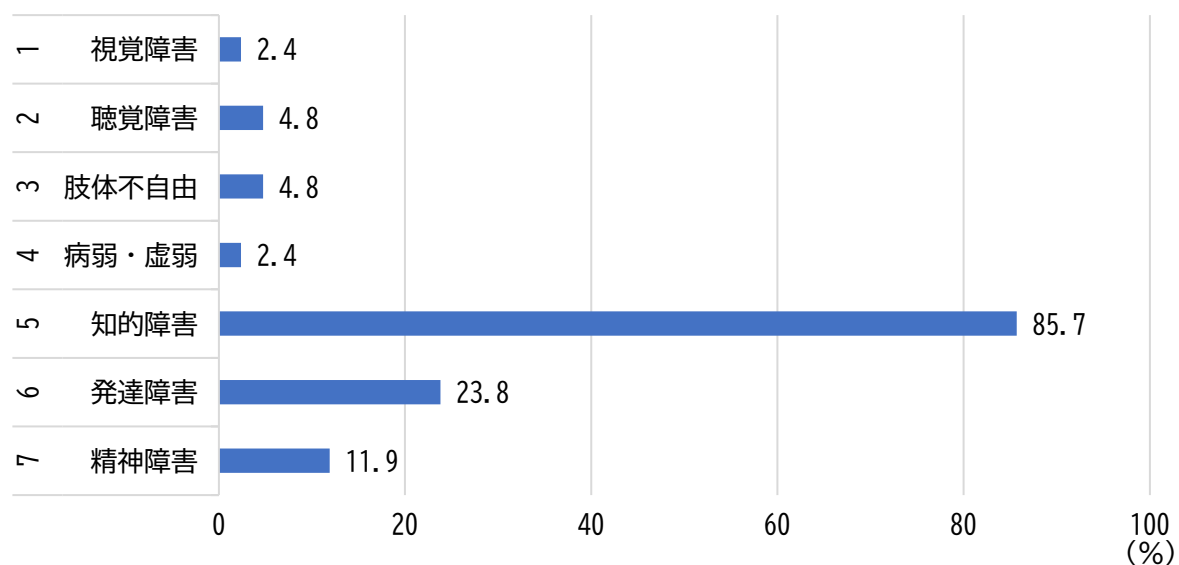


図 2－1－2 4－② 入社前に高等学校から文書による申し送りがあった障害種
(n=42) 複数回答 * 実績がある場合のみ回答

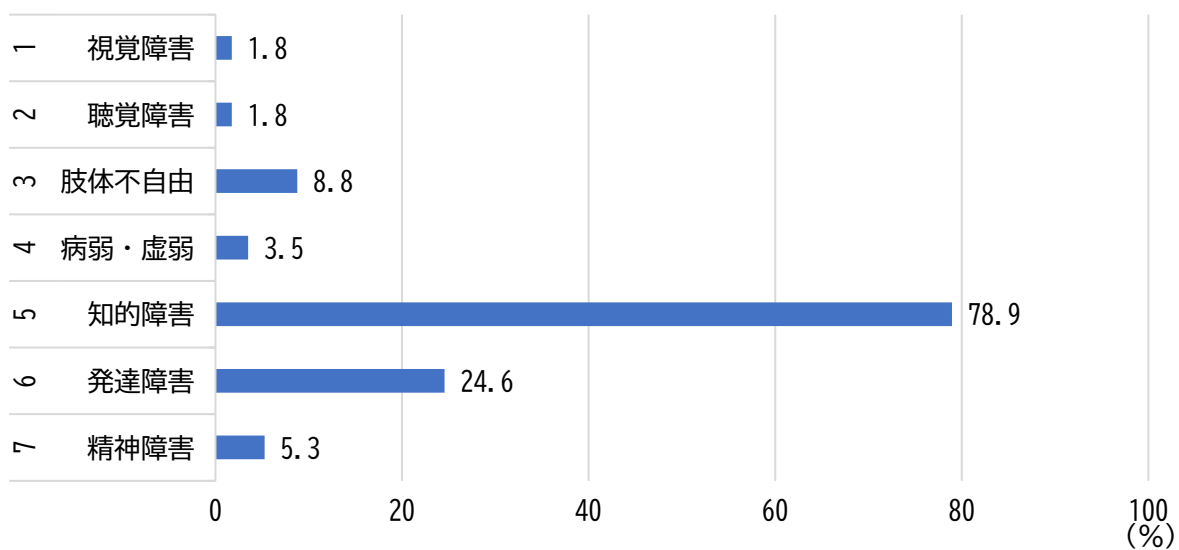


図 2－1－2 4－③ 入社前に高等学校から口頭による申し送りがあった障害種
(n=57) 複数回答 * 実績がある場合のみ回答

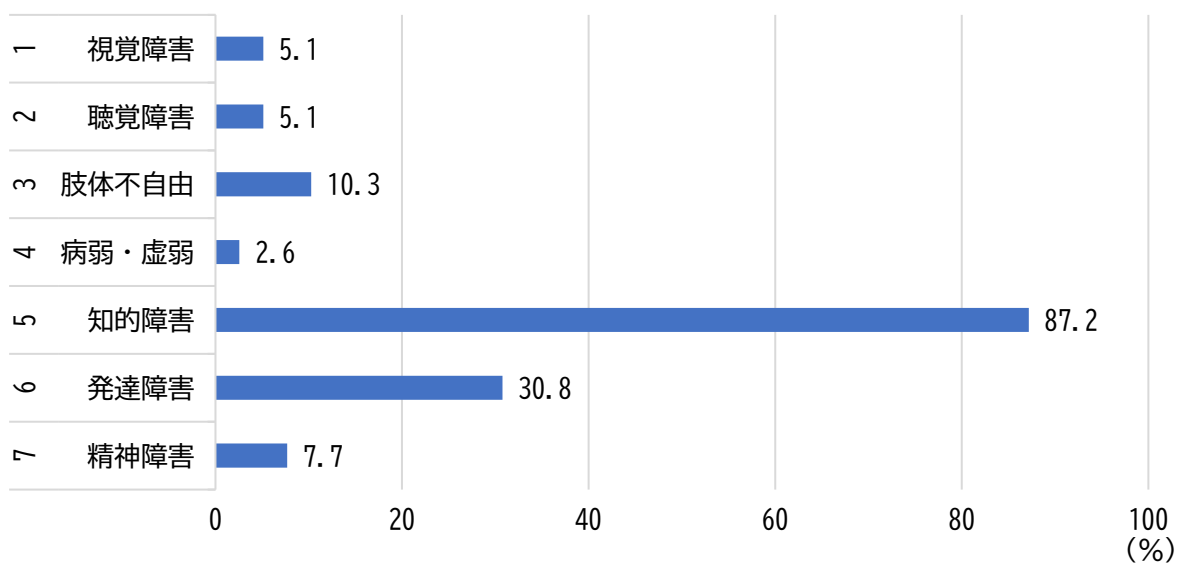


図 2-1-24-④ 入社試験や面接での配慮に関する相談があった障害種
(n=39) 複数回答 *実績がある場合のみ回答

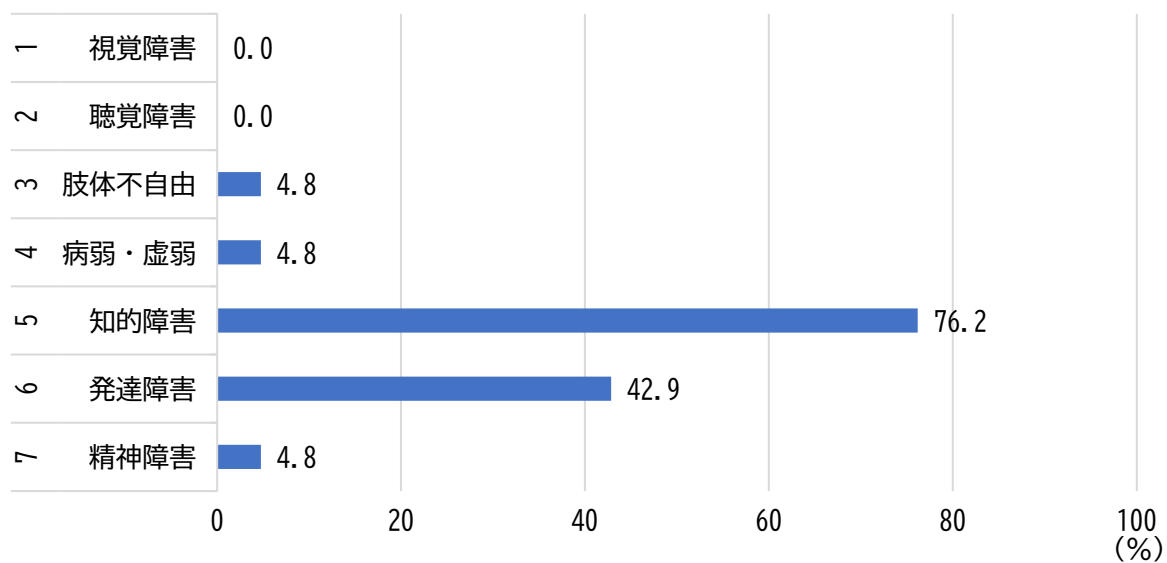


図 2-1-24-⑤ 入社後に自社から高等学校に情報提供を依頼した障害種
(n=21) 複数回答 *実績がある場合のみ回答

(2) 障害のある社員の状況

①選定した社員の属性

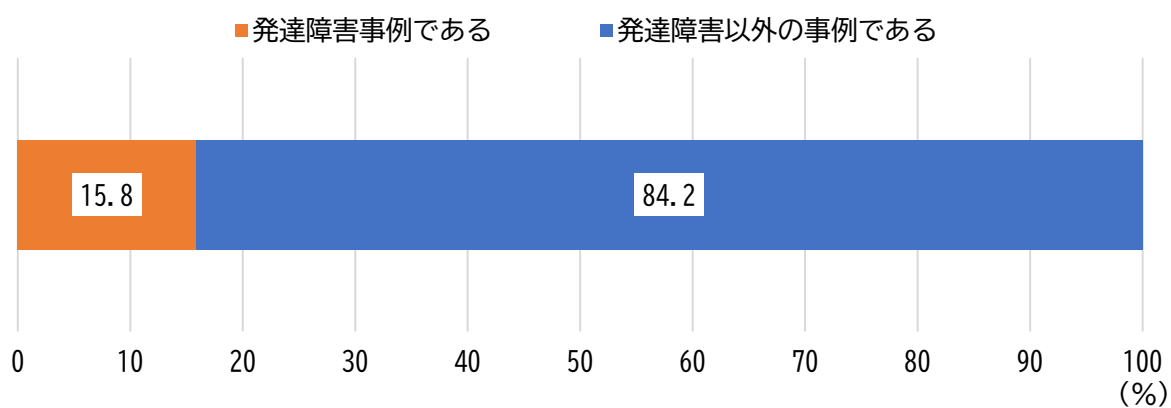


図 2 - 1 - 2 5 選定した社員の障害種 (n=379)

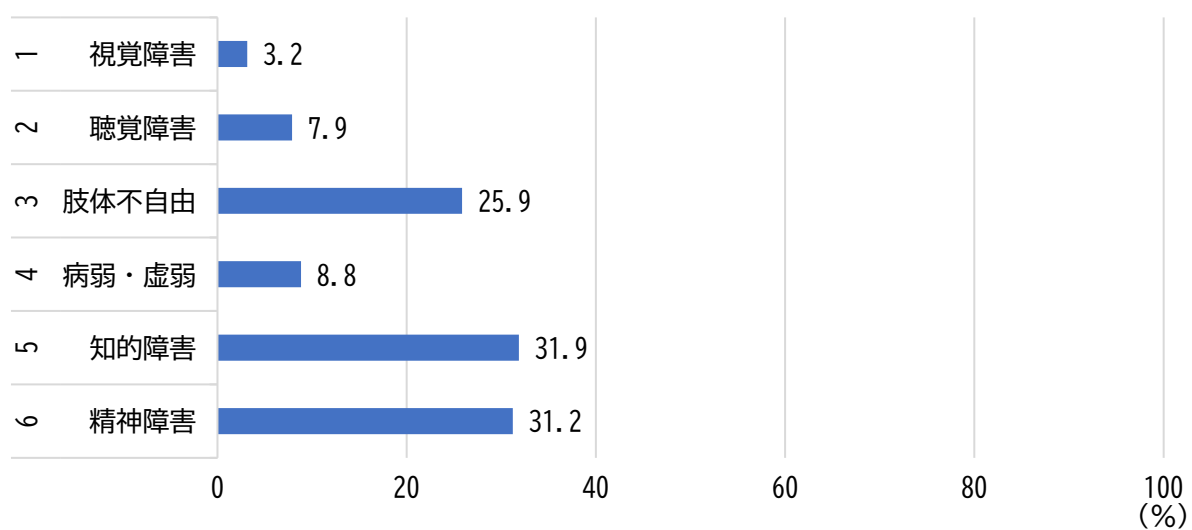


図 2 - 1 - 2 6 選定した社員の発達障害以外の障害種の内訳 (n=317) 複数回答

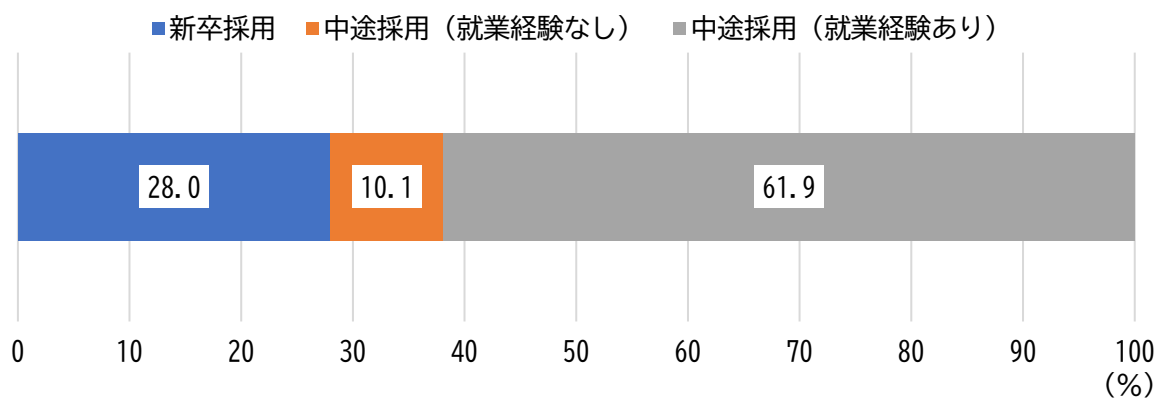


図 2－1－2 7 選定した社員の採用区分（n=375） * 障害種全体

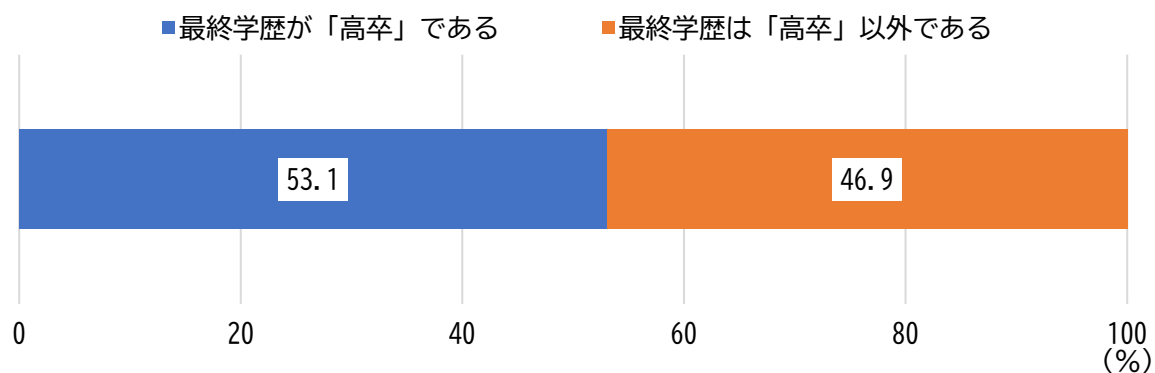


図 2－1－2 8 選定した社員の最終学歴（n=377） * 障害種全体

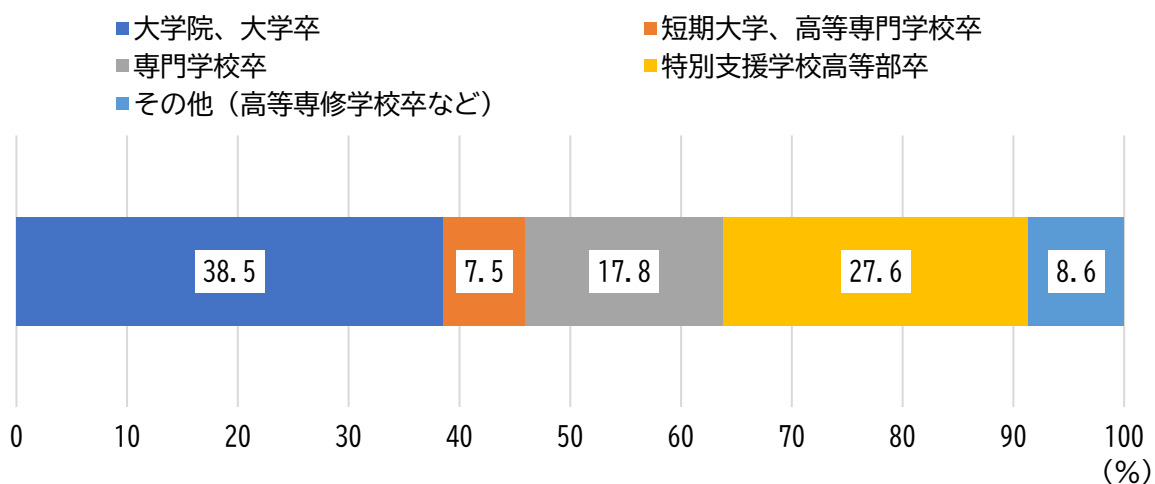


図 2－1－2 9 選定した社員の高卒以外の最終学歴の内訳（n=174） * 障害種全体

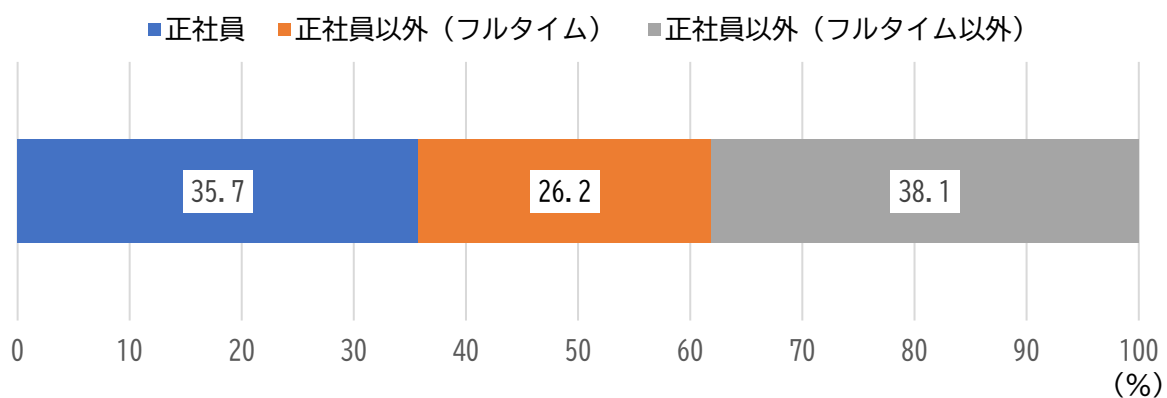


図 2－1－3 0 選定した社員の雇用形態（n=378） * 障害種全体

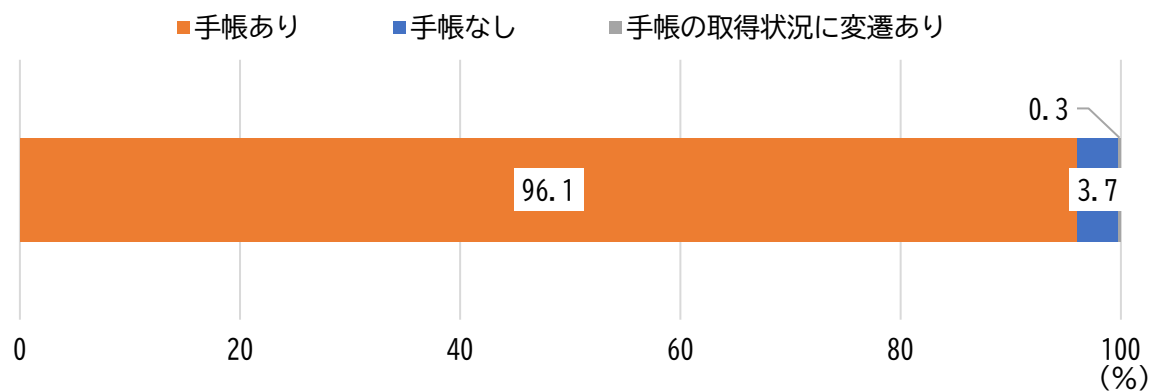


図 2－1－3 1 選定した社員の障害の診断・判定の有無、障害者手帳の獲得状況（n=380） * 障害種全体

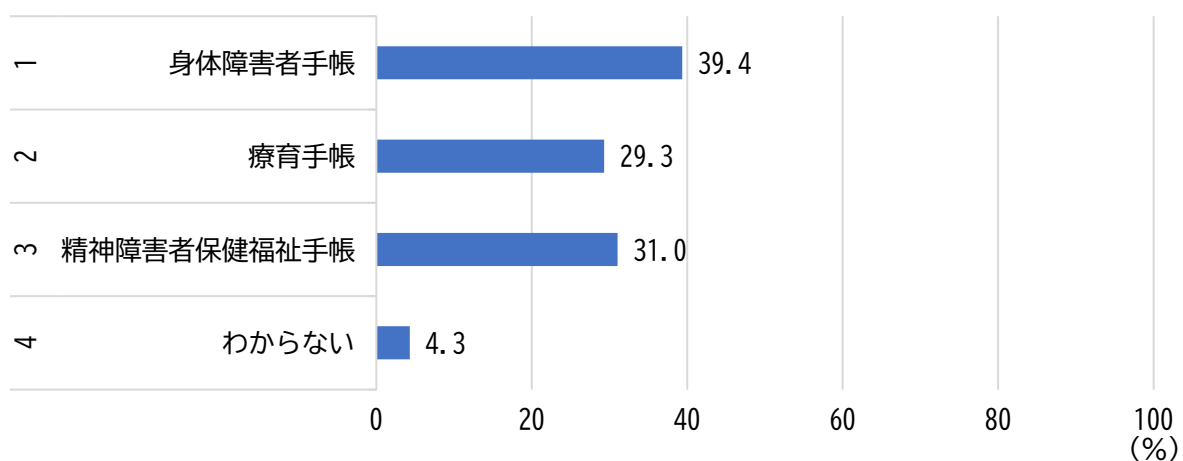


図 2－1－3 2 選定した社員の障害者手帳の種別（n=348）複数回答 * 障害種全体

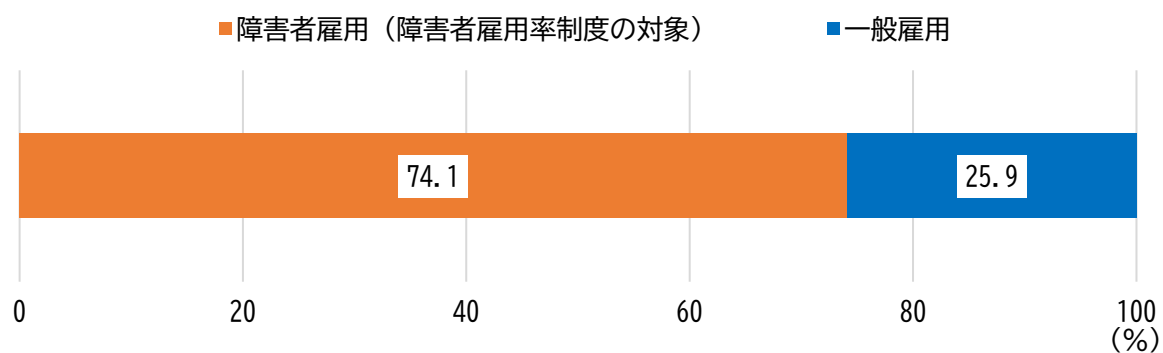


図 2－1－3 3 選定した社員の回答時点での在職等の状況（n=378） * 障害種全体

②選定した社員の困難の状況

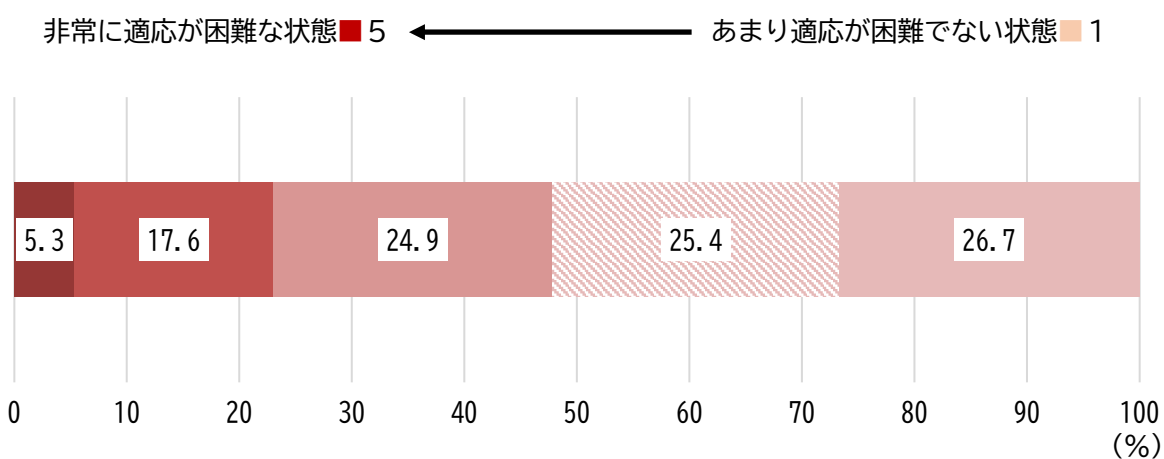


図 2－1－3 4 選定した社員の職業生活の適応の困難度（n=374） * 障害種全体

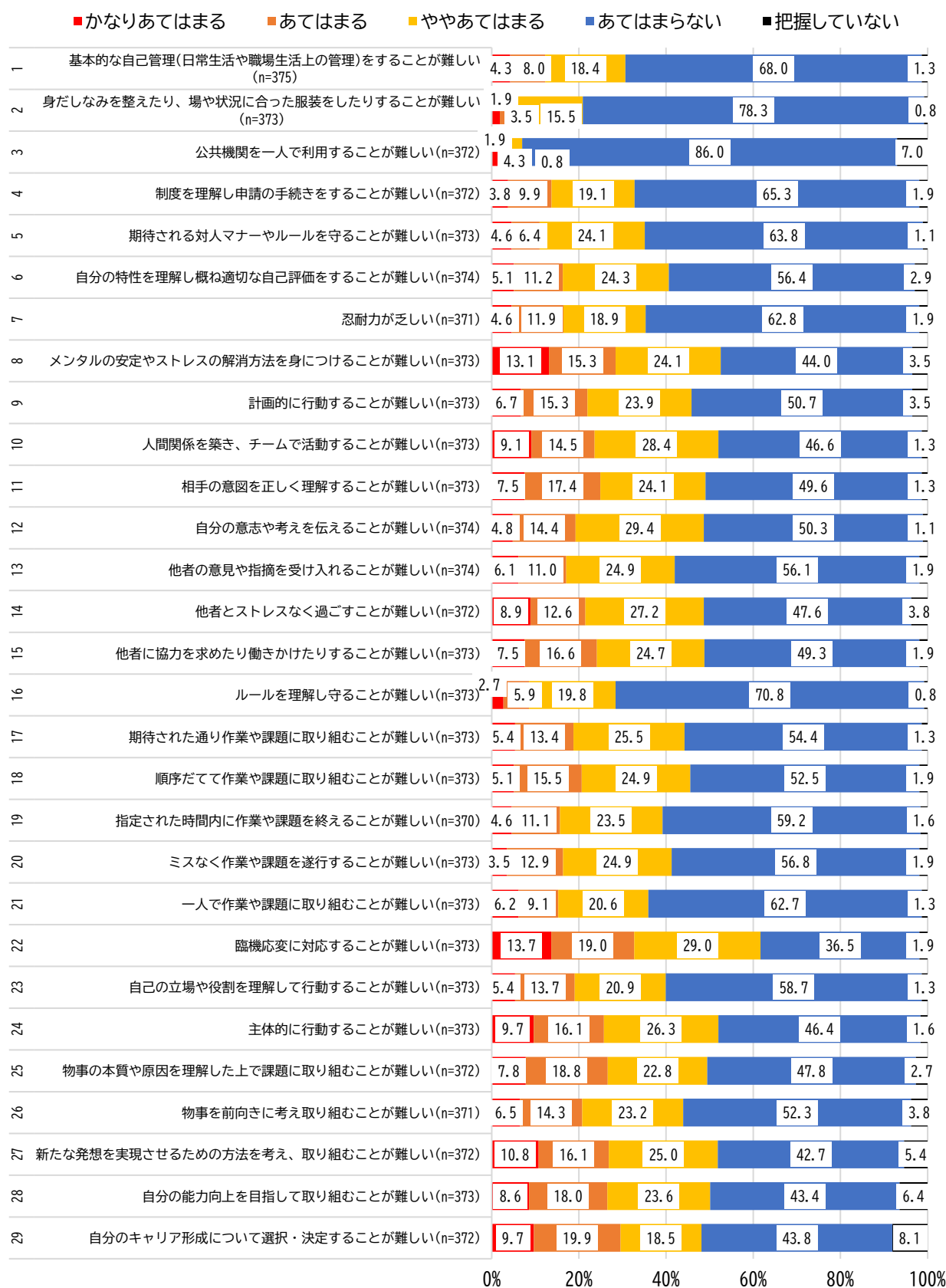


図 2 - 1 - 3 5 選定した社員の各状態による適応困難度 * 障害種全体

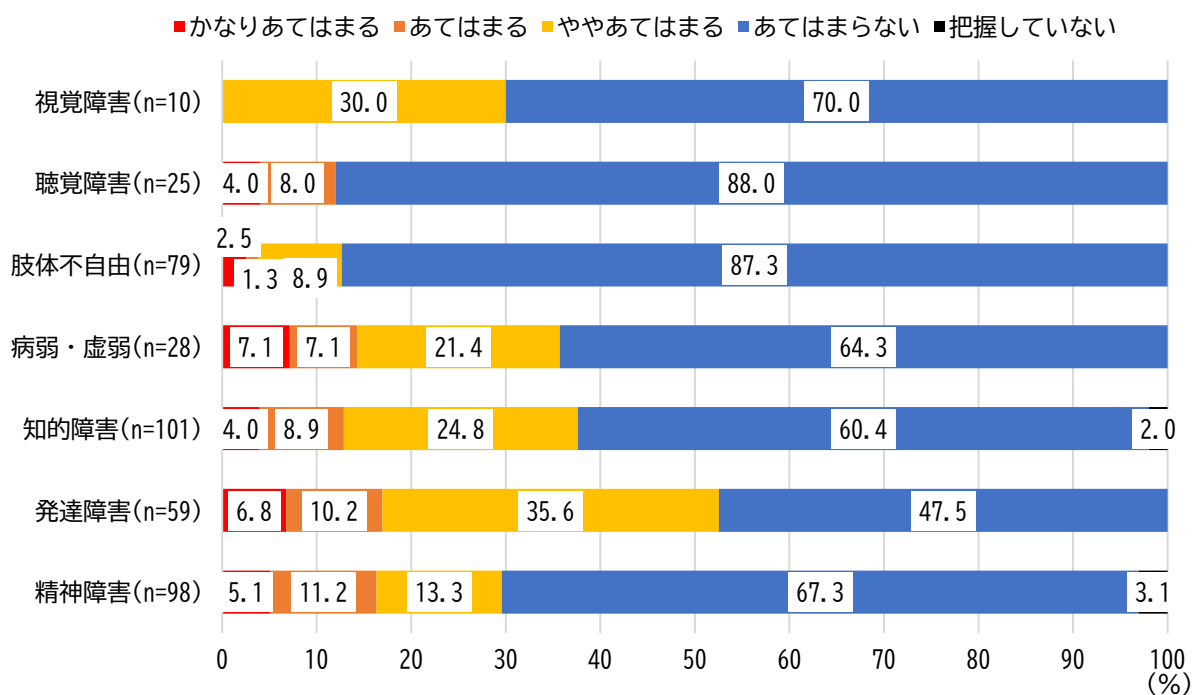


図 2-1-36-① 基本的な自己管理(日常生活や職業生活上の管理)をすることが難しい／選定した社員の各状態による適応困難度

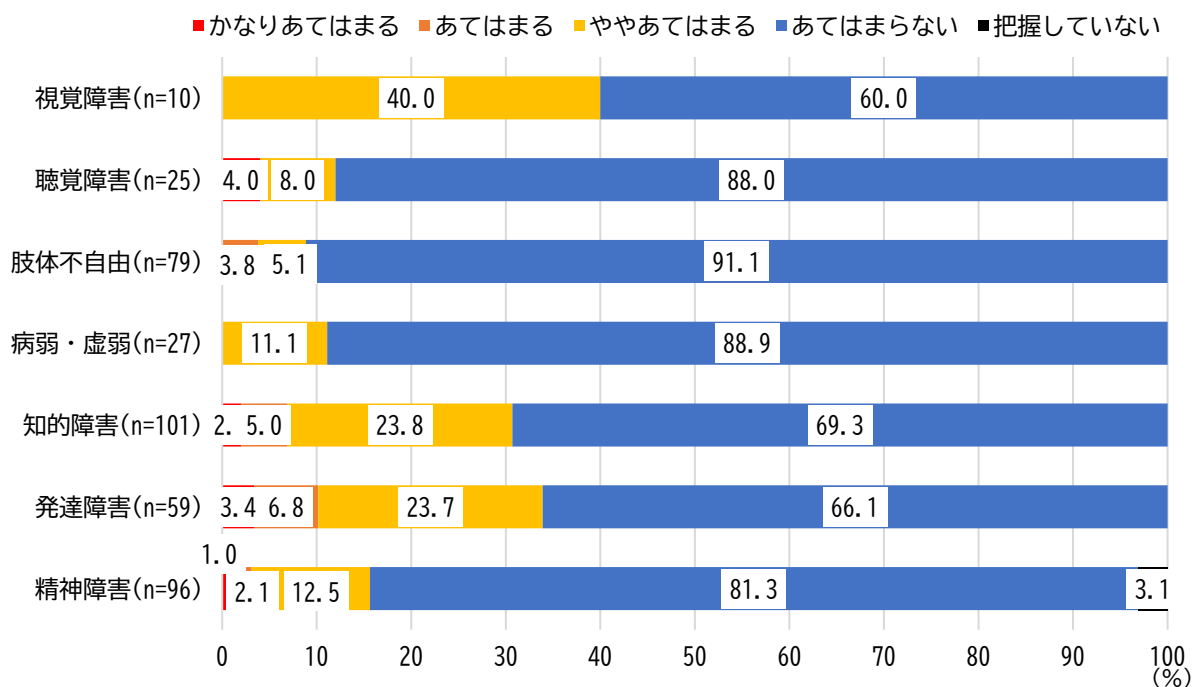


図 2-1-36-② 身だしなみを整えたり、場や状況に合った服装をしたりすることが難しい／選定した社員の各状態による適応困難度

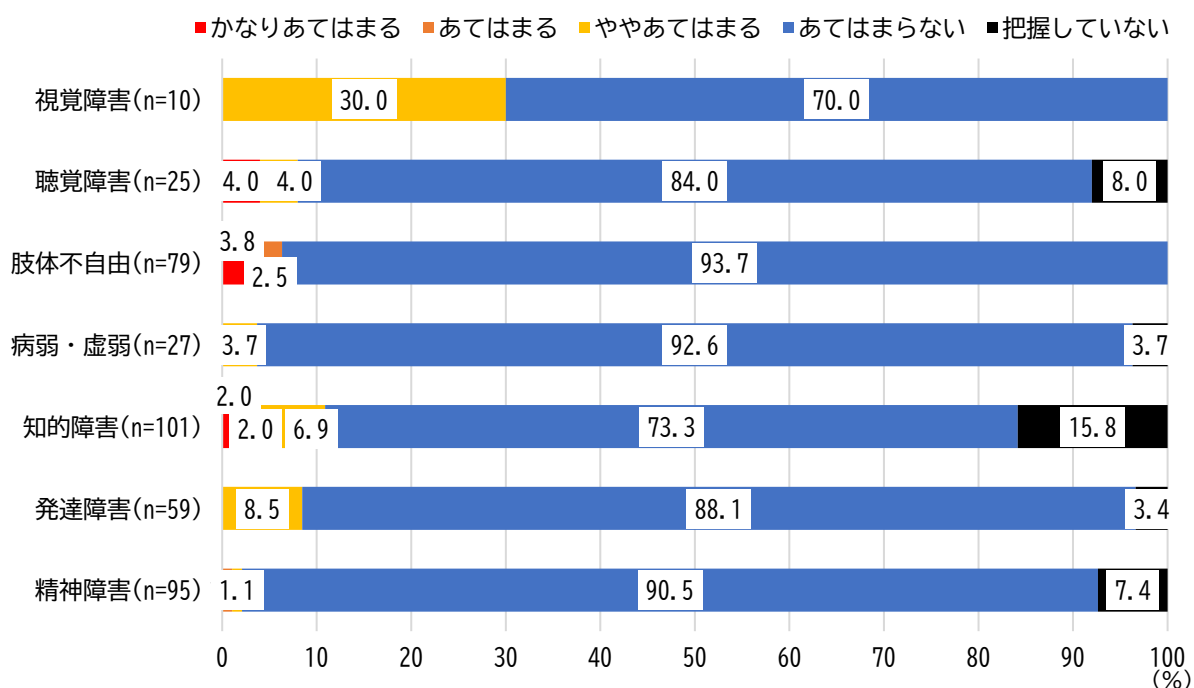


図 2 - 1 - 3 6 - ③ 公共機関を一人で利用することが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

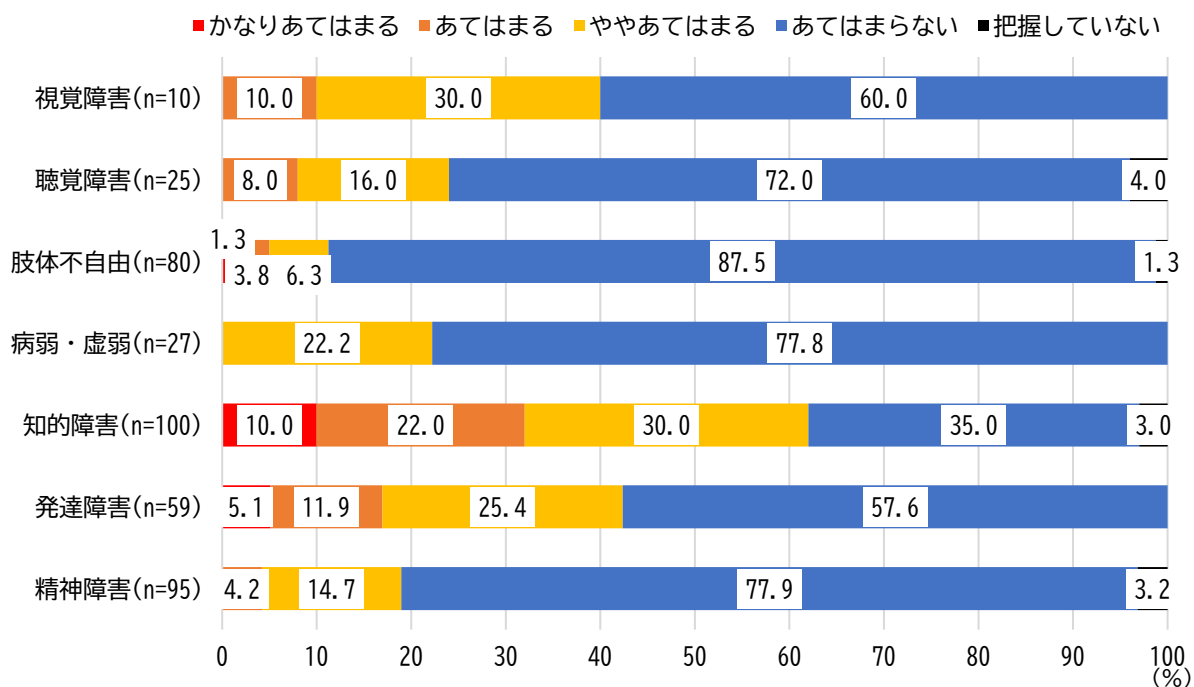


図 2 - 1 - 3 6 - ④ 制度を理解し申請の手続きをすることが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

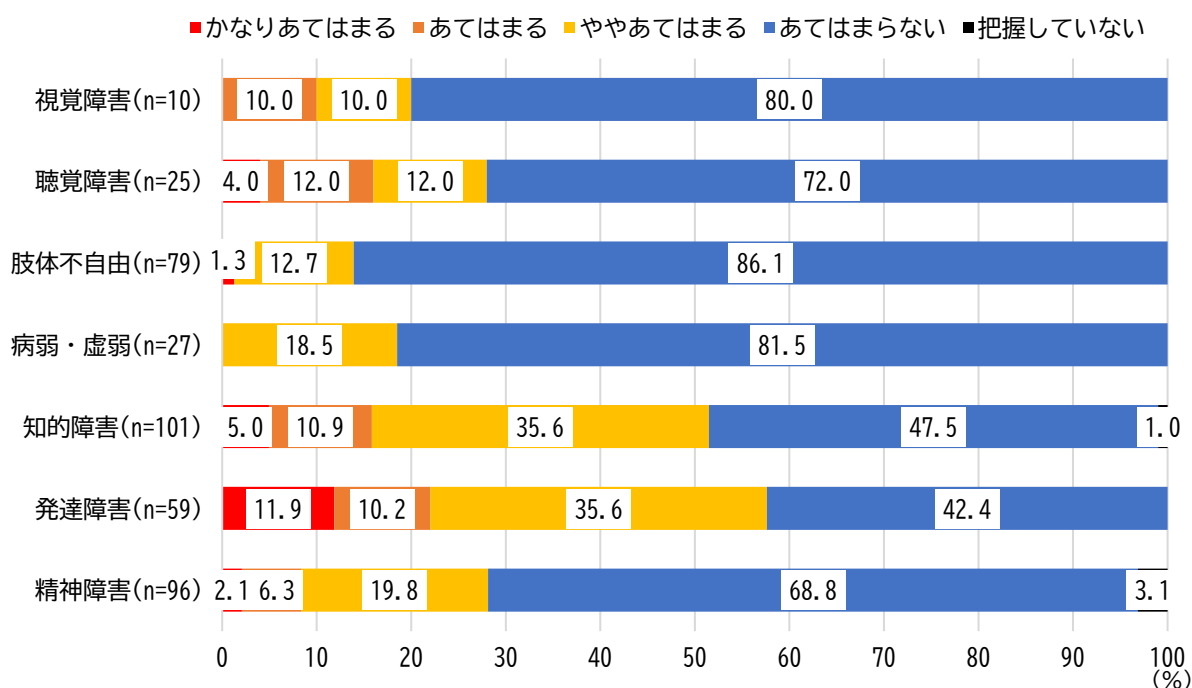


図 2 - 1 - 3 6 - ⑤ 期待される対人マナーやルールを守ることが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

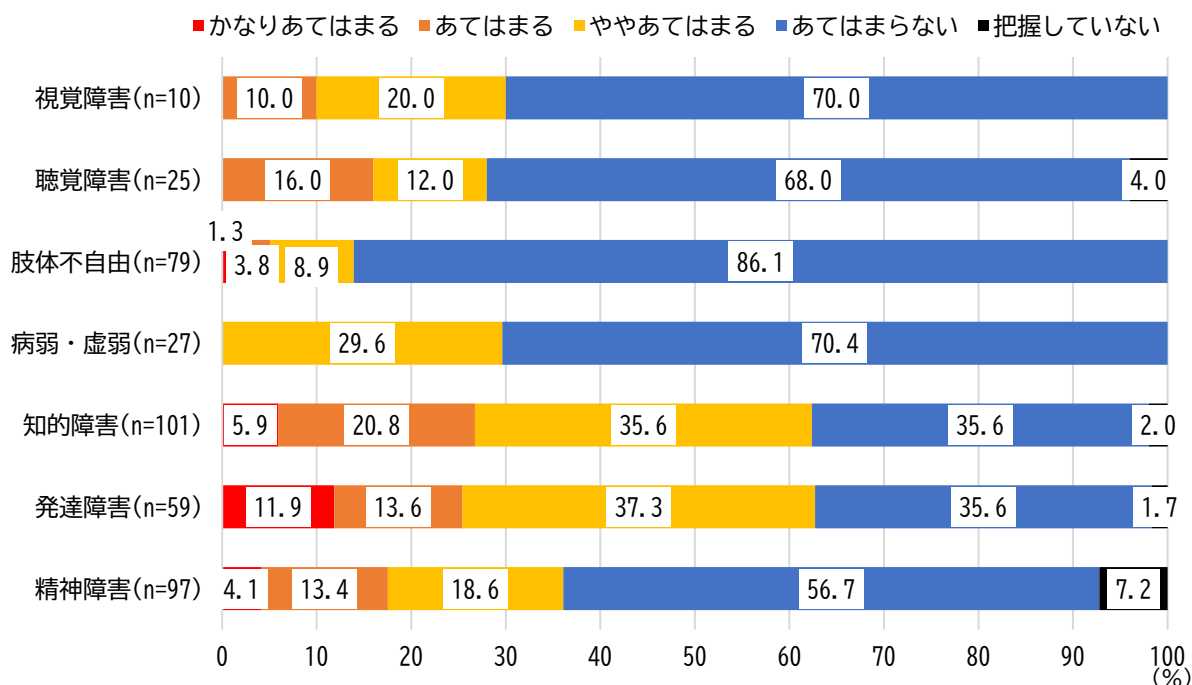


図 2 - 1 - 3 6 - ⑥ 自分の特性を理解し概ね適切な自己評価をすることが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

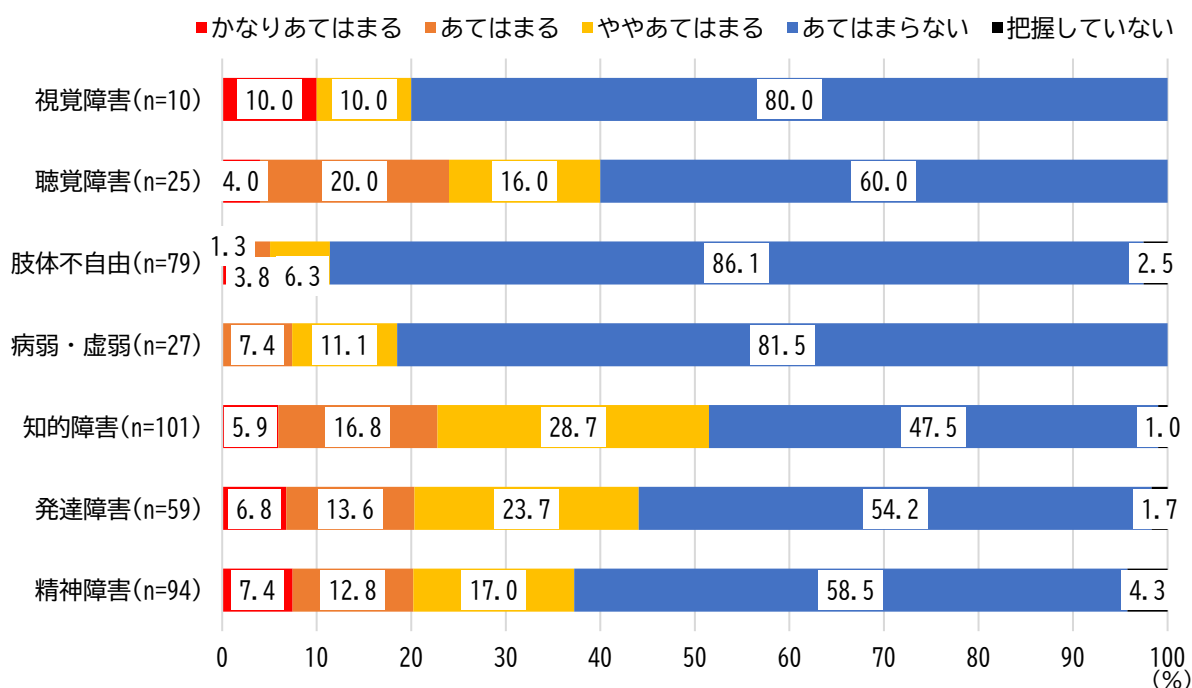


図 2-1-36-⑦ 忍耐力が乏しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

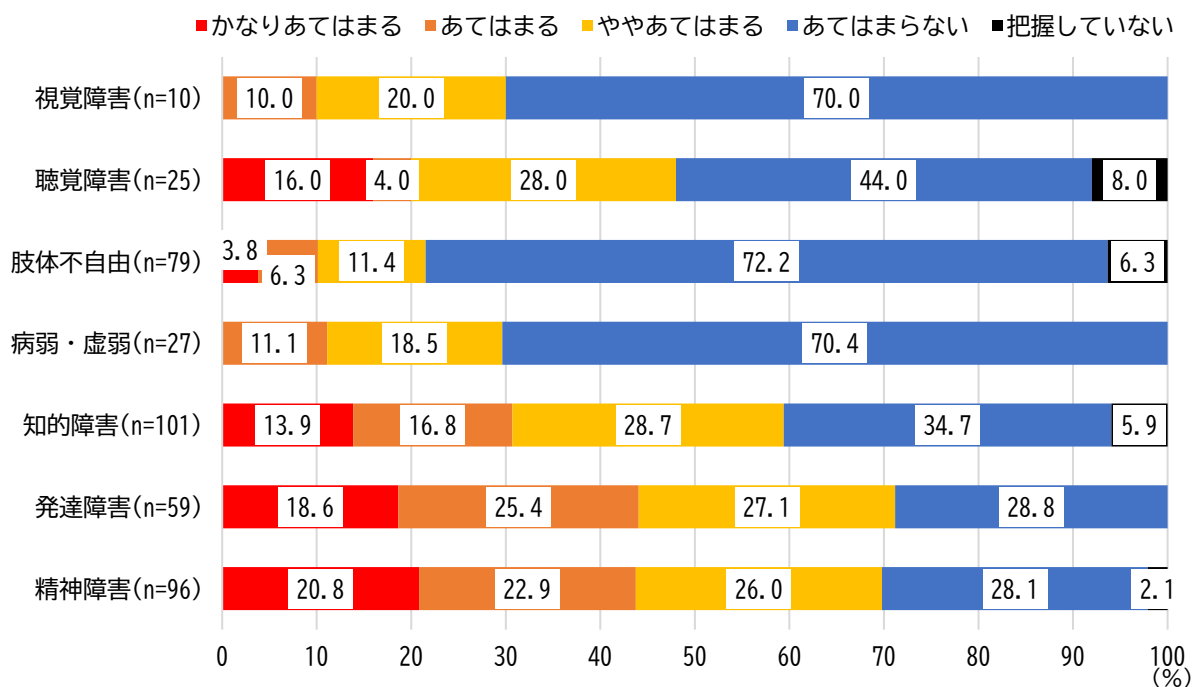


図 2-1-36-⑧ メンタルの安定やストレスの解消方法を身につけることが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

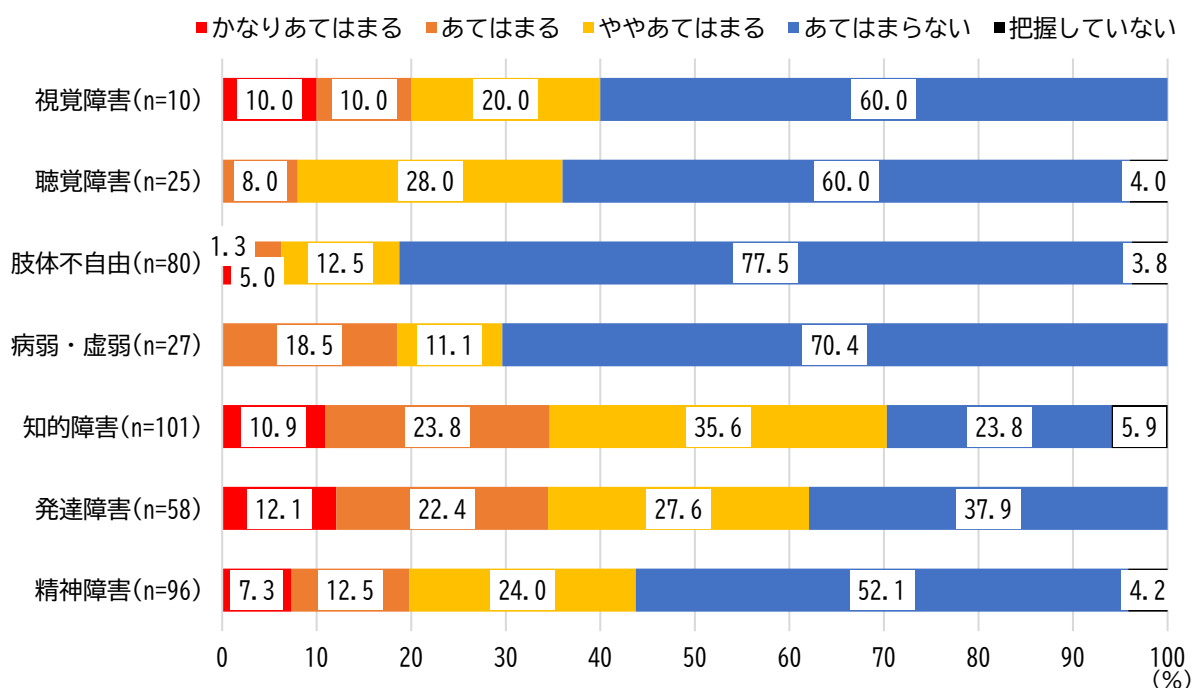


図 2-1-36-⑨ 計画的に行動することが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

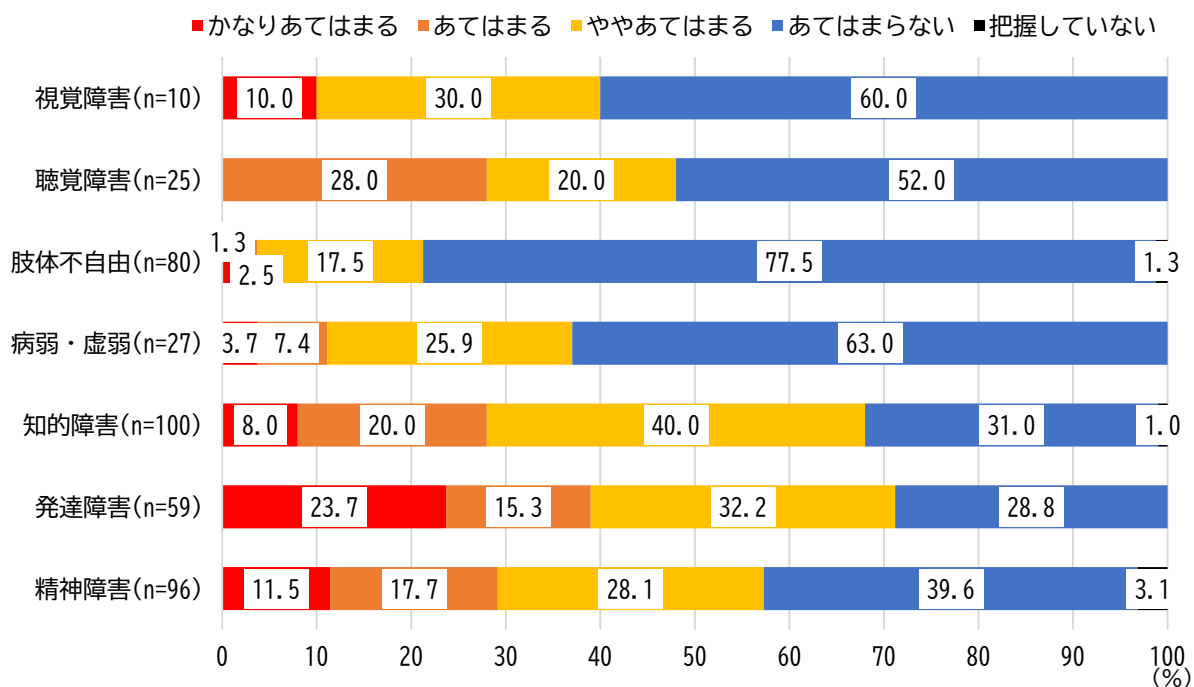


図 2-1-36-⑩ 人間関係を築き、チームで活動することが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

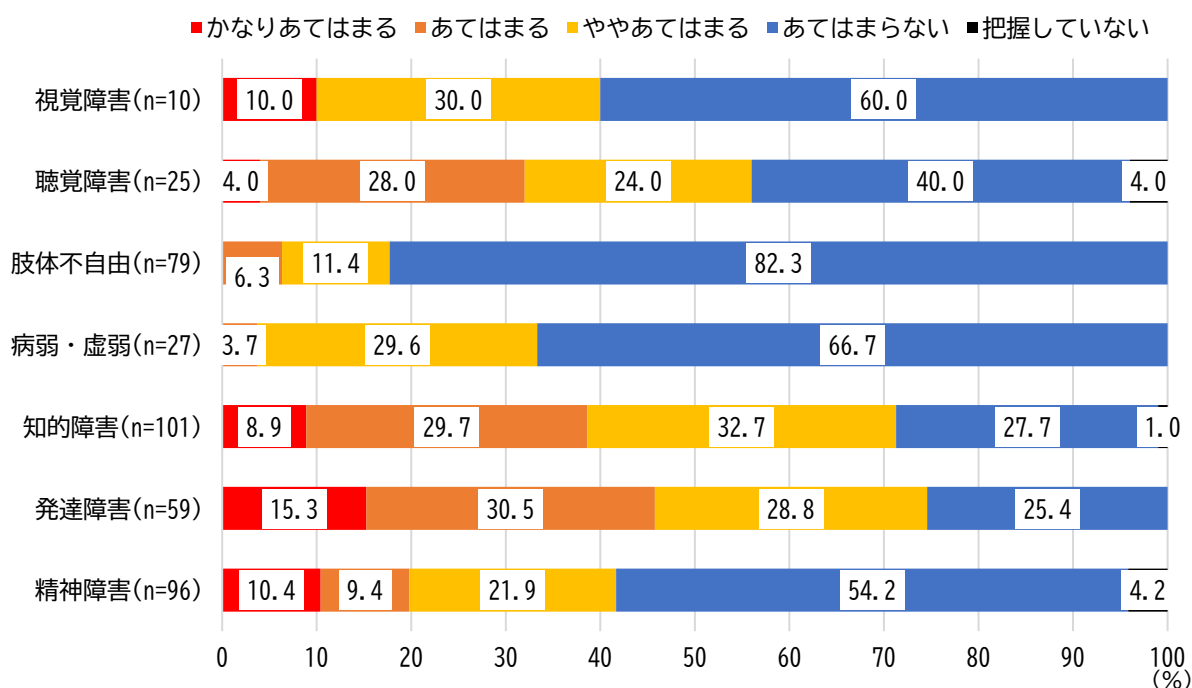


図 2-1-36-⑪ 相手の意図を正しく理解することが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

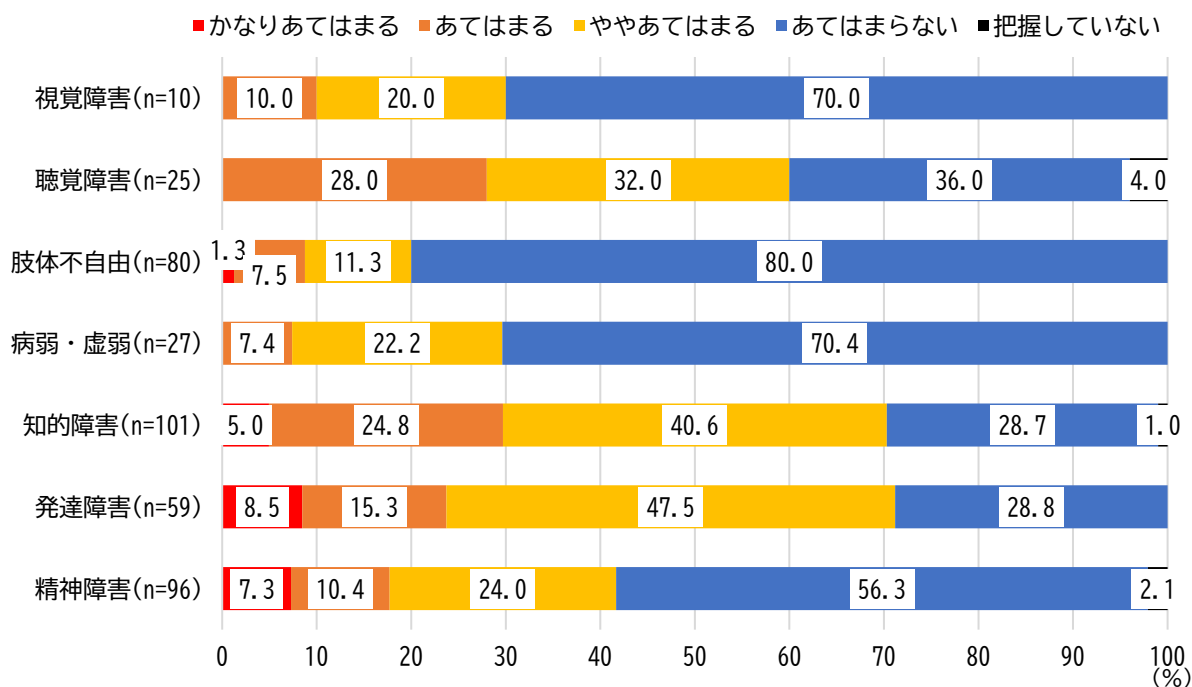


図 2-1-36-⑫ 自分の意志や考えを伝えることが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

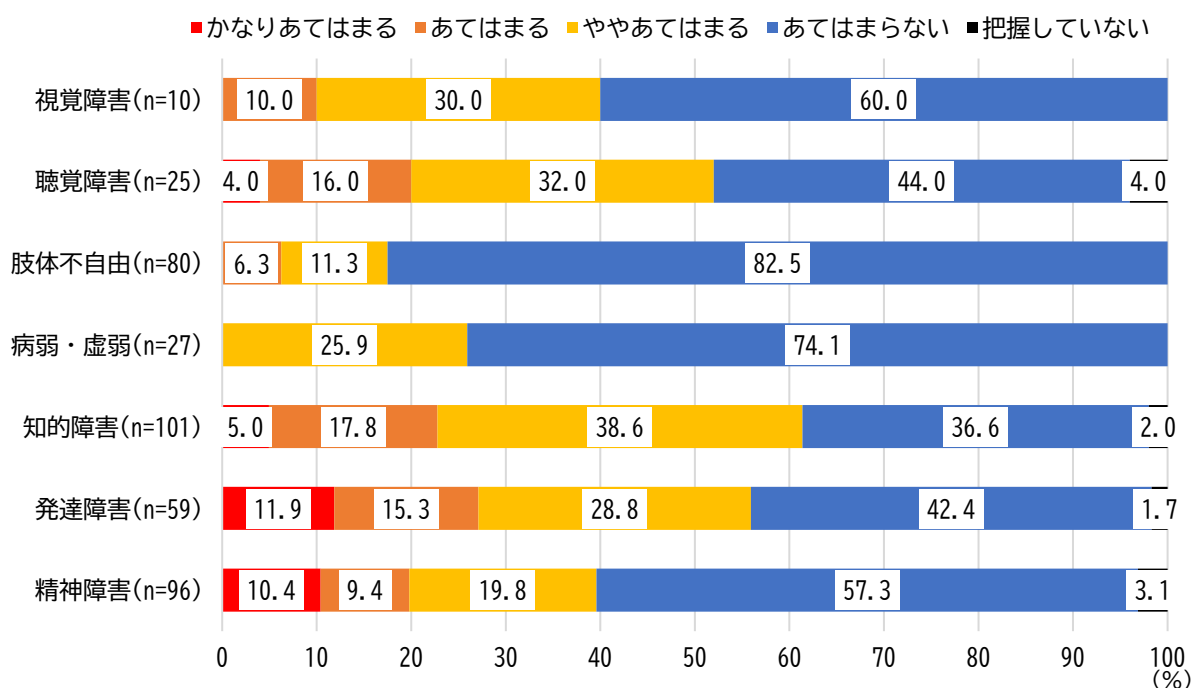


図 2-1-36-⑬ 他者の意見や指摘を受け入れることが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

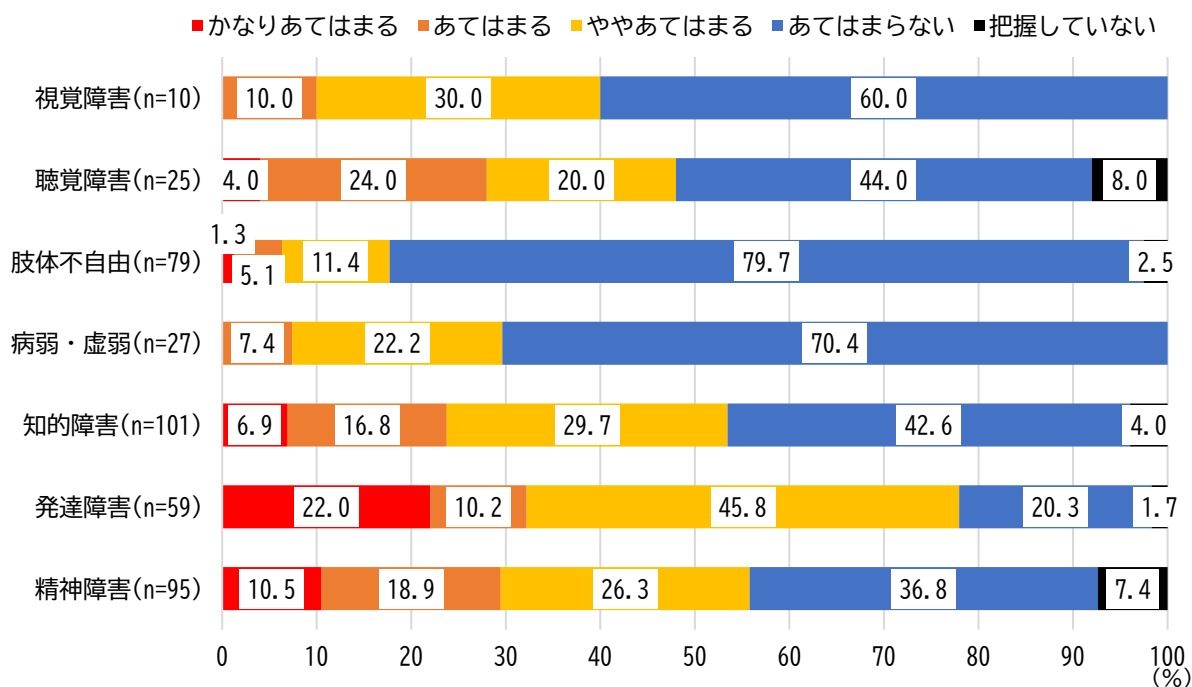


図 2-1-36-⑭ 他者とストレスなく過ごすことが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

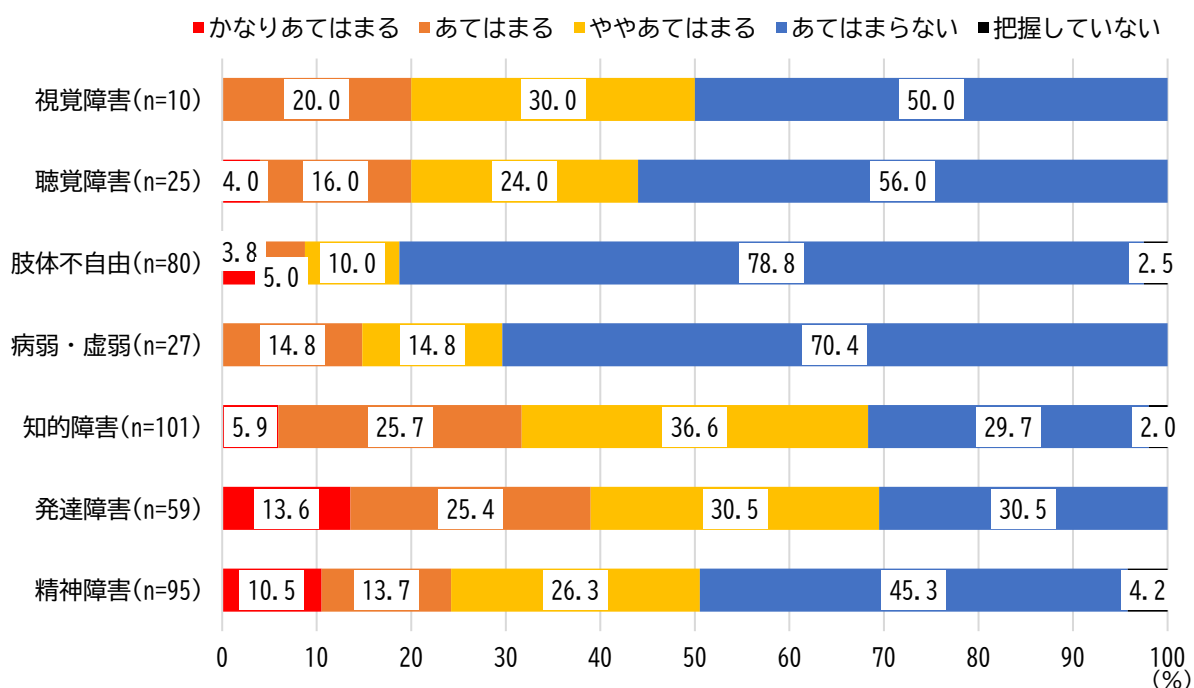


図 2 - 1 - 3 6 - ⑮ 他者に協力を求めたり働きかけたりすることが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

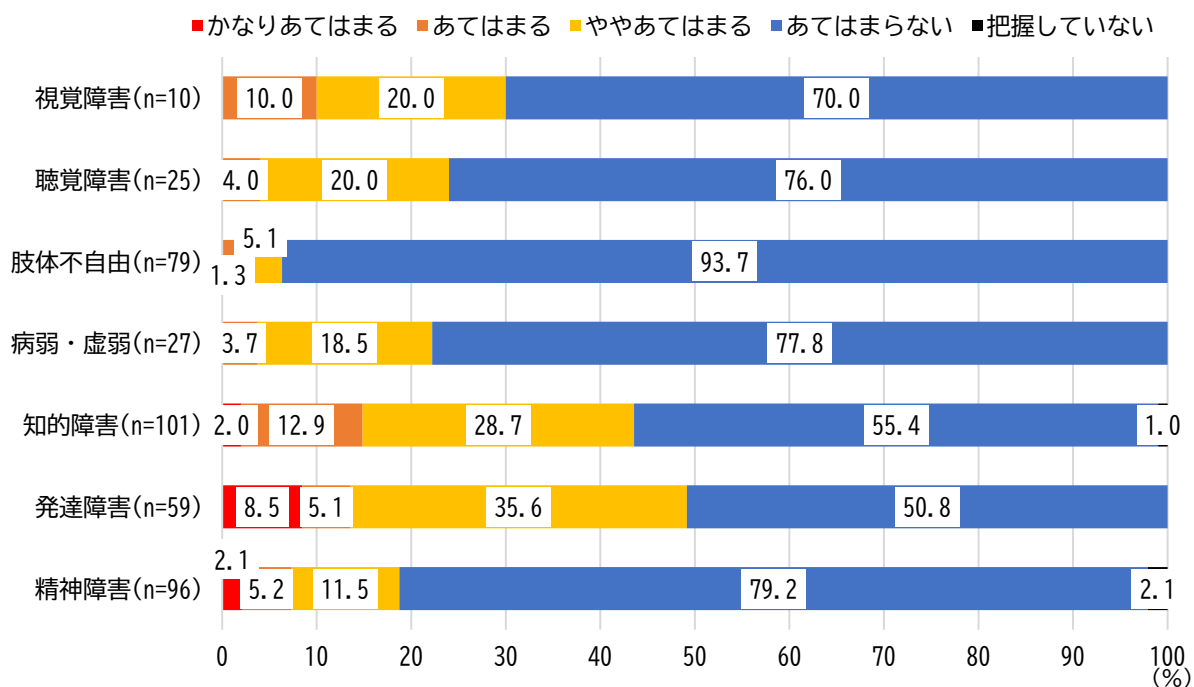


図 2 - 1 - 3 6 - ⑯ ルールを理解し守ることが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

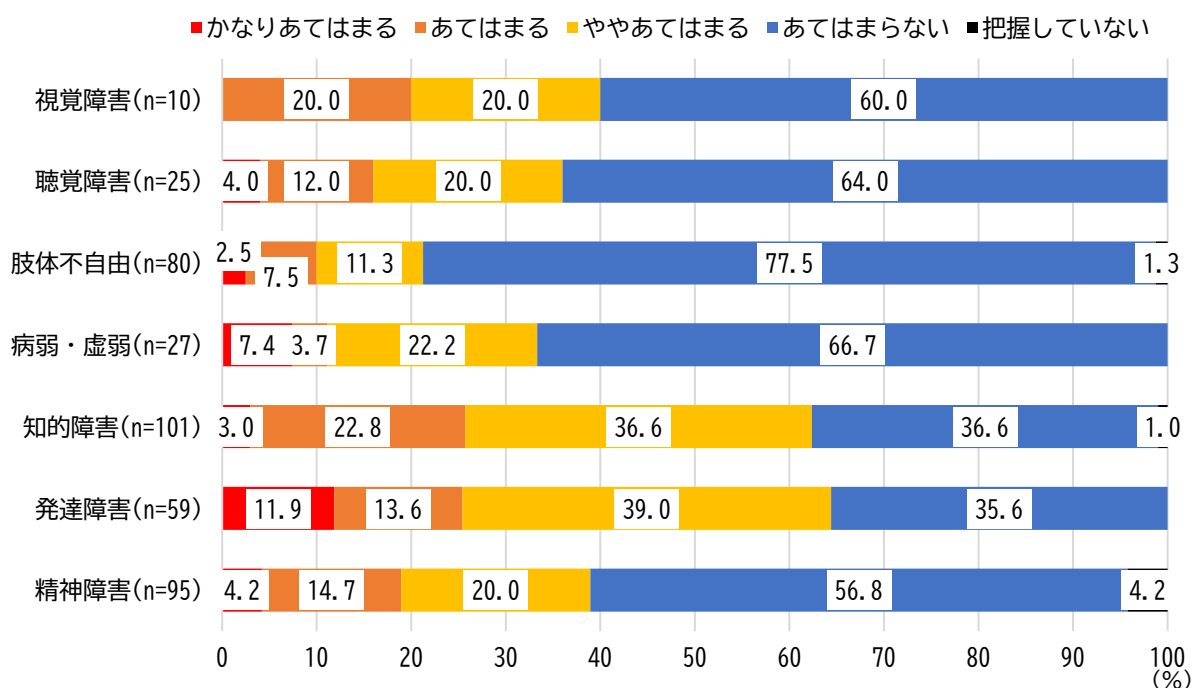


図 2 - 1 - 3 6 - ⑪ 期待された通り作業や課題に取り組むことが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

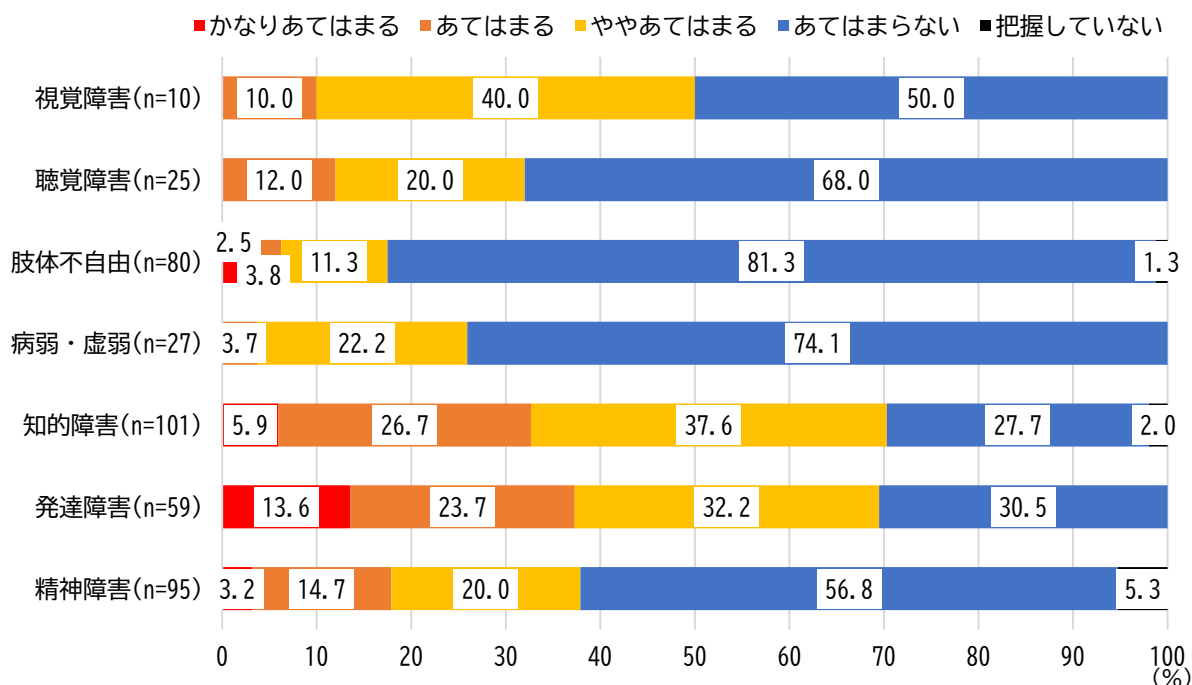


図 2 - 1 - 3 6 - ⑩ 順序だてて作業や課題に取り組むことが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

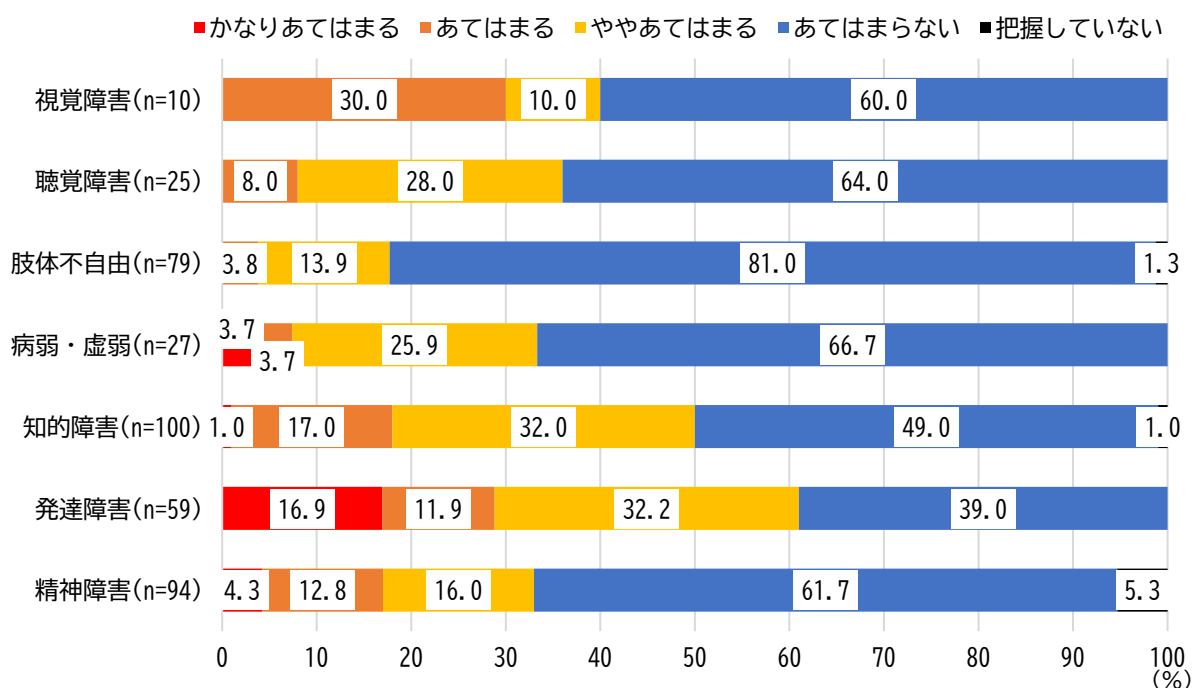


図 2 - 1 - 3 6 - ⑱ 指定された時間内に作業や課題を終えることが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

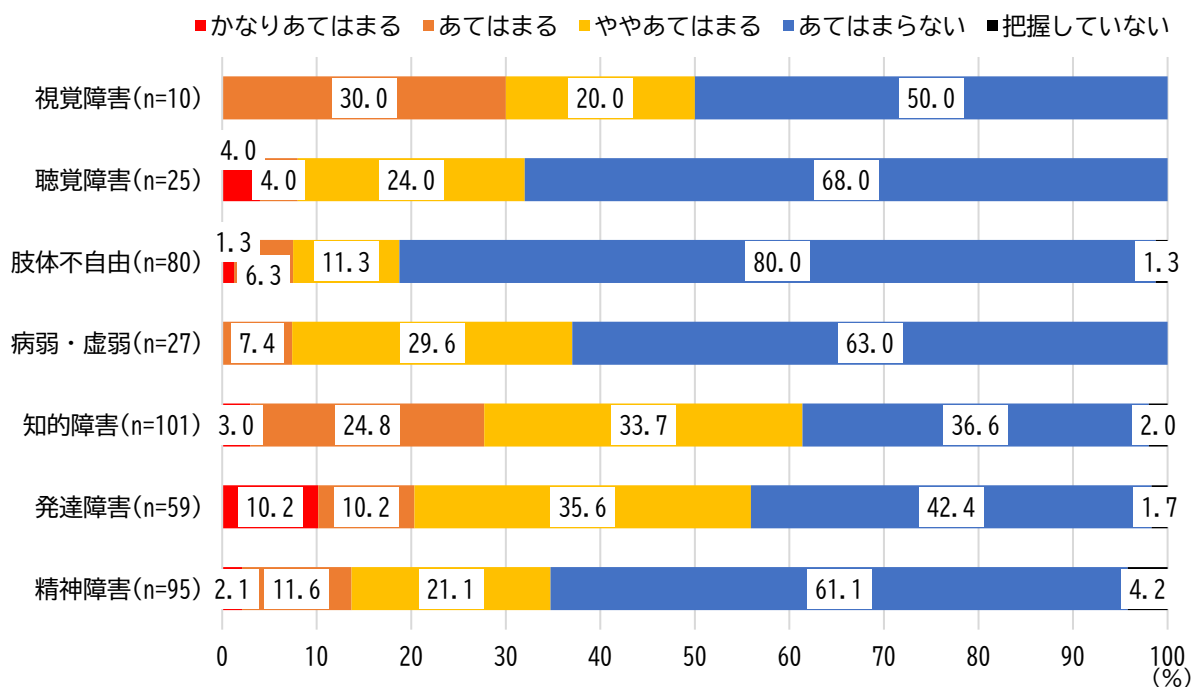


図 2 - 1 - 3 6 - ㉔ 正確に作業や課題を遂行することが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

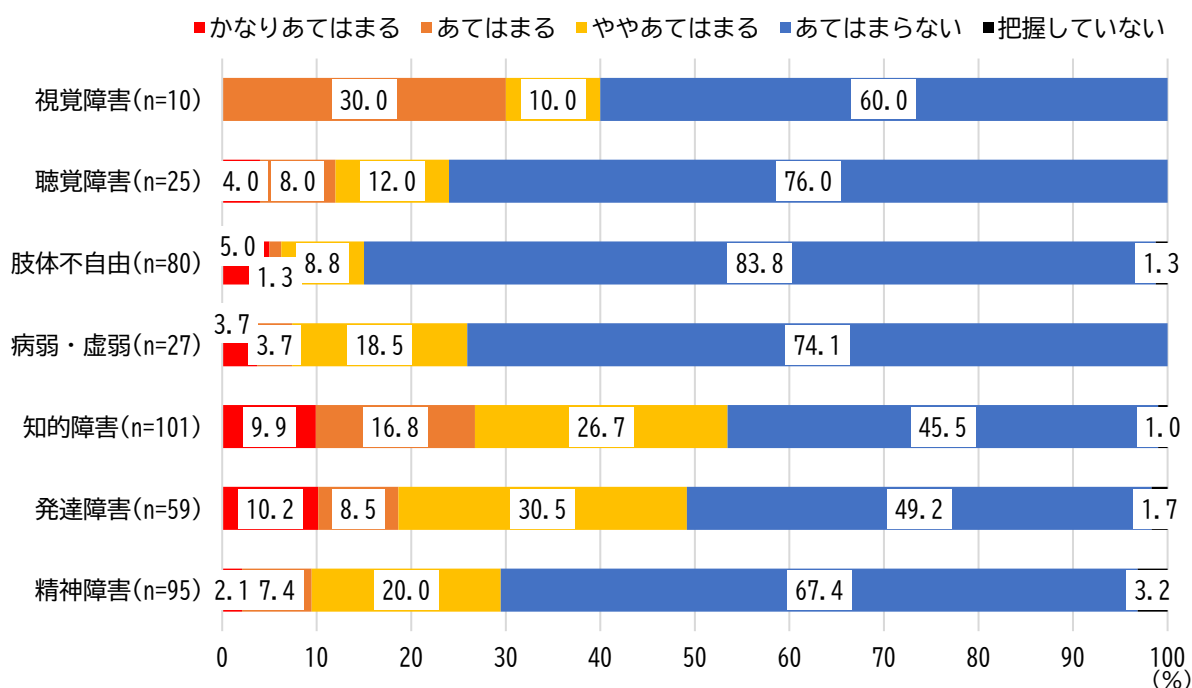


図 2-1-36-⑪ 一人で作業や課題に取り組むことが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

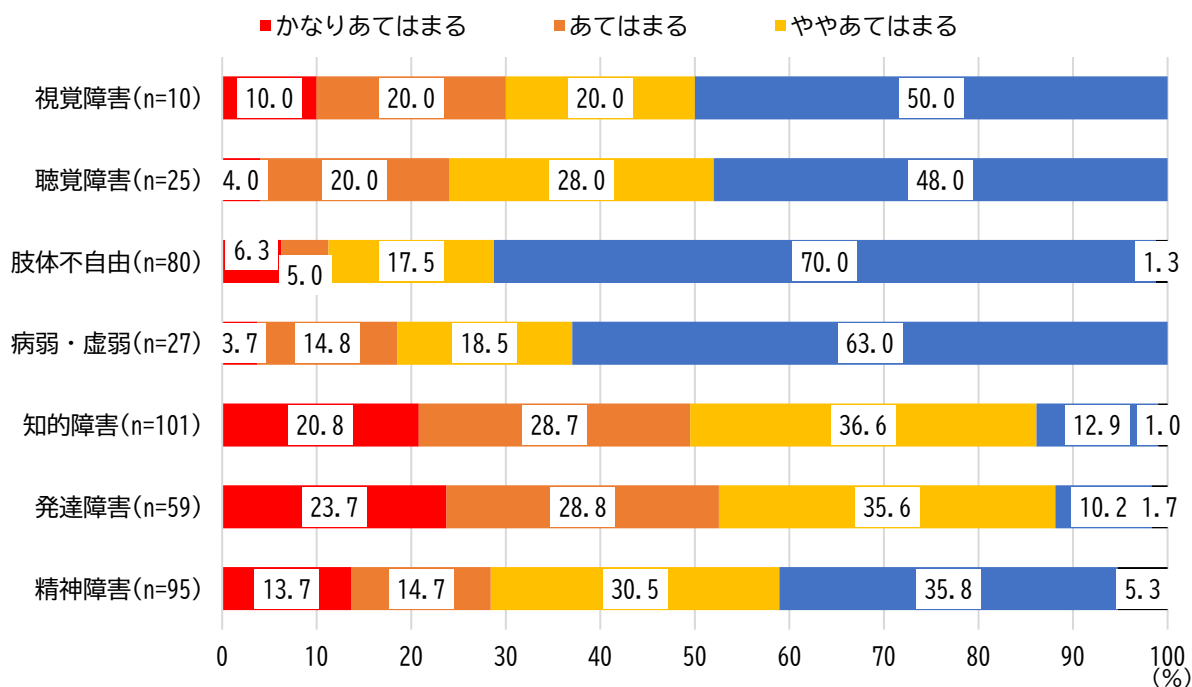


図 2-1-36-⑫ 臨機応変に対応することが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

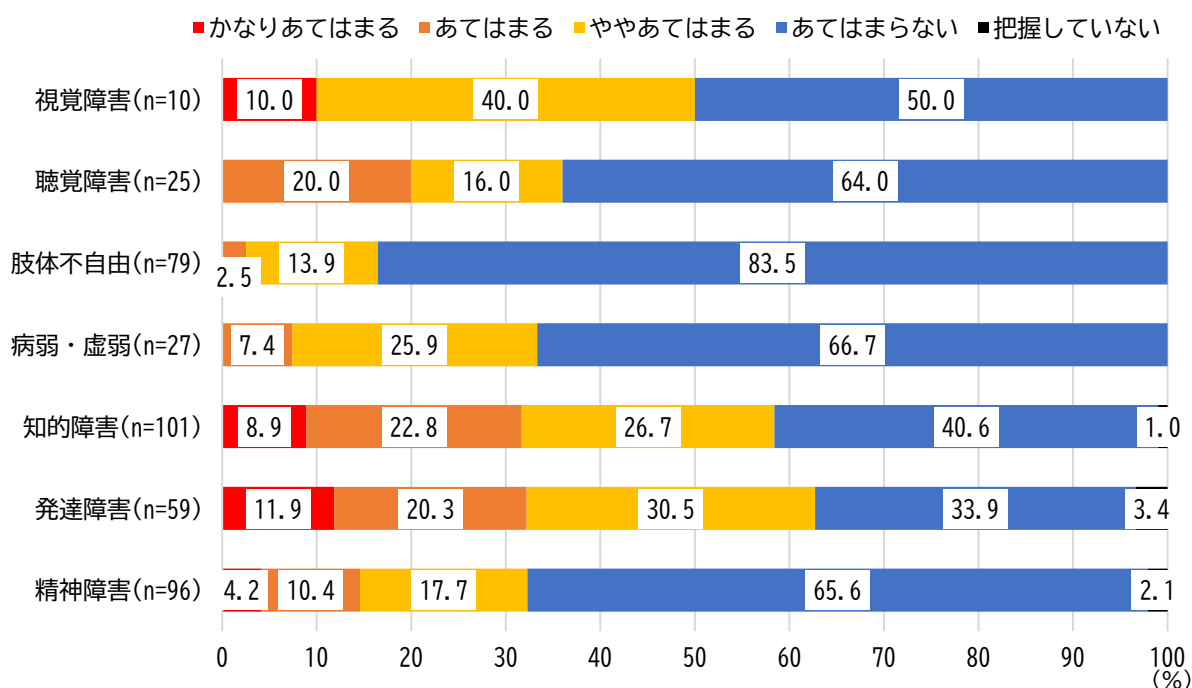


図 2-1-36-㉓ 自己の立場や役割を理解して行動することが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

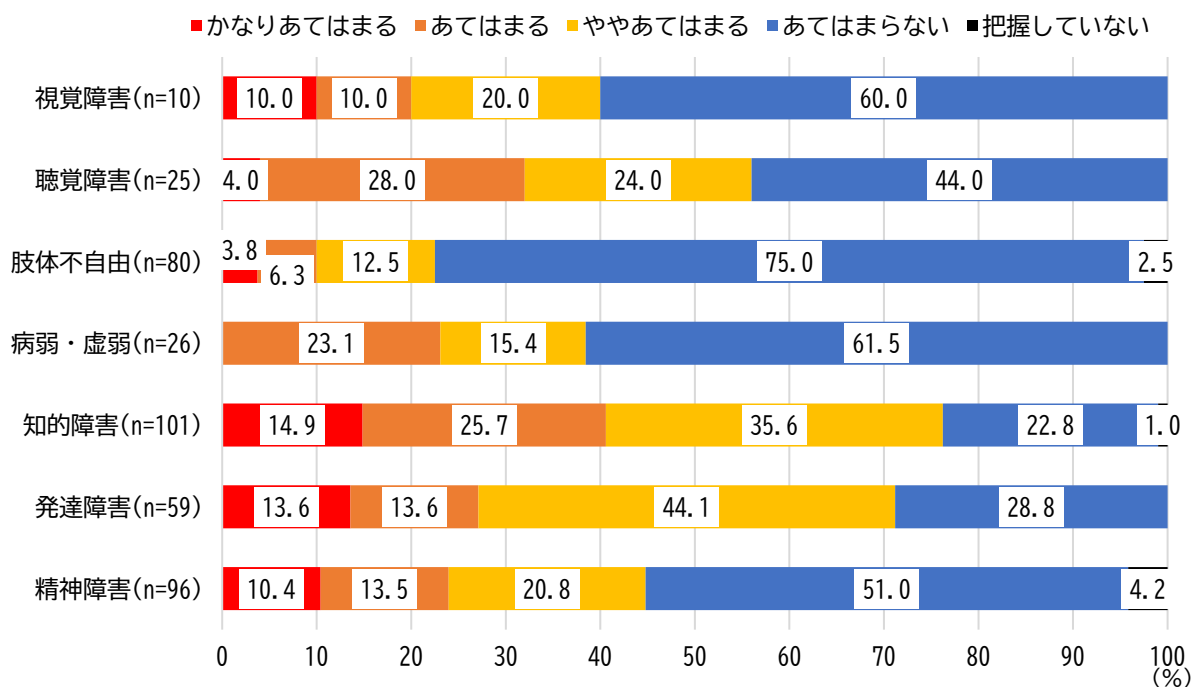


図 2-1-36-㉔ 主体的に行動することが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

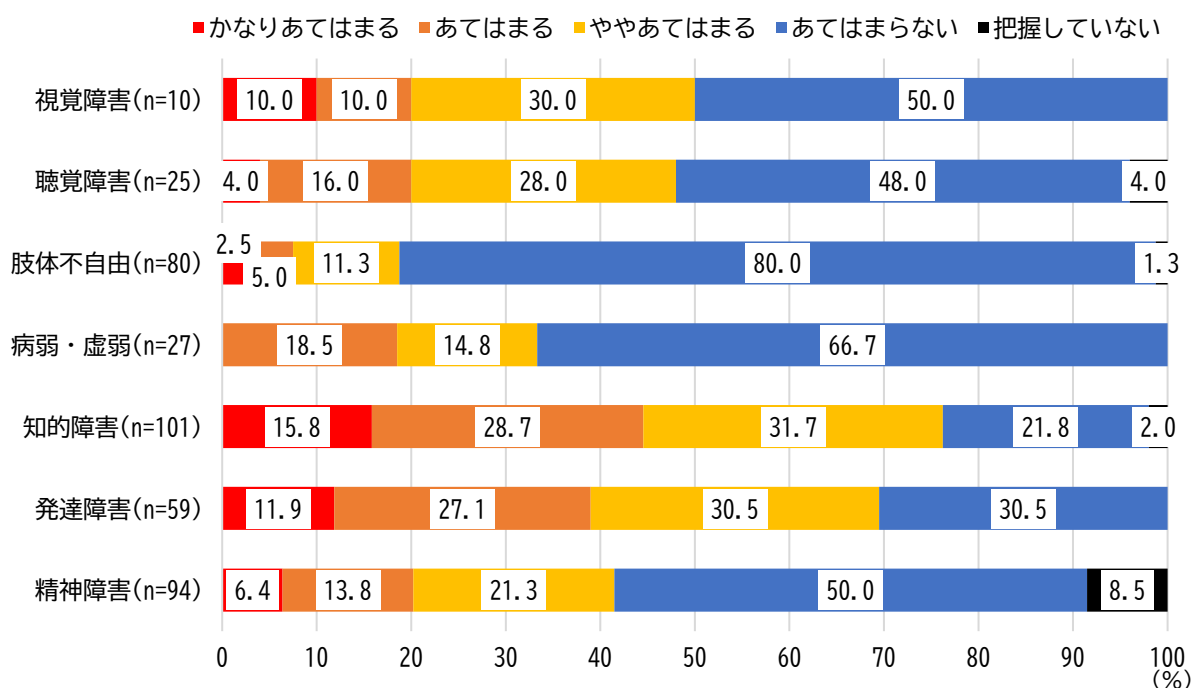


図 2 - 1 - 3 6 - ㉕ 物事の本質や原因を理解した上で課題に取り組むことが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

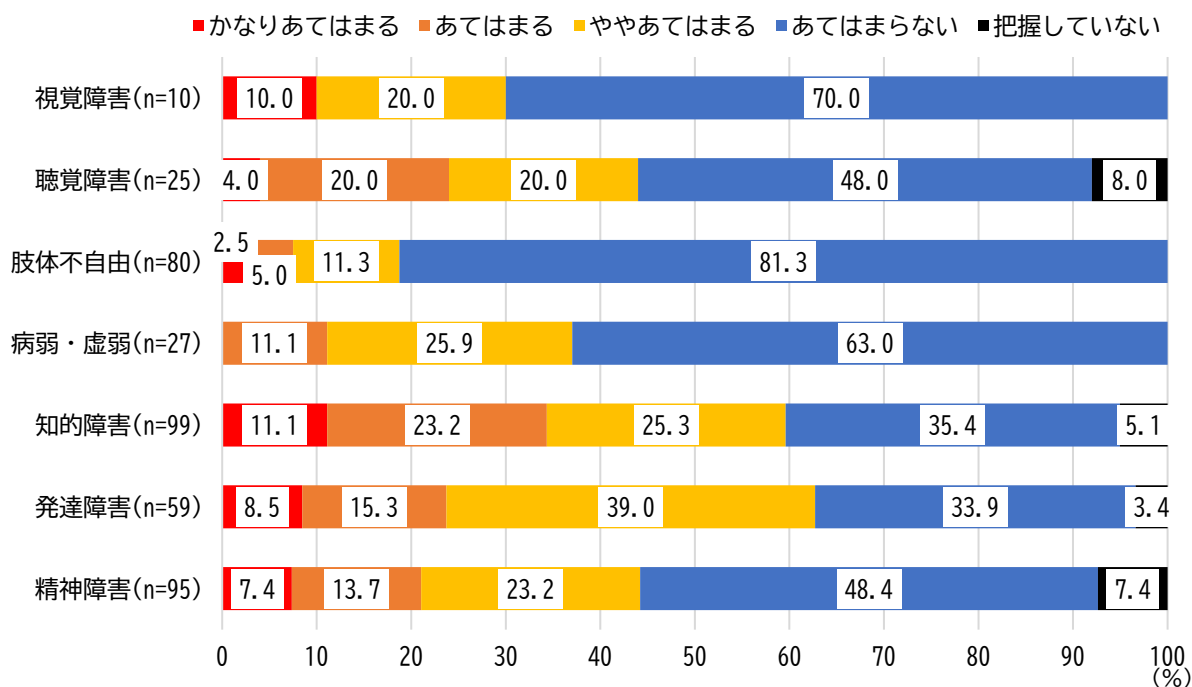


図 2 - 1 - 3 6 - ㉖ 物事を前向きに考え取り組むことが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

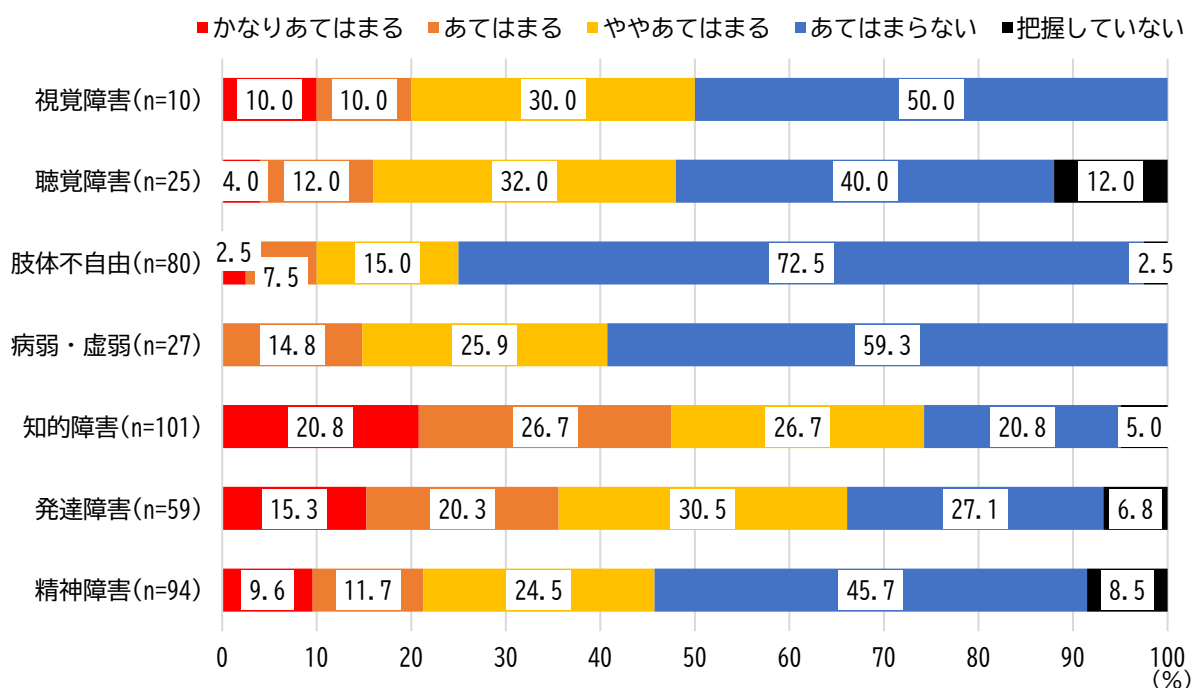


図 2 - 1 - 3 6 - ㉓ 新たな発想を実現させるための方法を考え、取り組むことが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

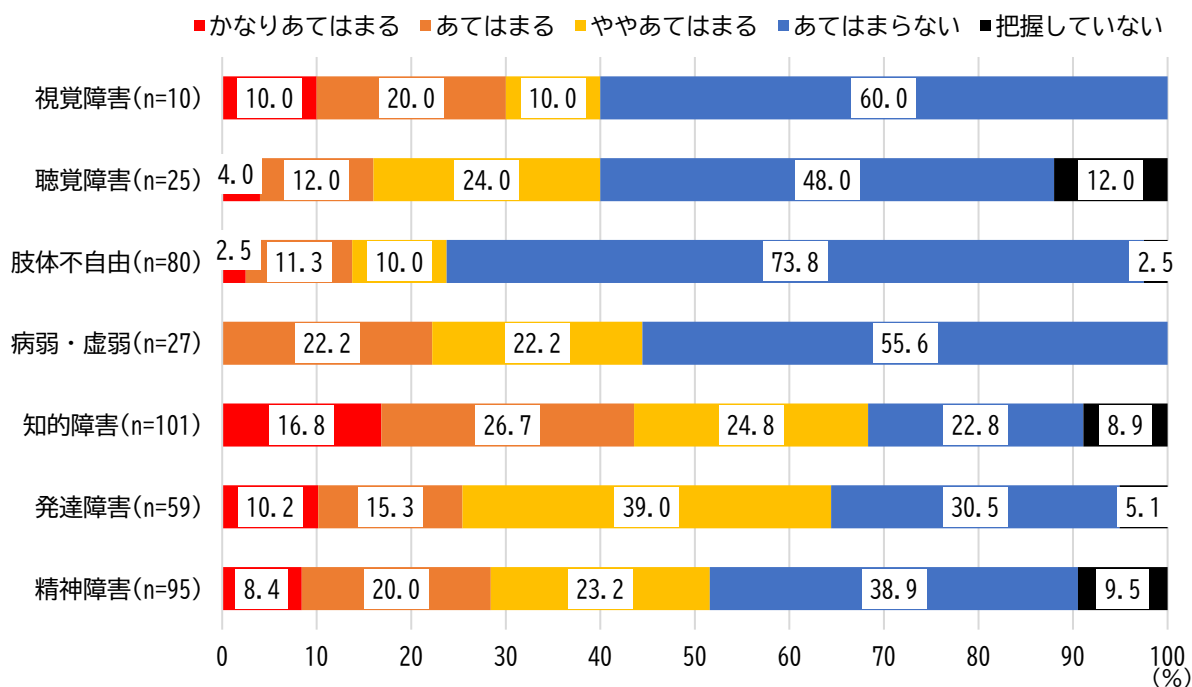


図 2 - 1 - 3 6 - ㉔ 自分の能力向上を目指して取り組むことが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

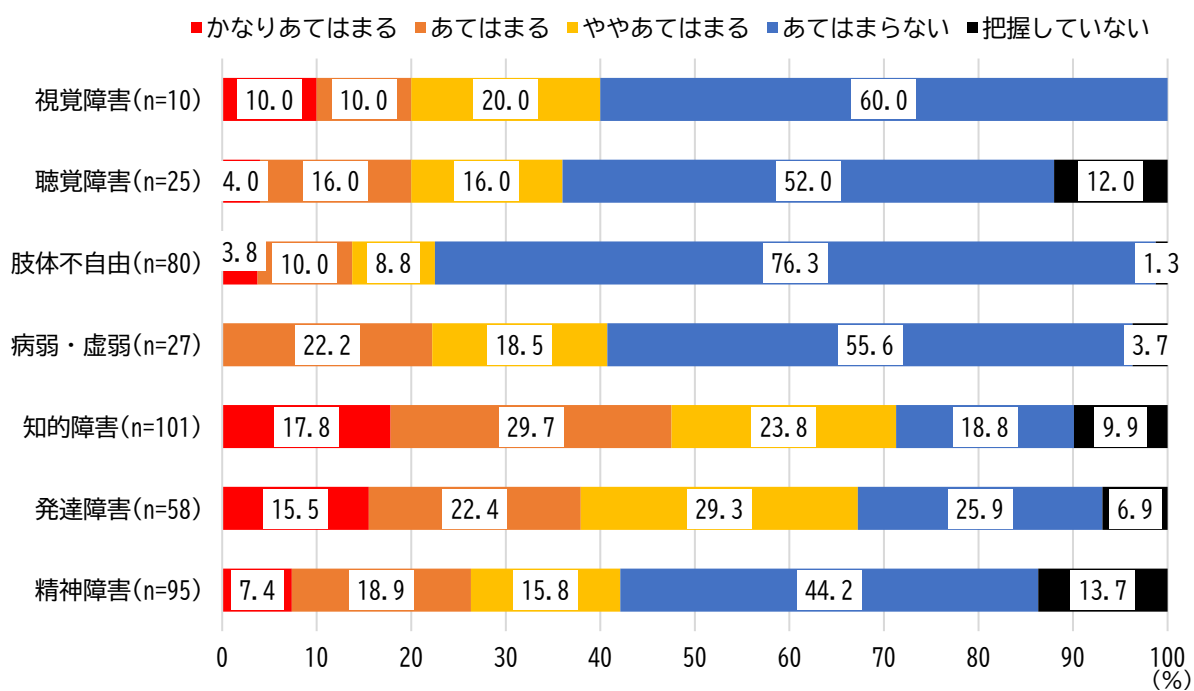


図 2 - 1 - 3 6 - ㊹ 自分のキャリア形成について選択・決定することが難しい
／選定した社員の各状態による適応困難度

(3) 高等学校への期待

①高等学校段階までに必要であった支援

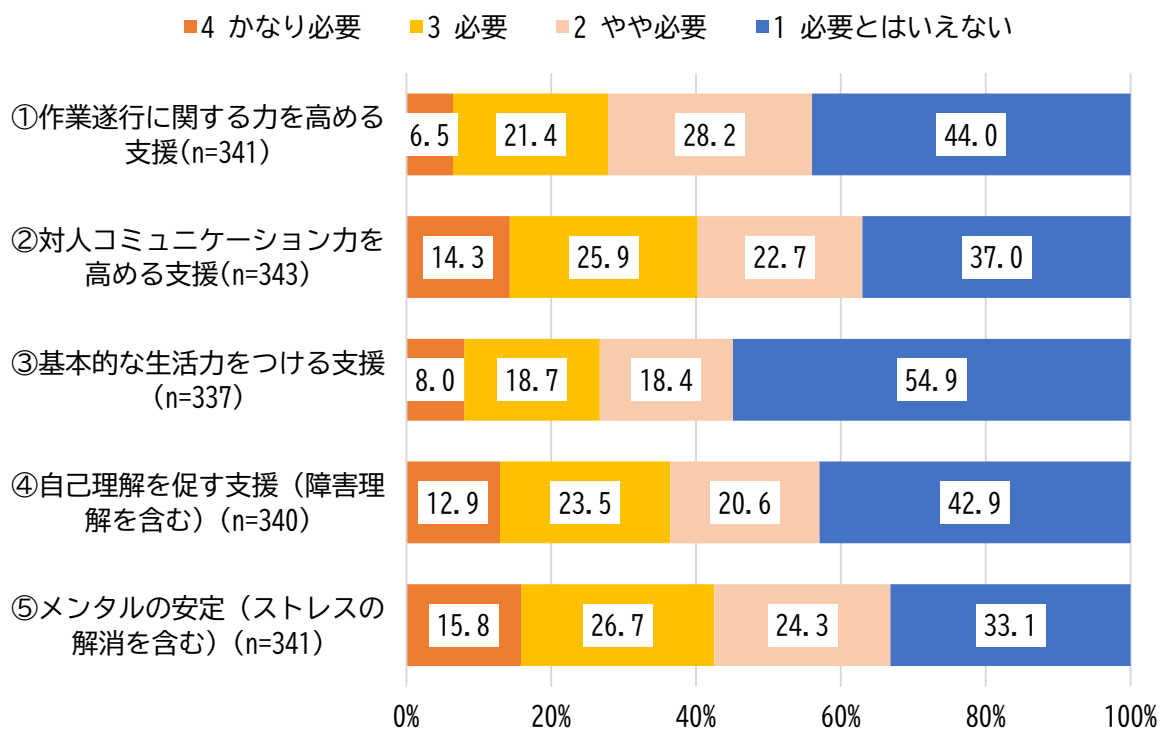


図 2-1-37 選定した社員に対し高等学校段階までに必要であった支援

* 障害種全体

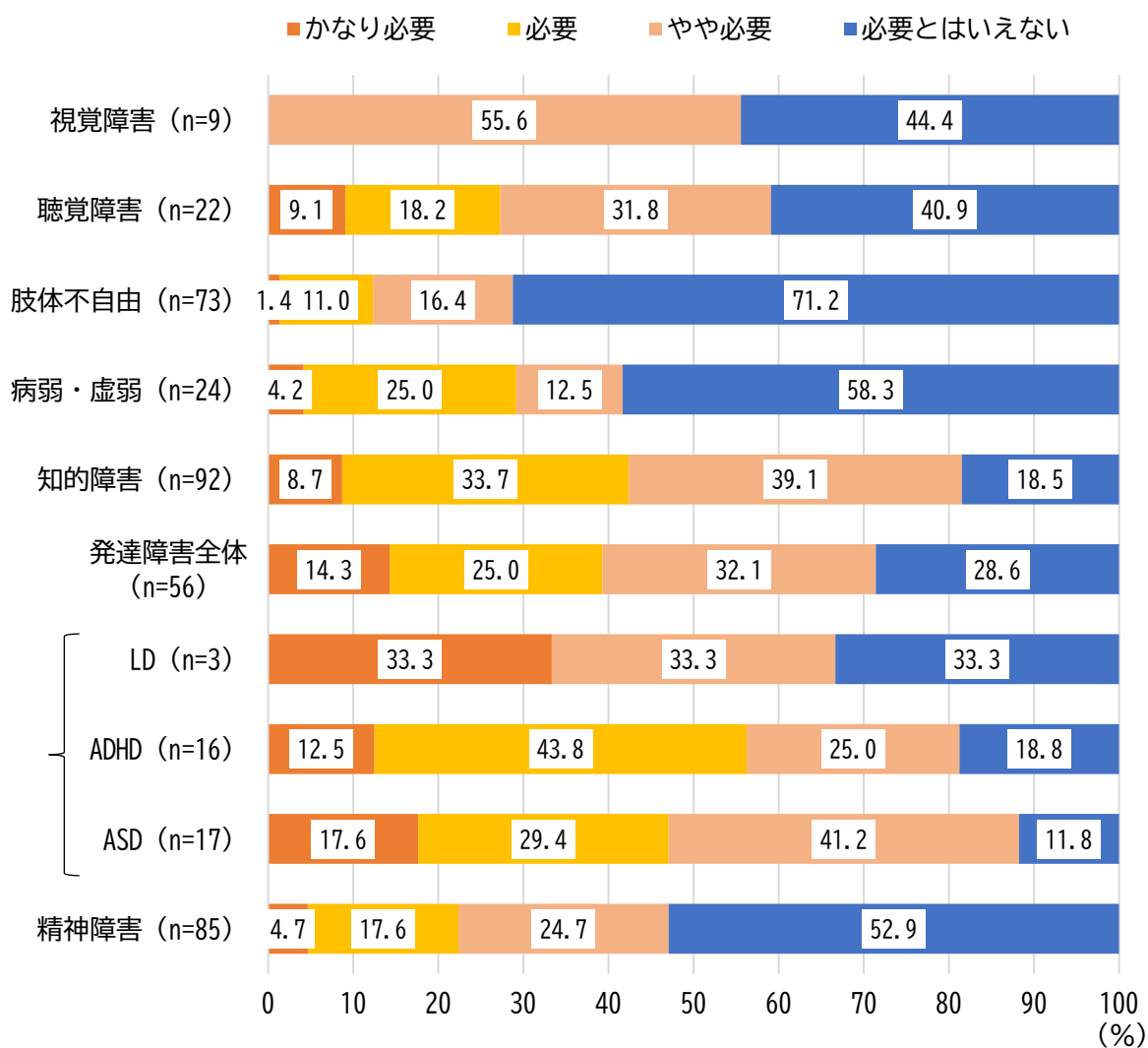


図 2-1-38-① 作業遂行に関する力を高める支援
 ／選定した社員に対し高等学校段階までに必要であった支援

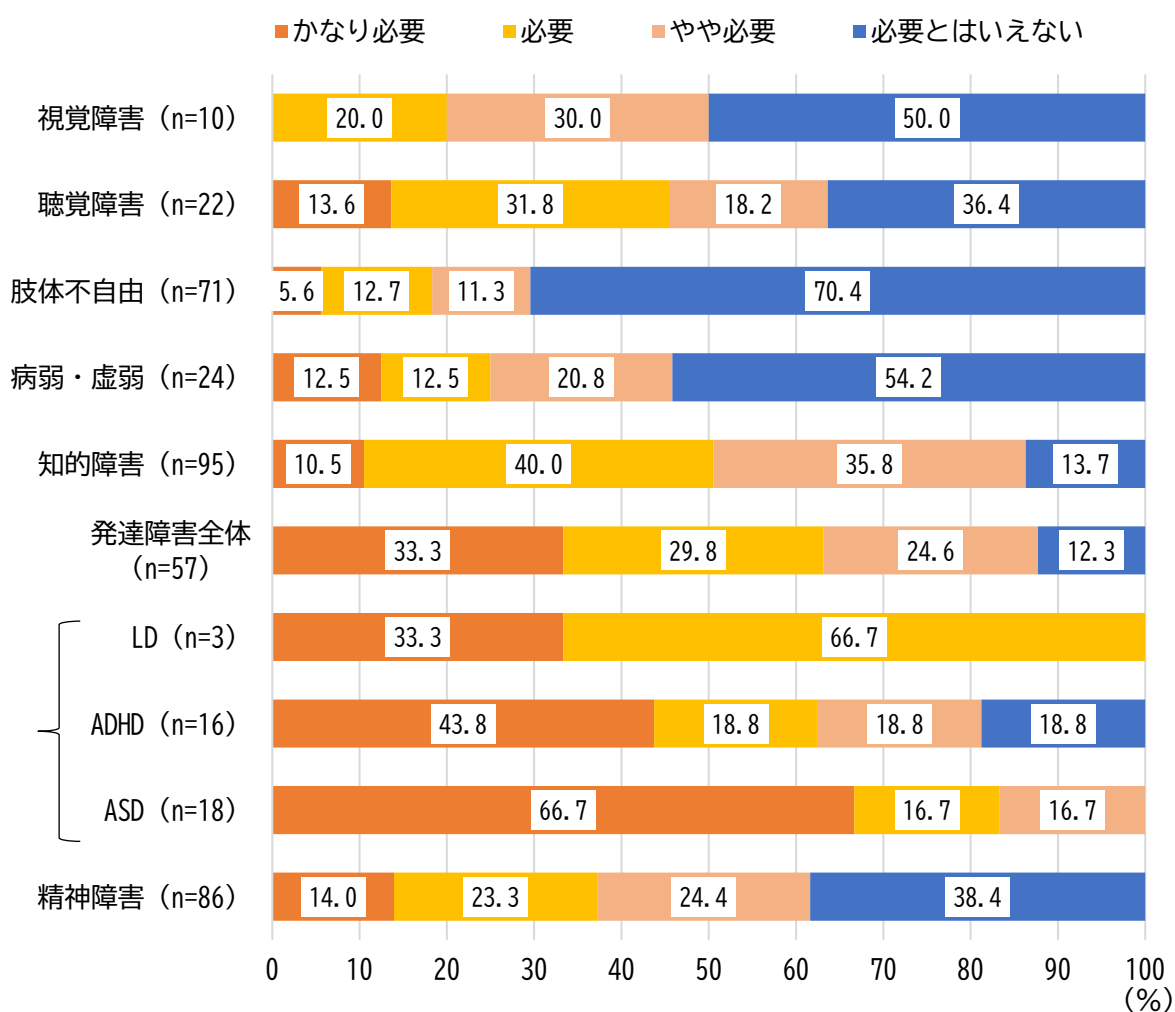


図 2-1-38-② 対人コミュニケーション力を高める支援
／選定した社員に対し高等学校段階までに必要であった支援

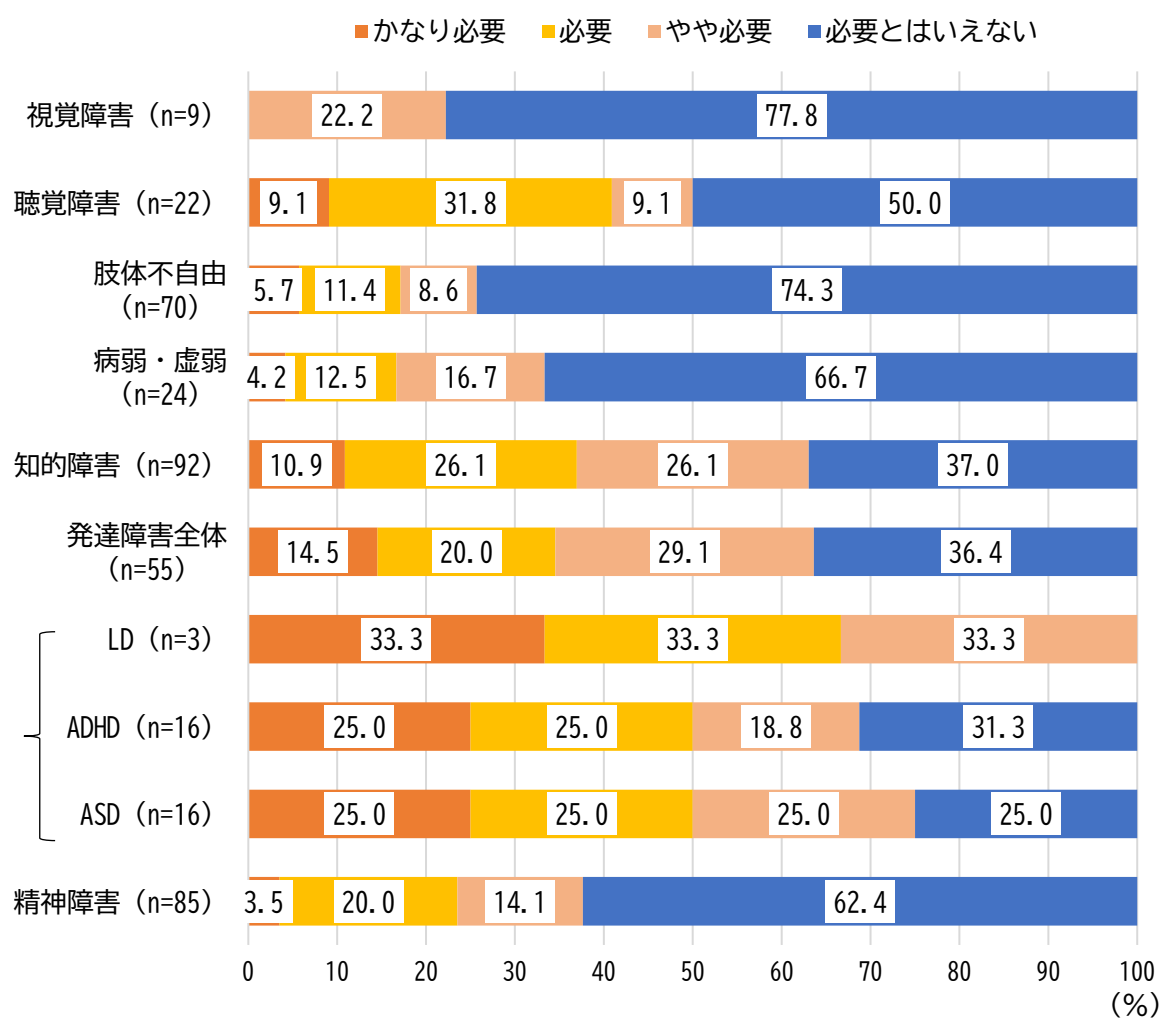


図 2-1-38-③ 基本的な生活力をつける支援
 ／選定した社員に対し高等学校段階までに必要であった支援

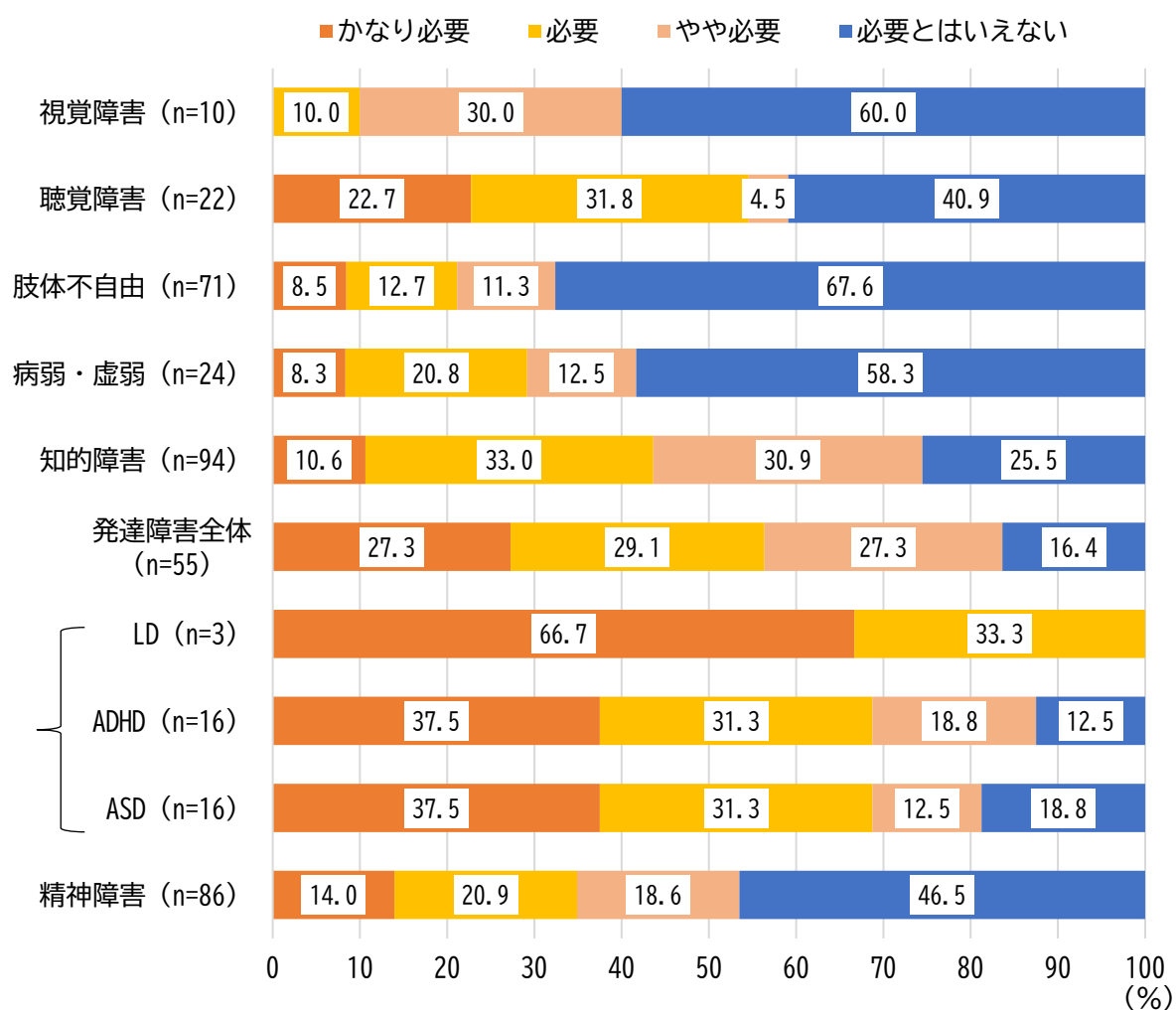


図 2-1-38-④ 自己理解を促す支援（障害理解を含む）
 ／選定した社員に対し高等学校段階までに必要であった支援

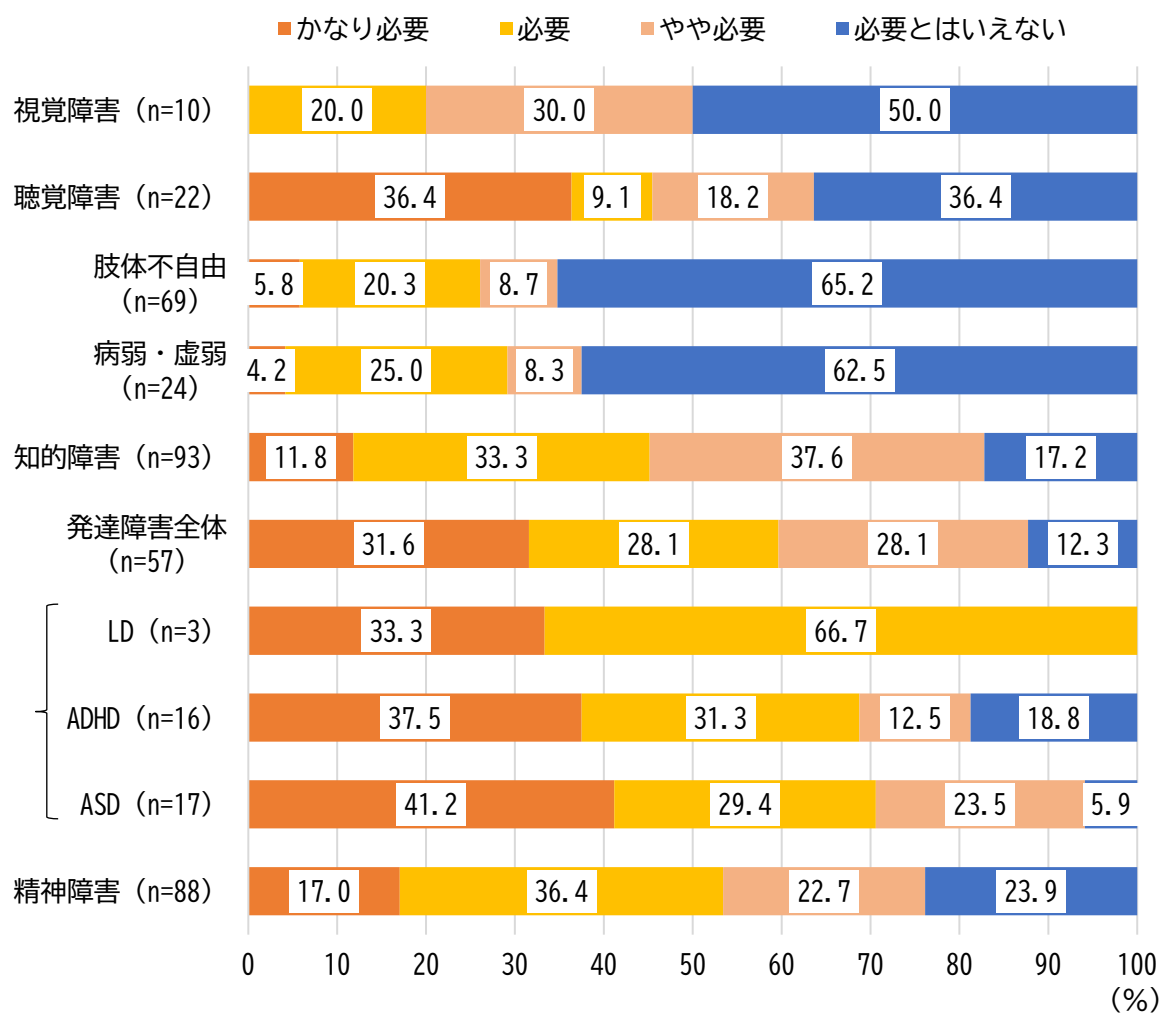


図 2-1-38-⑤ メンタルの安定（ストレスの解消を含む）
 ／選定した社員に対し高等学校段階までに必要であった支援

②高等学校への進路指導の期待

表 2-1-3 高等学校への進路指導の期待 (n=189) * 障害種全体

カテゴリ	定義	記載例	件数
生徒の特性や希望を踏まえた進路指導／就労に向けた支援体制の整備	生徒への進路指導や支援に向けた情報提供等、支援体制の整備に関する事	●気をつけるべき点の具体的明示。(身体障害・知的障害・精神障害等)【宿泊業・飲食サービス業(100～299人)】 ●知的・精神障害のある生徒の把握。(知的障害・精神障害)【卸売業・小売業(500～999人)】 ●精神障害以外の方も結構心の波がある方が多い。むしろ、我々一般人もそうである様に、その辺の観察記録があると採用し易いと思慮する。(身体障害・知的障害・精神障害等)【生活関連サービス業・娯楽業(45～99人)】	46
生徒の特性や希望を踏まえた進路指導／生徒の特性に合った仕事の把握	生徒の特性等に合った仕事の把握に関する事	●本人の特性を把握し的確な進路指導が必要。(知的障害)【製造業(45～99人)】 ●障害を理解してくれる企業を選ぶ。(精神障害)【医療・福祉(45～99人)】 ●できる事の適性を把握してほしい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【生活関連サービス業・娯楽業(100～299人)】	40
生徒の特性や希望を踏まえた進路指導／生徒の特性と仕事のマッチング	生徒の特性等と仕事のマッチングに関する事	●その生徒さんに合った進路先、やりたい事と出来る事の一致。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(45～99人)】 ●自身の特性と合う職業の提示。(身体障害・知的障害・精神障害等)【サービス業(他に分類されないもの)(1,000人以上)】 ●就業可能と思われる職業をできる限り列挙し、最適解を出す。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(300～499人)】	30
生徒の特性や希望を踏まえた進路指導／生徒の自己理解を促す指導・支援	生徒の自己理解(特性・適性等)を促す指導・支援に関する事	●障害特性の自己理解。(身体障害・知的障害・精神障害等)【製造業(500～999人)】 ●障害の程度の把握。(知的障害・精神障害)【電気・ガス・熱供給・水道業(1,000人以上)】 ●自身の障害の程度をある程度認識していて欲しい。(知的障害)【医療・福祉(100～299人)】	23
生徒の特性や希望を踏まえた進路指導／生徒の仕事への理解を促す指導・支援	生徒の仕事に対する理解を促す指導・支援に関する事	●弊社は工場なので、自身の障害に対する危険箇所等の説明。(肢体不自由・知的障害)【製造業(100～299人)】 ●進路先の職場のこと:環境・作業・安全面。(身体障害・知的障害・精神障害等)【製造業(100～299人)】 ●知的障害の方につきましては、職場体験をしていただき、ご自身が仕事へのイメージを持っていただくと同時に、受け入れる職場の方でも、当該生徒様の能力特性やお人なりを事前に理解できるようにご配慮いただきたいです。(知的障害)【卸売業・小売業(500～999人)】	9
生徒の特性や希望を踏まえた進路指導／生徒の障害理解を促す指導・支援	生徒の障害理解を促す指導・支援に関する事	●高等学校在学中には本人も周囲も発達障害に気づきにくく、「なぜか周囲の生徒と調和が取れない」「いじめのような状況がある」といったことになっている。(発達障害)【医療・福祉(300～499人)】 ●自身が障害について認識する。(発達障害)【医療・福祉(100～299人)】 ●学校や本人及び保護者が発達障害に気付かない事もあります。本人や保護者の自覚もありますが、学校が早期に	9

カテゴリ	定義	記載例	件数
		気付ける様に配慮して頂ければと思います。(発達障害) 【医療・福祉(45～99人)】	
業務に関するスキルの習得に向けた指導・支援／コミュニケーション力	挨拶や周囲とのコミュニケーションの能力の向上に向けた指導・支援に関すること	●コミュニケーションが取れること。(身体障害・知的障害・精神障害等)【製造業(500～999人)】 ●コミュニケーションの取り方についてはロールプレイング等が必要ではないかと思えます。(身体障害・知的障害・精神障害等)【サービス業(他に分類されないもの)(100～299人)】 ●組織・チームでの作業、コミュニケーション力の習得。(身体障害・知的障害・精神障害等)【建設業(100～299人)】	36
業務に関するスキルの習得に向けた指導・支援／基本的スキル	電話やPC、一般常識、ビジネスマナー等の仕事に必要な基本的スキルの向上に向けた指導・支援に関すること	●ビジネスマナーの基本的な部分を教えてもらうこと。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(45～99人)】 ●庶務、接客対応及び電話対応、PC入力、データ作成、普通自動車免許の取得等を身につけるよう促す。(身体障害・知的障害・精神障害等)【サービス業(他に分類されないもの)(45人未満)】 ●基本的な指導をしていただきたい(違法なことをしないなど)。(身体障害・知的障害・精神障害等)【複合サービス事業(共同組合等)(300～499人)】	35
業務に関するスキルの習得に向けた指導・支援／業務内容の理解	業務内容を適切に理解し、適切に遂行できるよう促す指導・支援に関すること	●企業を紹介する際に、仕事内容を十分に伝えていただき、生徒に理解させていただきたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【製造業(100～299人)】 ●業種や企業ごとの業務内容の把握。(身体障害・知的障害・精神障害等)【複合サービス事業(共同組合等)(45～99人)】 ●業務上の指示を理解し、行動する事が出来る。(発達障害)【製造業(100～299人)】	12
業務に関するスキルの習得に向けた指導・支援／困りごとへの対応	困りごとに対して他者への相談等を通じて対処すること	●正直な不安部分を説明して、お互いに不安を除くこと。(知的障害)【医療・福祉(100～299人)】 ●仕事が続かない方が多い。自分の体調・気分をコントロールするのが難しいかと思うので、少しでも手伝えるよう、担当者に何でも相談するクセをつけていただければ。(知的障害)【宿泊業・飲食サービス業(100～299人)】 ●継続的な相談と対応。(身体障害・知的障害・精神障害等)【製造業(100～299人)】	3
職業観、就業観の育成／態度・意欲	働く上での態度や意欲を育む指導・支援に関すること	●自分にはどんな特性があって、どんなことに興味があるかを見つける指導。長所を伸ばす、自己肯定感を高める指導。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(500～999人)】 ●本人がなにをやりたいかなどを明確にし、離職意思の低減を図る事。(身体障害・知的障害・精神障害等)【不動産業・物品賃貸業(100～299人)】 ●生徒の就労意欲の確認。どのような仕事をしたいと思っているかの確認。(身体障害・知的障害・精神障害等)【卸売業・小売業(100～299人)】	28
職業観、就業観の育成／働くことの意義、価値観	働くことに対する意義の理解や、価値観を深める指導・支援に関すること	●仕事(働く)をする上での基本的な約束事や目的等を指導していただきたいと考えています。(身体障害・知的障害・精神障害等)【運輸業・郵便業(45～99人)】 ●難しいかもしれないが、学校から社会へ出る中でその切り分け、(考え方)などを伝えておいてほしい。(知的障害)【医療・福祉(100～299人)】	13

カテゴリ	定義	記載例	件数
		●健全な職業感・勤労感の育成。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(45～99人)】	
連携による支援／学校との連携	情報交換や相談等の学校との連携に関すること	●入社して慣れるまでの間、本人と会社との間で、本人の悩み、家族の悩み、会社の悩みを橋渡ししてもらえると助かると思います。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(100～299人)】 ●指導の際は相手先企業との連携を密にしてお互い理解し納得できる支援。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(100～299人)】 ●個々の学生の特性を企業側に説明できるように企業の担当者とも、常にコミュニケーションをとっておくことと良いのではないかと考える。(身体障害・知的障害・精神障害等)【サービス業(他に分類されないもの)(45～99人)】	17
連携による支援／保護者との連携	生徒の支援に向けた保護者の理解や、保護者との情報共有等の連携に関すること	●精神障害について述べると、本人を理解している学校関係者や保護者等が、本人の性格、希望を考慮して、一つの勤務先に長く勤務できるよう予め進路先と密に連携を取ることが求められると思う。(精神障害)【サービス業(他に分類されないもの)(100～299人)】 ●保護者との連携。(身体障害・知的障害・精神障害等)【卸売業・小売業(100～299人)】 ●保護者との連携、親子の意思疎通。就労支援者との連携。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(100～299人)】	9
連携による支援／関係機関との連携	就労支援機関等の関係機関と連携した支援に関すること	●一般就労に不安がある場合は、企業への就労の前に訓練機関や就労移行支援を視野にいれ、必要であれば相談支援事業所とも連携をとる。(知的障害・精神障害等)【医療・福祉(100～299人)】 ●就労支援者との連携。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(100～299人)】 ●支援機関、対象者家族との連携。(発達障害)【製造業(500～999人)】	8
インターンシップや職場体験等の実施	職場見学やインターンシップ等の職業体験を通じた職業理解を促す指導・支援に関すること	●本人による職場体験の実施。インターンシップの受け入れしてくれるところも増えているので、研修期間をつくる等。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(100～299人)】 ●主に知的障害を受け入れています、知的障害とわかった上で職業体験等しています。(知的障害)【生活関連サービス業・娯楽業(1,000人以上)】 ●インターンシップを複数回、1、2週間の実施。(身体障害・知的障害・精神障害等)【製造業(1,000人以上)】	33
得意な力を育む指導・支援	得意な力を育む指導・支援に関すること	●障害にとらわれすぎず、可能性を広くもった指導。(身体障害・知的障害・精神障害等)【製造業(100～299人)】 ●就労に際して求められる能力、コンピテンシーを高めておく必要を感じます。(身体障害・知的障害・精神障害等)【教育・学習支援業(45～99人)】 ●出来ることを伸ばし、業務に活かせる職を選択してほしい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(45～99人)】	15

カテゴリ	定義	記載例	件数
教員の特性理解	生徒や保護者に対して適切な支援を提供するために、特性への理解や必要な環境の整備等の教員への期待に関すること	●障害のある生徒への理解を一般生徒に徹底することが、就職後の障害のある者への理解を高めることとなり、その結果、障害のある生徒が社会生活していく上で、手助けとなり有効である。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(45～99人)】 ●酷な言い方かも知れないが、どのような仕事が合うかを企業側に考えてもらうではなく、どのような仕事があるのかまず進路指導の方が知ることだろう。学生のことをたくさん知っていても、それだけでは片道切符。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(100～299人)】 ●既に行っていることかもしれませんが、個々の症状に合わせて、適正がある仕事とそうでない仕事を生徒と話し合って欲しい。また本人の希望(夢)もあると思うので、しっかりとどういう仕事をする為には、どういうスキルが必要かななどを対話して欲しい。その為先生方にも仕事の種類について、定期的に勉強いただく機会があった方が良くと思う。(身体障害・知的障害・精神障害等)【建設業(45～99人)】	10
生活スキルの向上に関する指導・支援	自立した日常生活や外出時の移動等の生活面のスキルの向上に関すること	●すべて生活レベルを上げること、素直なこと(〇〇だからできない、ではなく、まずやってみよう！からできること)、自己分析をきちんとしてほしい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【生活関連サービス業・娯楽業(1,000人以上)】 ●基本的な生活力を身につける指導。(身体障害・知的障害・精神障害等)【卸売業・小売業(100～299人)】 ●出来ることであれば、ご本人の移動について公共交通機関を使用して、どこにでも行ける能力を身につけていただけることを期待します。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(1,000人以上)】	8
その他	上記の項目に該当しないこと	●卒業後、福祉サービス(就労移行や自立訓練等)の利用を通じて、より専門的な支援を受けながら、就労を目指す社会です。福祉制度の理解について期待します。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(100～299人)】 ●進路指導担当者に任せきりにするのではなく、特別支援学校と高校とでのコミュニティなり、ウェブサイトがあるだけでも情報共有ができるのではないのでしょうか。(身体障害・知的障害・精神障害等)【情報通信業(45～99人)】 ●周りを気にしない。(知的障害・精神障害)【製造業(100～299人)】	28

*記載例の後に付記している括弧書き()は、意見の対象となる障害種を示す。なお、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱に該当する障害種は「身体障害」と記載している。続く括弧書き【】は企業の業種と規模を示す。

*資料集では、発達障害以外の障害種を中心に選定したが、回答者によっては発達障害に対する記述と同様の内容を回答していた。

表 2-1-4 企業への引き継ぎへの期待 (n=181) * 障害種全体

カテゴリ	定義	記載例	件数
情報提供・情報共有／生徒の特性や支援方法	生徒の特性や支援内容に関する情報提供に関すること	●本人の特性等については詳細情報をいただきたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【サービス業(他に分類されないもの)(100～299人)】 ●どの程度の運動能力が備わっているか、特に注意すべき点、補助が必要な点などの説明。(肢体不自由)【製造業(100～299人)】 ●本人の得意な事や日常の様子も教えてほしい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(100～299人)】	170
情報提供・情報共有／必要な配慮について	仕事や業務上の配慮等の情報提供に関すること	●どのようなことが苦手でどのような配慮が必要か。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(500～999人)】 ●必要と考えられる合理的配慮の内容。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(45～99人)】 ●職場(対人)と仕事面での許容範囲。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(100～299人)】	27
情報提供・情報共有／生徒の適性について	生徒の特性に合った働き方等、仕事に対する適性に関すること	●ドライバーとしての適性。(身体障害・知的障害・精神障害等)【運輸業・郵便業(45～99人)】 ●ご本人の能力に合う、職種を選んであげてほしい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(45～99人)】 ●どのような仕事をしたいと思っているかの確認。(発達障害)【卸売業・小売業(100～299人)】	20
連携による支援／学校との連携	情報交換や相談等の学校との連携に関すること	●企業と学校間の綿密なコミュニケーション。(身体障害・知的障害・精神障害等)【複合サービス事業(共同組合等)(45～99人)】 ●直接面談(先生)による情報共有。(身体障害・知的障害・精神障害等)【卸売業・小売業(100～299人)】 ●継続的な相談と対応。(身体障害・知的障害・精神障害等)【製造業(100～299人)】	34
連携による支援／保護者との連携	生徒の支援に向けた保護者の理解や、保護者との情報共有等の連携に関すること	●個人情報にひっかかるかもしれないが、通勤、着がえ、時間の理解、トイレ、昼食、など仕事の周辺部分を自分1人でできるか、家族の人ができるのか、その辺の情報把握と、実際の介入(家族への依頼、伝達)など。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(100～299人)】 ●家族等、キーパーソンになる人物の情報。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(100～299人)】 ●個々の生徒様の状況等をお知らせいただくとともに、保護者の方との連携の仲立ちをしていただきたいです。(身体障害・知的障害・精神障害等)【卸売業・小売業(500～999人)】	16
連携による支援／関係機関との連携	就労支援機関等の関係機関と連携した支援に関すること	●入職前後に保護者、企業の者以外に相談できるようなコーディネーター、相談機関があると良い。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(100～299人)】 ●卒業後にサポートいただける支援機関についての情報提供。(身体障害・知的障害・精神障害等)【製造業(500～999人)】 ●障害者就業・生活支援センターとの連携。(身体障害・知的障害・精神障害等)【卸売業・小売業(100～299人)】	11
引き継ぎ方法等の改善	事前の障害に関する情報開示や引き継ぎ	●書面での引き継ぎもお願いしたいです。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(45～99人)】	24

カテゴリ	定義	記載例	件数
	ぎ時期・方法等の要望に関すること	●採用応募時、できれば職場見学依頼時等、早めに障害について連絡頂けると幸いです。(身体障害・知的障害・精神障害等)【建設業(100～299人)】 ●企業だけでなく進学の場合、進学先への情報提供等引継ぎもお願いしたいです。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(45～99人)】	
支援体制の整備	入社後の支援体制の整備に関すること	●アフターケアの役割について検討し、チームアプローチの体制を整える。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(100～299人)】 ●本人の特性、基本的な動作・行動基準等を受け入れ体制が整う様に企業へ引継ぐ(知的障害)【製造業(45～99人)】 ●普段から企業側とコミュニケーションを図り、学生さんが来てもらいやすい環境を、企業側も整備していく必要がある。(身体障害・知的障害・精神障害等)【サービス業(他に分類されないもの)(45～99人)】	13
インターンシップや職場体験の実施と引継ぎ	職場見学やインターンシップ等の職業体験に基づく実態把握と支援の引継ぎに関すること	●模擬体験。(身体障害・知的障害・精神障害等)【不動産業・物品賃貸業(45～99人)】 ●インターンシップを実施する。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(300～499人)】 ●就労支援機関を通して企業の見学や実習をできればよいかと思います。(発達障害)【学術研究・専門・技術サービス業(300～499人)】	10
仕事に対する理解や能力の向上に関する指導	職業観の育成やコミュニケーションの方法等の仕事に対する理解や能力の向上に関する指導すること	●個性は尊重しなければならないと考えますが、会社という組織の一員となれるかどうかの点に留意してほしい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【建設業(100～299人)】 ●「働くこと」の意義を理解したキャリアプランニング能力。(身体障害・知的障害・精神障害等)【電気・ガス・熱供給・水道業(100～299人)】 ●知的障害の方については既存の社員とのある程度のコミュニケーション方法を期待します。(知的障害)【卸売業・小売業(45～99人)】	8
その他	上記の項目に該当しないこと	●精神障害の特性の理解。担当者を置き支援にあたる。職場全体での障害者への理解。(精神障害)【医療・福祉(45～99人)】 ●興味を持たれた生徒に対しては、企業訪問をすすめるとともに仕事内容の理解を確認していただきたい。(身体障害・知的障害・精神障害等)【製造業(100～299人)】 ●アセスメントシートの活用。(身体障害・知的障害・精神障害等)【医療・福祉(100～299人)】	25

* 記載例の後に付記している括弧書き()は、意見の対象となる障害種を示す。なお、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱に該当する障害種は「身体障害」と記載している。続く括弧書き【】は企業の業種と規模を示す。

* 資料集では、発達障害以外の障害種を中心に選定したが、回答者によっては発達障害に対する記述と同様の内容を回答していた。

Ⅱ．高等学校調査

1. はがき調査（予備調査）

（１）障害のある生徒への進路指導等の状況

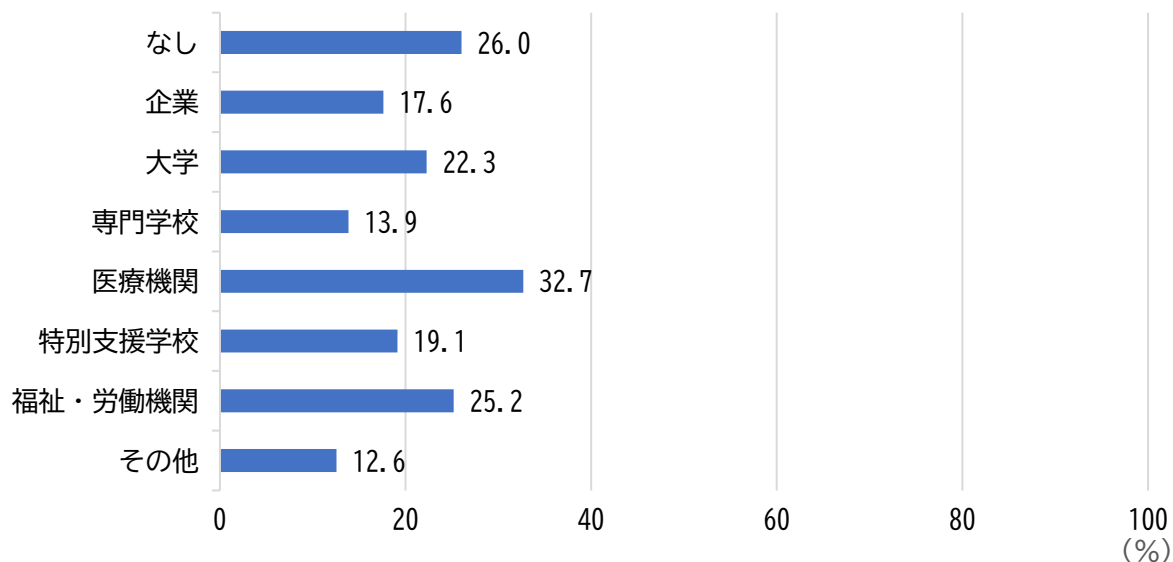


図 2－2－1 障害のある生徒が在籍する学校が生徒の進路指導で連絡・連携を取った機関（n=1,306）複数回答 * 障害種全体

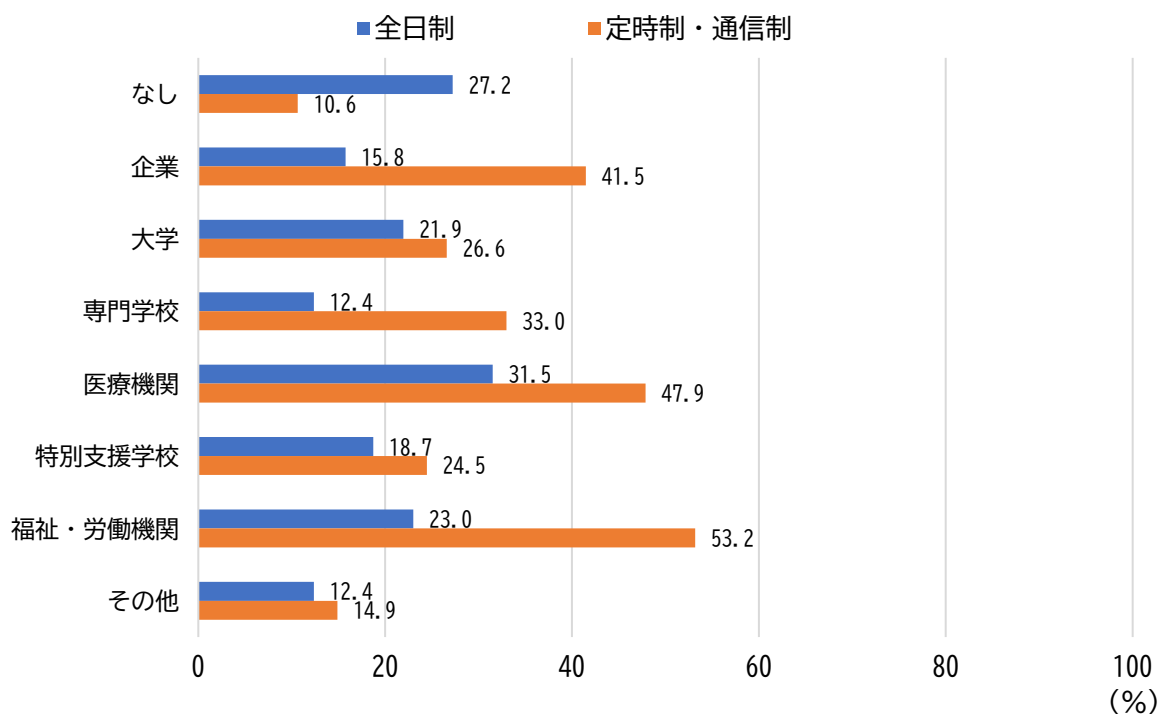


図 2－2－2 障害のある生徒が在籍する学校が生徒の進路指導で連絡・連携を取った機関（全日制：n=1,212、定時制・通信制：n=94）複数回答 * 障害種全体

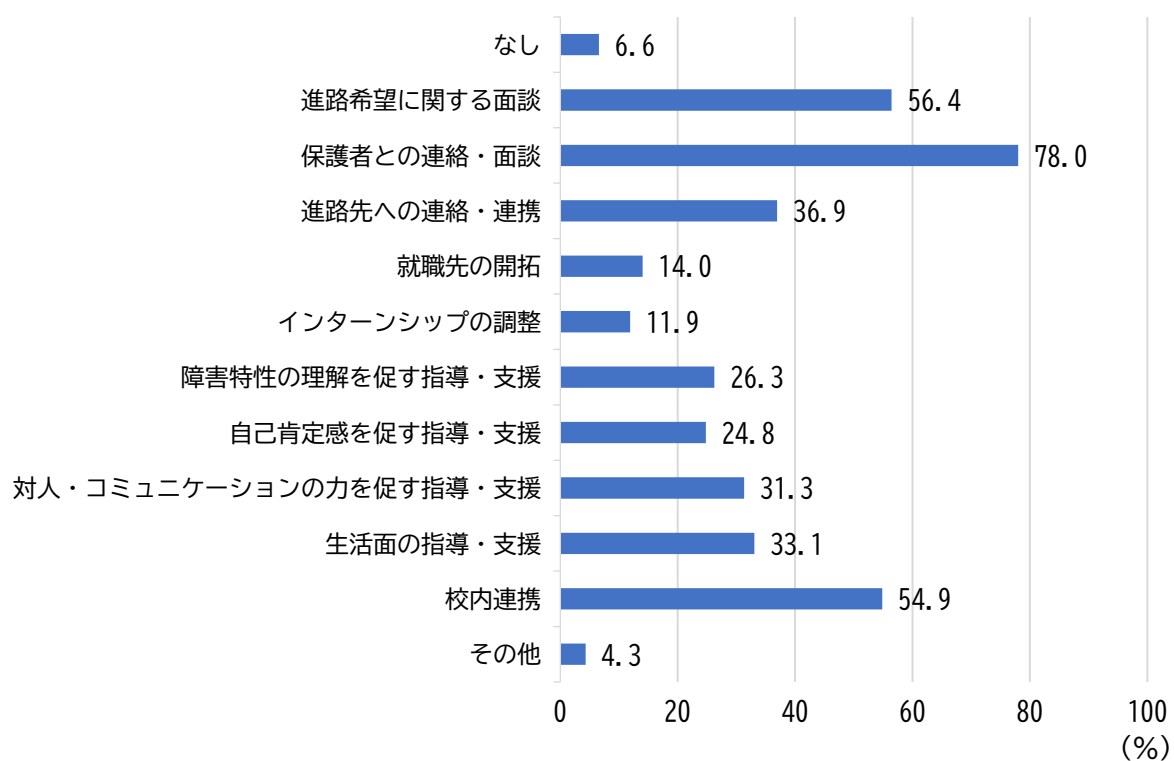


図 2 - 2 - 3 障害のある生徒が在籍する学校が生徒の特性に応じて実施した進路指導の内容 (n=1, 318) 複数回答 * 障害種全体

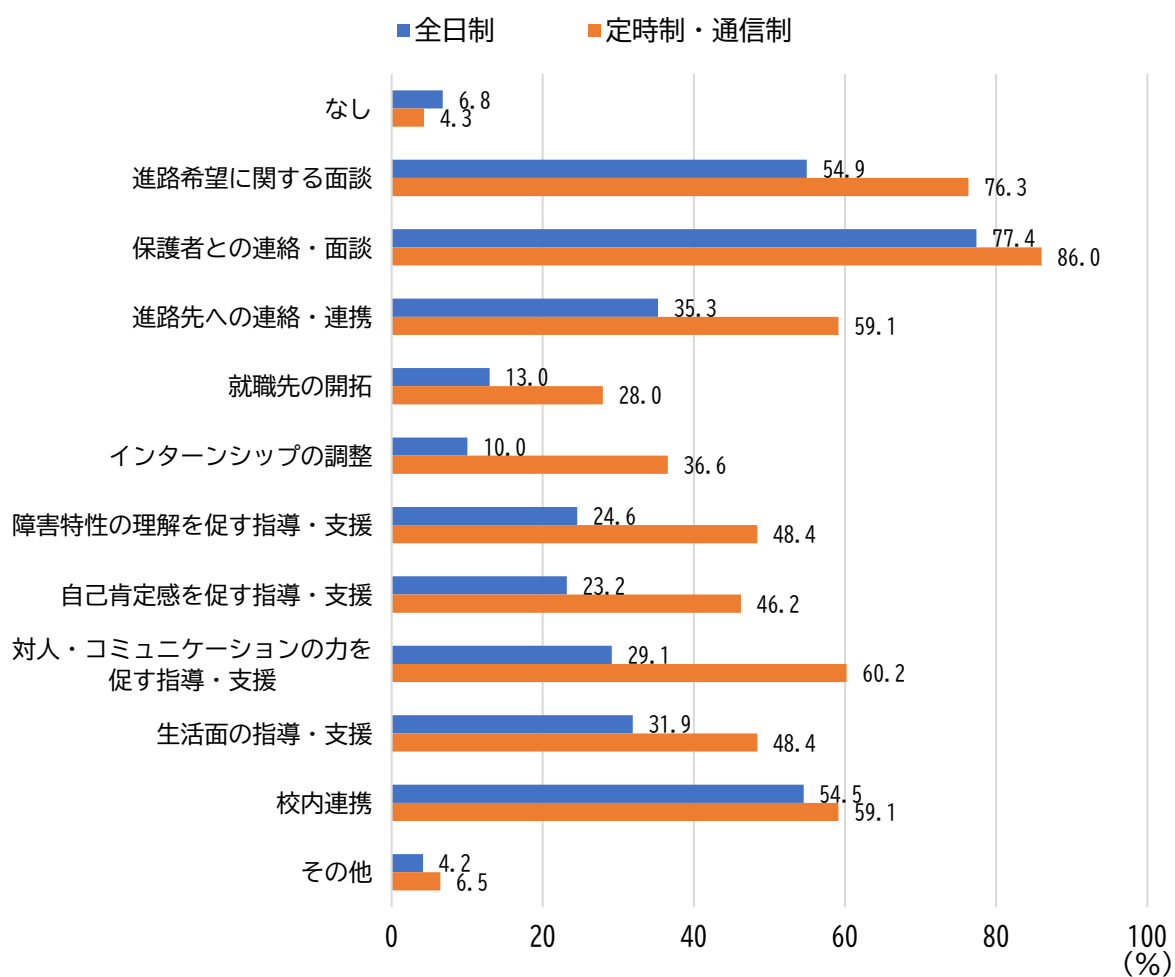


図 2－2－4 障害のある生徒が在籍する学校が生徒の特性に応じて実施した進路指導の内容（全日制：n=1,225、定時制・通信制：n=93）複数回答 * 障害種全体

2. 本調査

(1) 回答校の属性

①就職を目指す生徒の割合

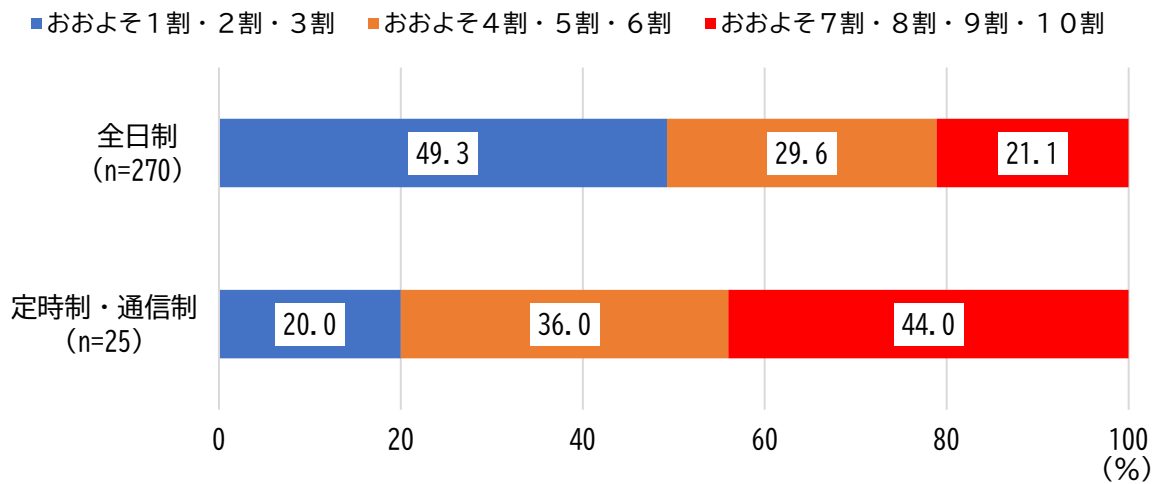


図2-2-5 就職を目指す生徒の割合

②回答者の状況

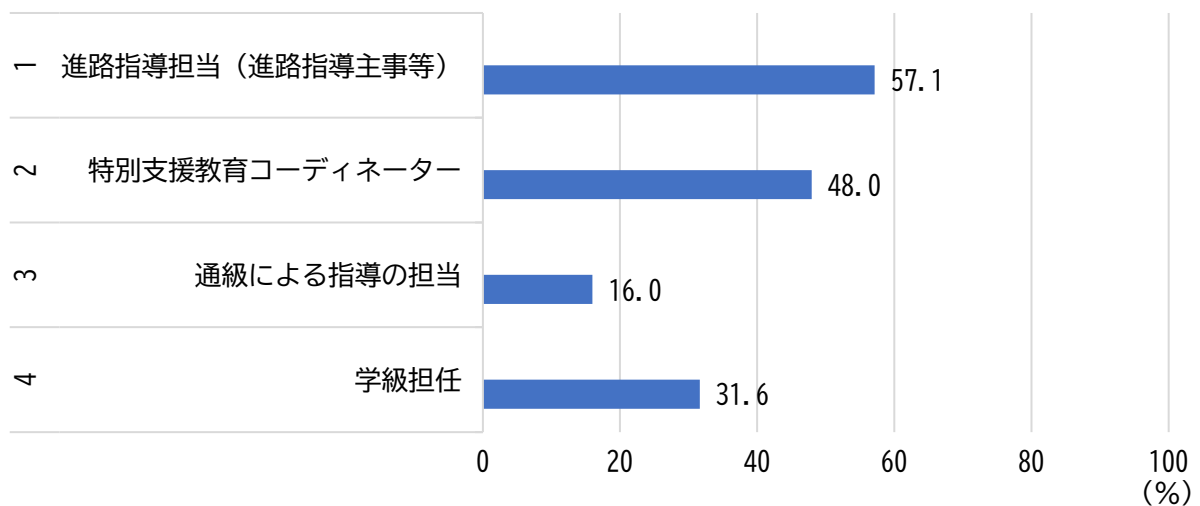


図2-2-6 校務分掌 (n=294) 複数回答

(2) 障害のある生徒の進路指導等の状況

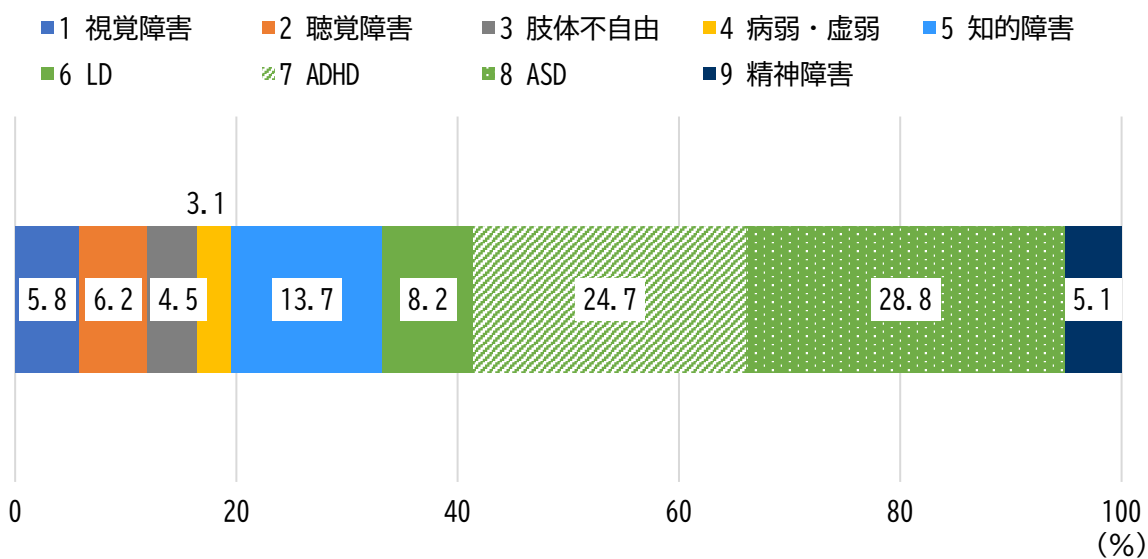


図 2 - 2 - 7 回答する障害種 (n=292)

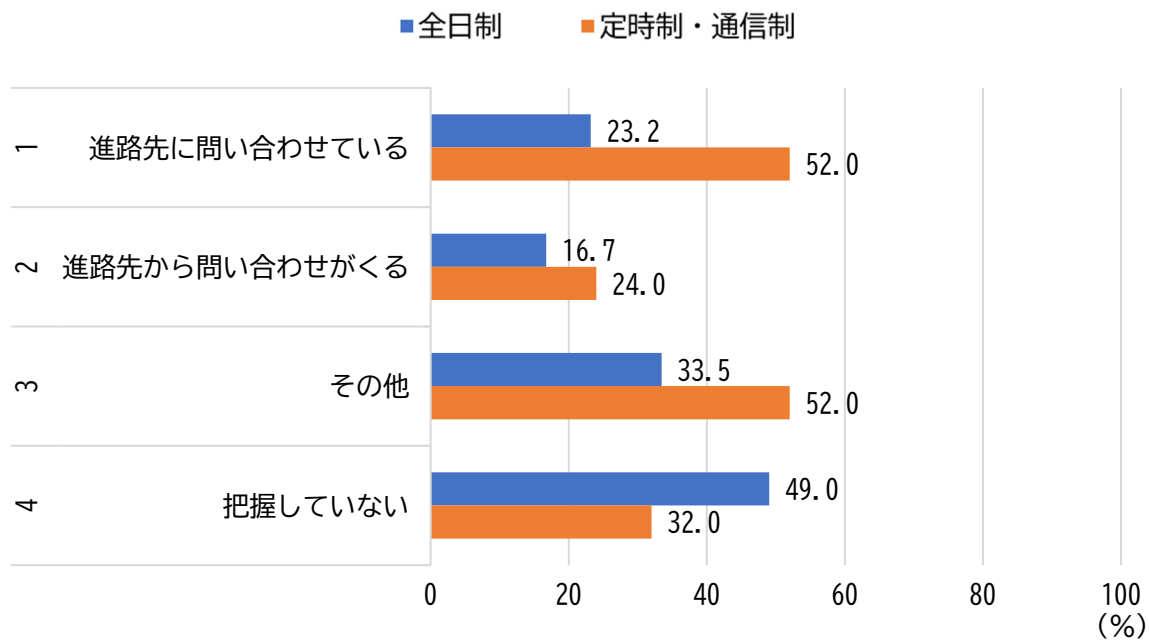


図 2 - 2 - 8 卒業後の状況の把握方法

(全日制 : n=263、定時制・通信制 : n=25) 複数回答 * 障害種全体

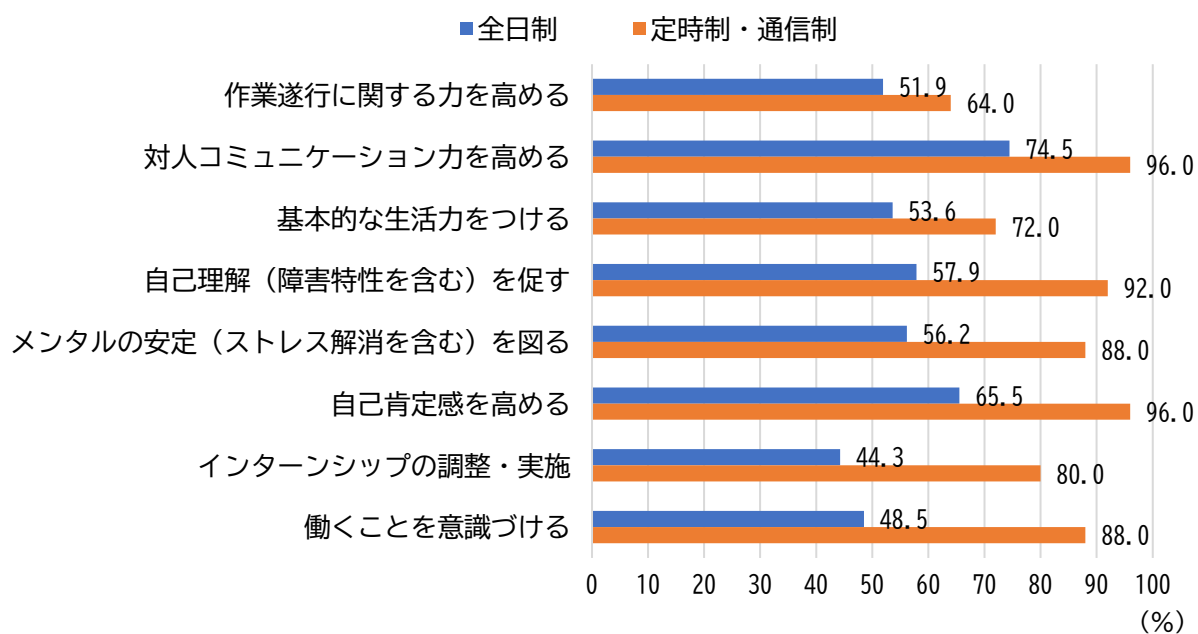


図 2 - 2 - 9 取り組んでいる指導・支援の内容
 （全日制：n=235、定時制・通信制：n=25）複数回答 * 障害種全体

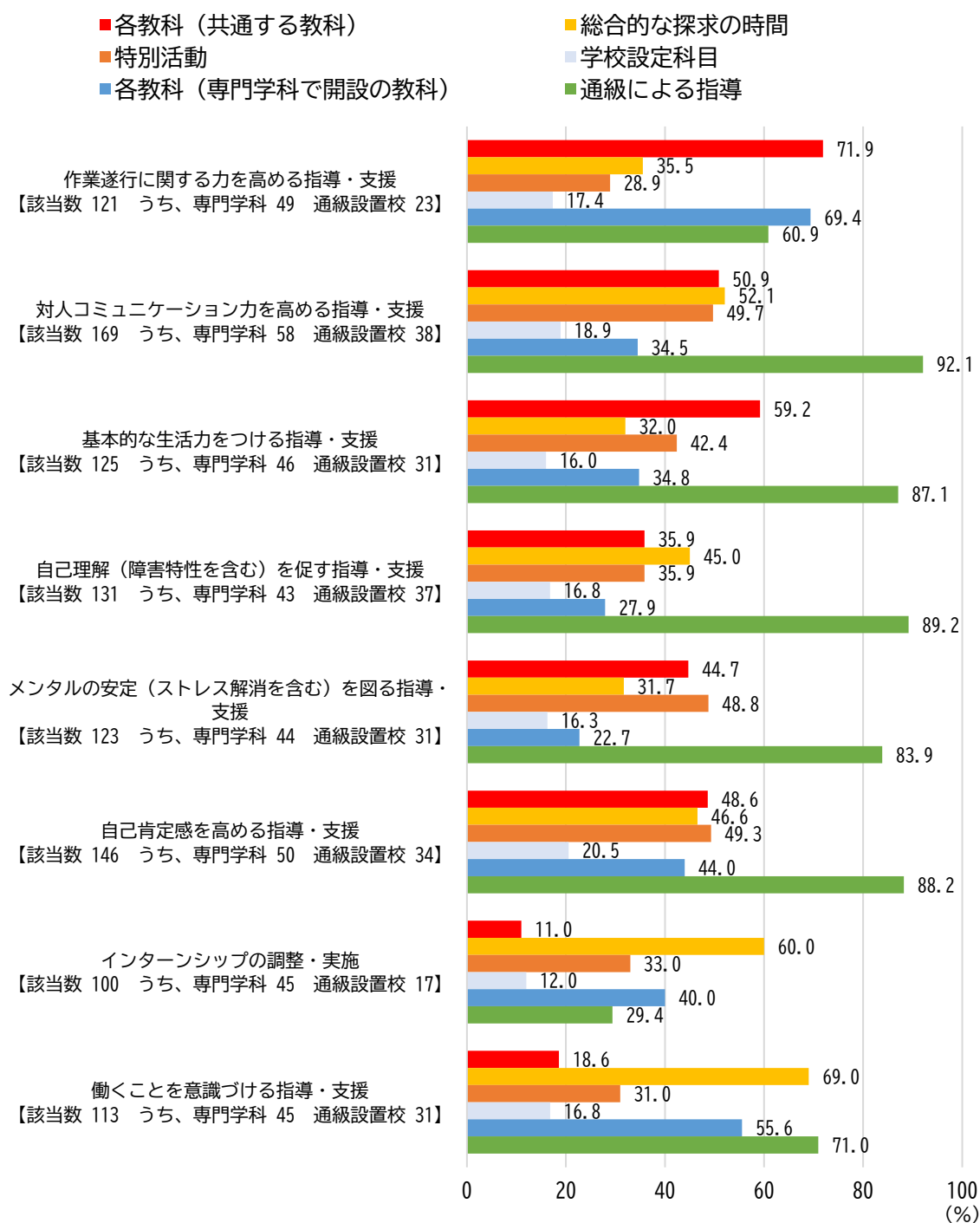


図 2-2-10 指導・支援を実施している教育課程（全日制）複数回答

* 障害種全体

※該当数：設問への回答に該当する学校数

（各項目内容が取り組んでいる指導・支援として「あてはまる」と回答した学校の数）

※グラフの数値：設問への回答に該当する学校数に占める、回答校の割合

（各項目内容が取り組んでいる指導・支援として「あてはまる」と回答した学校のうち、各教育課程で実施していると回答した学校の割合。ただし、「各教科（専門学科で開設の教科）」の割合は、専門学科と回答した学校のみを対象として算出。また、「通級による指導」の割合は、通級指導教室を設置していると回答した学校のみを対象として算出）

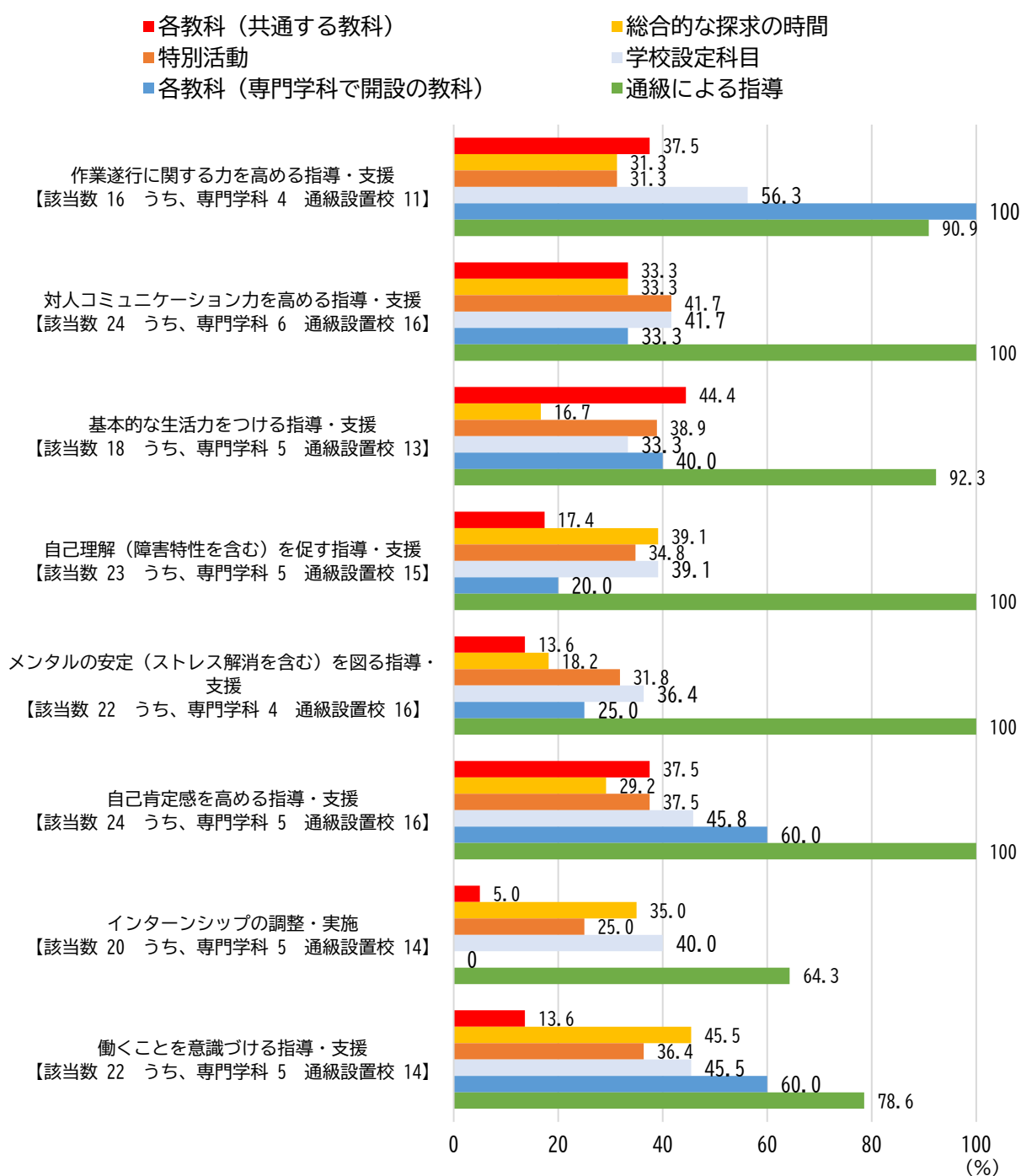


図 2-2-11 指導・支援を実施している教育課程（定時制・通信制）複数回答
 * 障害種全体

※該当数：設問への回答に該当する学校数

（各項目内容が取り組んでいる指導・支援として「あてはまる」と回答した学校の数）

※グラフの数値：設問への回答に該当する学校数に占める、回答校の割合

（各項目内容が取り組んでいる指導・支援として「あてはまる」と回答した学校のうち、各教育課程で実施していると回答した学校の割合。ただし、「各教科（専門学科で開設の教科）」の割合は、専門学科と回答した学校のみを対象として算出。また、「通級による指導」の割合は、通級指導教室を設置していると回答した学校のみを対象として算出）

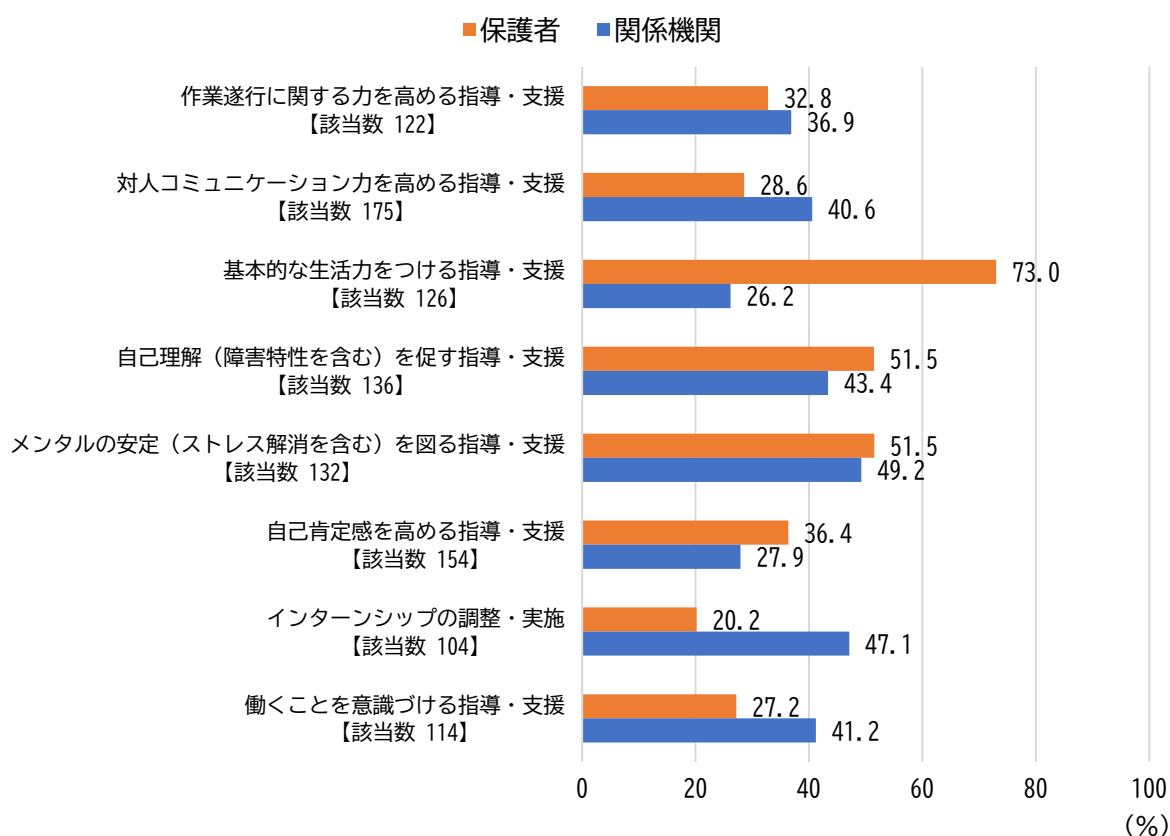


図 2－2－1 2 指導・支援の困難さから連携が必要と考える内容

／全日制 複数回答 * 障害種全体

※該当数：設問への回答に該当する学校数

（各項目内容が取り組んでいる指導・支援として「あてはまる」と回答した学校の数）

※グラフの数値：設問への回答に該当する学校数に占める、回答校の割合

（各項目内容が取り組んでいる指導・支援として「あてはまる」と回答した学校のうち、指導・支援に当たり、保護者、関係機関の連携が必要と回答した学校の割合）

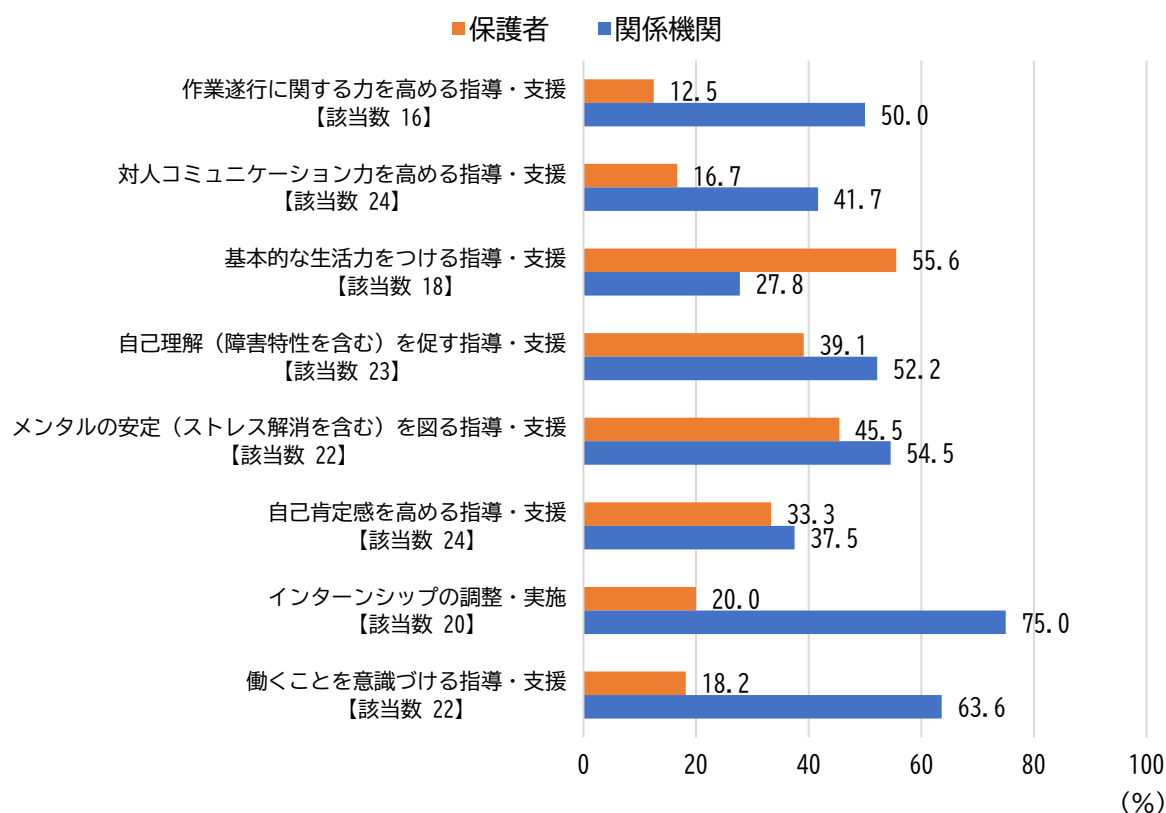


図 2－2－1 3 指導・支援の困難さから連携が必要と考える内容

／定時制・通信制 複数回答 * 障害種全体

※該当数：設問への回答に該当する学校数

（各項目内容が取り組んでいる指導・支援として「あてはまる」と回答した学校の数）

※グラフの数値：設問への回答に該当する学校数に占める、回答校の割合

（各項目内容が取り組んでいる指導・支援として「あてはまる」と回答した学校のうち、指導・支援に当たり、保護者、関係機関の連携が必要と回答した学校の割合）

(3) 今後の支援への期待

①就職に向けて

表 2-2-1 就職に向けた指導・支援について知りたい情報 (n=85) * 障害種全体

カテゴリ	定義	記載例	件数
就労支援や障害者雇用についての基礎知識	就労支援や障害者雇用に関する知識や情報に関すること	●保護者への話のきり出し方や、一般の高校での障害者雇用をすすめていくタイミング(時期)など。【全日制・普通科】 ●就労支援機関の種類や役割が分からない。どう選べきかを知りたい。生徒の実情はさまざまだが、「障害者雇用」枠で初めから指導したケースはない。別の理由でスクールソーシャルワーカーのサポートを受けるなかで一般就労から切り替えたが現状。学校がノウハウを知っておきたい。障害者雇用で就職したが2ヶ月後に職場が閉鎖して困った生徒がいる。情報共有の仕組みを知りたい。【全日制・総合学科・通級設置校】 ●障害者手帳の種類による雇用形態の違いについて知りたい。【全日制・専門学科】	29
関係機関の種類・役割	連携できる機関の種類や役割、連携方法に関すること	●“種類や役割が分からないので知りたい。”→知らない先生はたくさんいると思う。全て知る必要はおいておいて、分担、連携、人のつながりが大事と思う。【全日制・総合学科】 ●福祉的就労に関するすべての業務を学校が行っている状況である。(手帳の取得に関する手続き方法、実習の設定、受給者証の取得手続き方法、就労アセスメント等)それらを支援してくれる機関を知りたい。障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所があるが、実際は機能していない状況がある。【全日制・普通科・通級設置校】 ●市内の就職支援センターとの連携や位置づけがよくわからない。今年度、理解が不十分なために十分な意思の疎通が図れなかった。【全日制・総合学科】	23
企業情報	障害への理解がある企業や職場体験先の情報に関すること	●会社(受け入れ側)の方で、発達障害などの生徒に対しての研修講座等はあるのかどうか?【全日制・普通科/専門学科・通級設置校】 ●本人の希望や納得が叶う形でかつ受け入れて下さり身体の安全が保障されている進路先を知りたい。【全日制・総合学科】 ●保護者向けに、支援の種類や役割が分かりやすく一覧になっている資料があれば入手したい。【全日制・普通科・通級設置校】 ●高卒求人には障害者雇用の情報がないので、一般の高卒生徒と同じような求人情報の提供を望む。【定時制・普通科】	16
生徒や保護者への対応方法	生徒や保護者への適切な対応に関すること	●障害(LD、ADHD、ASD)はグレーゾーンで本人も自分の特性をどこまで知っているか分かりづらく、保護者もはっきりとは言ってくれない場合、まずどういうアプローチを教員がとればいいのか。【全日制・普通科】 ●外国籍生徒の様々なパターンについての対応が知りたい。さらに加えて、障害を持つに至らないグレーゾーンの生徒への対応。【全日制・普通科】 ●障害の診断がついていないが、特徴的に障害が疑わしい生徒への支援の在り方や対応している機関の情報がほしい。【全日制・普通科/専門学科】	15

カテゴリ	定義	記載例	件数
一般雇用と障害者雇用の違い	一般雇用と障害者雇用の違いと分かりやすい説明に関すること	●一般雇用と障害者雇用の給与面での差など、生徒にとって、どちらを選択する方が良いのか知りたい。【全日制・普通科/専門学科】 ●一般雇用と障害者雇用の違いを本人や保護者に理解してもらい、判断につながるような資料が欲しい。【全日制・普通科/専門学科】 ●一般雇用と障害者雇用の違い等、生徒へ分かりやすく説明できる伝え方等について知りたい。【全日制・普通科・通級設置校】	12
事例	障害者雇用や就労の具体的な事例や実態に関すること	●就労支援機関の種類や役割が分からないので知りたい。それぞれのケースをいくつかあげていただき活用例を教えてください。【定時制・普通科】 ●一般雇用と障害者雇用の違いについて伺いたい。先方と連携すると内定(受験)前の雇用契約の話になり、どの程度進めるべきなのか、事例を知りたい。【全日制・専門学科】 ●障害者就労の流れについて、簡潔なマニュアルがほしい。高校の役割について、学校がどこまでするのか、よかった事例とよくなかった事例を知りたい。【全日制・普通科・通級設置校】	8
特別支援教育についての基礎知識	特別支援教育を行う上での知識や情報に関すること	●特別支援教育に携わった経験のない職員に、指導や支援の方法について理解してもらう機会を作っていただきたい。【全日制・総合学科・通級設置校】 ●事情により障害者手帳が申請できない(取れない)場合の指導支援【全日制・専門学科】 ●外国籍の生徒への支援について【全日制・総合学科・通級設置校】	4
障害者手帳についての知識	障害者手帳を取得することで得られる支援や配慮に関すること	●手帳のメリット・デメリットで、メリットがまざるボーダーラインはどこでしょうか。【全日制・普通科】 ●手帳を活用した就労決定までについて、校内外での取り組み事例があれば、数多く教えていただきたい。・障害種や手帳によっては、就けない職種があるかと思う。その具体的内容について情報があれば教えていただきたい。【定時制・普通科・通級設置校】 ●手帳を持った生徒には、どのような進路があるのか複数の可能性を就労支援機関の種類と関連づけて知りたい。【全日制・普通科・通級設置校】	4
生徒に関する事前の情報開示	就労先への生徒の障害特性等の情報提供に関すること	●高校の障害者雇用において、クローズでの支援について。(知的障害)【全日制・普通科・通級設置校】 ●一般雇用で受験する場合、障害を事前に企業に伝えるか、つたえないかを迷う【全日制・普通科】 ●障害をもっているが、手帳の取得ができない(グレーゾーン等)生徒達は少なくない。そういった生徒達の雇用について、企業はどのように考えているのかを知りたい。また、そういった生徒の情報を開示してもらった方がよいのか、開示してもしなくても変わらないのかなど、企業に向けたアンケートを実施し、企業がどのようなスタンスでいるのかを把握したい。【全日制・普通科/専門学科・通級設置校】	4
その他	上記の項目に該当しないこと	●社会が障害者に優しいとは言えない。(～%)とか国が決めているらしいが、会社や役場は、障害者を受け入れようとする姿勢が一般化していない。どうなれば、変わるのか？【全日制・普通科】 ●インクルーシブ教育が推進できる現実が1日でも早く来てほしい。【全日制・普通科/専門学科】	3

カテゴリ	定義	記載例	件数
		●通級もない高等学校の進路指導だけで、就職まで支援することは今の人員配置では難しい。どうすればいいのでしょうか。【全日制・専門学科】	

*記載例の後に付記している括弧書き【】は高等学校の属性を示す。

②進学に向けて

表 2-2-2 進学に向けた指導・支援について知りたい情報 (n=82) * 障害種全体

カテゴリ	定義	記載例	件数
事例・状況	具体的な事例や学生の実際の状況に関すること	●障害を持つ学生の受け入れ状況がわかる情報がほしい。【全日制・普通科/専門学科】 ●大学、専門学校において「知的障害」のある学生の支援はどこまで進んでいるのか。【全日制・総合学科】 ●大学・専門学校における実際に行われている障害学生支援について知りたい。上記学生の中退率・卒業率などを知りたい。【全日制・普通科】 ●進学先(大学、短大、専門学校、職業訓練校等)での障害に対する支援の内容、実施している割合、実績等について。【全日制・普通科/専門学科】	27
支援の内容	進学先が生徒に提供する具体的な支援や配慮に関すること	●専門学校及び大学等の進学先で受けられる支援と受けられない支援が知りたい。【全日制・普通科/専門学科】 ●進路(就職)する時の支援について、どのくらい関わって指導頂けるのか。高校の支援シートは活用されるのか知りたい。【全日制・普通科・通級設置校】 ●大学に進学した後どのようなサポートが受けられるのかを一般的なことでいいので知りたいです。【全日制・専門学科】	21
障害学生支援の仕組み	障害のある学生に対する支援のしくみに関すること	●大学・専門学校における障害学生支援について分からないので情報がほしい。【定時制・普通科】 ●就学支援金に係る申請手続について(申請に係る関係部署及び支援金の内訳)。【全日制・普通科】 ●専門学校や、大学、短大における障害学生支援についての情報が知りたい。【全日制・普通科・通級設置校】	14
障害の可能性がある生徒やその保護者への対応方法	障害の可能性がある生徒やその保護者への適切な対応に関すること	●高校まで何の検査も支援も受けず、一般の生徒にまぎれるように過ごしてきた生徒がいる。こういった生徒をもっと早い段階でスクリーニングし、保護者を説得してその子に合った支援につなげてほしい。【全日制・普通科】 ●いわゆる学習障害や広汎性発達障害(に近い)生徒は本校に相当数在籍しており、そのような生徒でも大学等へ進学している。このように境界線に近いまたは、障害を提示しての出願と受験はほとんど行っていない。先のような学生が進学した際、連携は必要なのか？または、大学等はどのような支援をしてくださるのか？このような入学者への支援内容が知りたい。【全日制・普通科/専門学科】 ●「配慮が必要な生徒」とはどの程度の生徒なのか、診断が下されていない場合の線引きや、認めたくない保護者への対処策など情報があれば有難い。【全日制・普通科】	9
進学先への引継ぎ	生徒に関する情報の事前開示や共有に関すること	●大学や専門学校への進学を希望する生徒がいるが、障害学生支援室など設置している学校を知りたい。また、個別の支援計画や指導計画の引き継ぎの仕方がわかりません。【全日制・専門学科・通級設置校】 ●大学や専門学校によって、引継ぎにおいても対応がまったく違う。それぞれが進学先がどのような状況であるかは連絡をとって初めてわかることが多い。事前に支援に関する理解がどの程度の学校であるか知るすべがあれば非常に助かります。【全日制・普通科・通級設置校】	9

カテゴリ	定義	記載例	件数
		●大学や専門学校における支援の具体的な内容や必要な手続きや引継等について知りたい。【全日制・専門学科・通級設置予定】	
支援体制	進学先での支援体制の構築に関する こと	●大学や専門学校への進学を希望する生徒がいるが、障害学生支援室など設置している学校を知りたい。また、個別の支援計画や指導計画の引き継ぎの仕方がわかりません。【全日制・普通科・通級設置校】 ●大学、個々の支援体制は、問い合わせない限り見えてこない。問い合わせてもはっきりしないことも、逆に、受験前に細かくきかれて戸惑ったことも。【定時制・総合学科・通級設置予定】 ●配慮や支援体制が整っている専門学校についての情報がほしいです。発達障害の生徒の支援を、専門学校に引き継いだ時に、あまりうまくいかないのでは。とてもよくして下さる所もあるのですが。【全日制・普通科】	7
受験時の情報	受験時に受けられる配慮や申請方法等に関する こと	●積極的に進学を勧める際に、合格基準の情報がないので、障害者の合格基準を知りたい。【定時制・普通科】 ●大学での障害学生への支援についての情報を知りたい。入学試験での支援を要請する方法・どのような方法があるか等の情報がほしい。【全日制・普通科】 ●面接を含む大学入試において、本人の障害について事前に伝える必要があるかどうか。また、それによって不利に扱われることはないかどうかを知りたい。【全日制・総合学科】	5
相談できる支援機関	相談窓口となる機関に関する こと	●大学によって、支援状況も違うようなので、支援機関や相談できるところの情報を公開してほしい。【全日制・普通科】 ●大学、短大、専門学校に障害を抱える生徒が入学する際、事前につなげておいたほうが良い機関があれば知りたい。【全日制・総合学科】 ●大学等では、どのような支援が行われているのか、生徒や保護者等が困った時に支援を受けるにはどうしたらいいのかを知りたい。【全日制・総合学科】	4
情報一覧	複数の情報をリストや表などで整理し一つにまとめた もの	●受験時の配慮手続きや入学後の障害学生支援など、大学によって様々であるので、一括で調べられるような情報がほしい。【全日制・普通科/専門学科】 ●大学別、専門学校別の障害学生支援紹介の資料があれば教えていただきたい。【定時制・普通科・通級設置校】 ●障害学生支援についてホームページ等でも紹介してほしい。大学によっては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが常駐している大学もある。【定時制・普通科・通級設置校】	4
その他	上記の項目に該当しない こと	●状況が年々変化している現状に困っている。毎年持っている情報を update する必要がある。【全日制・総合学科・通級設置校】 ●大学や専門学校は、少なくとも国や県より理解が進んでいると思われる。【全日制・普通科/専門学科】 ●受験の面接指導を十分にするだけの人員も時間も少ない。少ない人数での支援体制作りについて知りたい。【全日制・専門学科】	3

*記載例の後に付記している括弧書き【】は高等学校の属性を示す。

Ⅲ. 連携先調査

1. 特別支援学校

(1) 回答校の属性

① 学校の種別

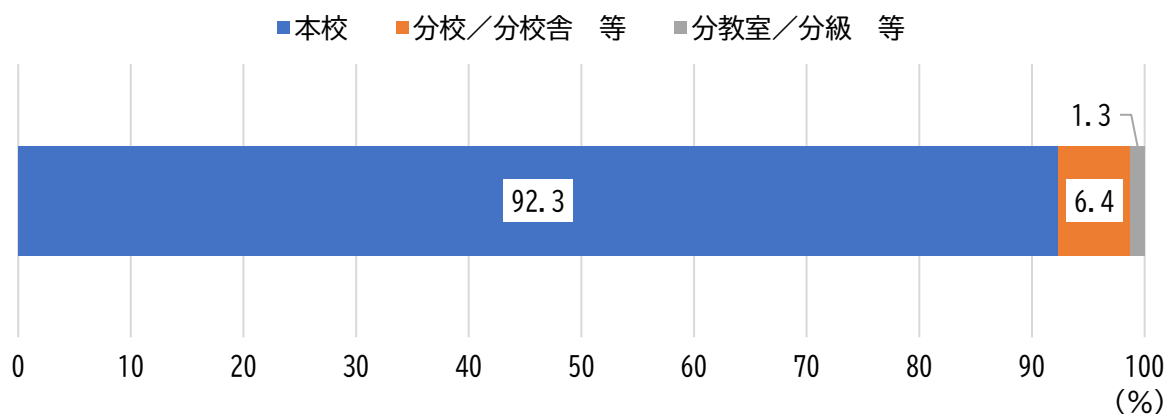


図 2－3－1 本校、分校、分教室の別 (n=548)

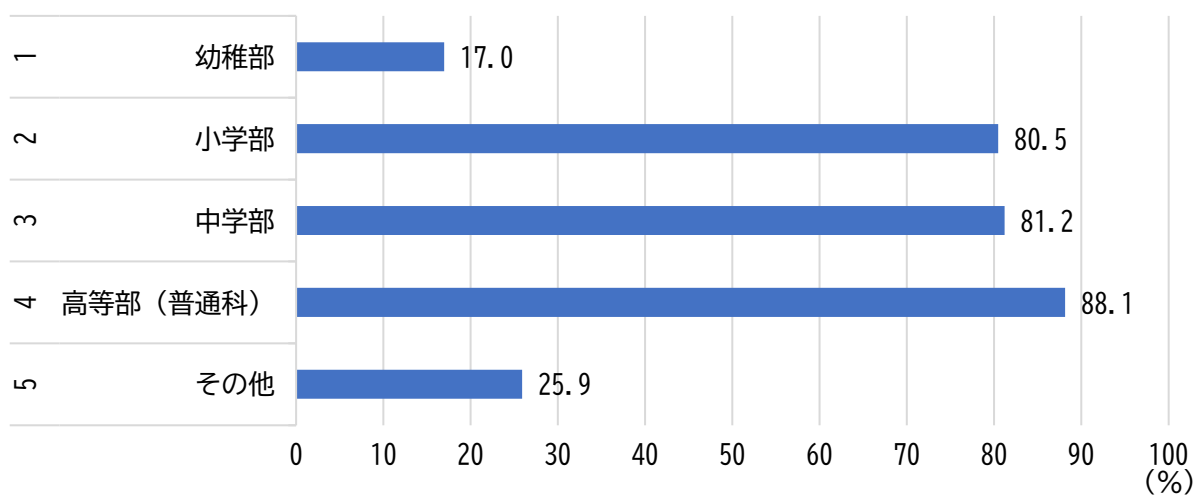


図 2－3－2 設置されている学部 (n=548) 複数回答

②学校の状況

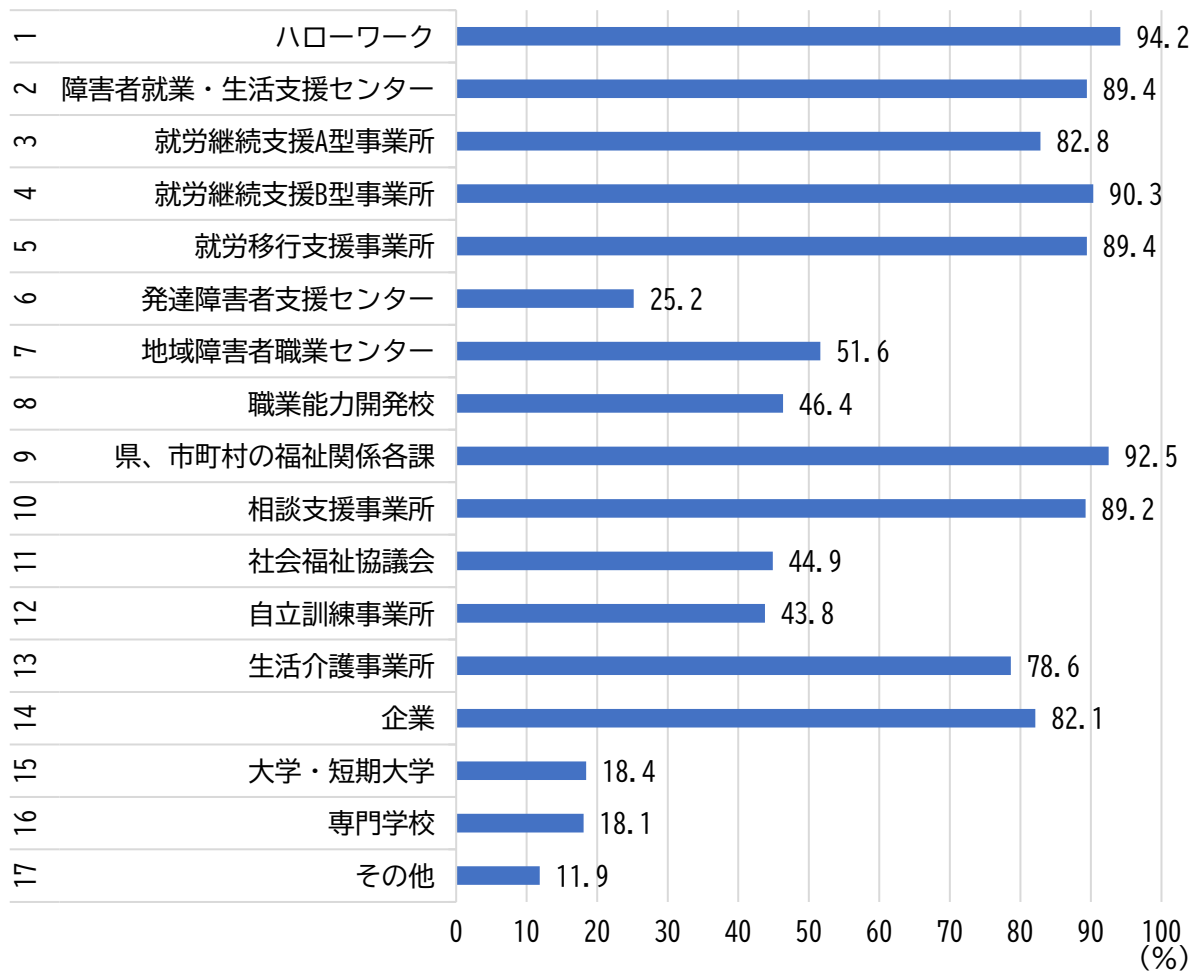


図 2 - 3 - 3 自校生徒の進路指導で連携している機関 (n=548) 複数回答

<参考>

当研究所が平成 22（2010）年に特別支援学校高等部・専攻科（障害種全体）を対象として実施した調査では、以下の結果が得られている。

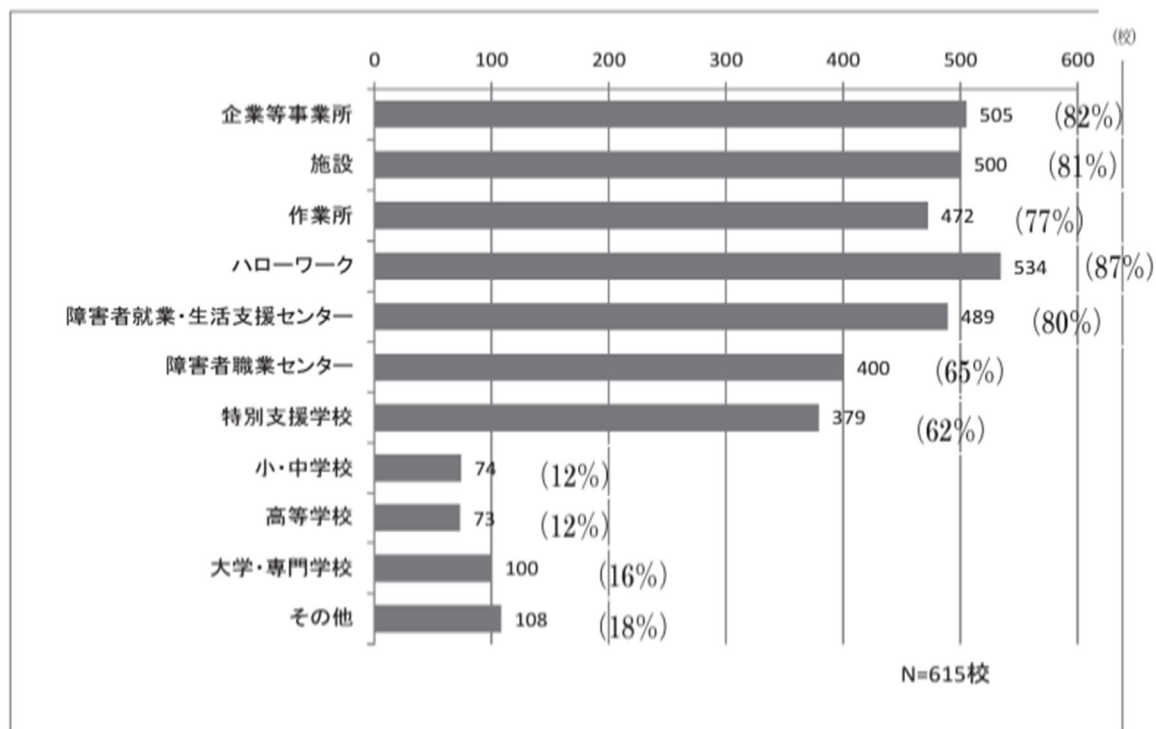


図 2－3－4 連携している外部の関係諸機関（n=615）複数回答

出典：

国立特別支援教育総合研究所（2011）：特別支援学校高等部（専攻科）における進路指導・職業教育プログラムの開発．平成 22～23 年度専門研究 A アンケート調査報告書（速報版）．

https://www.nise.go.jp/cms/resources/content/408/ikousien_sokuhou.pdf

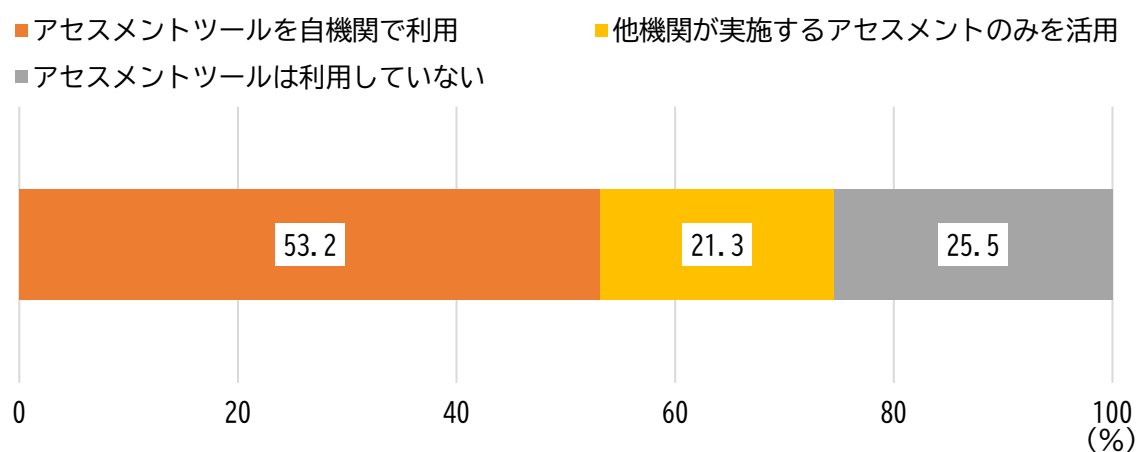


図 2-3-5 自校生徒の進路指導で活用しているアセスメントツール (n=530)

表 2-3-1 就労のアセスメントツールに関する自由記述回答例

その他のチェックリスト	その他のツール名
自校で作成したリスト、地域で作成したリスト、CLISP-dd、就労パスポート 等	自校で作成したリスト・実習評価表、GATB、V R T、VinelandⅡ、WAIS、TTAP、BWAP2、ESPIDD 等

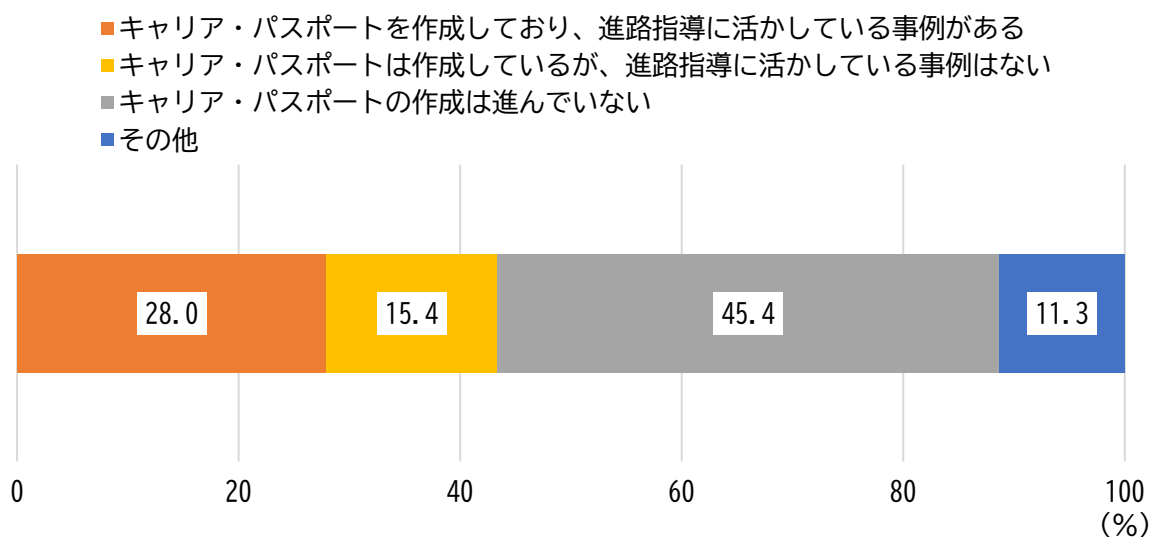


図 2-3-6 自校生徒の進路指導におけるキャリア・パスポートの活用状況 (n=540)

③回答者の状況

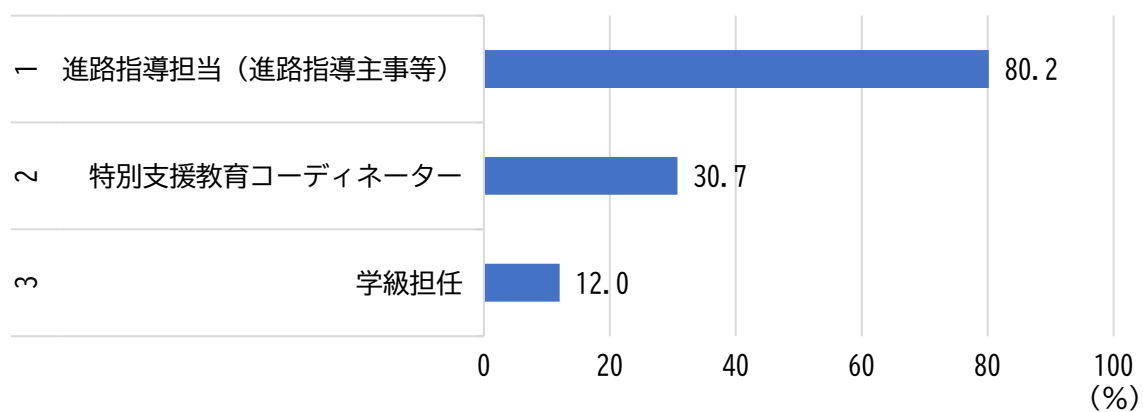


図 2－3－7 校務分掌（n=540）複数回答

(2) 高等学校への支援状況と展望

①回答する障害種

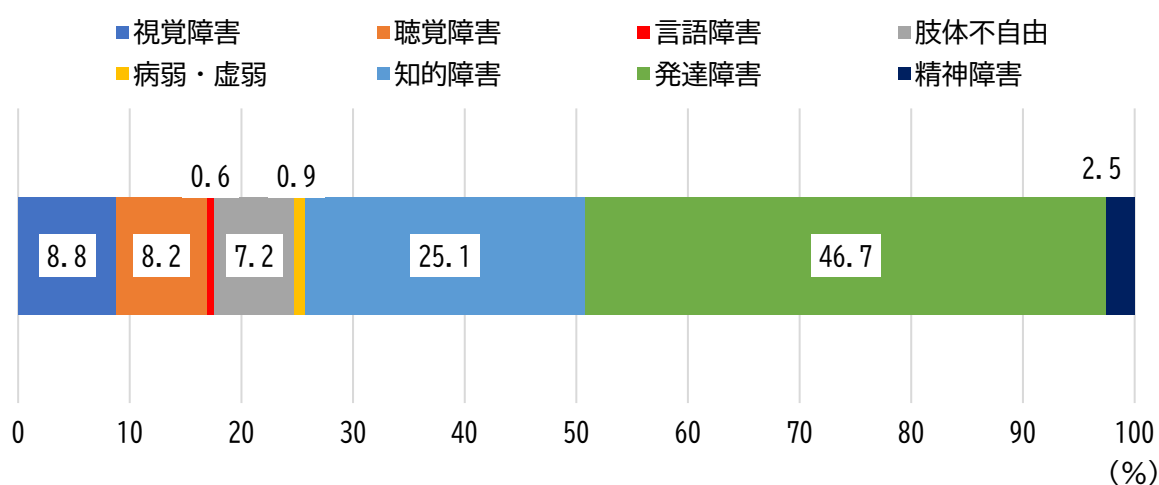
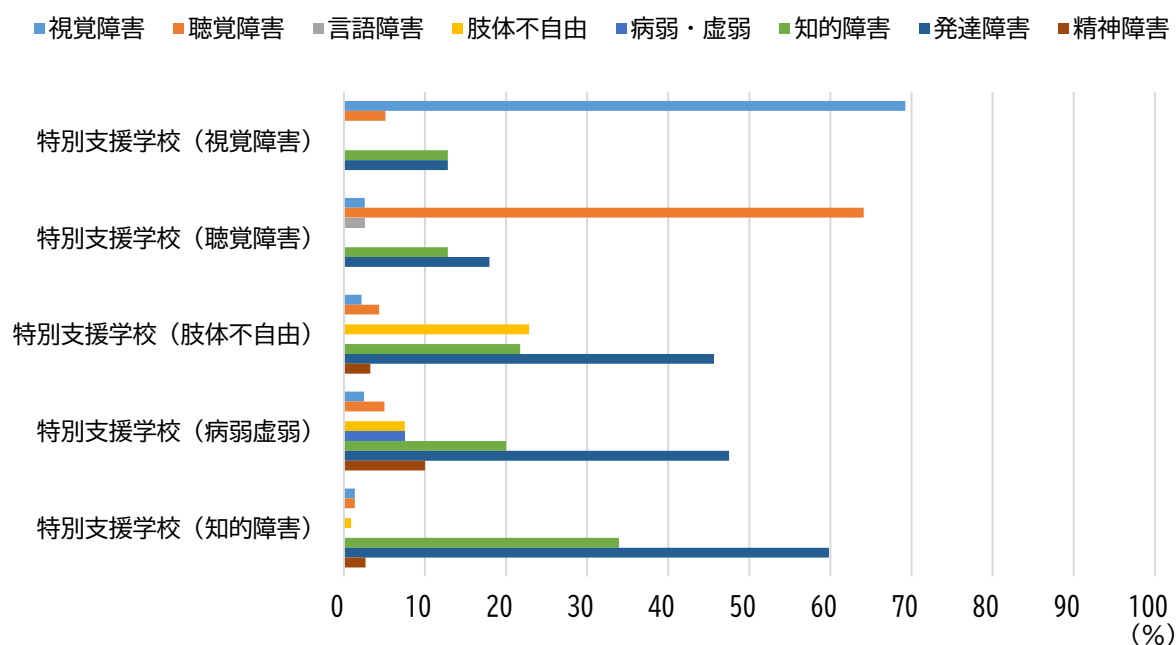


図 2-3-8 回答する障害種 (n=319)

参考までに、図 2-3-8 各特別支援学校の「回答する障害種」の選定は、以下の状況であったことを述べておく。



* 併置校の回答が含まれている点に留意（併置校については、各障害にそれぞれ計上した）。

* 学校の対象障害種不明は本グラフでは除外した。

②支援対象

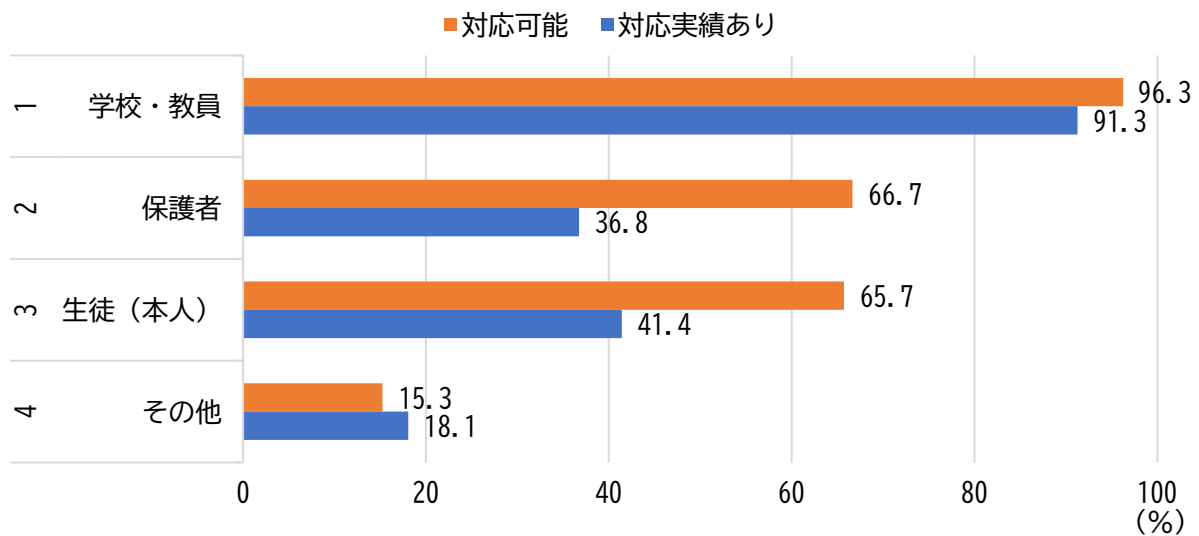


図 2 - 3 - 9 対応可能な支援対象・対応実績のある支援対象
(n=321) 複数回答 * 障害種全体

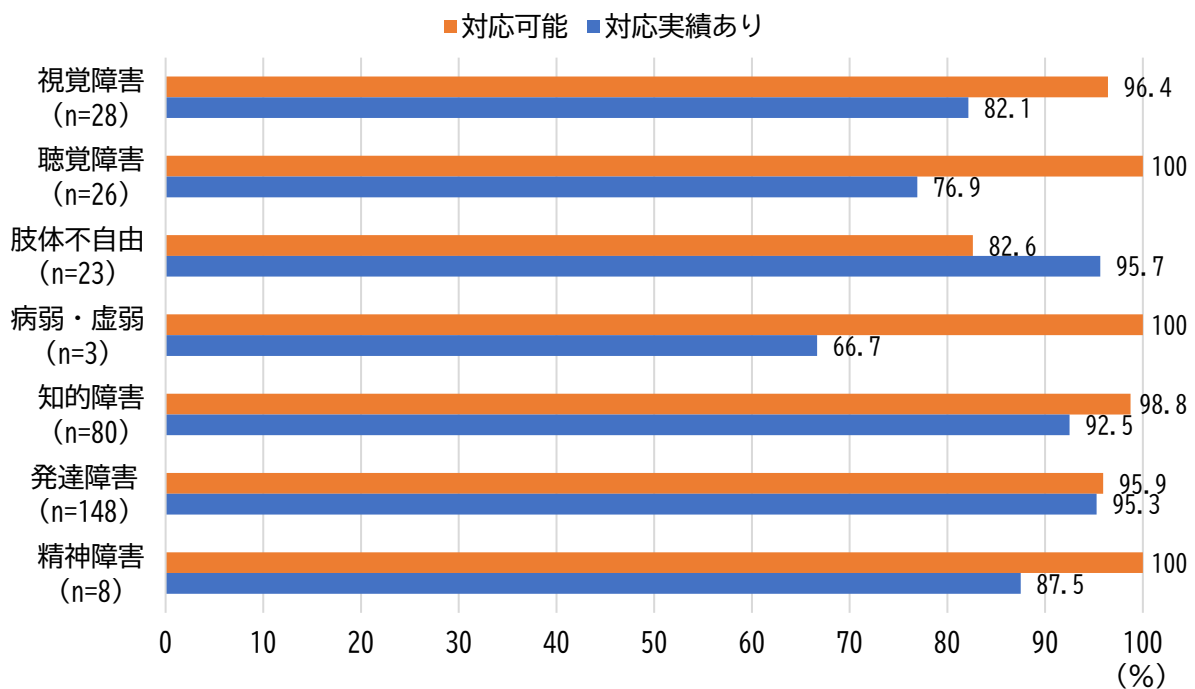


図 2 - 3 - 10 - ① 学校・教員
／対応可能な支援対象・対応実績のある支援対象

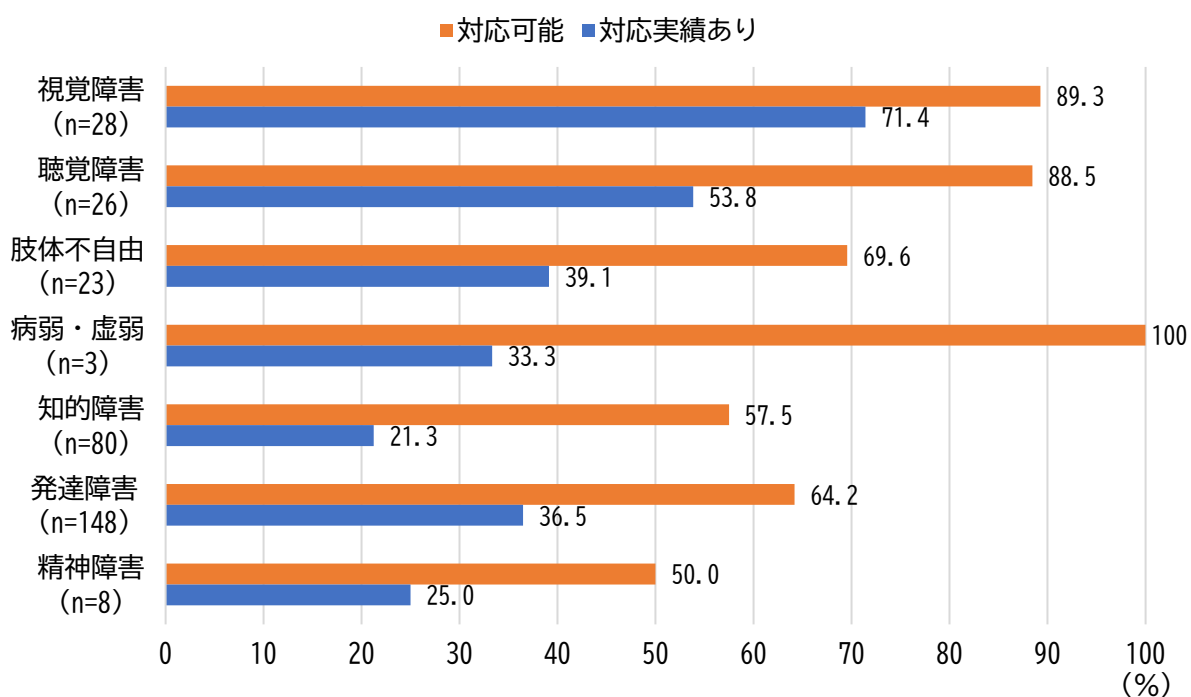


図 2-3-10-② 保護者
／対応可能な支援対象・対応実績のある支援対象

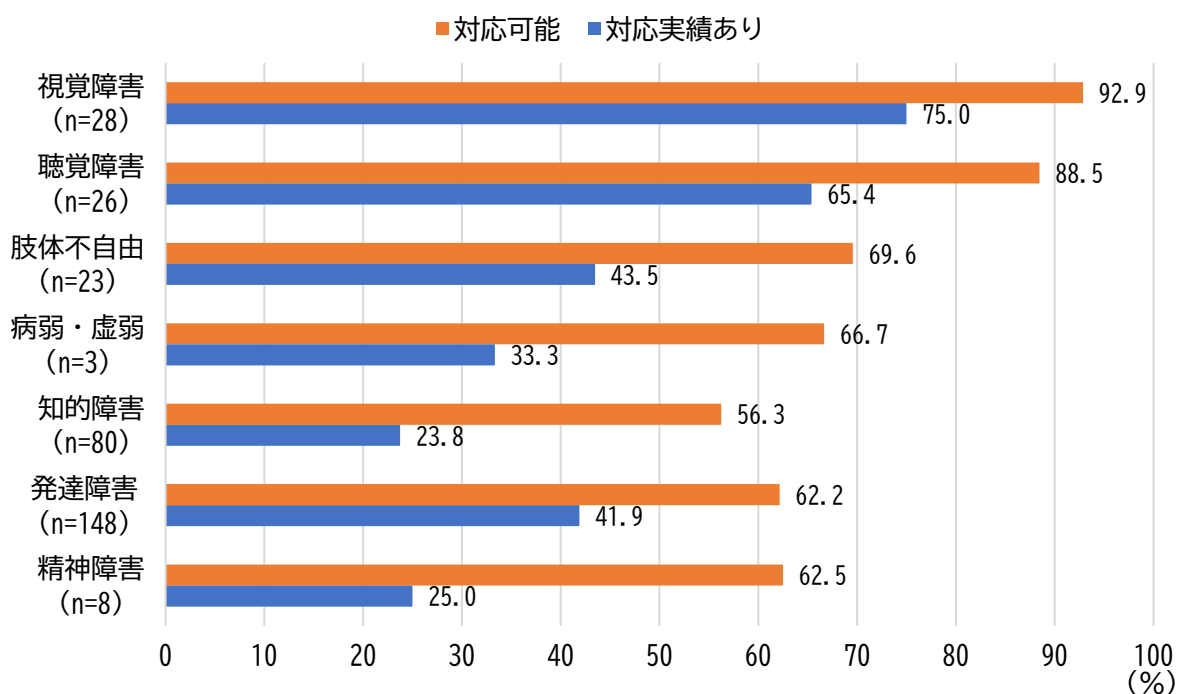


図 2-3-10-③ 生徒 (本人)
／対応可能な支援対象・対応実績のある支援対象

③支援内容

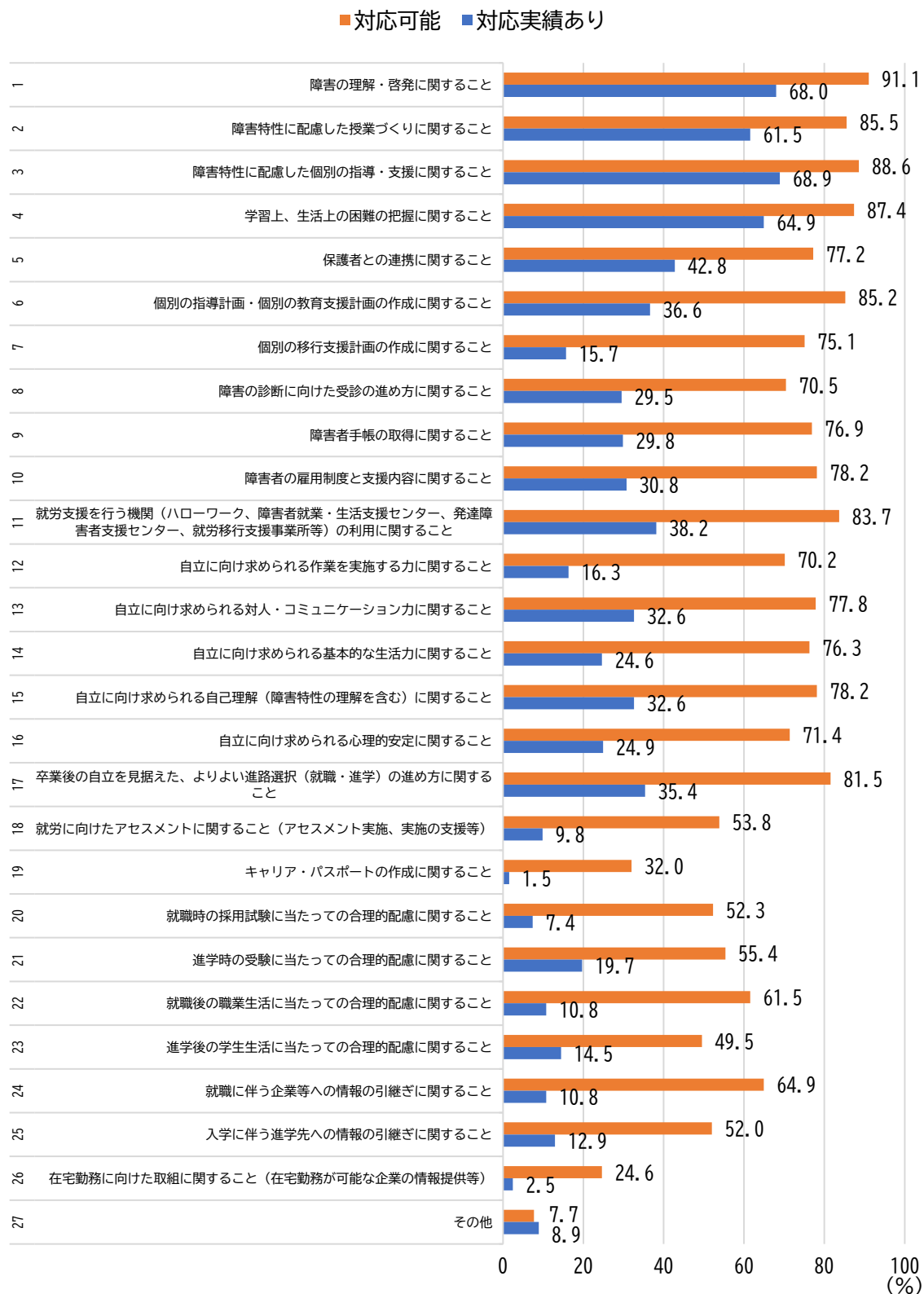


図 2－3－1 1 対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容
(n=325) 複数回答 * 障害種全体

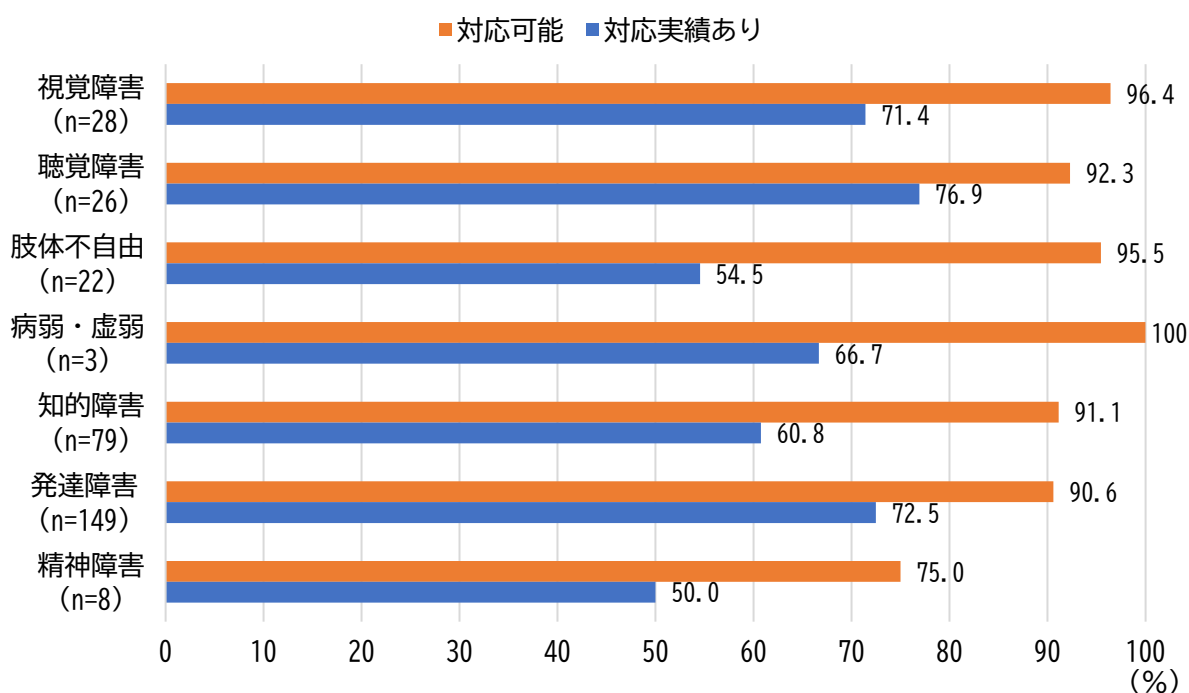


図 2-3-12-① 障害の理解・啓発に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

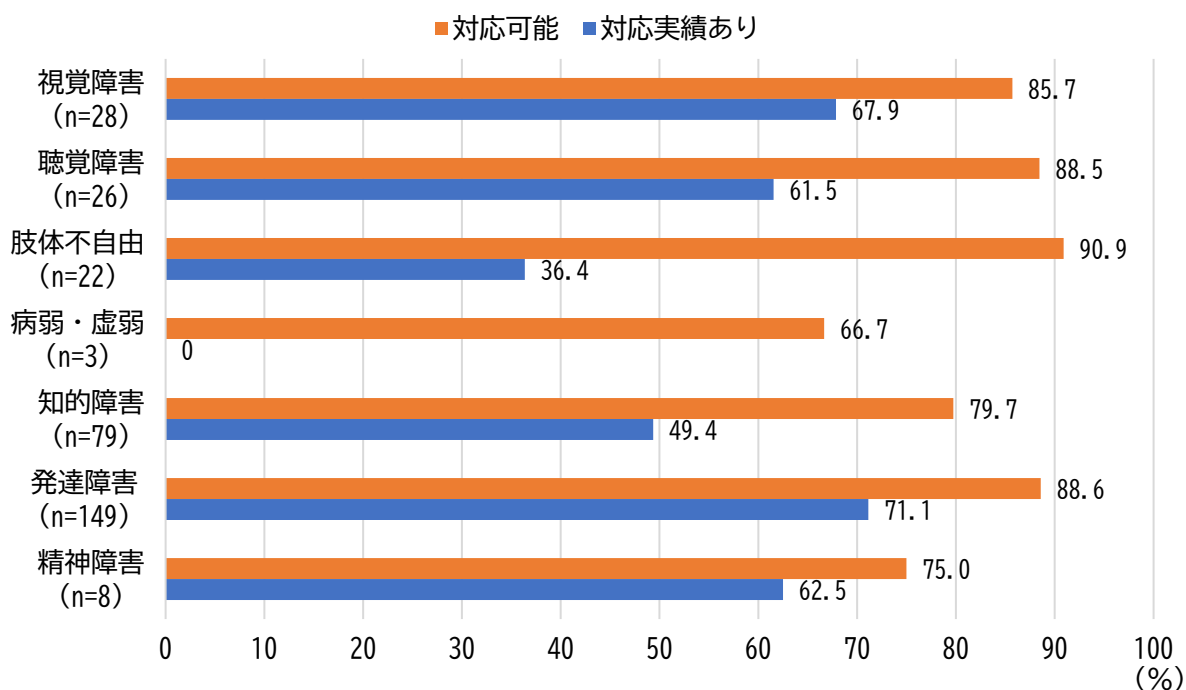


図 2-3-12-② 障害特性に配慮した授業づくりに関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

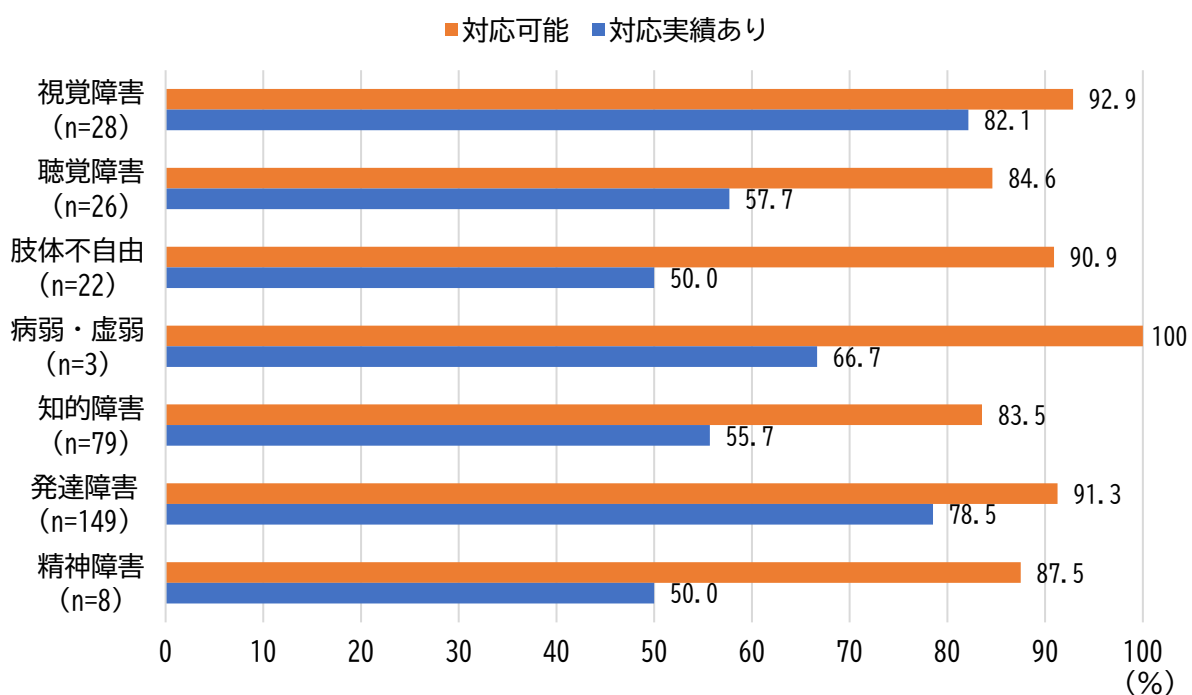


図 2-3-12-③ 障害特性に配慮した個別の指導・支援に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

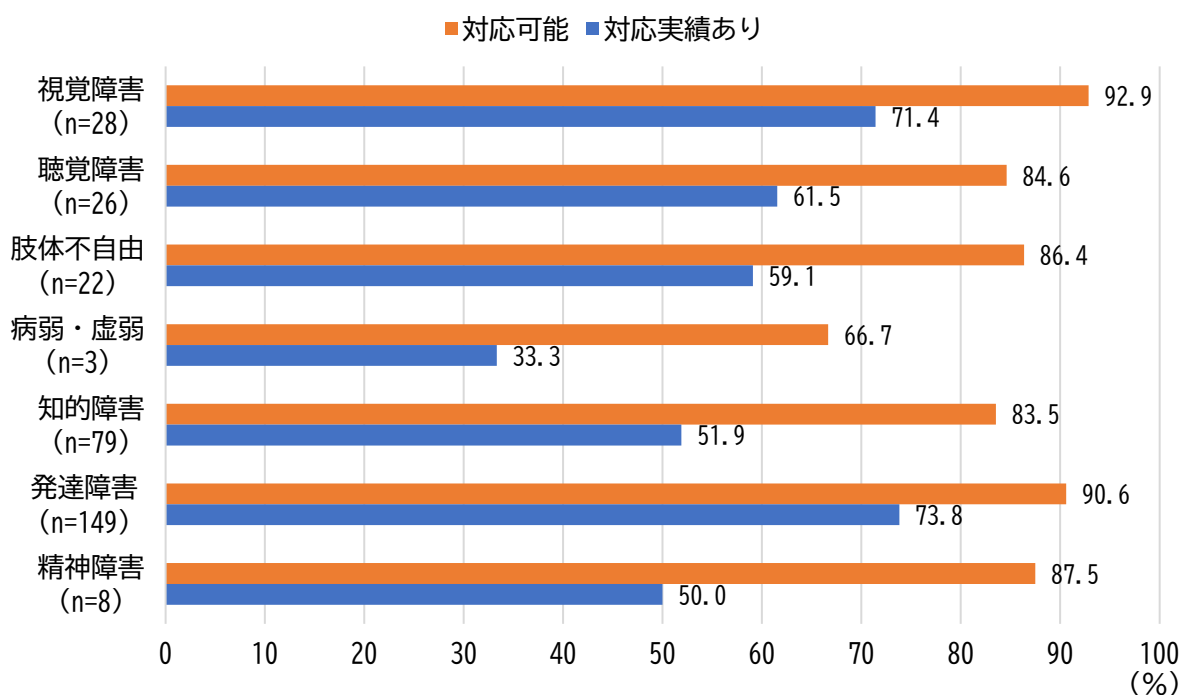


図 2-3-12-④ 学習上、生活上の困難の把握に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

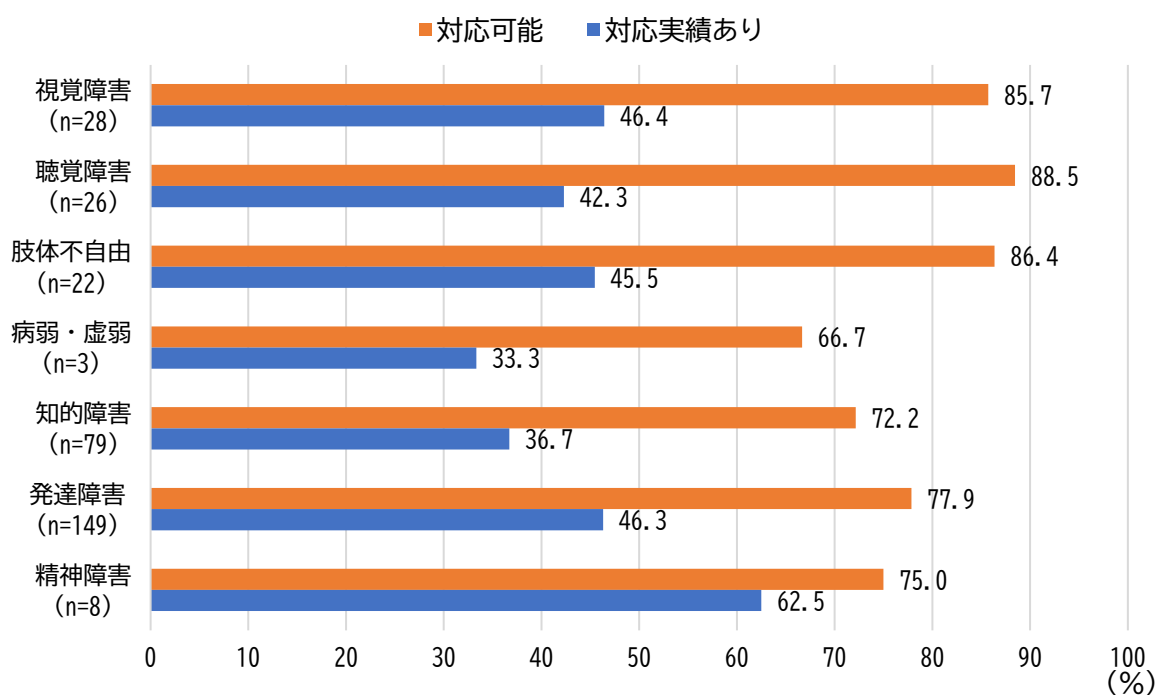


図 2-3-12-⑤ 保護者との連携に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

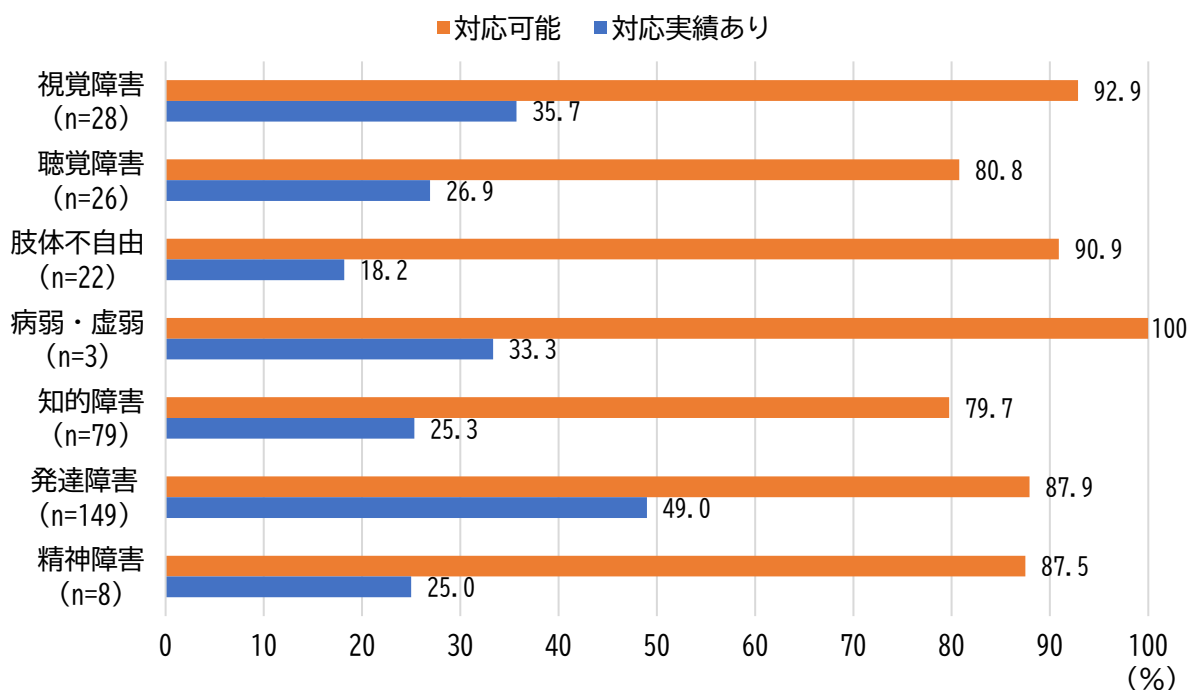


図 2-3-12-⑥ 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

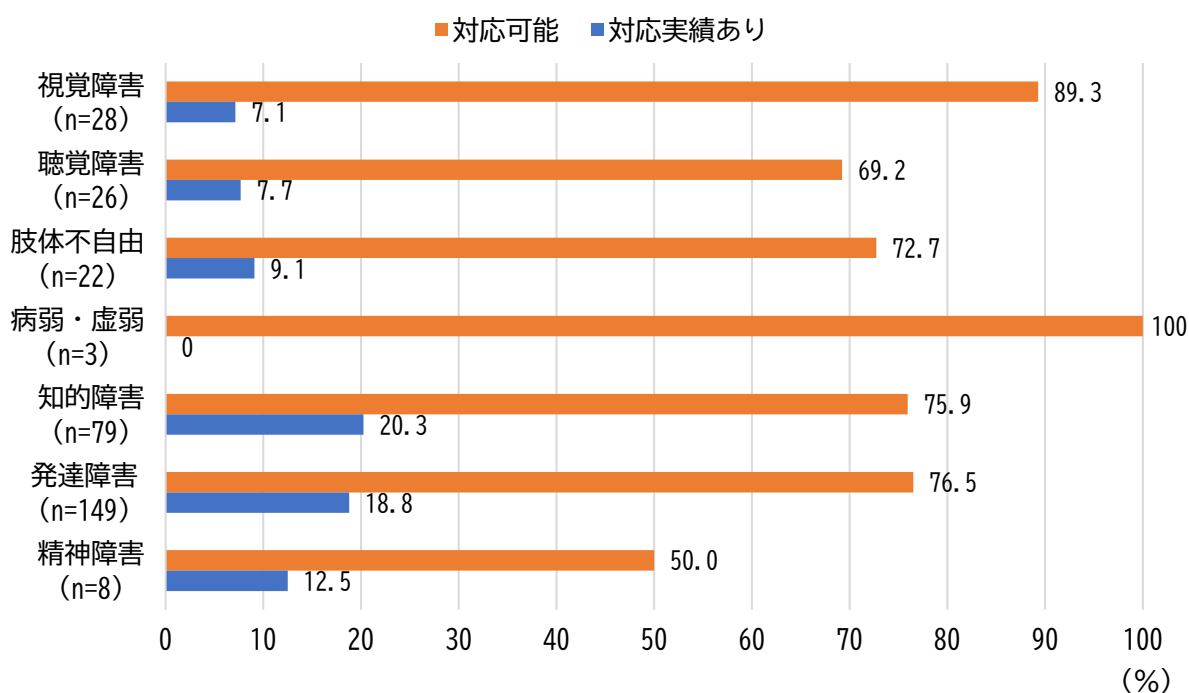


図 2-3-12-⑦ 個別の移行支援計画の作成に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

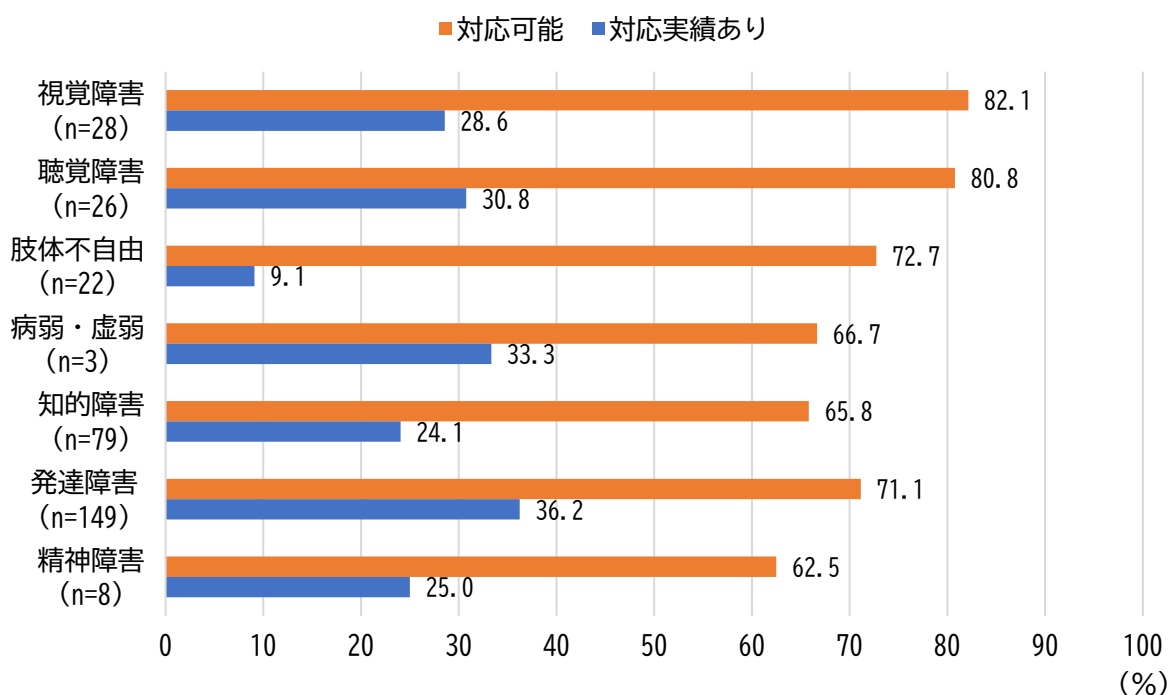


図 2-3-12-⑧ 障害の診断に向けた受診の進め方に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

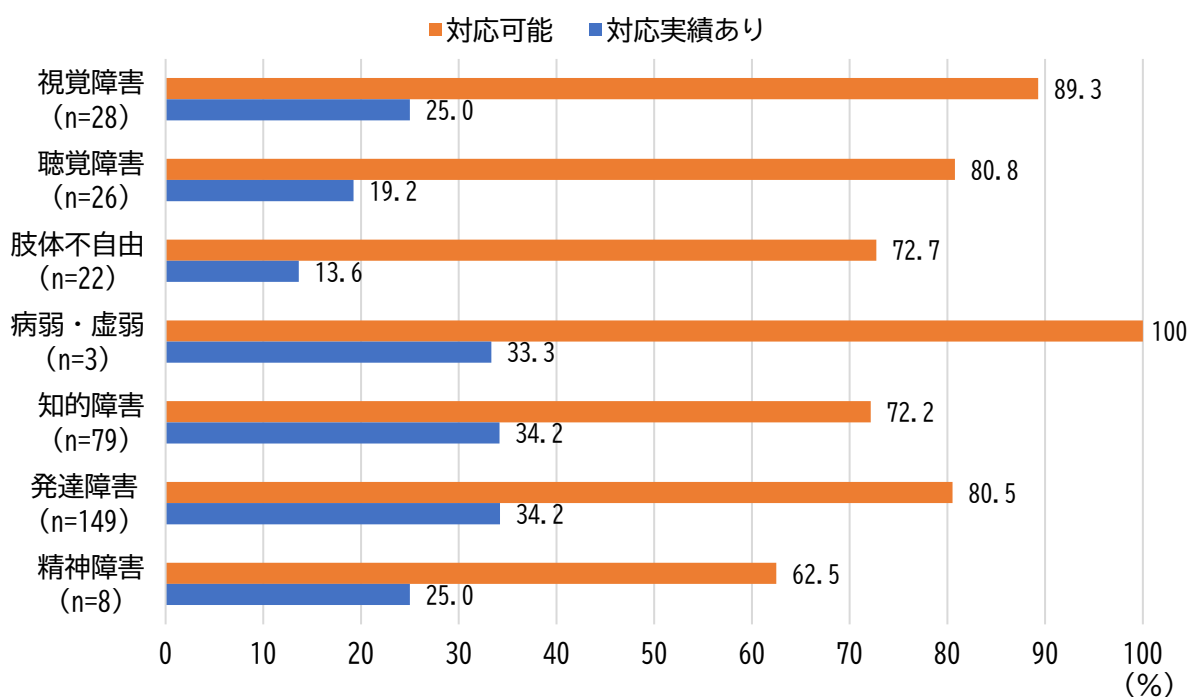


図 2-3-12-⑨ 障害者手帳の取得に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

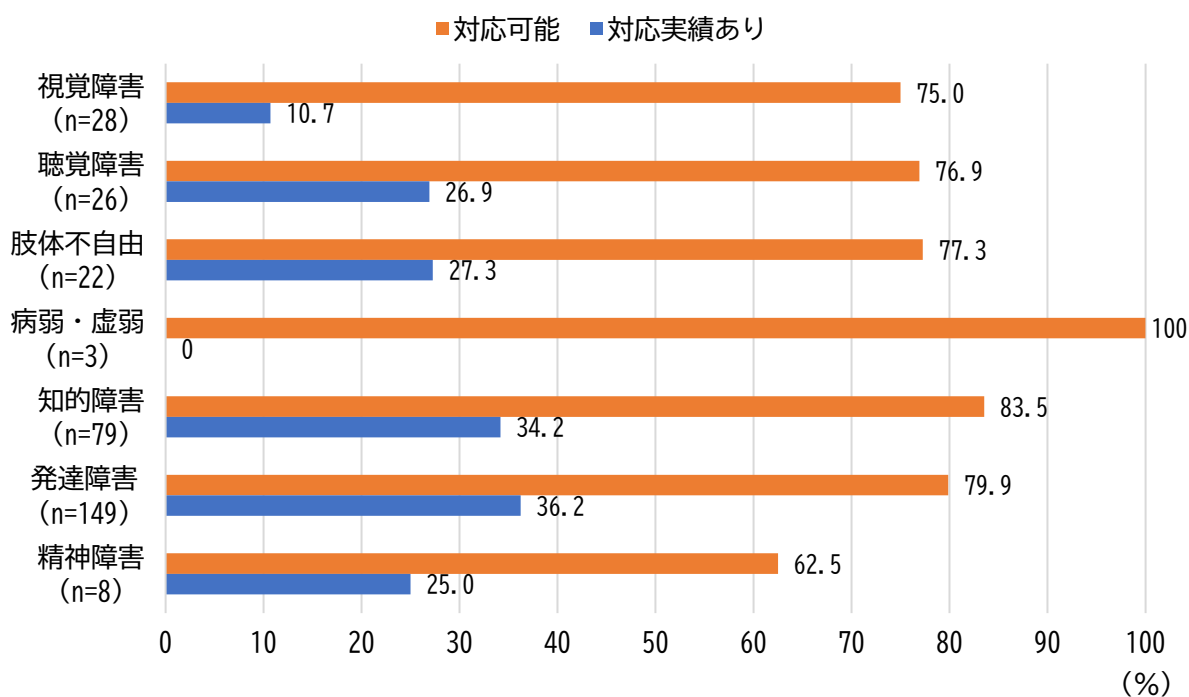


図 2-3-12-⑩ 障害者の雇用制度と支援内容に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

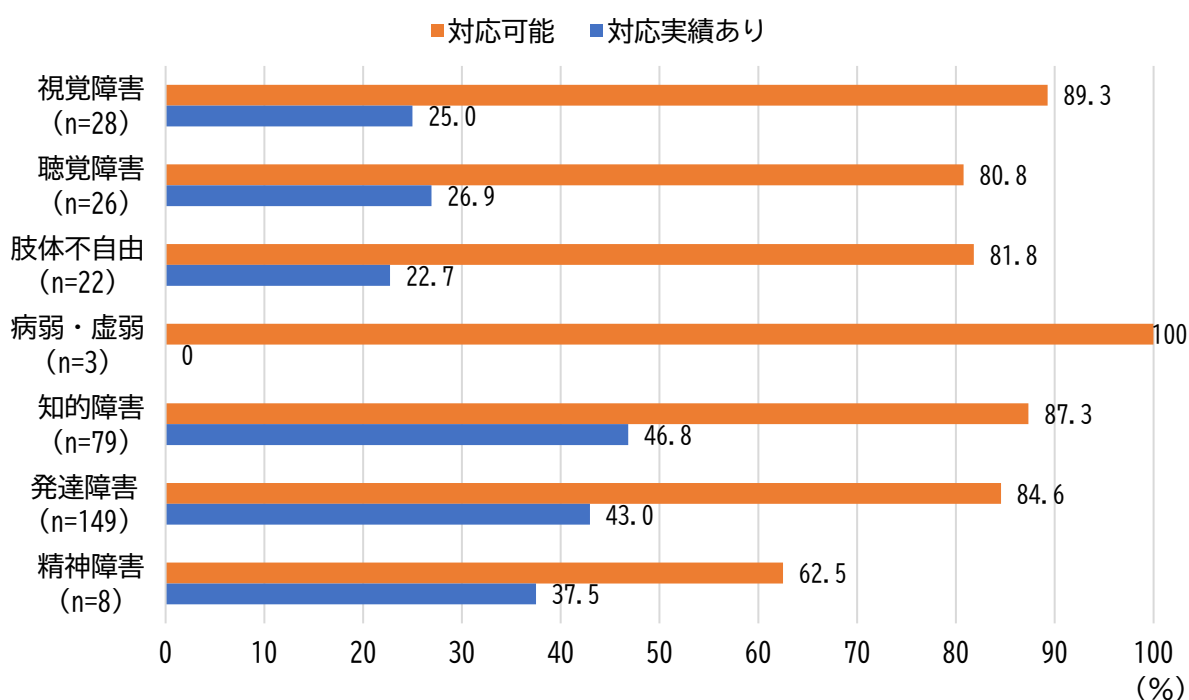


図 2-3-12-⑪ 就労支援を行う機関の利用に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

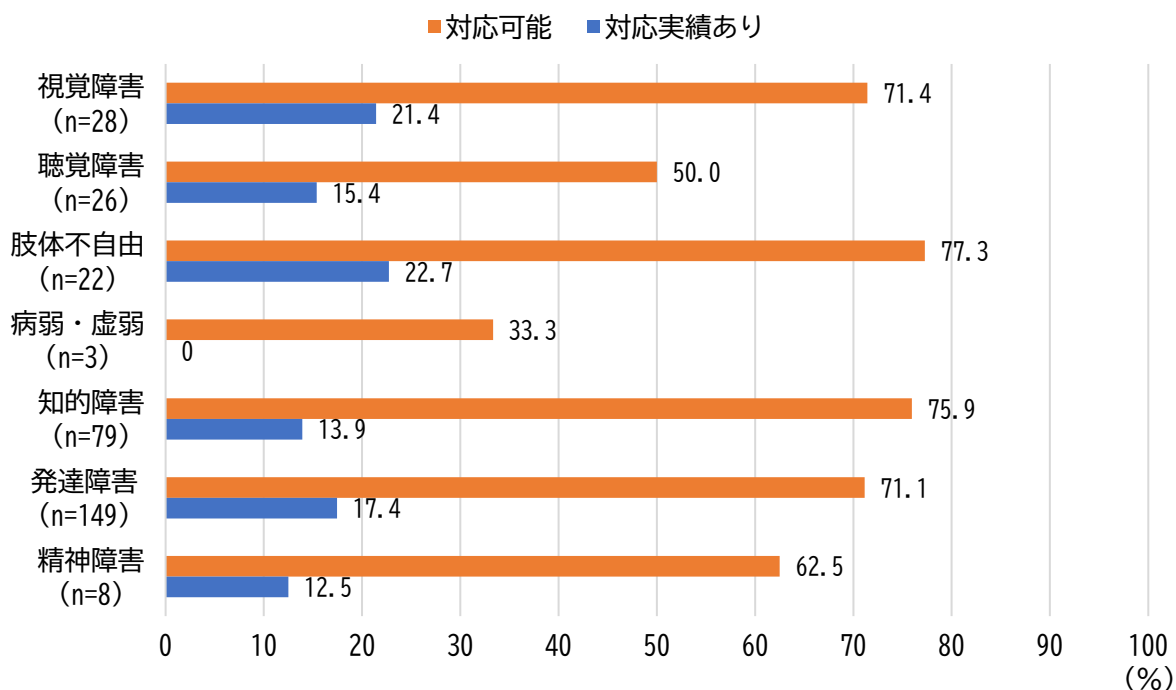


図 2-3-12-⑫ 自立に向け求められる作業を実施する力に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

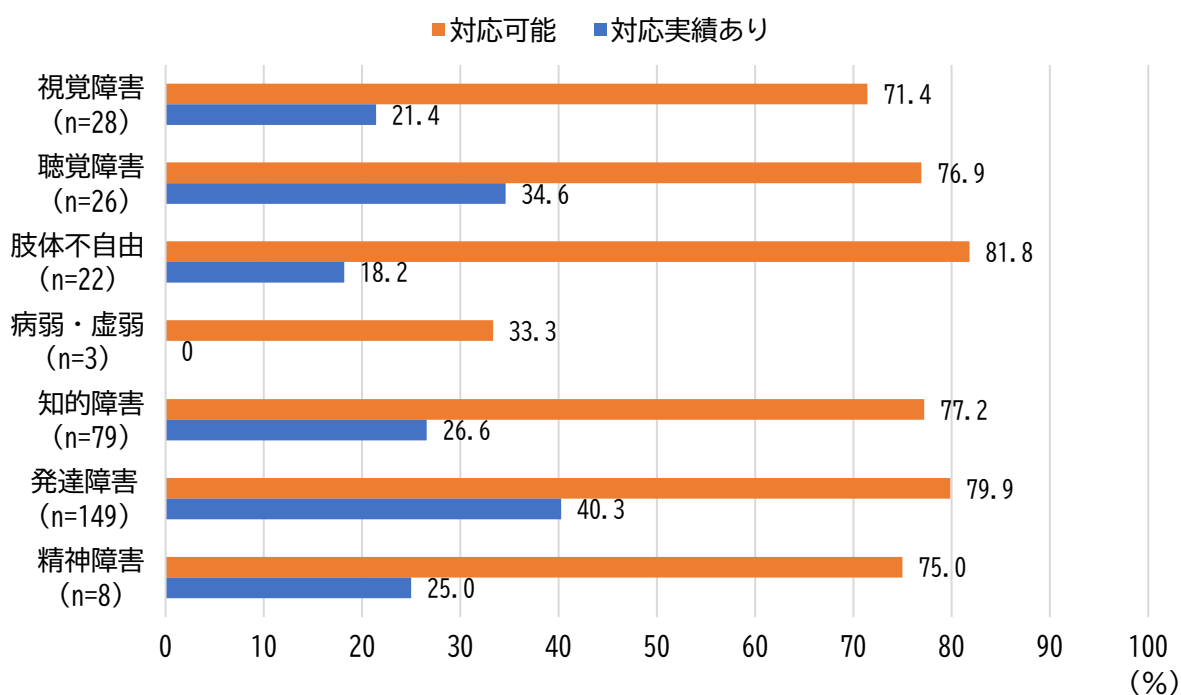


図 2-3-12-⑬ 自立に向け求められる対人コミュニケーション力に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

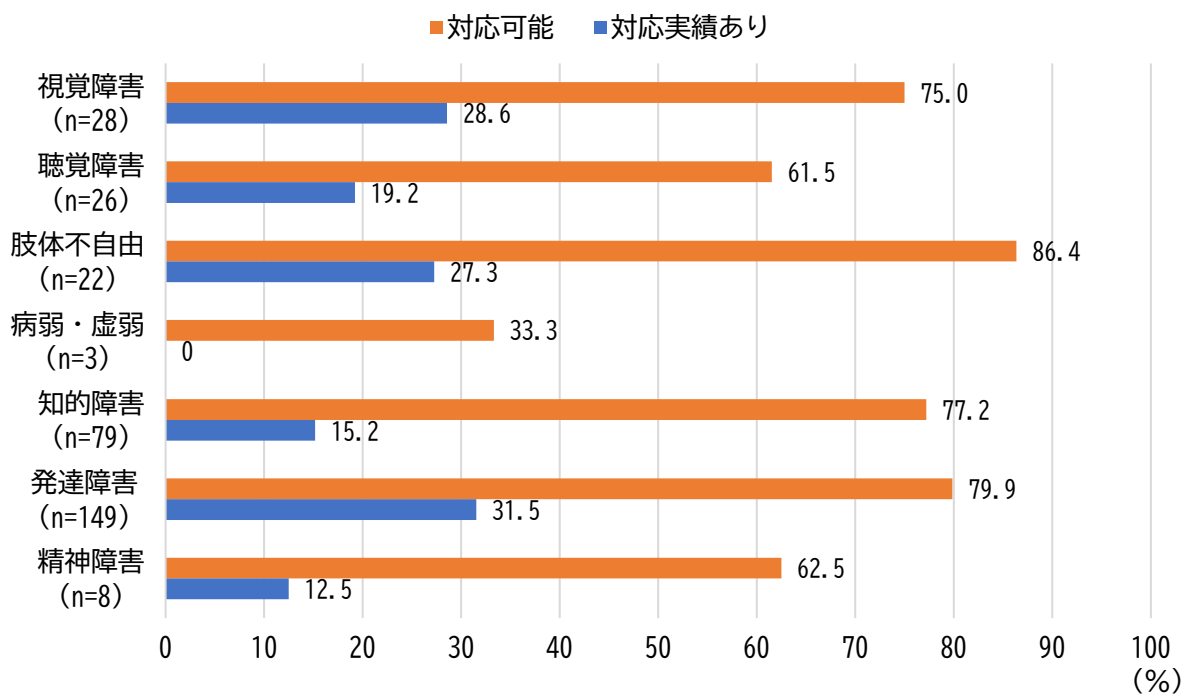


図 2-3-12-⑭ 自立に向け求められる基本的な生活力に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

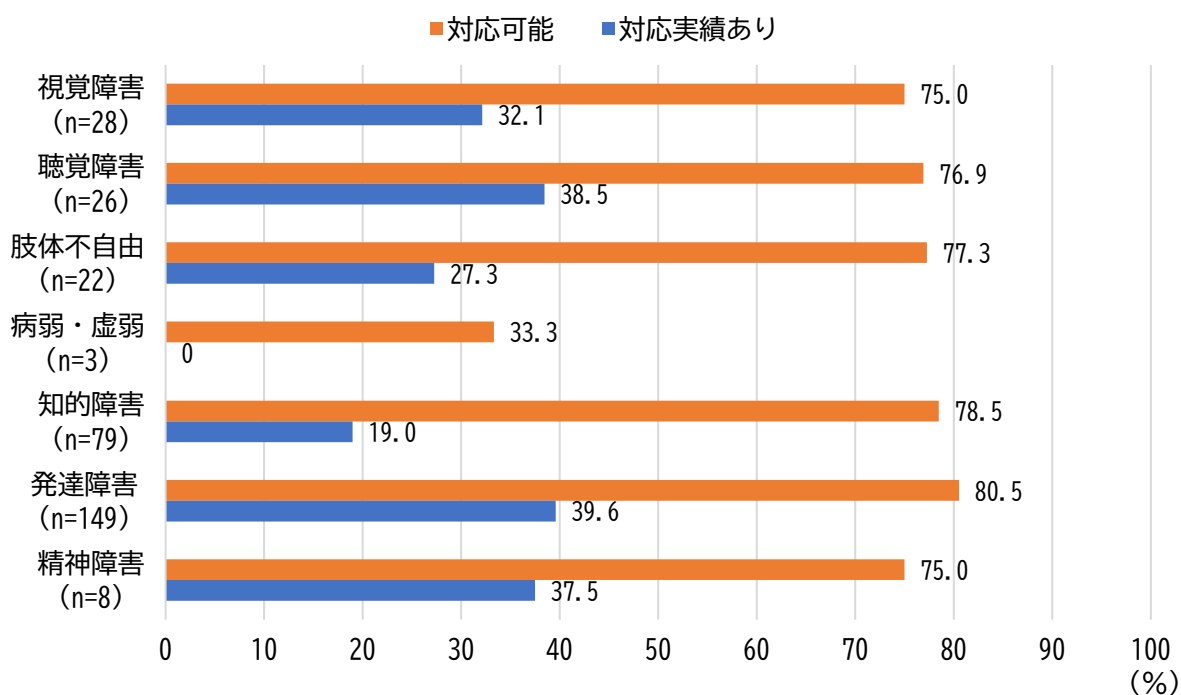


図 2-3-12-⑮ 自立に向け求められる自己理解（障害特性の理解を含む）に関する
こと／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

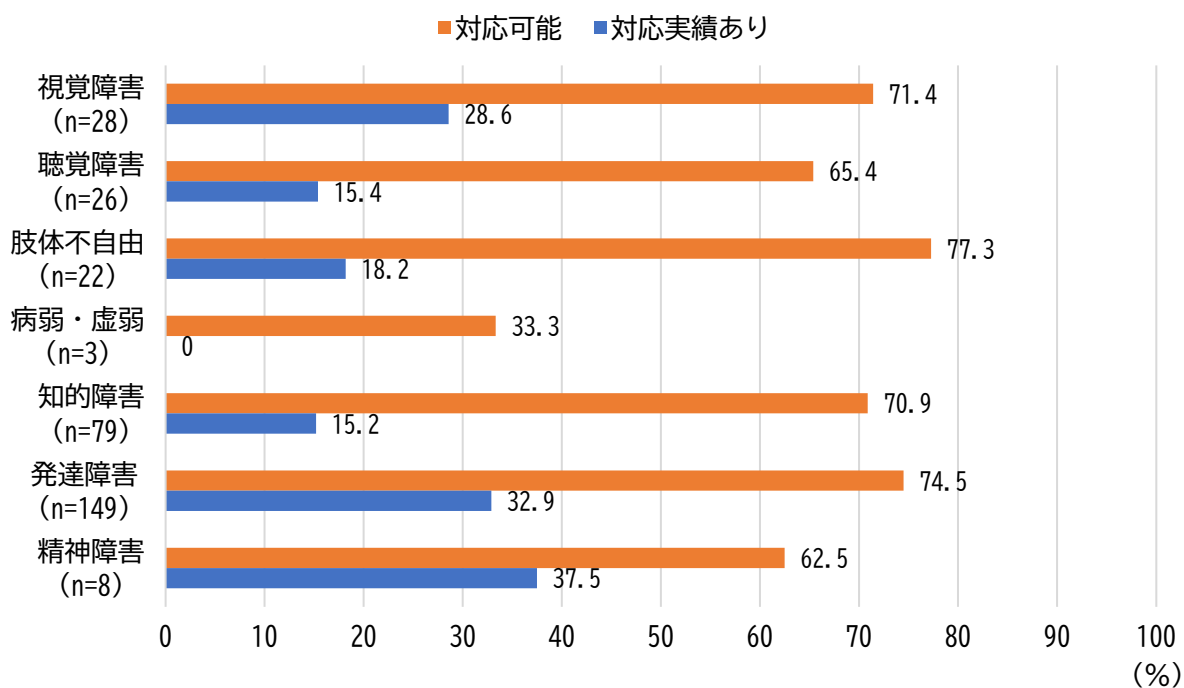


図 2-3-12-⑯ 自立に向け求められる心理的安定に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

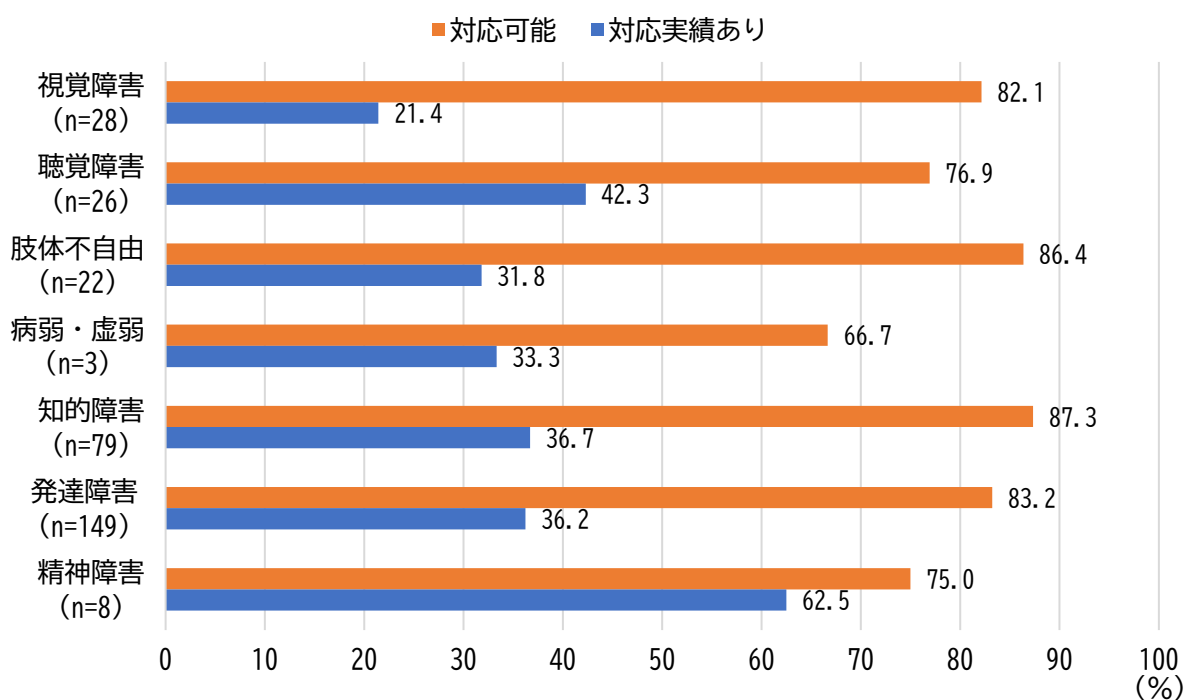


図 2-3-12-⑰ 卒業後の自立を見据えた、よりよい進路選択（就職・進学）の進め方に関する事／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

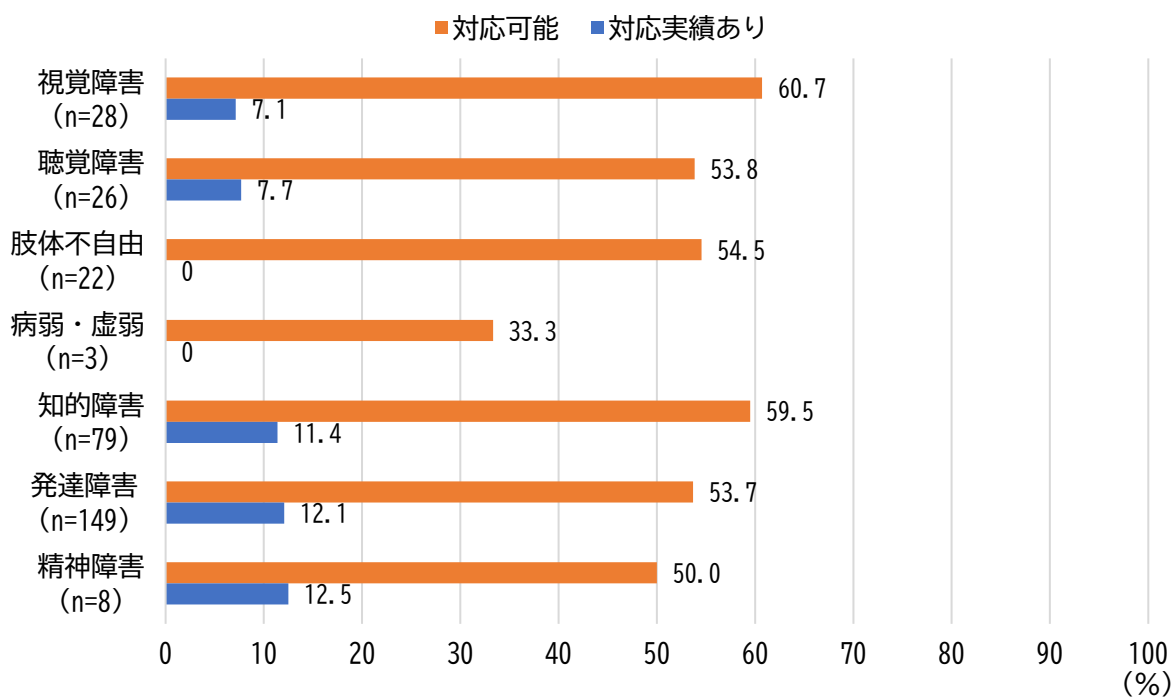


図 2-3-12-⑱ 就労に向けたアセスメントに関する事／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

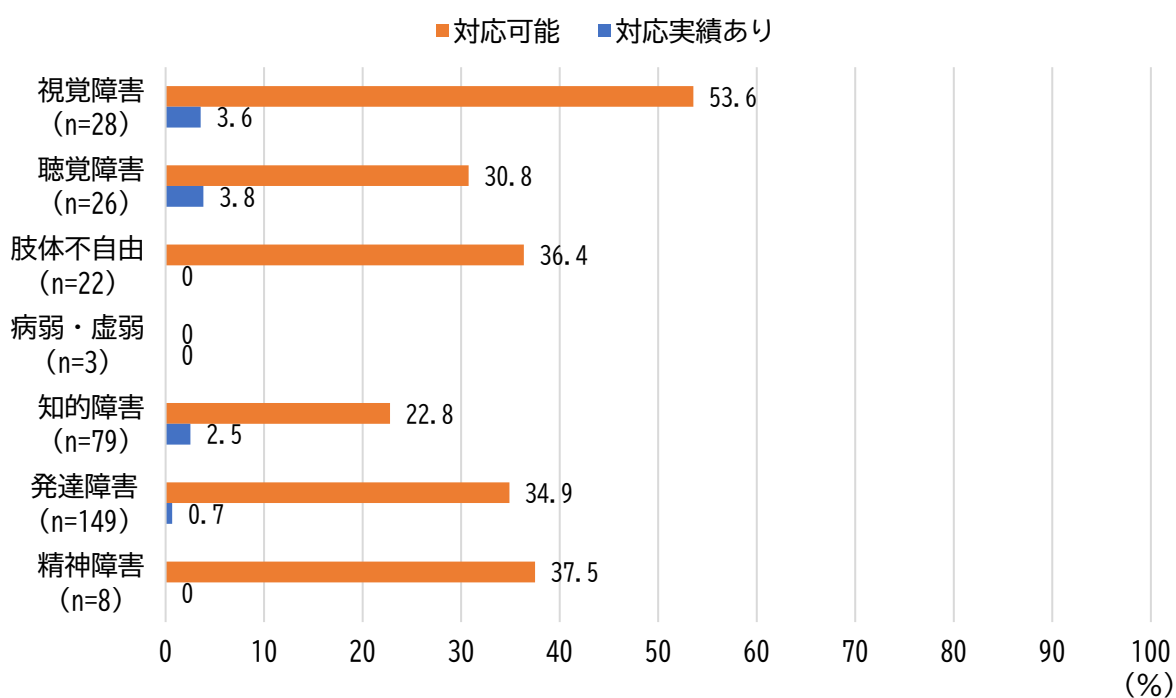


図 2-3-12-⑱ キャリア・パスポートの作成に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

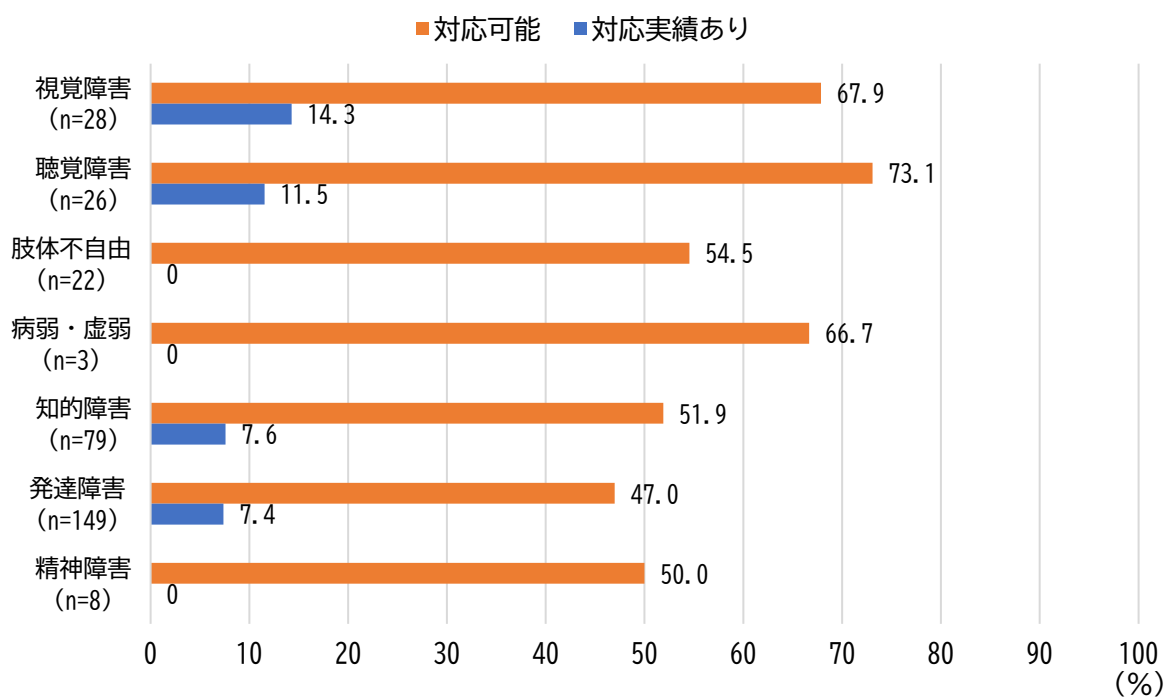


図 2-3-12-⑳ 就職時の採用試験に当たっての合理的配慮に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

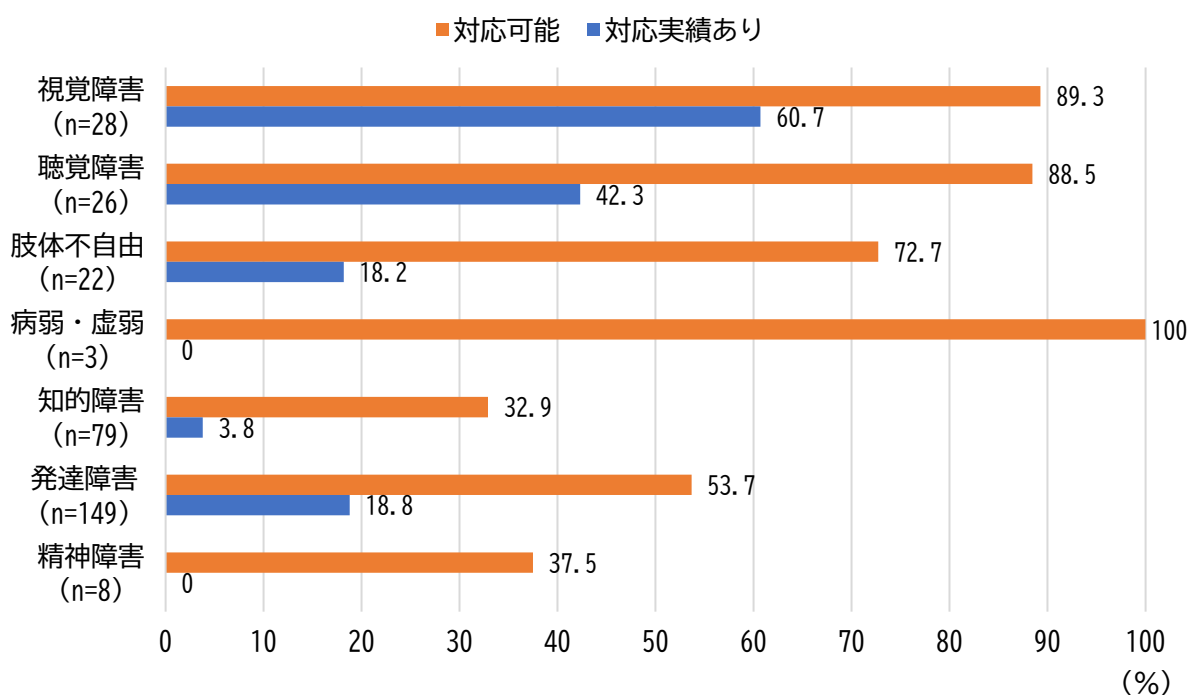


図 2-3-12-⑪ 進学時の受験に当たっての合理的配慮に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

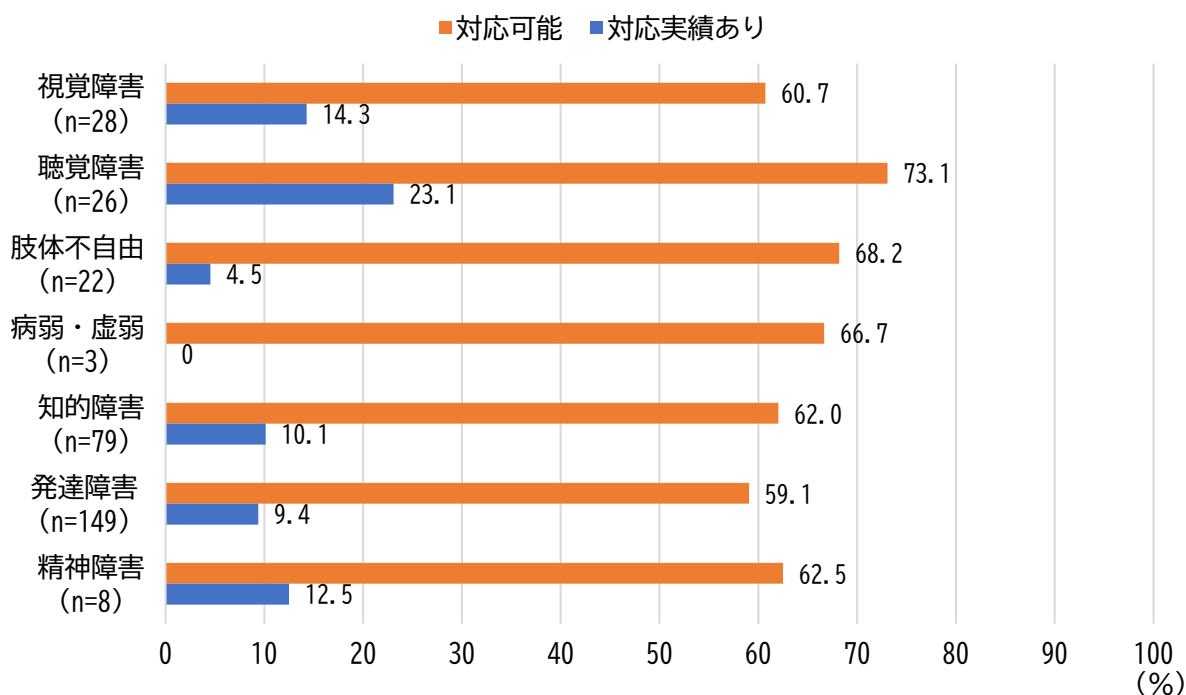


図 2-3-12-⑫ 就職後の職業生活に当たっての合理的配慮に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

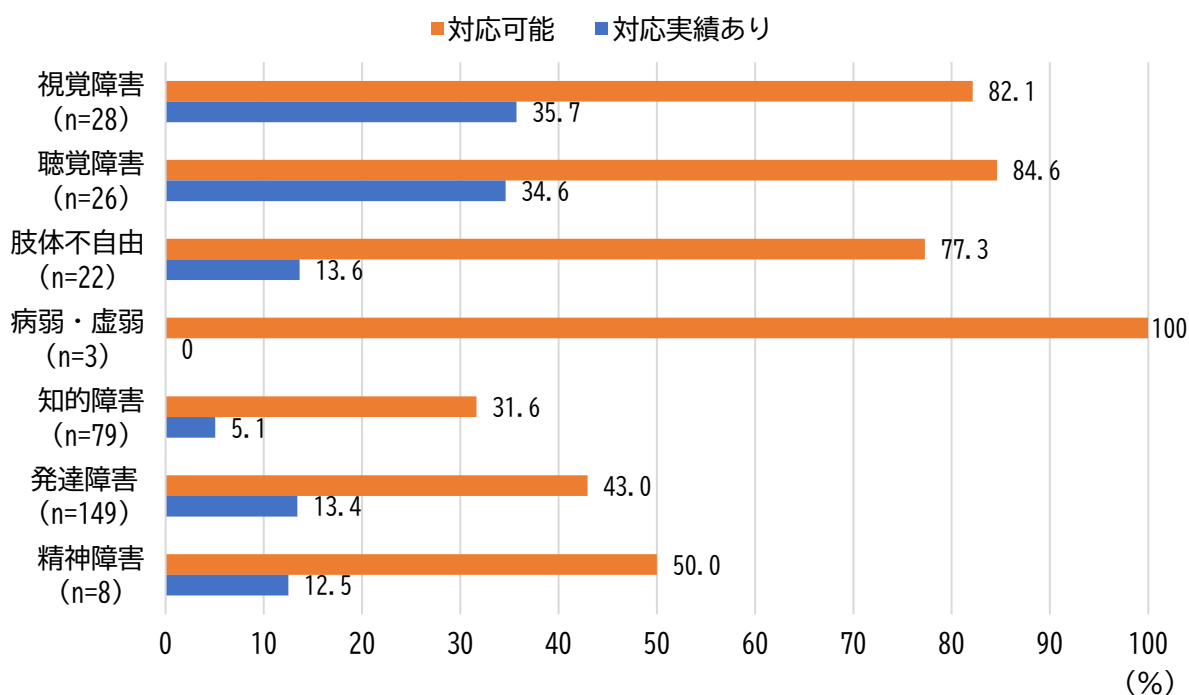


図 2-3-12-㉓ 進学後の学生生活に当たっての合理的配慮に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

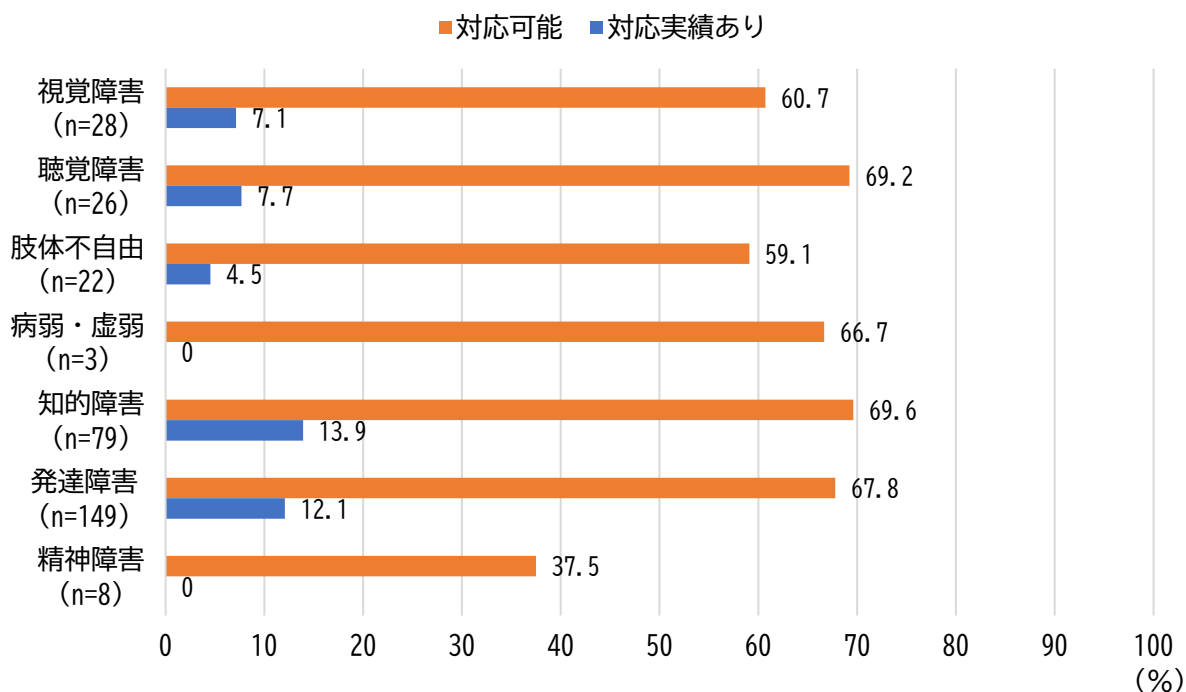


図 2-3-12-㉔ 就職に伴う企業等への情報の引継ぎに関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

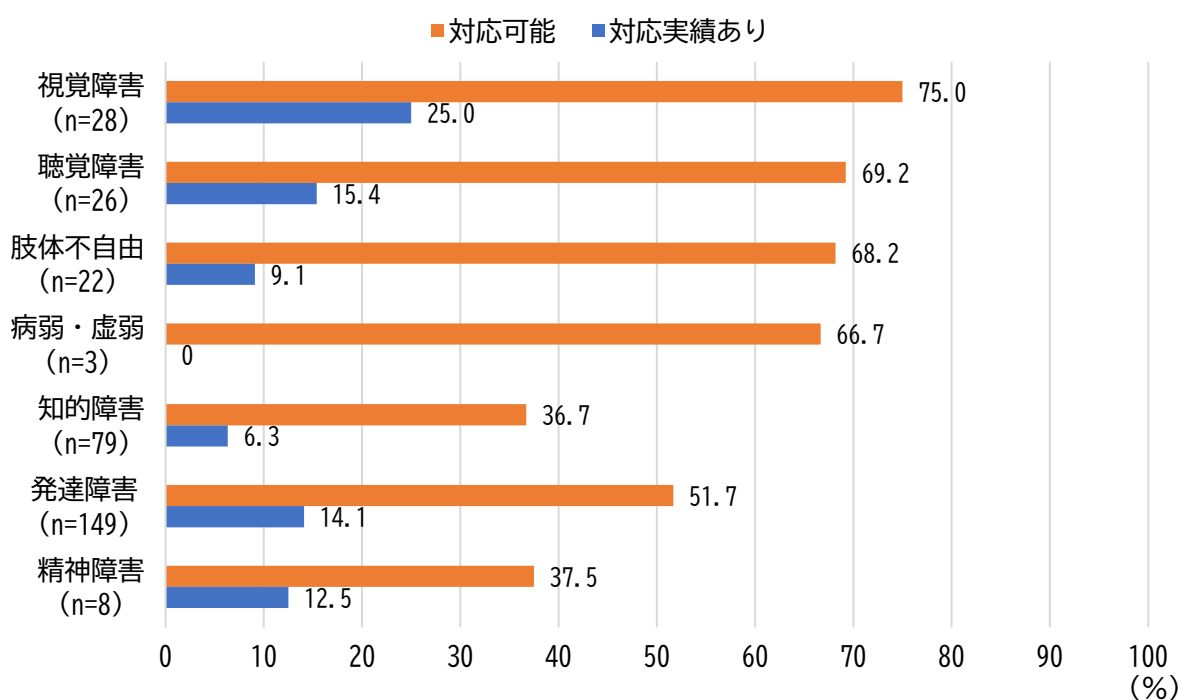


図 2-3-12-㉕ 入学に伴う進学先への情報の引継ぎに関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

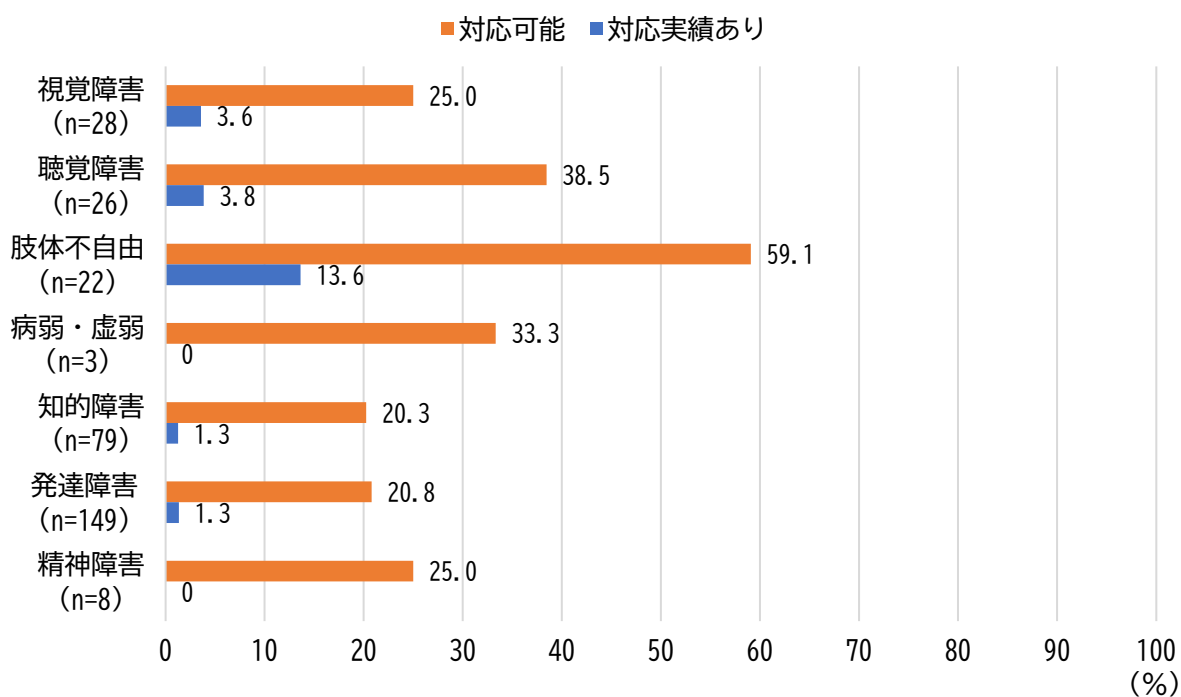


図 2-3-12-㉖ 在宅勤務に向けた取組に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

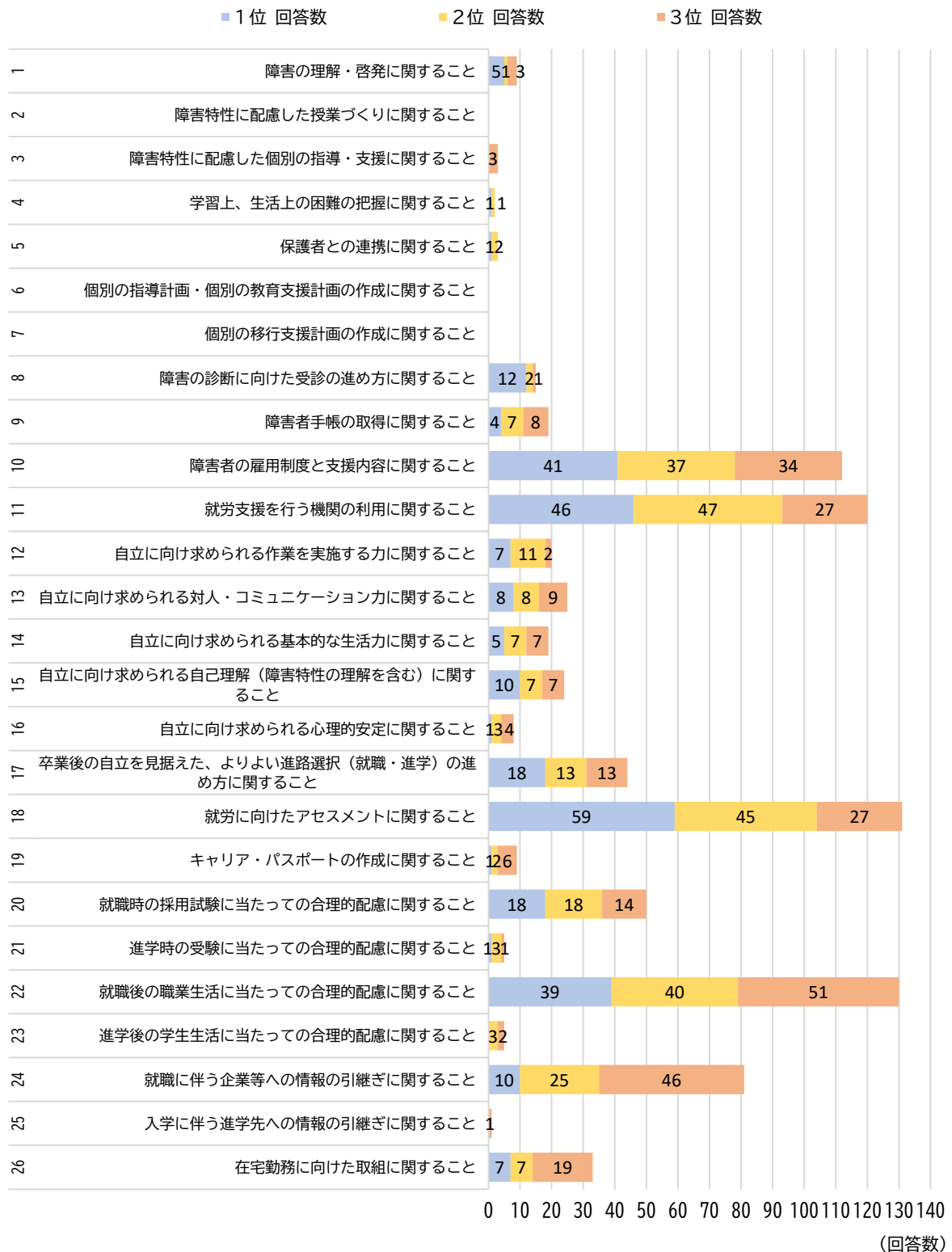


図 2－3－13 特に就労支援機関に支援を担ってほしいと思う内容
 （上位3つを複数回答：1位 n=294/2位 n=289/3位 n=285）＊障害種全体

④支援方法

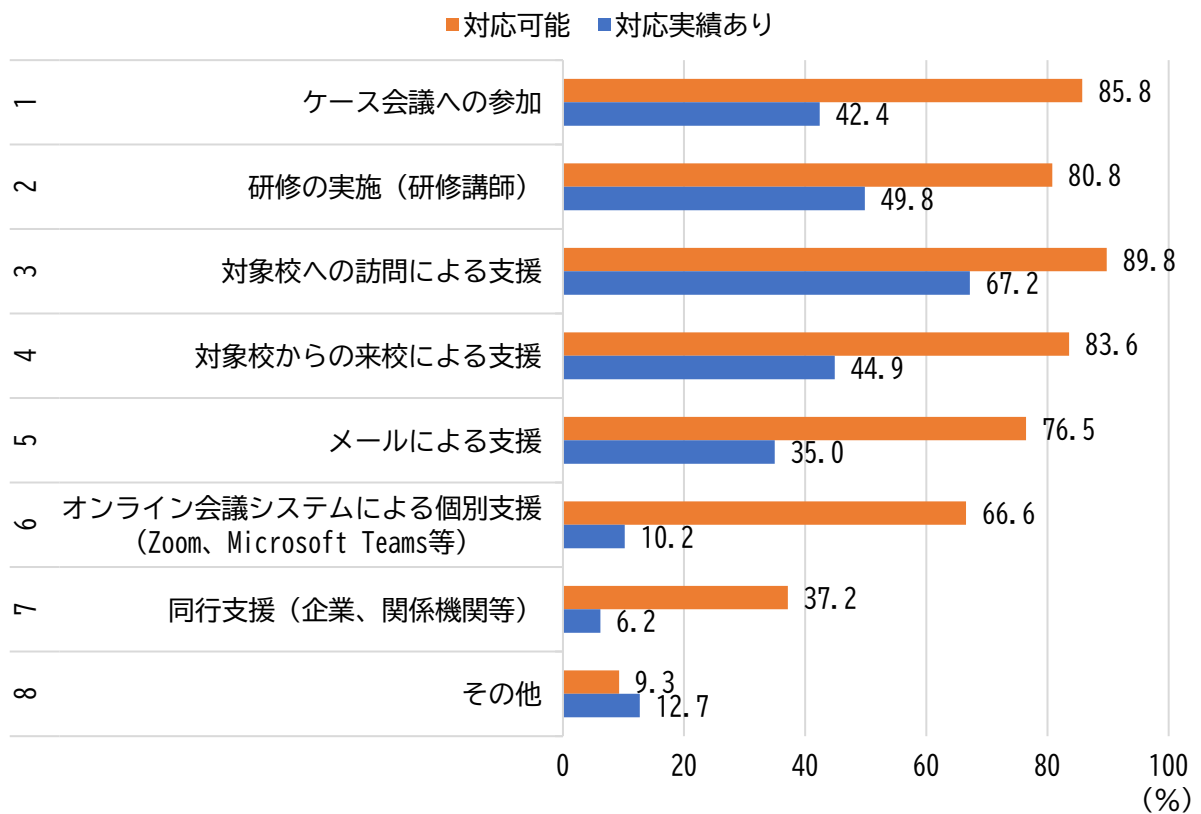


図 2－3－1 4 対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法
(n=323) 複数回答 * 障害種全体

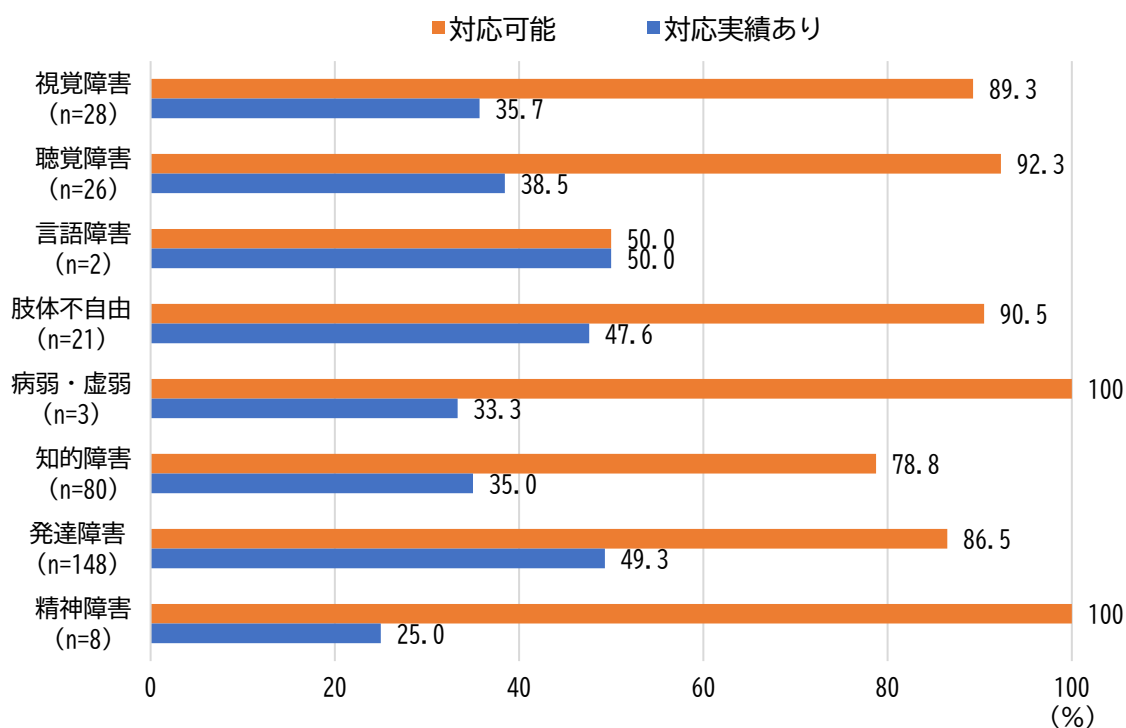


図 2-3-15-① ケース会議への参加
／対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法

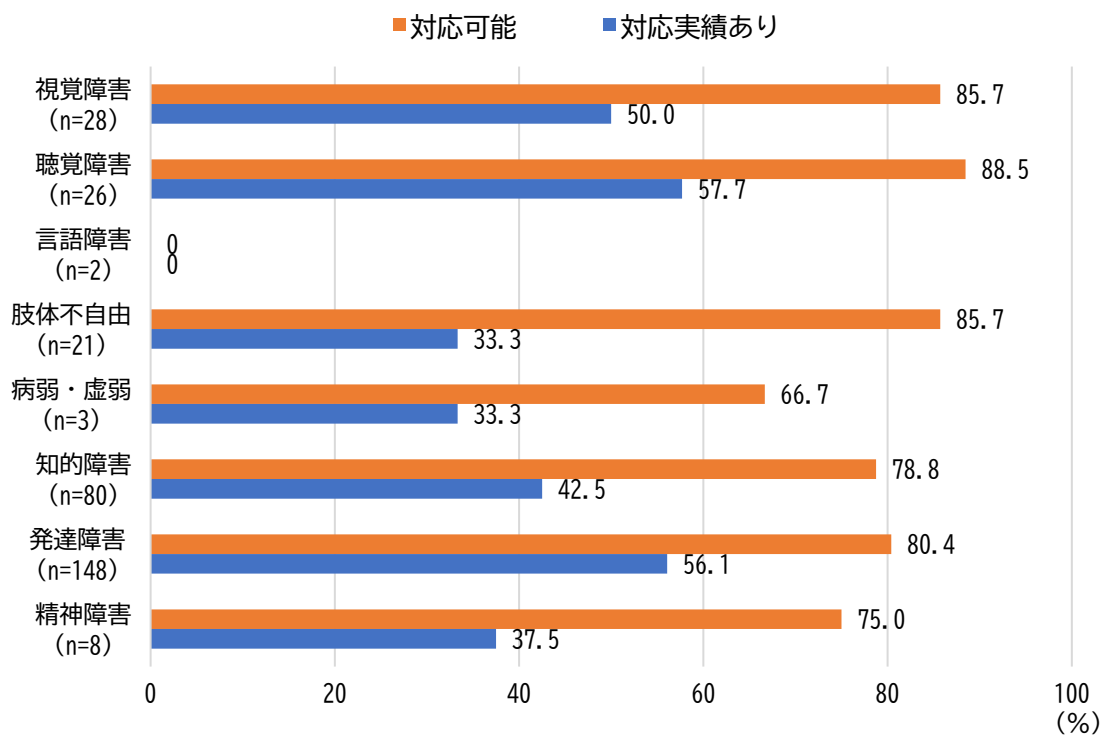


図 2-3-15-② 研修の実施（研修講師）
／対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法

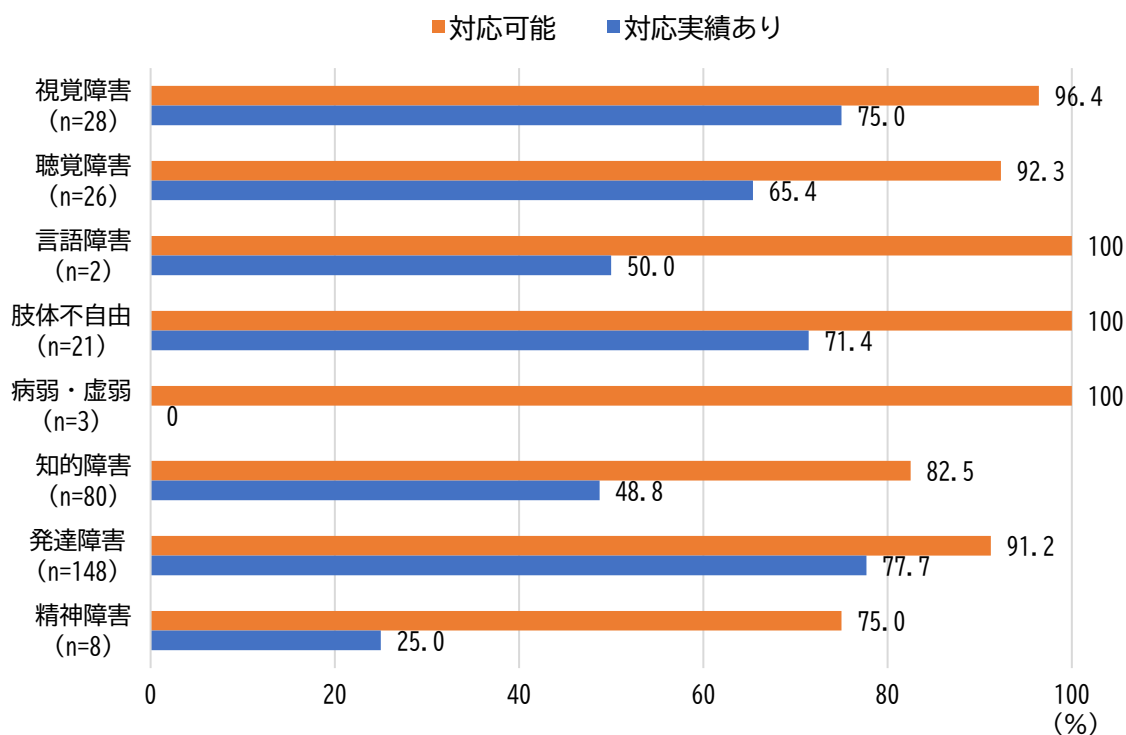


図 2-3-15-③ 対象校による訪問による支援
／対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法

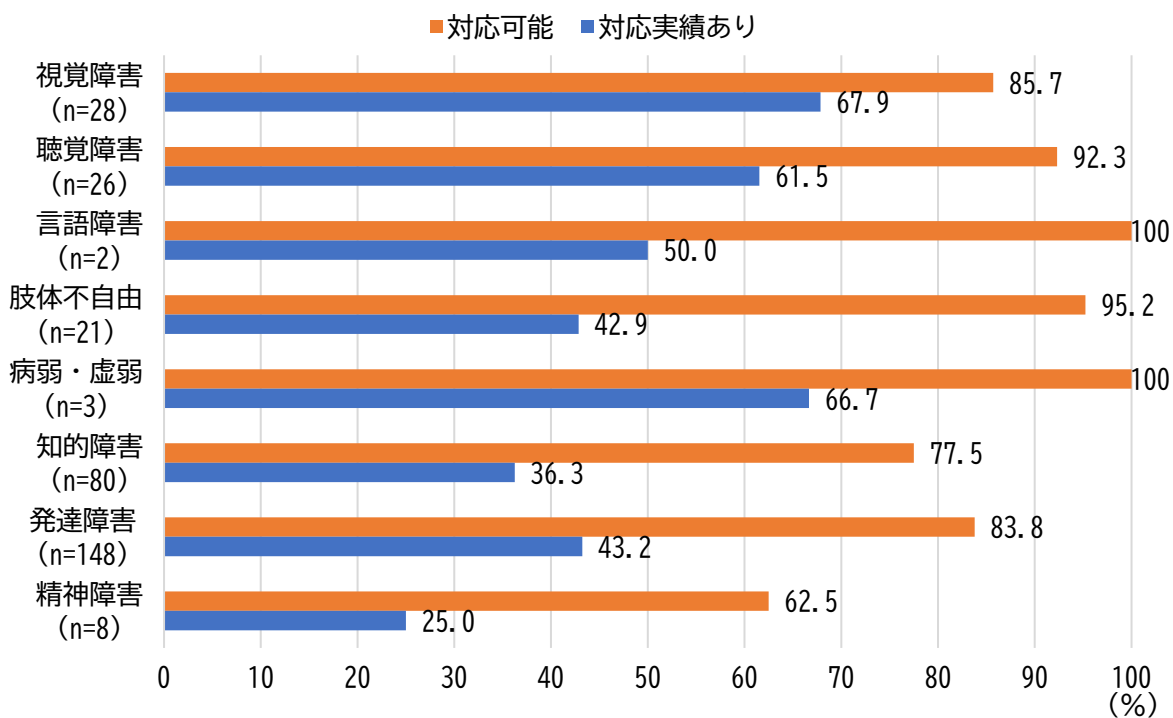


図 2-3-15-④ 対象校からの来校による支援
／対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法

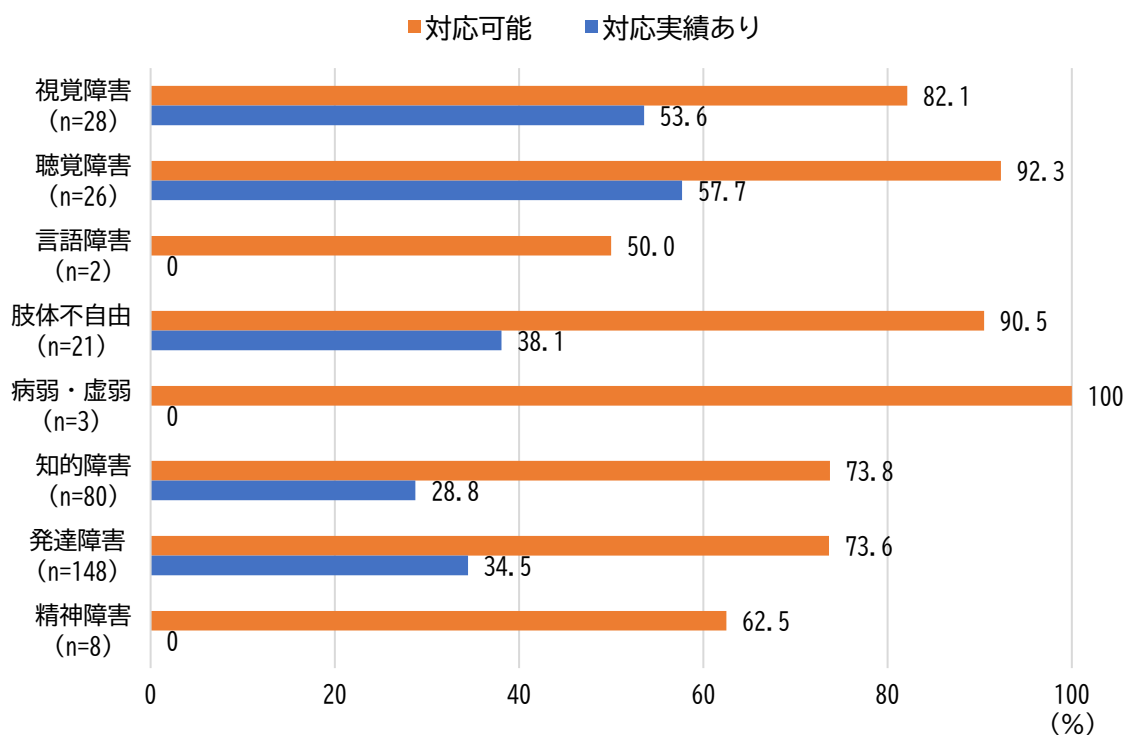


図 2-3-15-⑤ メールによる支援
／対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法

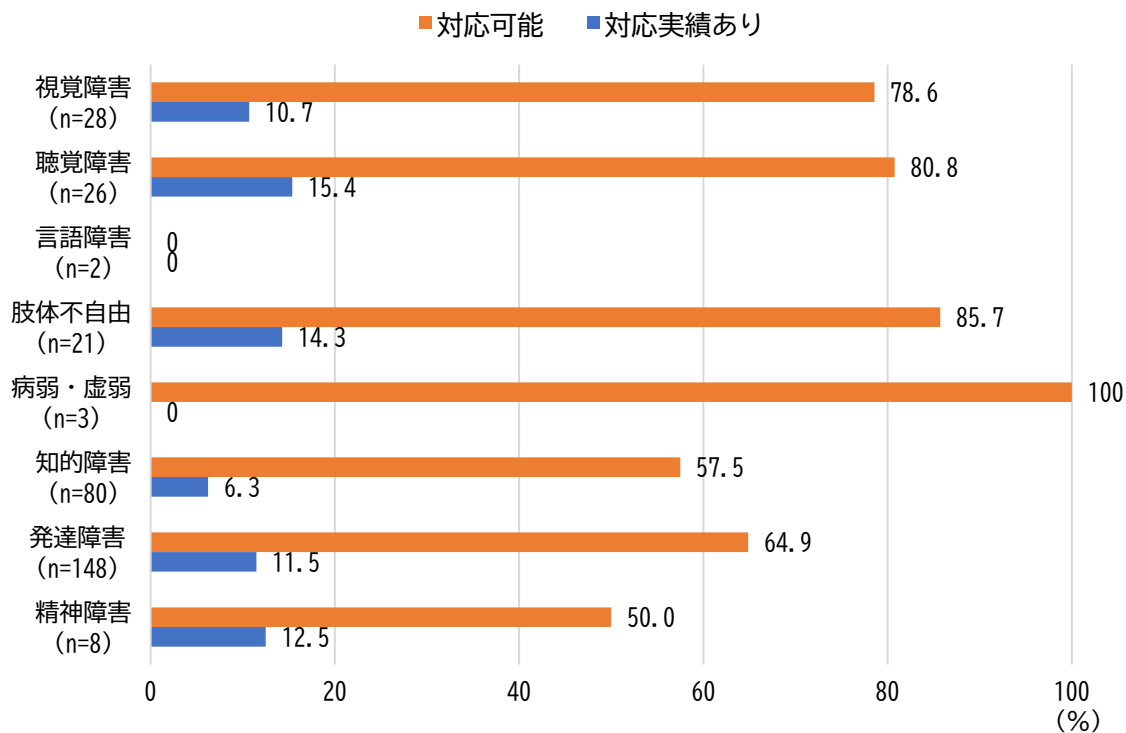


図 2-3-15-⑥ オンライン会議システムによる個別支援
／対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法

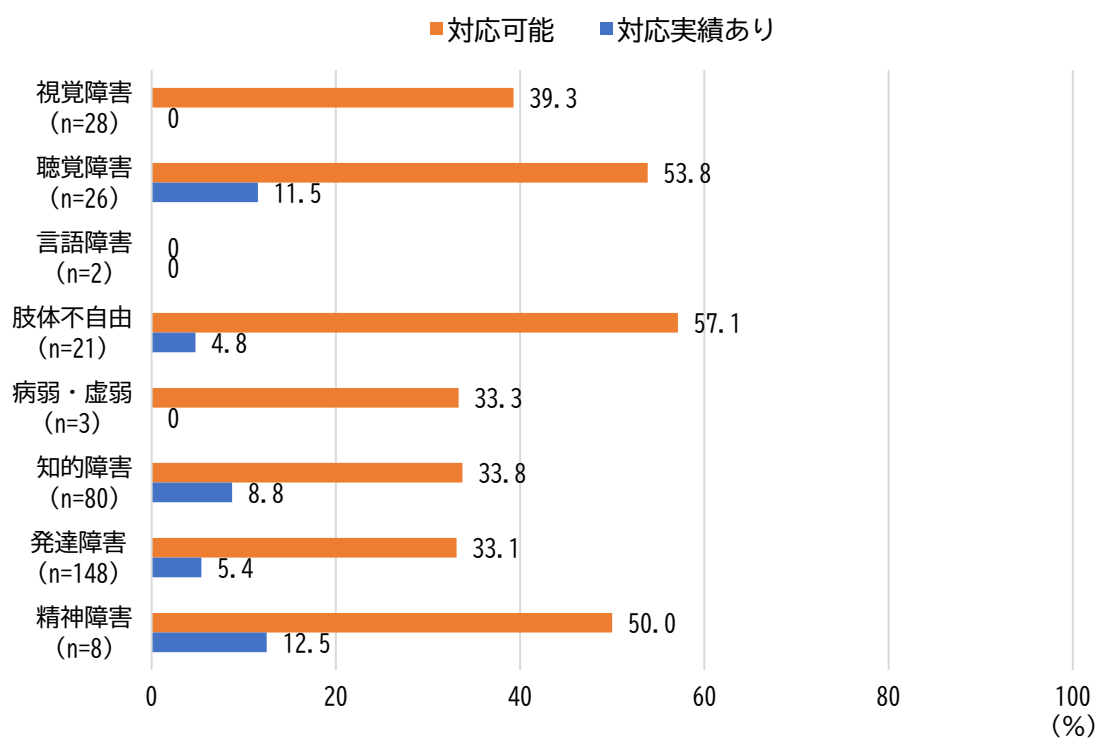


図 2 - 3 - 1 5 - ⑦ 同行支援（企業、関係機関等）
／対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法

(3) 高等学校との連携に向けた期待

表2-3-2 高等学校に期待すること (n=353) * 障害種全体

カテゴリ	定義	記載例	件数
特別支援教育体制の構築／校内支援体制の整備	特別支援教育の構築に向けた、教員間での情報共有や校内の支援体制の整備に関すること	●校内支援体制の構築。【特別支援学校(知的障害)】 ●障害特性理解と、その対応について、チームとして対応できる組織づくり。【特別支援学校(肢体不自由)】 ●校内での支援体制が整っていること。【特別支援学校(知的障害)】	100
特別支援教育体制の構築／障害や特別支援教育に対する理解促進	特別支援教育の構築に向けた、障害に対する理解や、特別支援教育の理念等の理解の促進に関すること	●各校における、特別支援教育の充実。【特別支援学校(知的障害)】 ●高等学校の職員同志の連携や情報共有・障害に対する理解をもっと積極的に行い、担当職員だけが孤立するのではなく、どの職員も意識をもって取組む体制を整えてほしい。【特別支援学校(肢体不自由・病弱・虚弱)】 ●教職員の障害者理解。障害特性の理解、理解しようとする姿勢。【特別支援学校(知的障害)】	71
特別支援教育体制の構築／校内研修等の充実	特別支援教育の構築に向けた、発達障害や特別支援教育に関わる校内研修の充実に関すること	●学校、もしくは学年で、生徒に支援が必要であることを理解していただけると障害理解や合理的配慮についての校内研修が行いやすい。【特別支援学校(知的障害)】 ●障害についての情報収集をして、校内支援や進路指導について研修等で学んでほしい。【特別支援学校(知的障害)】 ●ケース会議や研修会は対象生徒にかかわる職員だけでなく、管理職はじめ養護教諭、生徒指導、進路指導、部活担当者、実習助手等いろいろな立場の職員に出席してもらえると理解啓発をはかったり、対象生徒の支援の共通理解をはかったりできる。【特別支援学校(知的障害)】	19
連携の充実／連携に向けた体制作り	高等学校と特別支援学校が連携した支援に向けた体制作りに関すること	●連携にあたり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携し、見立てがあるとより具体的な支援策を提案できるので連携しておいてほしい。【特別支援学校(知的障害)】 ●連携に当たり、コーディネーターのみでなく複数の人が関わってもらえると支援を進めやすい。校内研修を企画していただけると、全体の意識が高まり、連携が進みやすい。【特別支援学校(知的障害)】 ●特別支援学校についての理解がより深まり、相談しやすい環境が整ってくると連携を進めやすい。【特別支援学校(肢体不自由)】	72
連携の充実／積極的な連絡・相談	生徒への適切な支援や対応策の提供に向けた、学校からの積極的な連絡・相談に関すること	●生徒の困難さなどに気づきがあった時は、個人で悩まずに学校の課題として捉え、特別支援学校のセンター的機能を活用して欲しい。【特別支援学校(知的障害)】 ●困ったことがあれば気軽に聞いて欲しい。【特別支援学校(知的障害)】 ●高等学校からの相談件数は少ないので、障害理解を深めるために、積極的に相談していくこと。【特別支援学校(知的障害)】	36
連携の充実／生徒・保護者の支援の充実	生徒や保護者への丁寧なかかわりや情報提供等の生徒や保護者に対する支援の充実に関すること	●本人や保護者からの相談の要望がある場合、担任の先生も話に興味を持って支援の輪に入ってほしい。【特別支援学校(知的障害)】 ●保護者についても、理解が深まるような働きかけをして頂けると支援を進めやすい。【特別支援学校(知的障害)】	34

カテゴリ	定義	記載例	件数
		●相談・説明など、本人や保護者にわかるように丁寧に 対応してほしい。【特別支援学校(知的障害)】	
連携の充実／専門 職との連携	コーディネーターや スクールカウンセラ ー等の専門職の派 遣に関すること	●最終的には、高等学校のコーディネーターを中心に自 校である程度問題を解決できるようになってほしい。【特 別支援学校(知的障害)】 ●支援にあたり、スクールカウンセラー・スクールソーシ ャルワーカーと連携をさせて頂けるとよい。【特別支援学 校(聴覚障害)】 ●コーディネーターから全教科担当への周知が確実に 行われ、支援がされること。【特別支援学校(知的障害)】	22
連携の充実／関係 機関との連携	就労支援機関等の 関係機関との連携 に関すること	●連携にあたり、1年生から(できる限り早い段階で)相 談があると情報提供や関係機関につなぐことができるた め、支援体制を整えやすい。【特別支援学校(知的障害)】 ●学校内だけで解決をしようと思わず、いろいろな機関 や特別支援学校との連携を意識してほしい。【特別支援 学校(知的障害)】 ●県立学校コーディネーター地区会議にて、特別支援学 校のコーディネーターとの顔合わせや情報共有をしてい るため、連携しやすい状況にある。引き続き、連携を大事 にしていきたい。【特別支援学校(肢体不自由・知的障 害)】	17
連携の充実／早期 からの相談	早い時期からの相 談や生徒の特性や 対処方法等の情報 提供に関すること	●高3になってから進路情報を提供してほしいというこ とではなく、高1・高2の段階から相談してほしい。【特別 支援学校(知的障害)】 ●連携に当たり、生徒の情報を早い段階で細かくもらえ ると支援・指導方法についての情報を提供しやすい。【特 別支援学校(知的障害)】 ●高等学校において問題が生じてからの相談ではなく、 日常生活の中で本人の生きにくさが見え始めた時点で 相談してもらえると、問題が発生する前に対応策を考え やすい。【特別支援学校(知的障害)】	18
連携の充実／巡回 相談の活用	巡回相談を通じ た、生徒の指導・支 援についての助言 や情報提供に関す ること	●高校巡回指導員の活用。【特別支援学校(知的障害)】 ●巡回相談を利用してほしい。【特別支援学校(肢体不自 由・病弱・虚弱・知的障害)】 ●巡回相談を積極的に活用してほしい。【特別支援学校 (知的障害)】	3
情報提供・情報共 有／生徒の特性や 得意・不得意等につ いて	生徒の特性や得 意・不得意、配慮・ 支援の方法等の情 報提供に関すること	●相談内容を事前に、具体的に伝えてもらっているの で、助言しやすい。【特別支援学校(肢体不自由)】 ●連携するために、「誰が」「何について」「どの程度」困 っているか、明確にってもらえると、校内支援で工夫・対応 できることなのか、連携して解決を目指すことなのか明 確にしやすい。【特別支援学校(知的障害)】 ●生徒の困り感と併せて、得意なことや好きなことにつ いても目を向け、相談時に情報提供してほしい。【特別支 援学校(肢体不自由・知的障害)】	57
情報提供・情報共 有／生徒の実態把 握	心理評価や観察等 による生徒の特性 等の実態把握に関 すること	●質問紙による心理テスト「hyper-QU」を実施し、支 援を必要とする生徒の客観的、多面的な生徒理解に努め て欲しい。【特別支援学校(知的障害)】 ●連携に当たり、生徒の実態や様子を把握したうえで、 「困っていること」や、「今後どうしていきたいか」が明確 になっていると支援を進めやすい。【特別支援学校(肢体 不自由)】 ●連携するにあたり、中学校からの引継ぎや入学前の保 護者面談等により、可能な限りで、本人の実態把握がで	26

カテゴリ	定義	記載例	件数
		きていると、具体的な支援の方法について検討しやすい。【特別支援学校(知的障害)】	
情報提供・情報共有／支援方法について	生徒に対する具体的な支援方法等の情報共有に関する事	●生徒の実態把握や支援方法など情報共有した内容について、校内で共通理解して取り組んでもらえるとよりよい支援や指導につながりやすい。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●校内支援委員会等で当該生徒についてどこまで周知されているか、校内体制として各教科や学年学級がどこまで対応可能かが分かると、具体的な支援の方法を提示しやすい。【特別支援学校(知的障害)】 ●当該生徒の将来像を思い描き、そのために必要な支援を考えてほしい(楽しい学校生活だけでなく)。【特別支援学校(知的障害)】	16
情報提供・情報共有／中学校からの引継ぎ内容について	中学校からの生徒に関する特性や支援等の情報共有に関する事	●入学前、中学校でどのような支援を受けていたか等の情報があると良いと思われます。【特別支援学校(視覚障害)】 ●生徒の出身中学校との一層の連携。【特別支援学校(知的障害)】 ●中学校までの情報や本人のアセスメント情報があると具体的な支援のアドバイスがしやすい。【特別支援学校(知的障害)】	16
障害者雇用や障害福祉サービスに関する理解	障害者雇用や障害福祉サービスの制度や内容等の基礎理解に関する事	●高等学校の進路担当の先生にも福祉的就労や企業の障害者雇用、合理的配慮等、知見を広めてほしい。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●障害をもつ生徒の進路指導を行う上で、生徒の障害理解と合わせて、福祉制度や支援機関の知識も必要である。【特別支援学校(知的障害)】 ●福祉分野に関してもっと知っていただけると支援の効果が上がるのではないかと。【特別支援学校(知的障害)】	5
その他	上記の項目に該当しない事	●中学校の先生より、高等学校への進学や入試のときに受けられる支援について質問をいただくことが多いので、教えていただけるとありがたいです。【特別支援学校(知的障害)】 ●障害に起因する行動と、非社会的、反社会的行動との違いに対して理解があると、支援が進めやすい。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●保護者・本人の要求をほぼ受け入れて手厚く対応し、職員の負担を自分たちで増やしてしまっていると感じる。【特別支援学校(軽度知的障害・知的障害)】	33

* 記載例の後に付記している括弧書き【】は特別支援学校が対象としている障害種を示す。

* 発達障害以外の障害種を中心に選定したが、回答者によっては発達障害に対する記述と同様の内容を回答していた。

表 2-3-3 高等学校から特別支援学校への相談手続きで期待すること
(n=246) * 障害種全体

カテゴリ	定義	記載例	件数
相談時に必要となる情報の準備／生徒に関わる情報提供	生徒の特性や配慮・支援の情報等、生徒に関わる情報提供に関すること	●問い合わせに当たっては、困っている場面が分かるような資料、動画等を準備するなど、具体的な情報を共有できると支援方法について一緒に考えやすい。【特別支援学校(肢体不自由)】 ●問い合わせに当たっては、生徒の情報を細かく教えてほしい。【特別支援学校(知的障害)】 ●相談に当たっては、聴力検査のデータや補聴器の使用状況、また、病院での受診歴などについての情報をもらいたい。【特別支援学校(聴覚障害)】	94
相談時に必要となる情報の準備／文書・資料による情報提供	文書や資料による、相談に必要な情報の提供に関すること	●相談内容に応じた、資料を準備していただきたい。【特別支援学校(知的障害)】 ●管理職の許可を取っていただければ動きやすい。また、生徒の実態等を把握できる資料を提供していただきたい。【特別支援学校(聴覚障害)】 ●相談の前に、相談する生徒の「困っていることや相談したいこと」「学力」など、相談時の資料となるものを準備し、本校へ持参、あるいは郵送で、届けていただきたいです。【特別支援学校(病弱・虚弱)】	15
相談に向けた手続き／連絡・相談手続きの確認	連絡・相談手続きの確認に関すること	●まずは連絡してほしい。【特別支援学校(知的障害)】 ●学校に問い合わせしてほしい。【特別支援学校(聴覚障害)】 ●電話等により、(教育)支援部に問い合わせをしてほしい。【特別支援学校(視覚障害)】	68
相談に向けた手続き／管理職を通じた連携	管理職を通じた連絡・連携手続きに関すること	●まずは管理職間で連絡を取り、その後コーディネーター同士で頻繁に連絡を取れるようにしてほしい。コーディネーターを通じた後は高校の担任から特別支援学校のコーディネーターに直接連絡を取れるようにしてほしい。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●まず電話で教頭宛に問い合わせしてほしい。【特別支援学校(知的障害)】 ●最初に管理職間で、問い合わせをしてほしい。【特別支援学校(知的障害)】	33
相談に向けた手続き／コーディネーターを通じた連携	コーディネーターを通じた連絡・連携手続きに関すること	●特別支援コーディネーターを置き、高校の窓口を作る。【特別支援学校(知的障害)】 ●本校の専門アドバイザー(特別支援教育コーディネーター)に対して、高等学校の特別支援教育コーディネーターが問い合わせしてほしい。【特別支援学校(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱・虚弱・知的障害)】 ●まずは管理職間で連絡を取り、その後コーディネーター同士で頻繁に連絡を取れるようにしてほしい。コーディネーターを通じた後は高校の担任から特別支援学校のコーディネーターに直接連絡を取れるようにしてほしい。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】	32
相談に向けた手続き／問い合わせの書式等	相談に向けた問い合わせの書式等に関すること	●本県では特別支援学校のコーディネーターへの支援要請手続きは、県指定の書式を使用することになっているため、学校HPからダウンロードして使用してほしい。【特別支援学校(肢体不自由)】 ●相談にあたっては〇〇県教育委員会が作成している、「自分の得意・不得意気づきシート」や「サポートシート」、「就職支援シート」などを準備してほしい。【特別支援学校(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱・虚弱・知的障害)】	5

カテゴリ	定義	記載例	件数
		●本校巡回相談の申し込み手順(既に確立されている申し込みフォームがあるので、少し手を加えれば、簡単に活用できると考えます。)に沿って問い合わせしてほしい。【特別支援学校(知的障害)】	
相談に向けた手続き／生徒・保護者への事前説明と同意取得	相談に向けた、事前の生徒や保護者への事前説明と同意取得に関する事	●保護者、生徒に事前に相談をすることを説明して承諾してもらってから連絡をしてもらえるとうい。【特別支援学校(視覚障害・知的障害)】 ●障害があったとしても、本人、保護者が障害を受容していない、障害者雇用を希望していない場合は、こちらから進めることはできない。【特別支援学校(知的障害)】 ●相談を依頼するまでに、校内委員会で支援に関する協議を行い、校長と本人・保護者の同意を得ておいてほしい。【特別支援学校(視覚障害と他障害を併せもつ重複障害・視覚障害)】	6
相談に向けた体制構築／校内支援体制の構築	校内での情報共有や連携体制等の校内支援体制の構築に関する事	●特別支援学校への相談を持ちかける前に、高等学校内でまず情報共有をするとともに、内容を検討してから連絡をして欲しい。【特別支援学校(知的障害)】 ●高等学校の担当者だけが動くのではなく、管理職が状況を把握して、担当者の負担が増えないように配慮してほしい。【特別支援学校(病弱・虚弱)】 ●フィードバックには、担任のみではなく、コーディネーターを柱として、養護教諭、管理職、等必要なメンバーで課題を共有し、今後の支援策を検討していけるとよい。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】	36
相談に向けた体制構築／教員の積極的な参加姿勢・態度	生徒や保護者への適切な支援に向けた教員の積極的な参加姿勢・態度に関する事	●担任の積極的な参加(学校によるが、養護教諭や教務の教員が対応しているケースが見られる)。【特別支援学校(知的障害)】 ●コーディネーターはあくまでも助言者であり、直接支援をするのは該当校の先生方なので、学校としてどんな支援ができるのか、ということを考えるための相談だということを意識してほしい。【特別支援学校(知的障害)】 ●教育相談担当やコーディネーターが中心となり相談手続きをすすめるが、実際の相談の際には直接その生徒と関わっている学級担任の同席が望ましい(場合によっては、難しいこともあるかもしれませんが、直接、話をきく場が必要と考える)。【特別支援学校(知的障害)】	6
連携の充実／柔軟な連携体制の構築	高校と特別支援学校の日頃からの連携による、柔軟な連携体制の構築に関する事	●県立、私学に関わらず、些細なことでも、ご相談いただいてかまいません。お互いに壁を作らず、関わっていければと思います。【特別支援学校(知的障害)】 ●担任等から気軽に些細なことでも相談してほしい。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●日頃から連携を密にし、年1回ケース会議をもって「気になる」ぐらいの生徒を(できるだけ早いうちに)上げてほしい。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】	15
連携の充実／早期支援	早期支援に向けた早めの相談や連携に関する事	●困ったときには遠慮なく早めの相談をしてほしい(視覚・聴覚障害について)。【特別支援学校(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱・虚弱・知的障害)】 ●支援が必要な生徒を成績がふるわない生徒として放置したり、切り捨てたりせずに早めに特別支援学校へ相談してほしい。【特別支援学校(知的障害)】 ●高3になってからでは遅すぎる。気になる生徒、また、支援シートを提出した生徒への早期の対応ができるように。【特別支援学校(肢体不自由)】	9

カテゴリ	定義	記載例	件数
連携の充実／巡回相談による支援	巡回相談を活用した連携体制の構築に関すること	●毎月、1回を目標に「支援チーム」が各高校の管理職や特別支援教育コーディネーターへ訪問を行っており、そこから、相談などを受けている。【特別支援学校(知的障害)】 ●地域の教育事務所を通しての巡回相談。【特別支援学校(知的障害)】 ●学校窓口(本校であれば副校長)に巡回相談の申し込みをするよう周知しているのでスムーズである。【特別支援学校(知的障害)】	6
連携の充実／相談後のフィードバックや経過報告	特別支援学校への相談後のフィードバックや経過報告に関すること	●相談を実施した後は、事後報告として助言した内容に関するフィードバックを報告してほしい。【特別支援学校(知的障害)】 ●事後の経過等について、後日知らせてもらうこと。【特別支援学校(知的障害)】 ●相談後の結果、報告が欲しい(受けた側から問い合わせることが多い)。【特別支援学校(知的障害)】	4
連携の充実／自治体レベルでの連携体制の構築	県や市等の自治体レベルでの連携体制の構築に関すること	●県教委等のレベルで特支との連携の手順や内容を明確にして各校に周知していただきたい。【特別支援学校(聴覚障害)】 ●現場としては、県教委を通してもらうことで時間の確保もしやすい。【特別支援学校(聴覚障害)】 ●本県には「特別支援学校のセンター的機能ガイドブック」があるので活用してほしいと思っている。【特別支援学校(病弱・虚弱)】	9
その他	上記の項目に該当しないこと	●本県においては高等学校からの相談はセンター校を経由、または、地域ごとに配置されている発達障害支援員が窓口となっているため、本校に直接の依頼はこない仕組みとなっている。しかしながら、地域性を考慮すると、本校からも支援に関わることになるので、機能的なものにするには並行して本校にも情報提供をしてほしい。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●高等学校の特別支援教育コーディネーターとの交流研修会があると良い。【特別支援学校(知的障害)】 ●企業を紹介してほしい」「会社名を教えてください」と相談を受けることがあるが、〇〇県は特別支援学校で就労ネットワークがあり、「実習を経ての採用」ということで情報共有している。会社名だけを本校だけの判断で伝えることはできないということをご理解いただきたい。【特別支援学校(知的障害)】	13

* 記載例の後に付記している括弧書き【】は特別支援学校が対象としている障害種を示す。

* 発達障害以外の障害種を中心に選定したが、回答者によっては発達障害に対する記述と同様の内容を回答していた。

2. 福祉・労働機関

(1) 回答センターの属性

① センターの種別

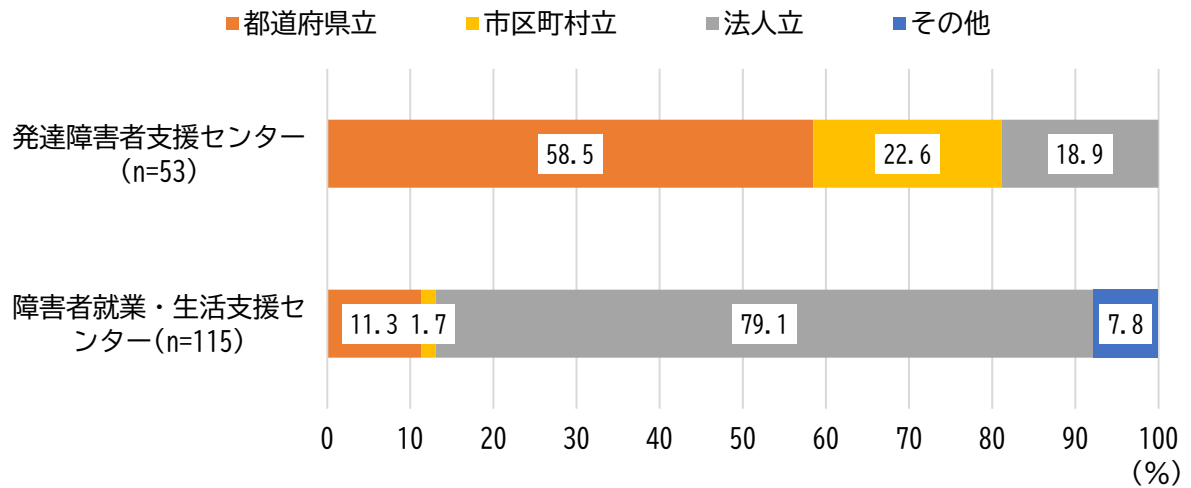


図 2-3-16 設置主体

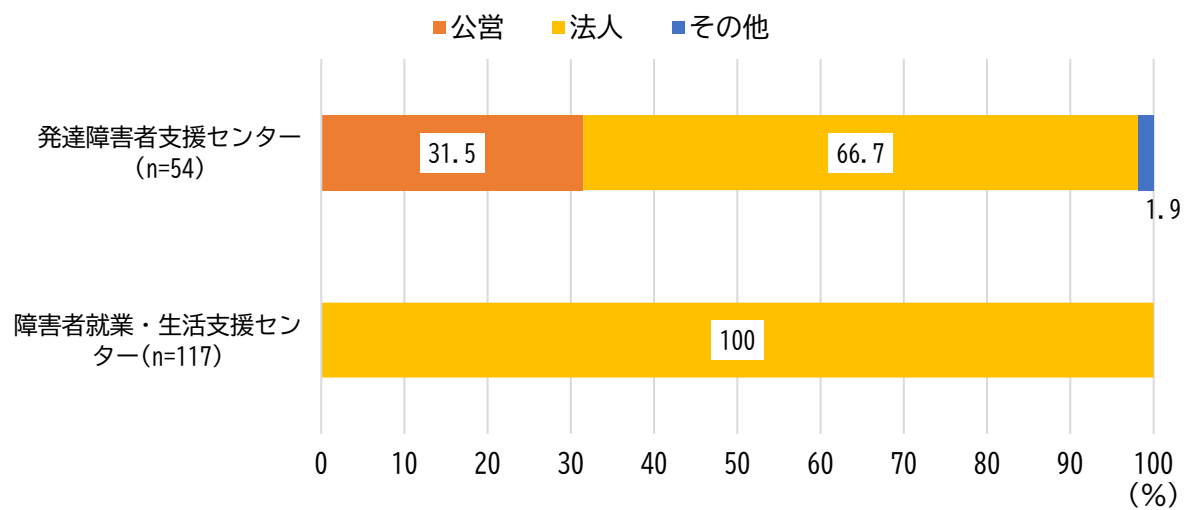


図 2-3-17 運営主体

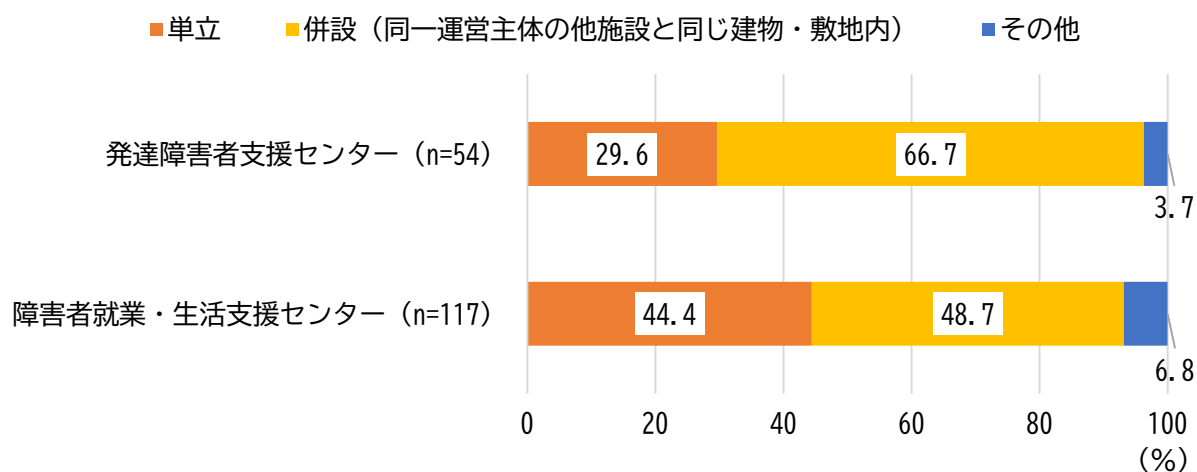


図 2－3－18 運営形態

②センターの状況

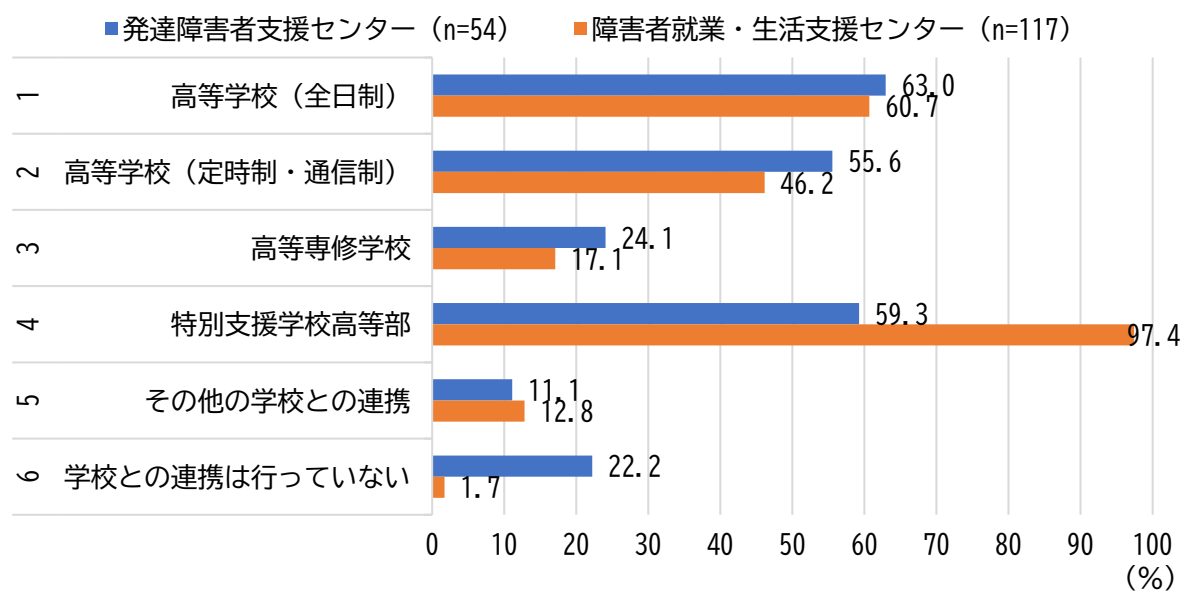


図 2－3－19 連携している後期中等教育段階の学校種 複数回答

* 障害種全体

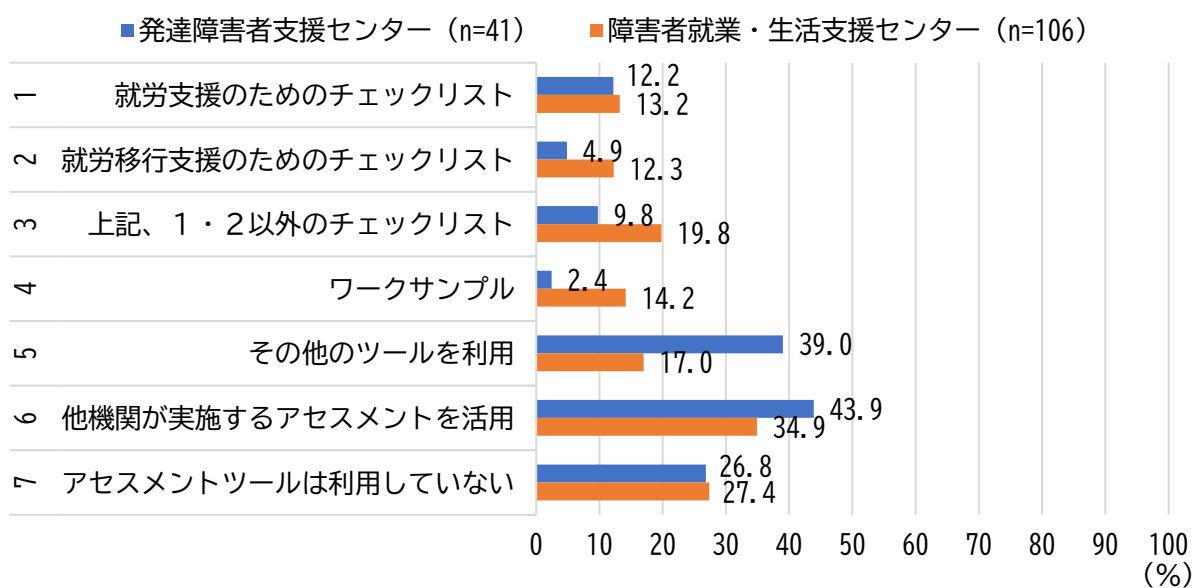


図 2－3－20 障害のある生徒の進路指導で活用しているアセスメントツール

複数回答 * 障害種全体

* 高等学校のほか、特別支援学校の生徒も含む

表 2－3－4 就労のアセスメントツールに関する自由記述回答例

その他のチェックリスト	その他のツール名
自機関で作成したリスト、地域で作成したリスト、MSFAS 等	自機関で作成したリスト、GATB、VRT、Vineland II、WAIS、TTAP、S-M 社会生活能力検査、BWAP2 等

（２）高等学校への支援の状況と展望

①回答する障害種

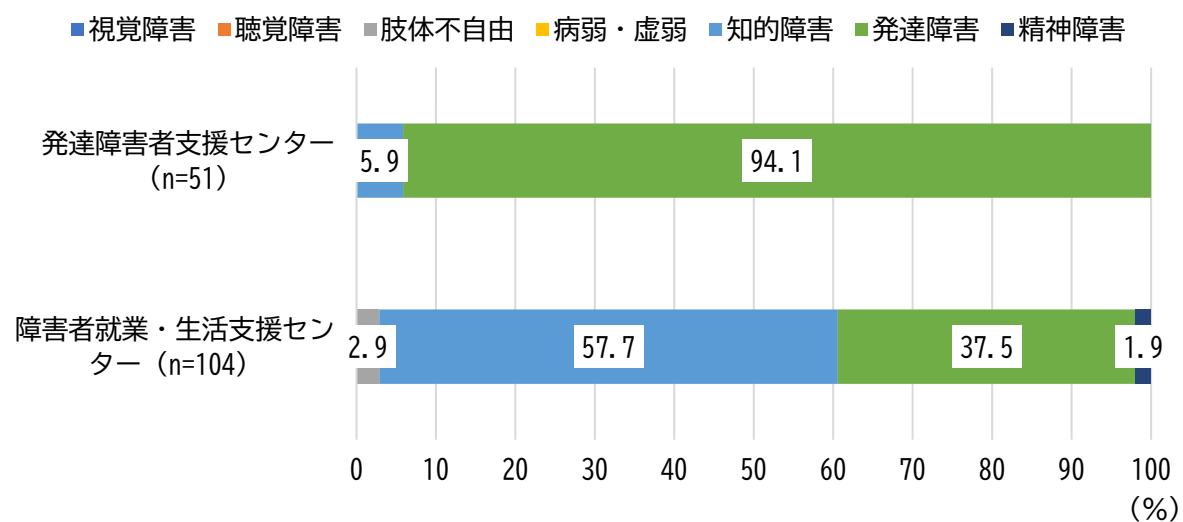


図 2－3－2 1 回答する障害種

②支援対象

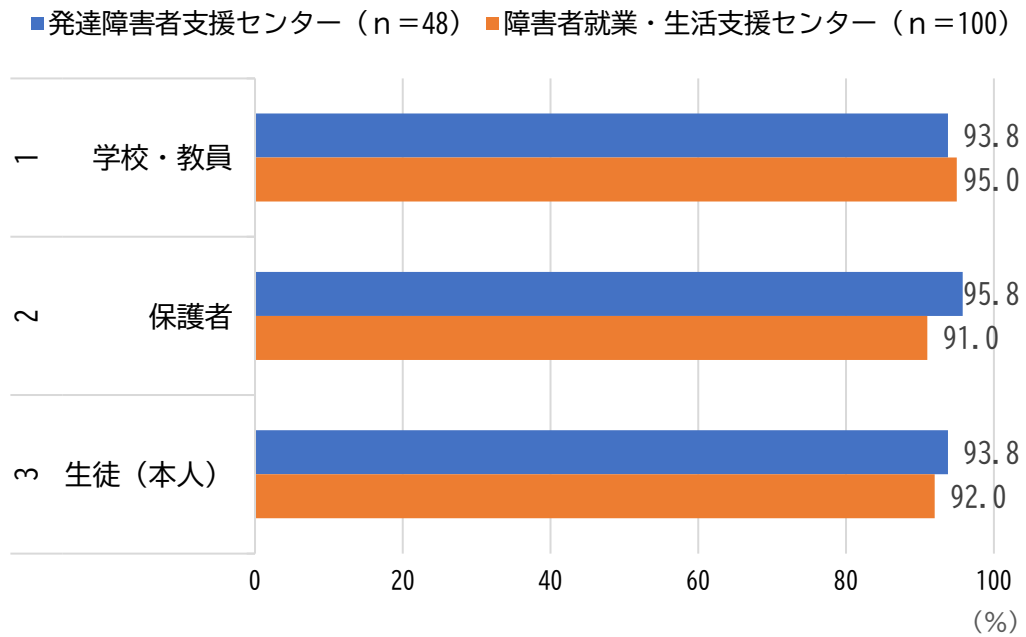


図 2-3-22-① 対応可能な支援対象
複数回答 * 障害種全体

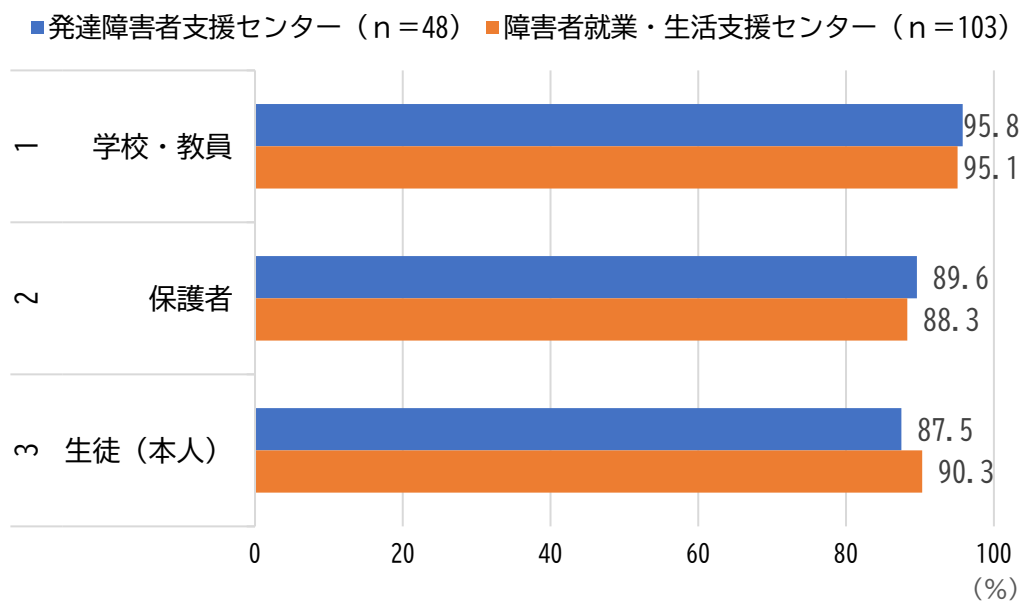


図 2-3-22-② 対応実績のある支援対象
複数回答 * 障害種全体

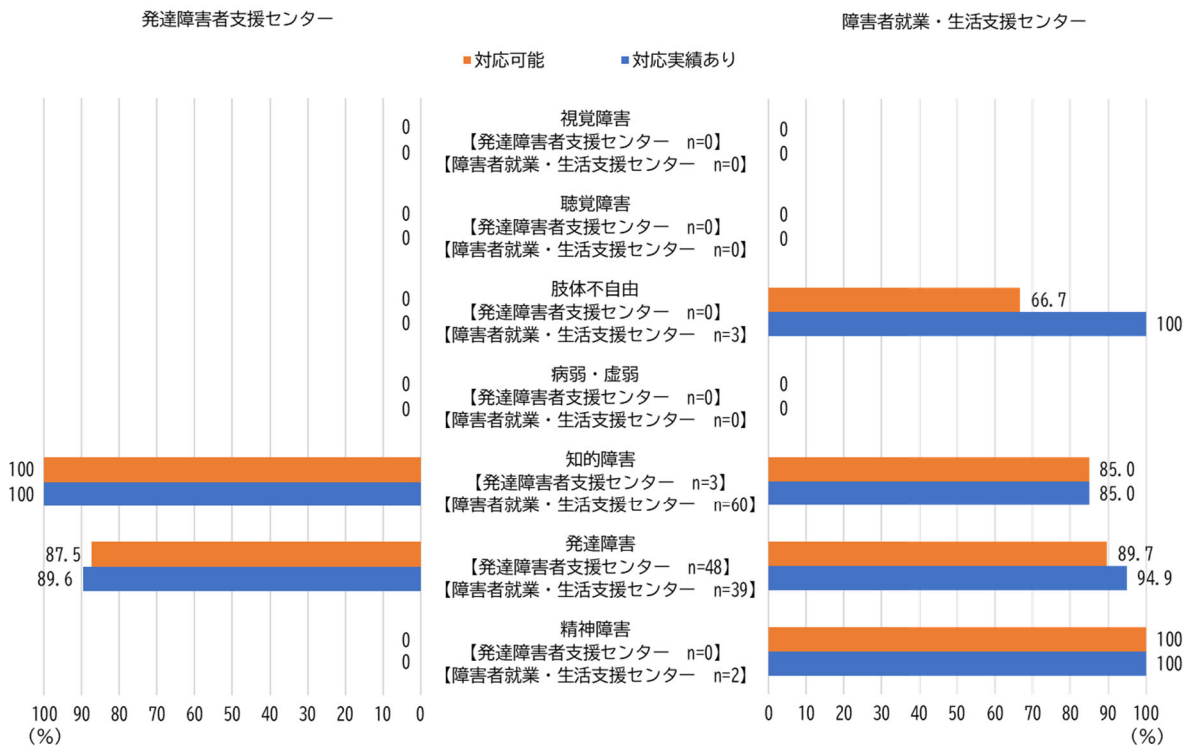


図 2-3-23-① 学校・教員

／対応可能な支援対象・対応実績のある支援対象

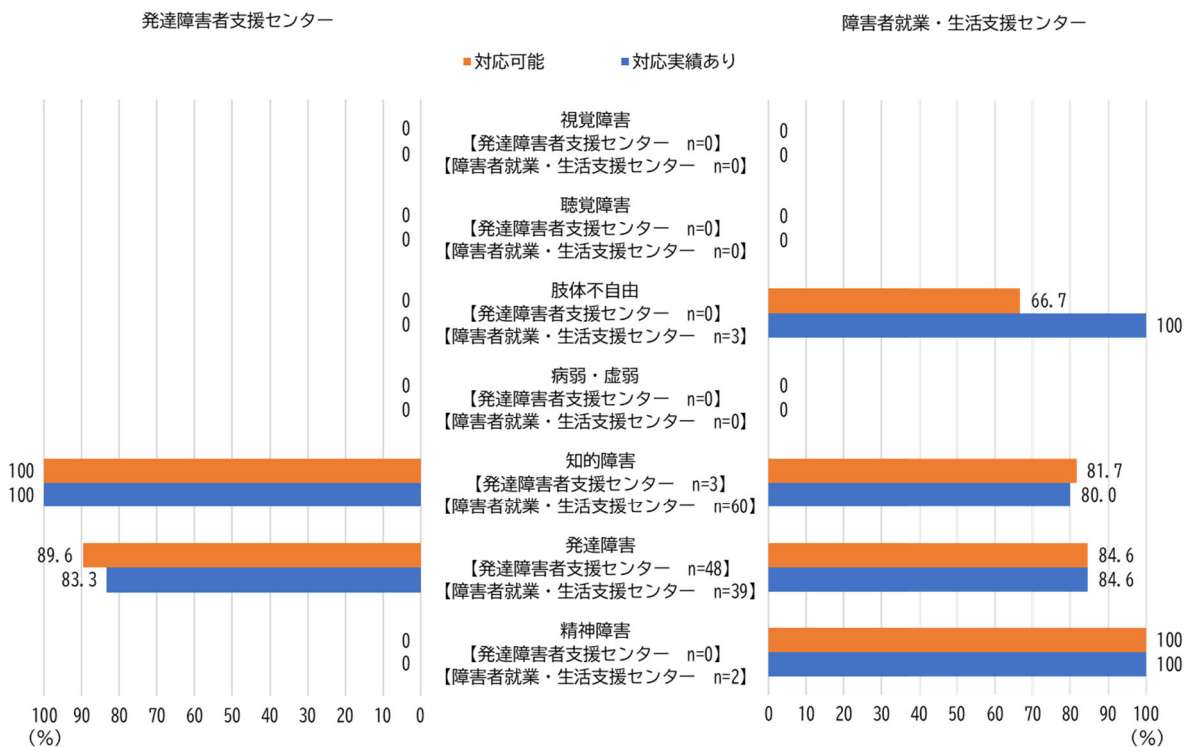


図 2-3-23-② 保護者

／対応可能な支援対象・対応実績のある支援対象

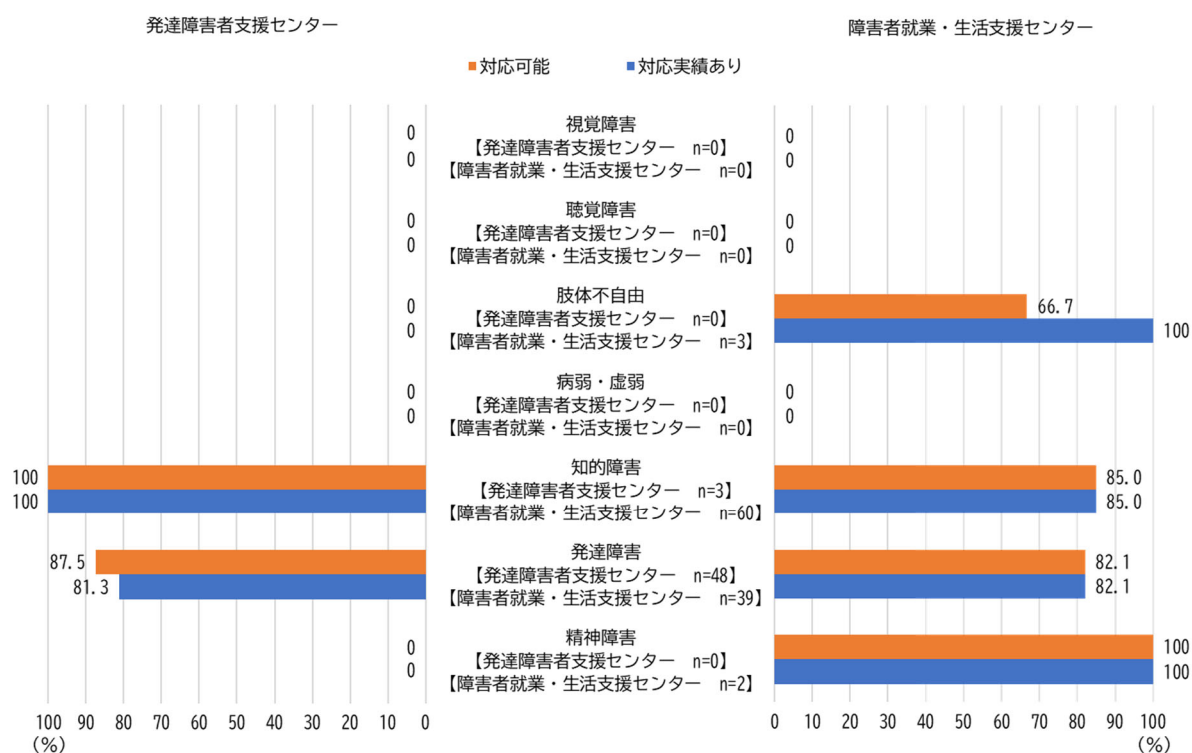


図 2 - 3 - 2 3 - ③ 生徒（本人）
／対応可能な支援対象・対応実績のある支援対象

③支援内容

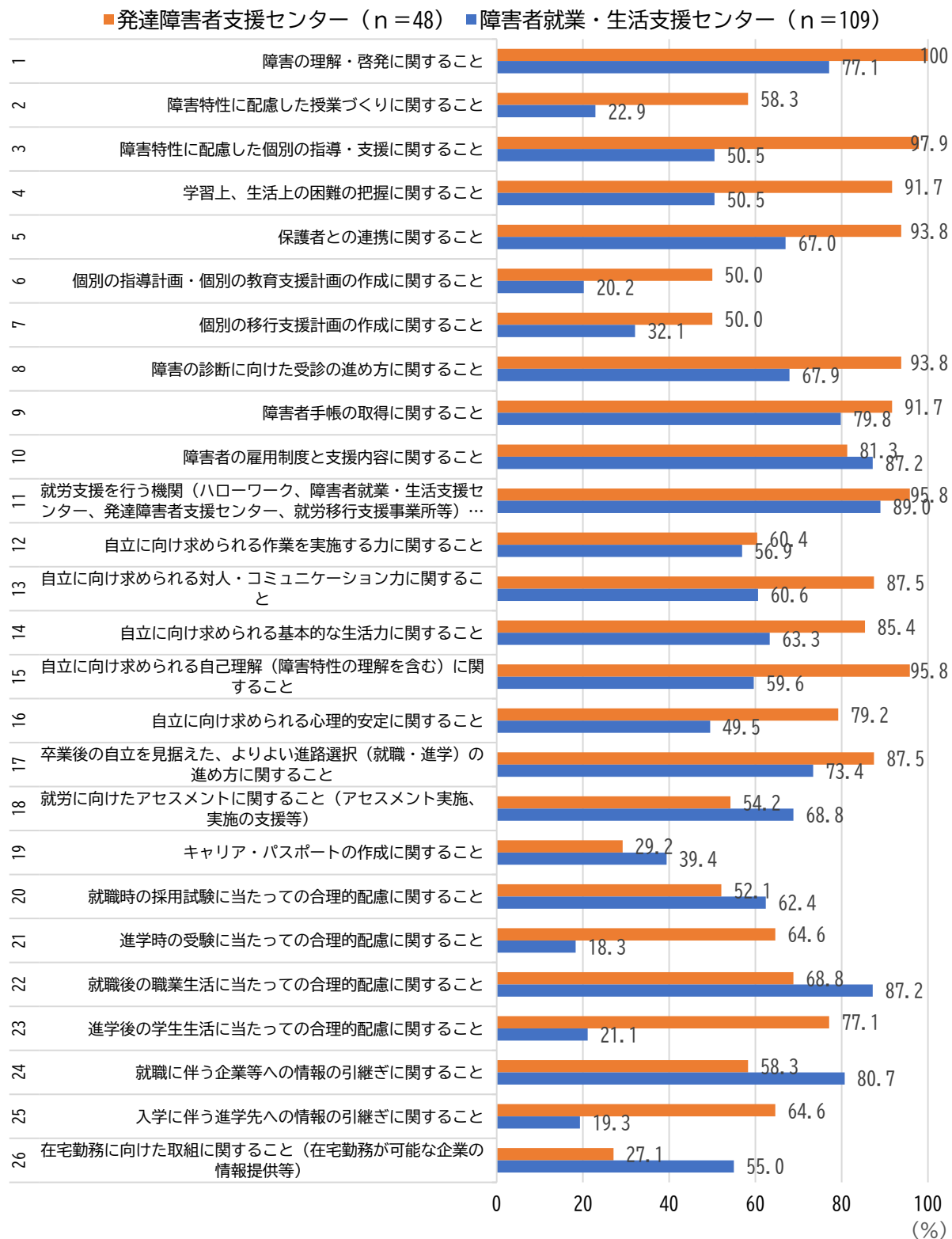


図 2 - 3 - 2 4 - ① 対応可能な支援内容
複数回答 * 障害種全体

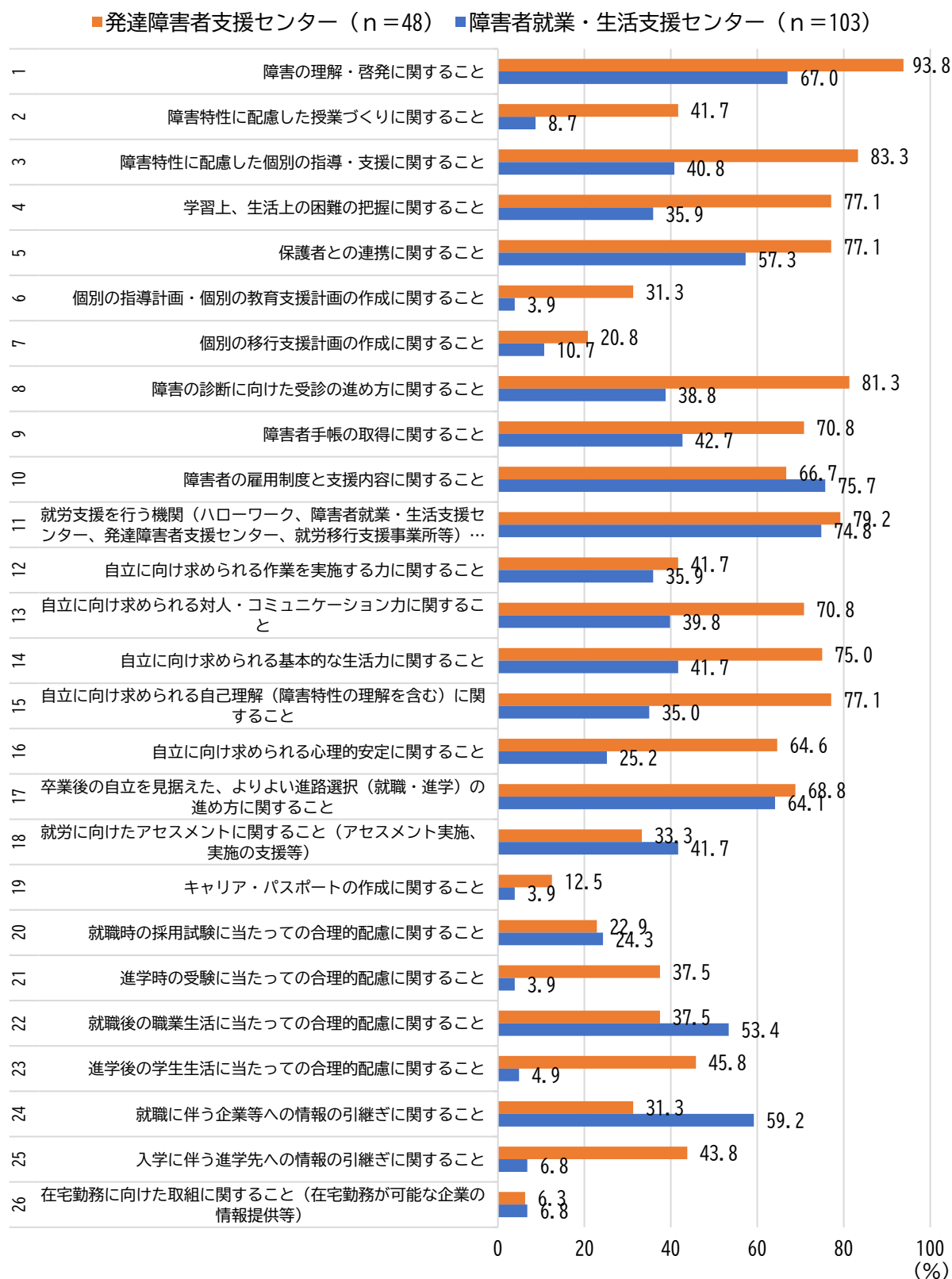


図 2－3－24－② 対応実績のある支援内容
複数回答 * 障害種全体

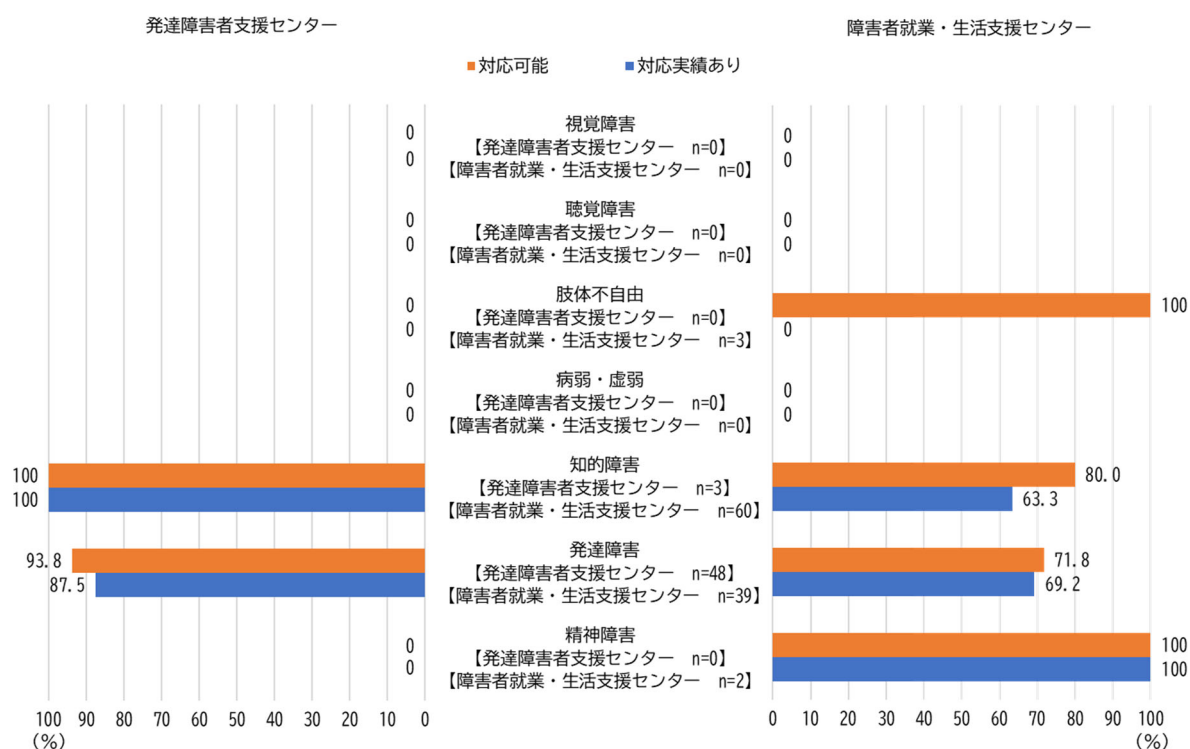


図 2-3-25-① 障害の理解・啓発に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

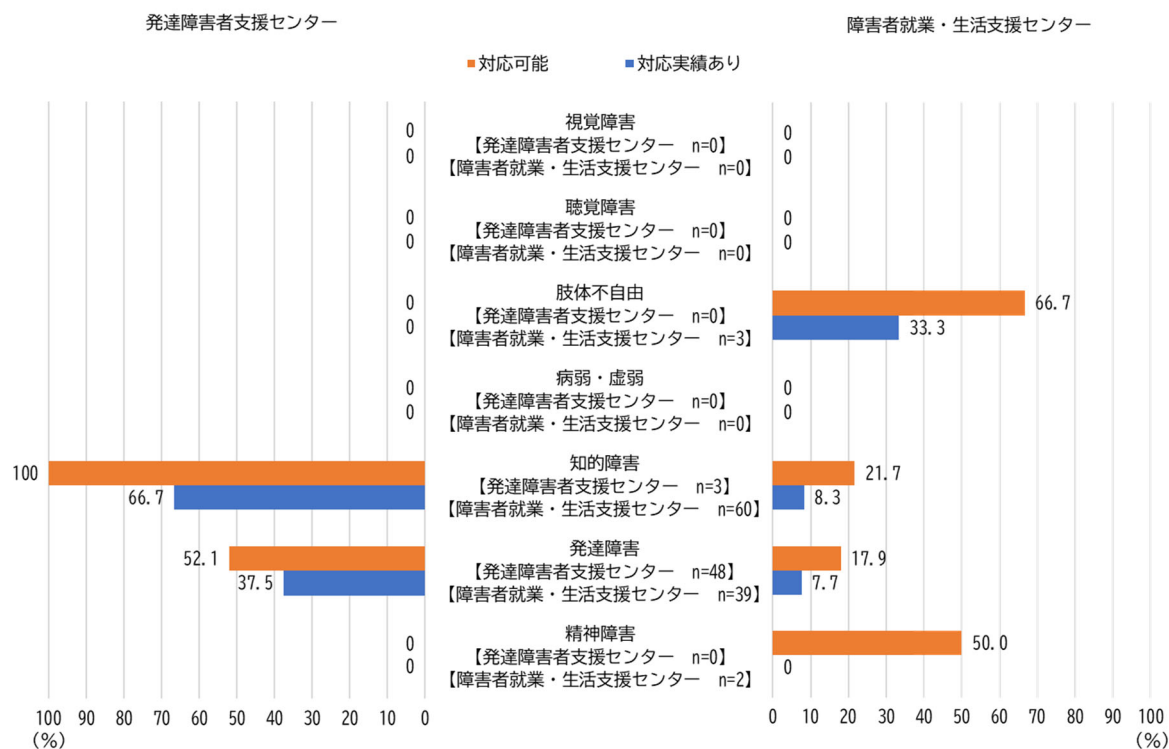


図 2-3-25-② 障害特性に配慮した授業づくりに関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

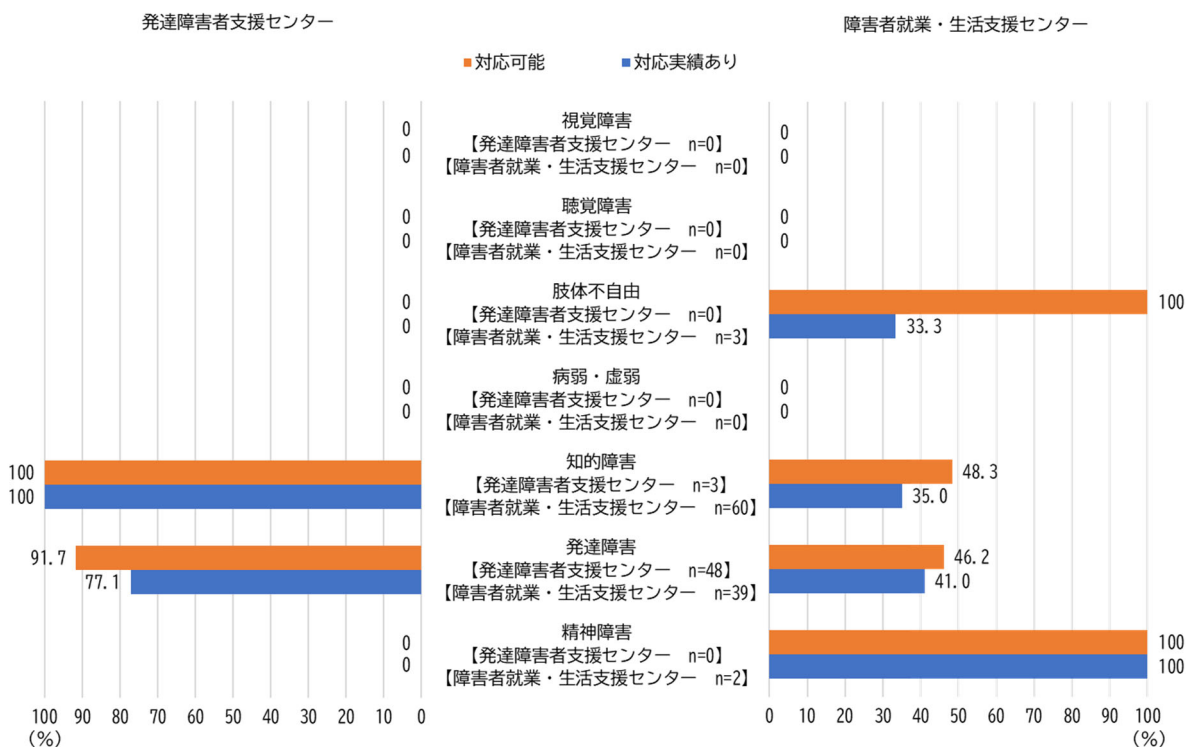


図 2-3-25-③ 障害特性に配慮した個別の指導・支援に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

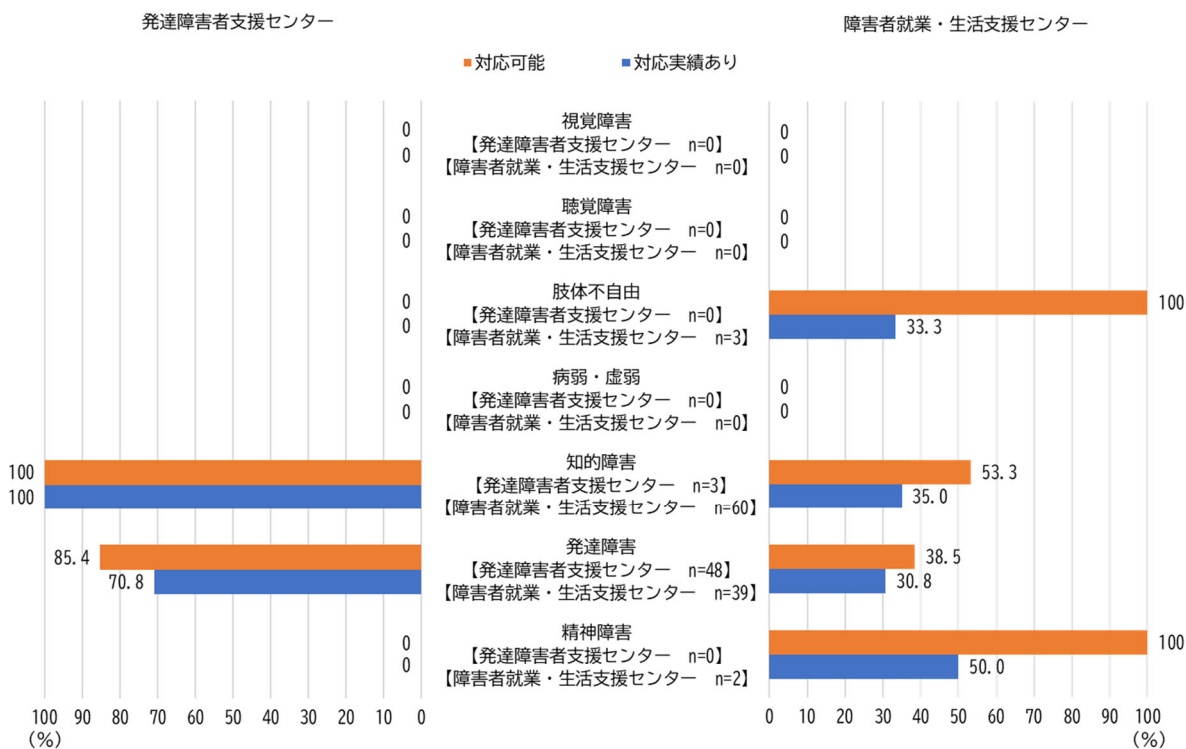


図 2-3-25-④ 障害特性に配慮した個別の指導・支援に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

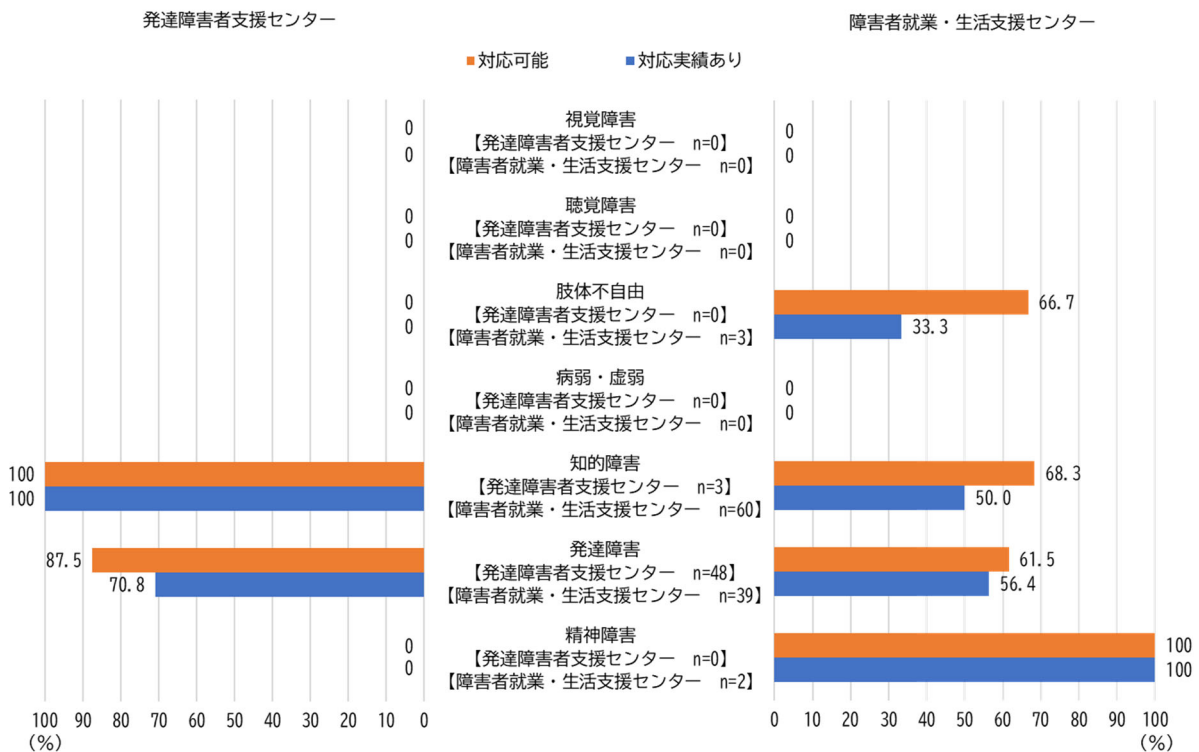


図 2-3-25-⑤ 保護者との連携に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

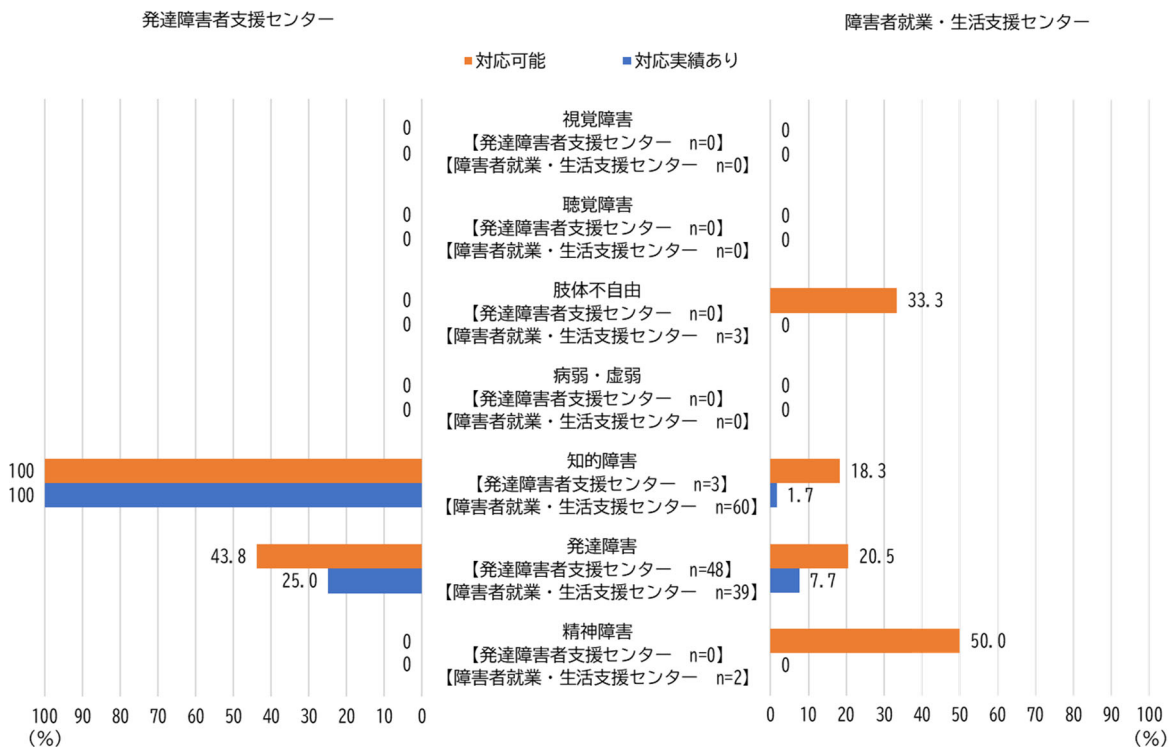


図 2-3-25-⑥ 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

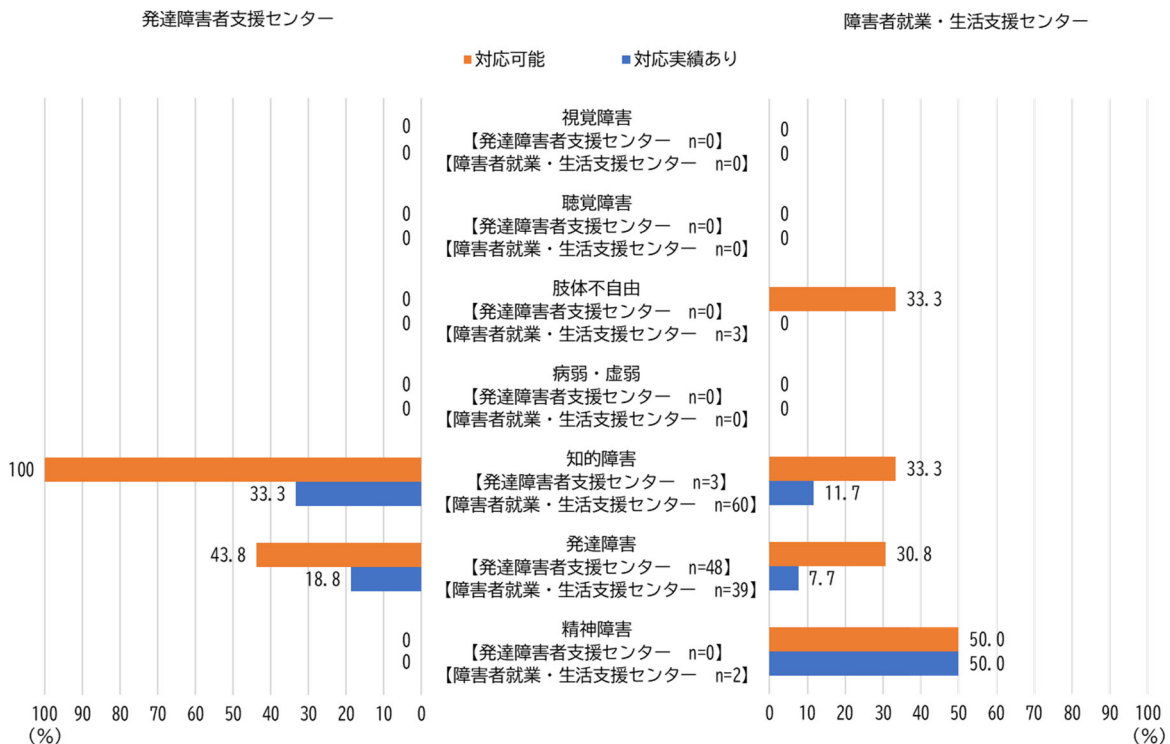


図 2 - 3 - 2 5 - ⑦ 個別の移行支援計画の作成に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

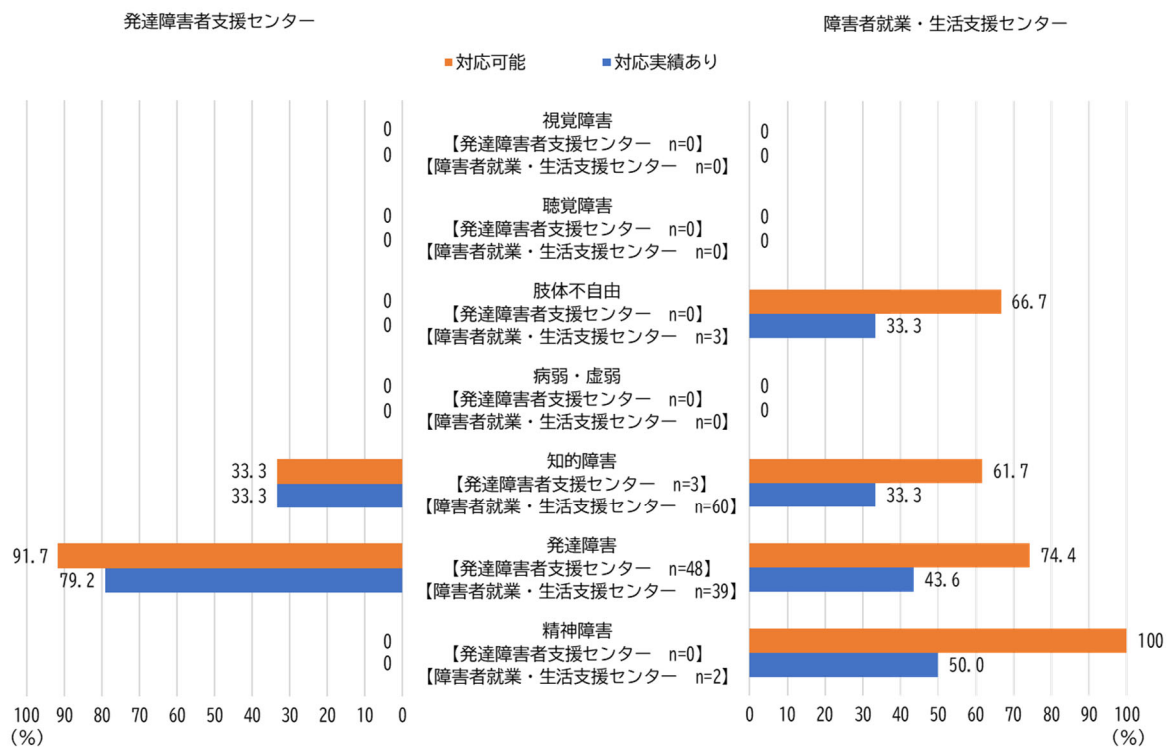


図 2 - 3 - 2 5 - ⑧ 障害の診断に向けた受診の進め方に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

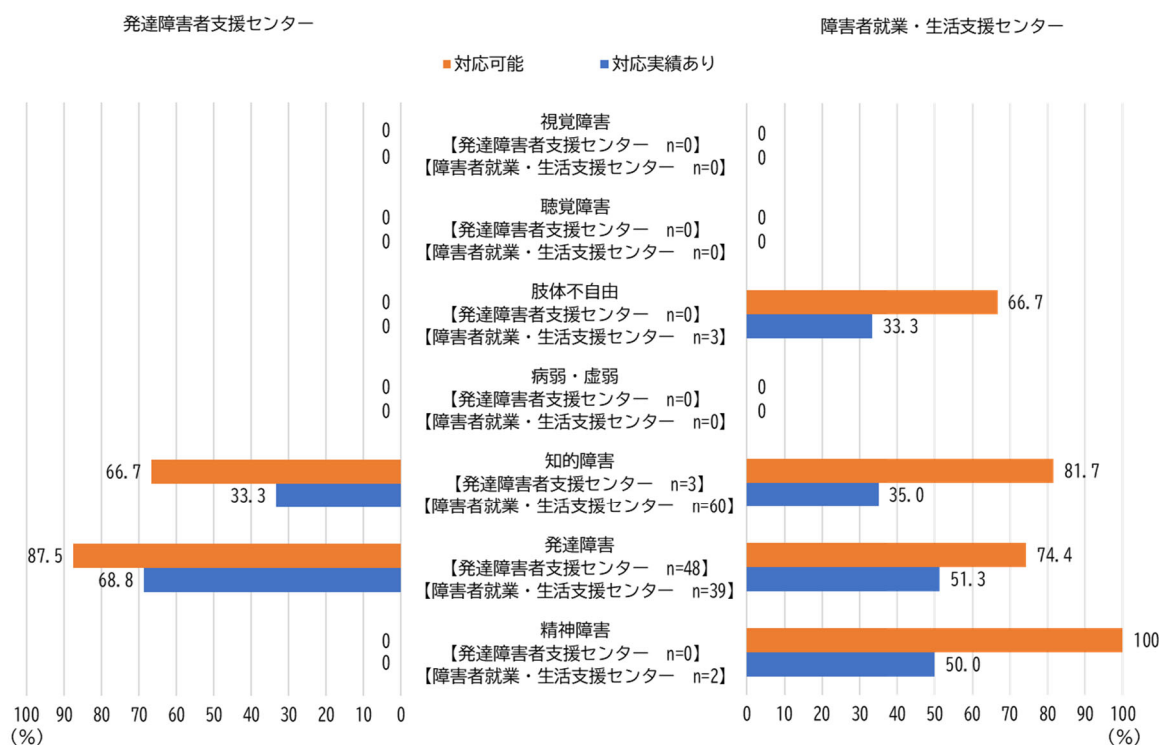


図 2-3-25-⑨ 障害者手帳の取得に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

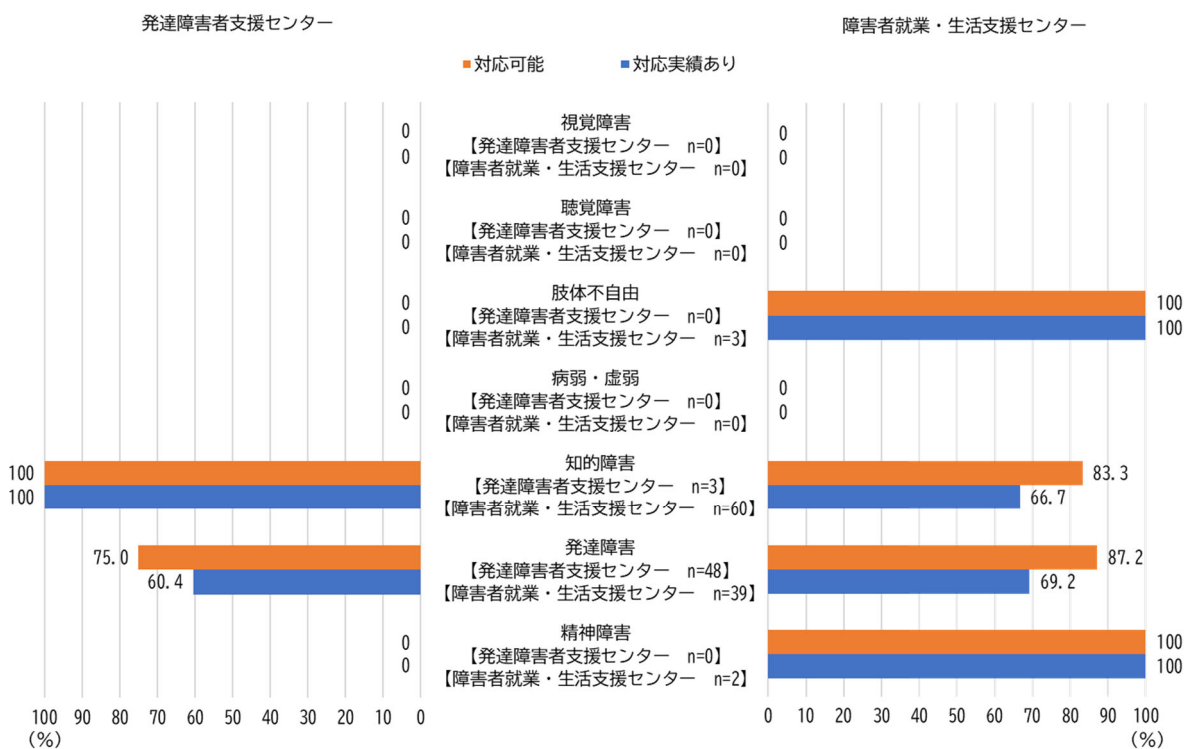


図 2-3-25-⑩ 障害者の雇用制度と支援内容に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

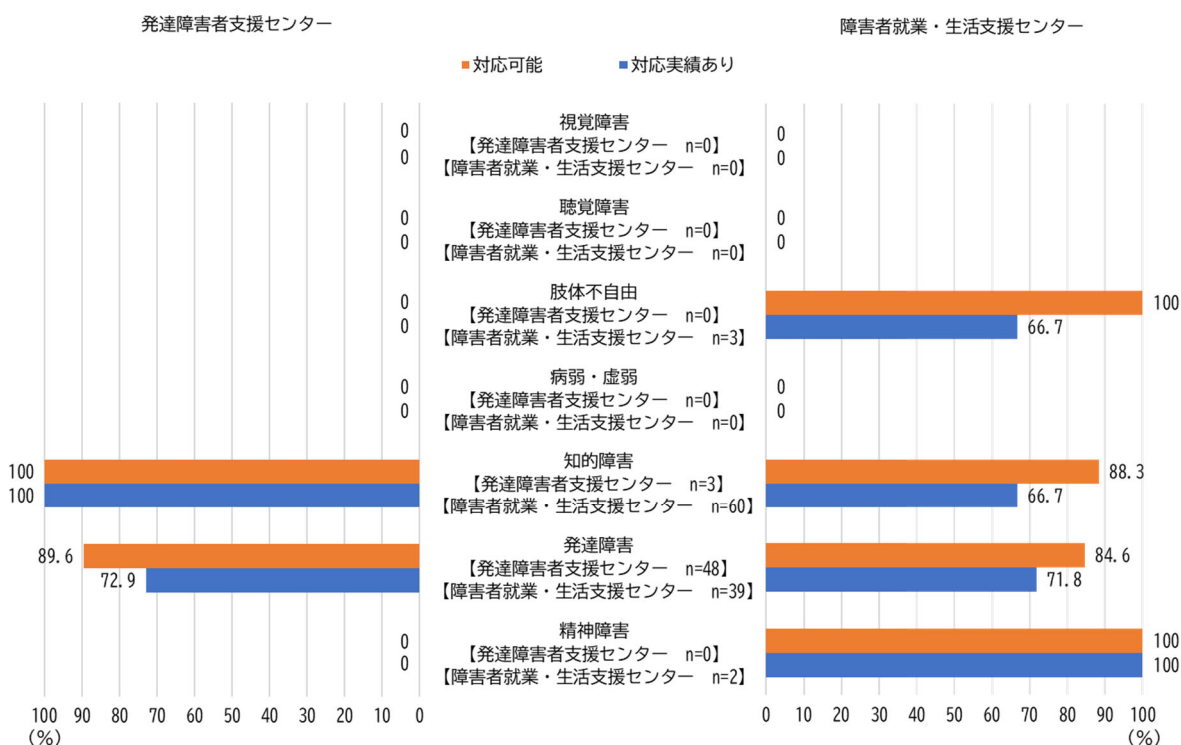


図 2-3-25-⑪ 就労支援を行う機関の利用に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

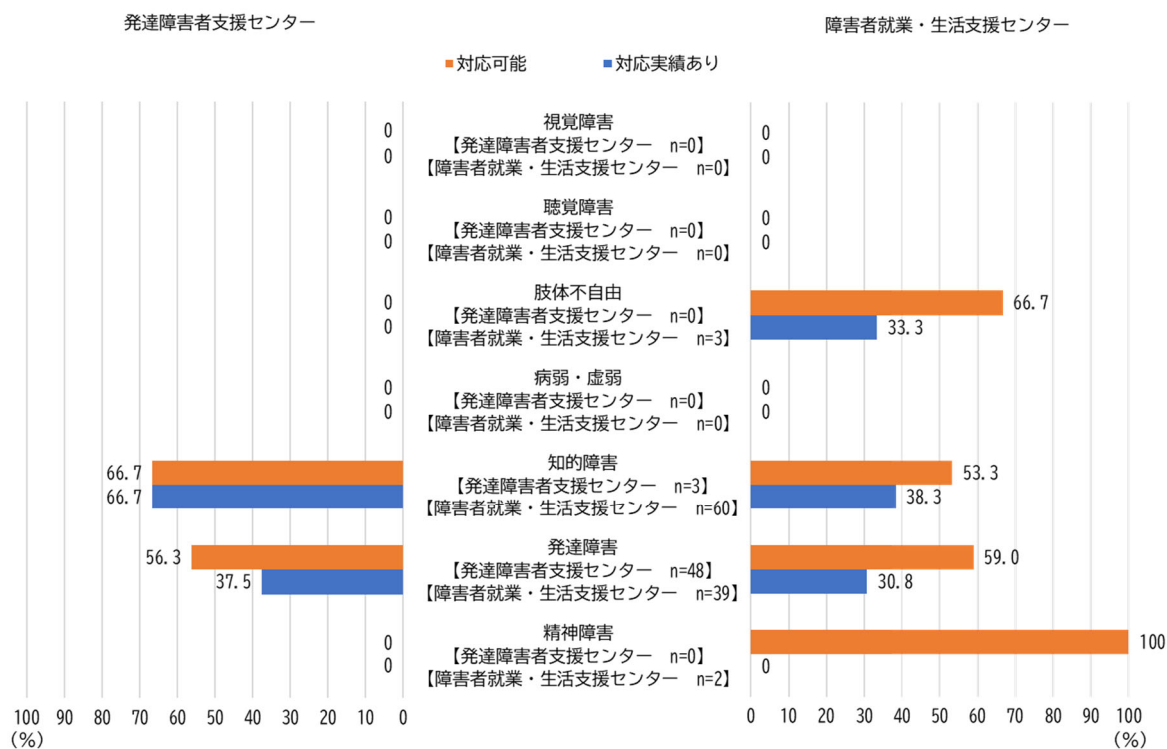


図 2-3-25-⑫ 自立に向け求められる作業を実施する力に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

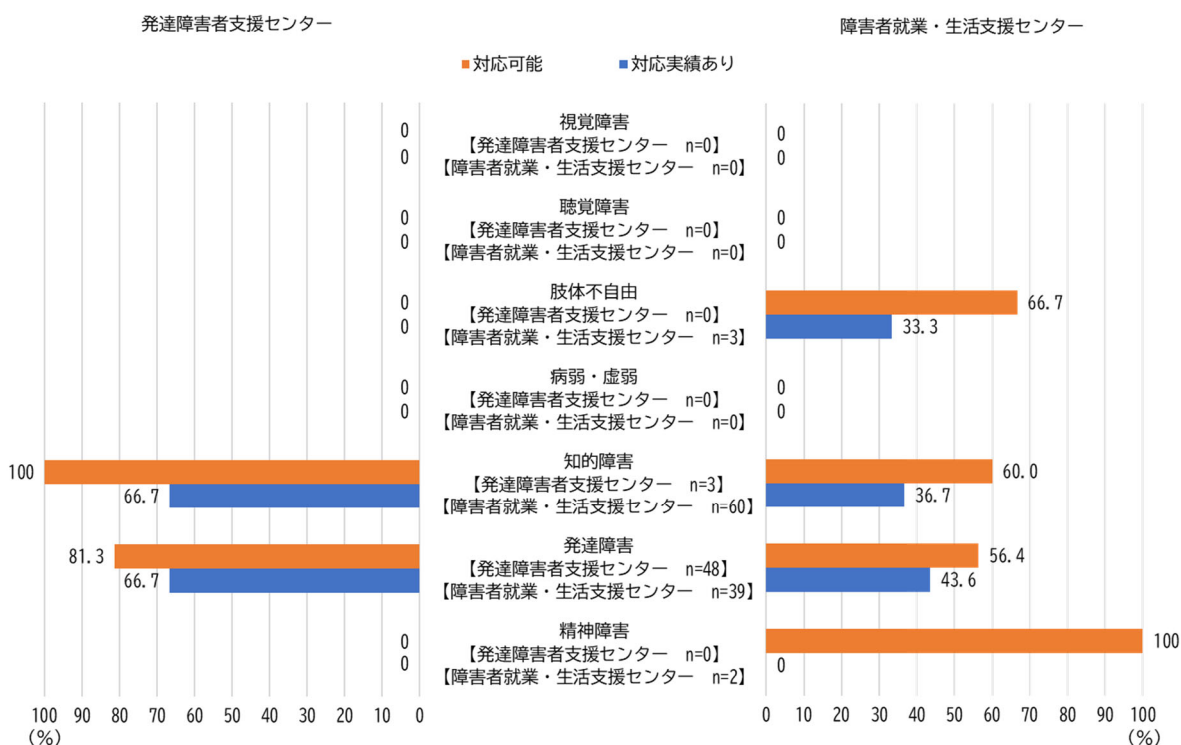


図 2-3-25-⑬ 自立に向け求められる対人コミュニケーション力に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

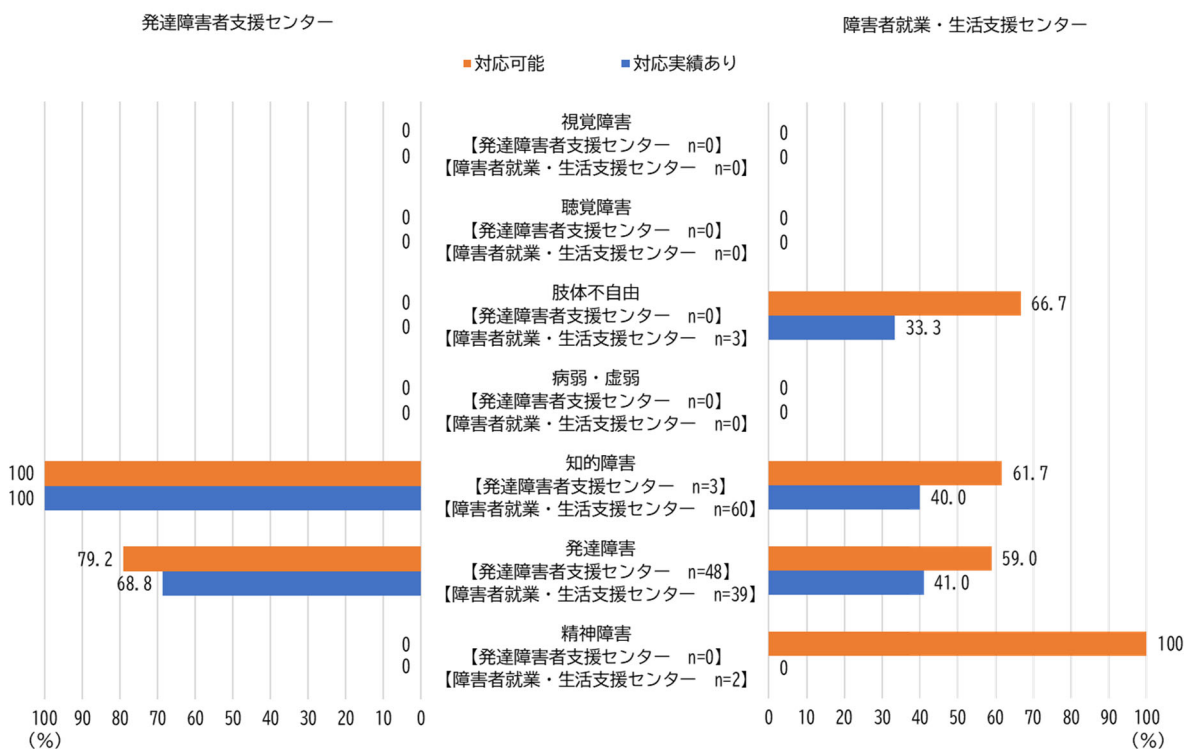


図 2-3-25-⑭ 自立に向け求められる基本的な生活力に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

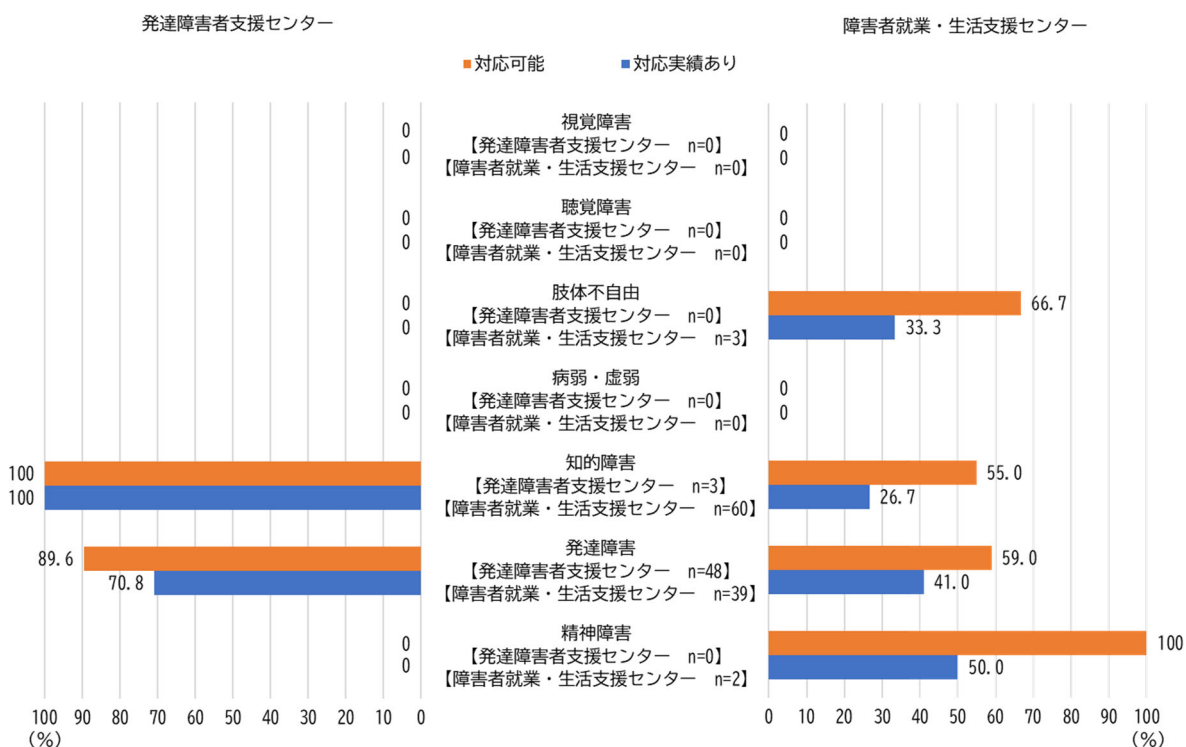


図 2-3-25-⑮ 自立に向け求められる自己理解（障害特性の理解を含む）に関すること／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

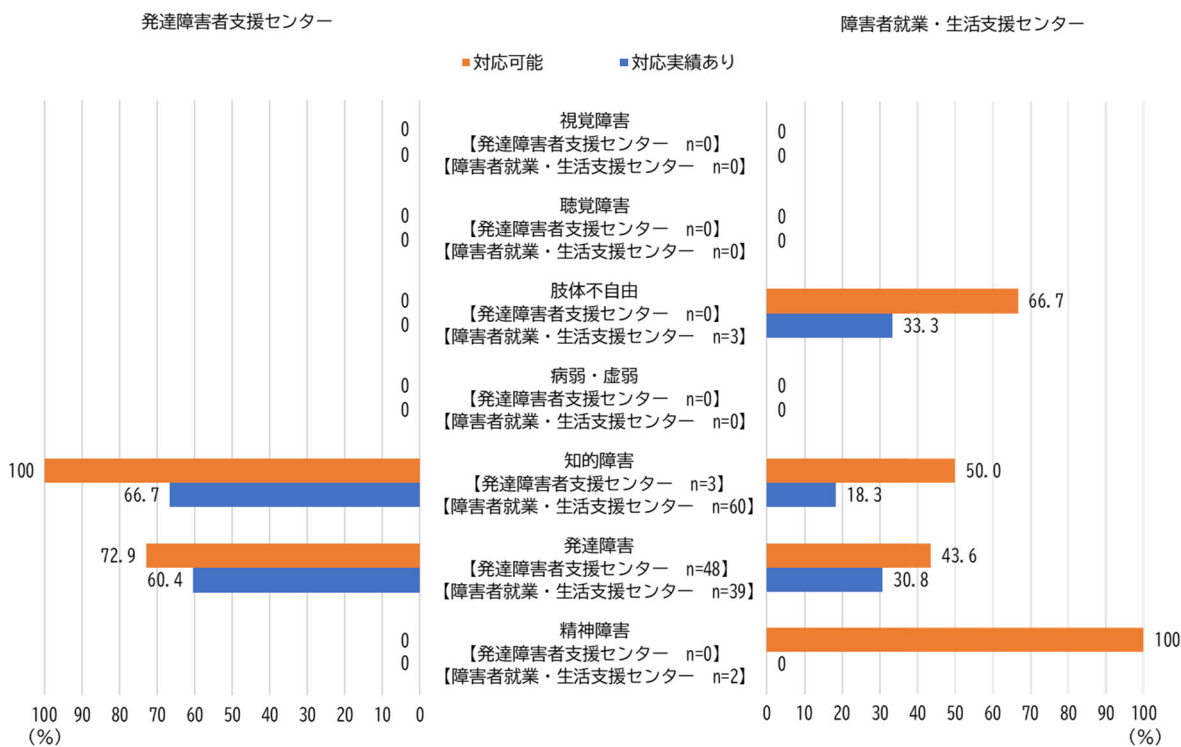


図 2-3-25-⑯ 自立に向け求められる心理的安定に関すること／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

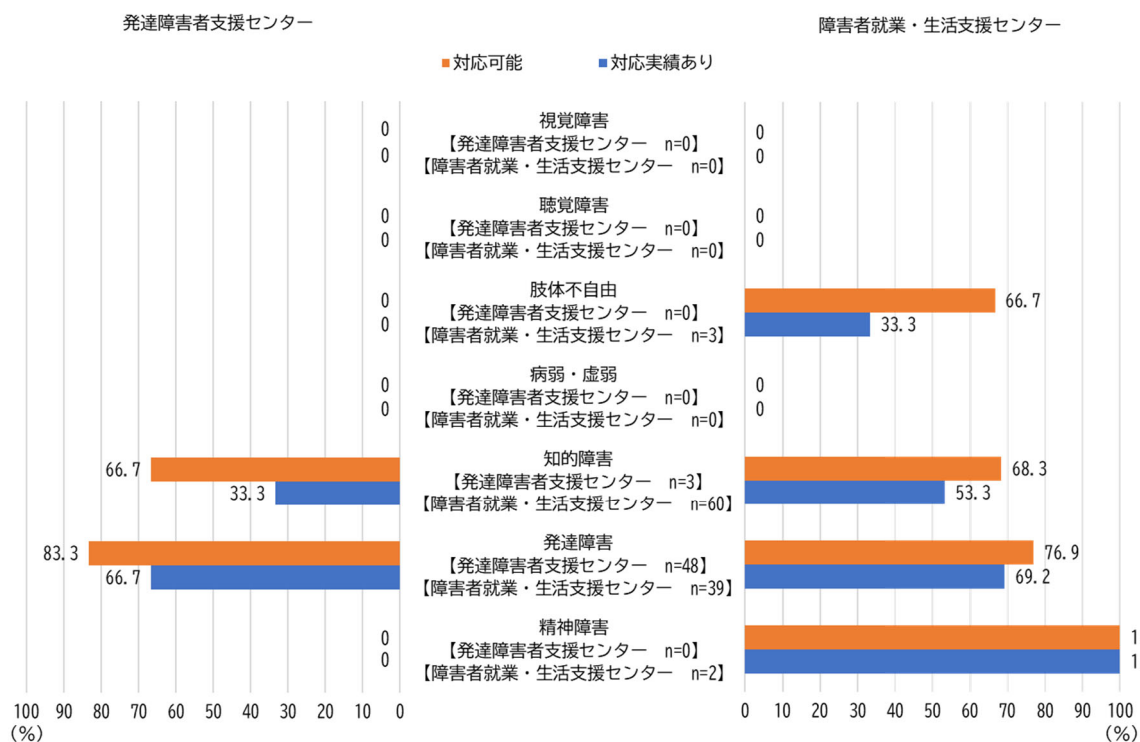


図 2-3-25-⑰ 卒業後の自立を見据えた、よりよい進路選択（就職・進学）の進め方
 に関すること／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

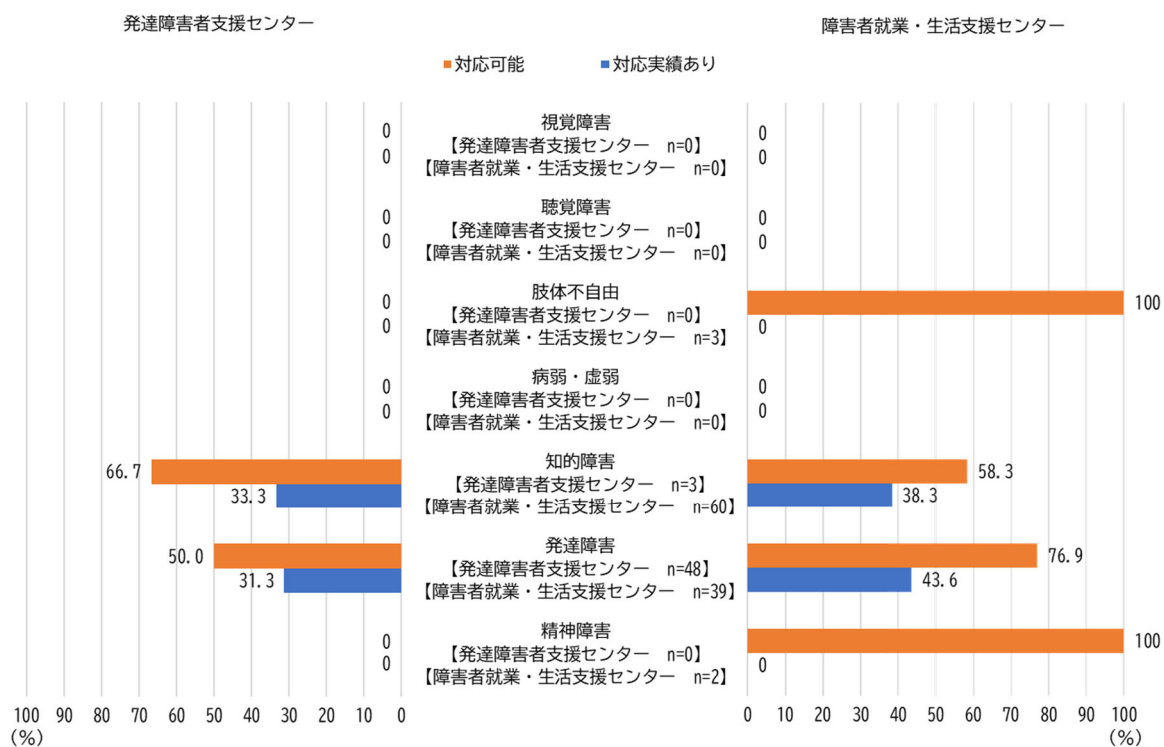


図 2-3-25-⑱ 就労に向けたアセスメントに関すること
 ／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

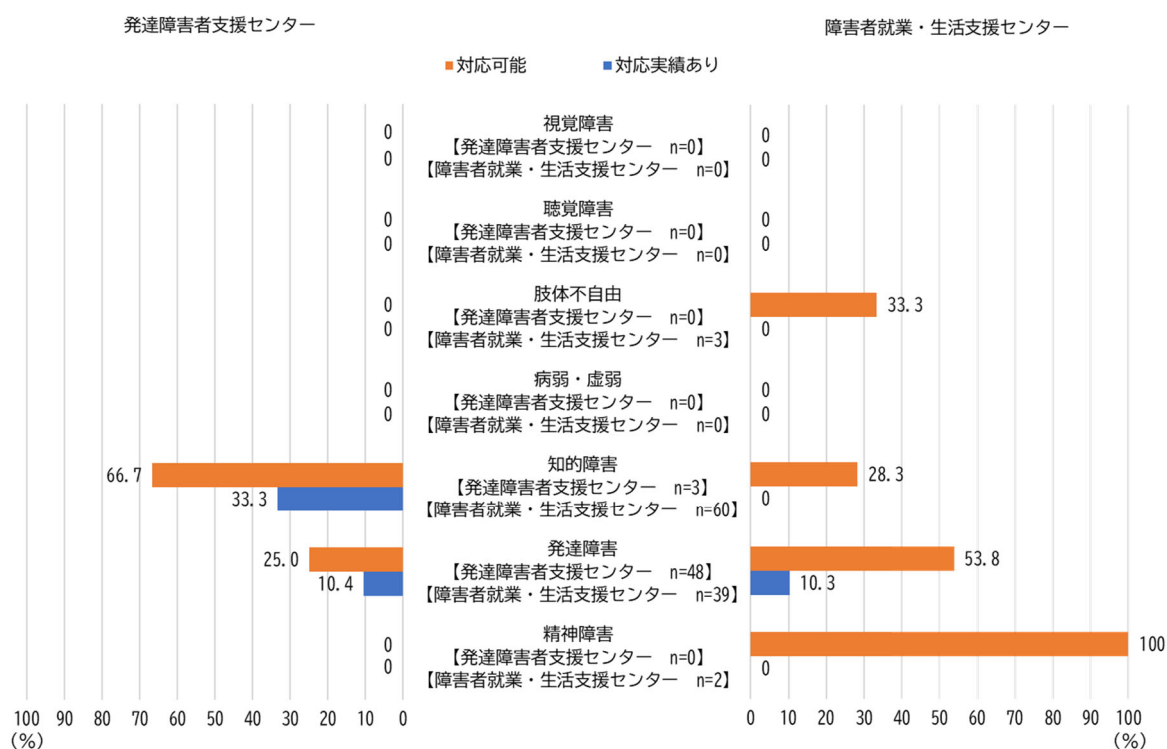


図 2-3-25-⑱ キャリア・パスポートの作成に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

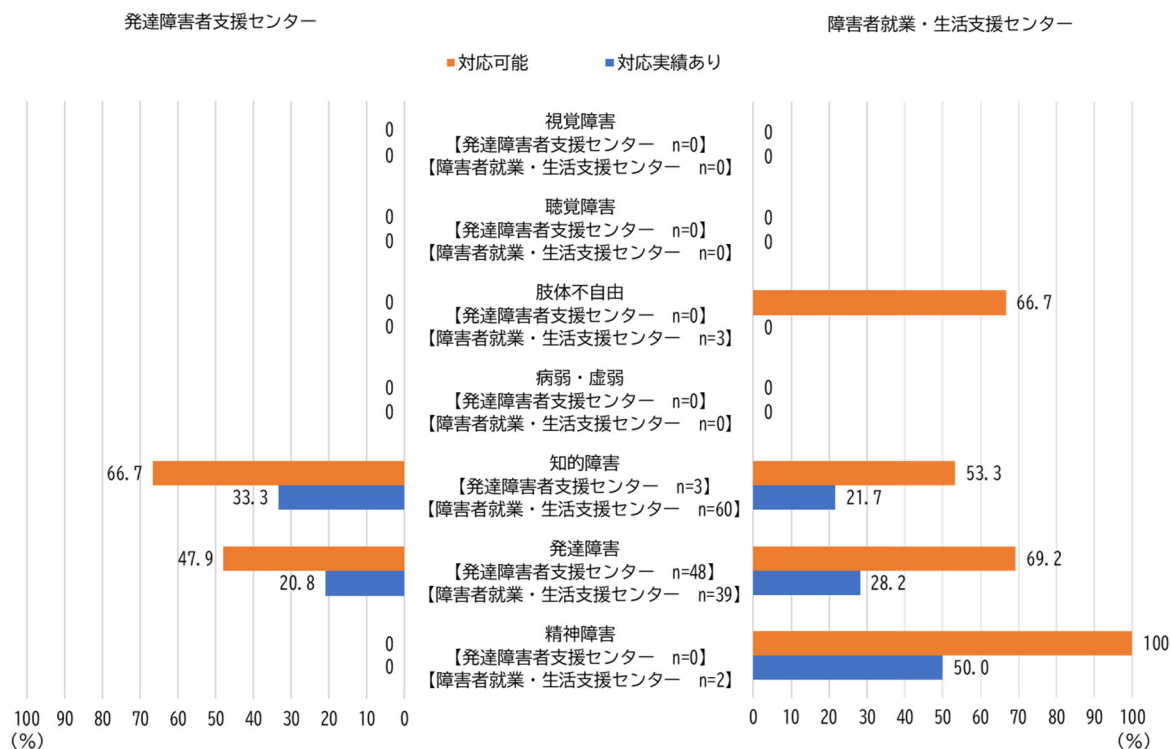


図 2-3-25-㉔ 就職時の採用試験に当たっての合理的配慮に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

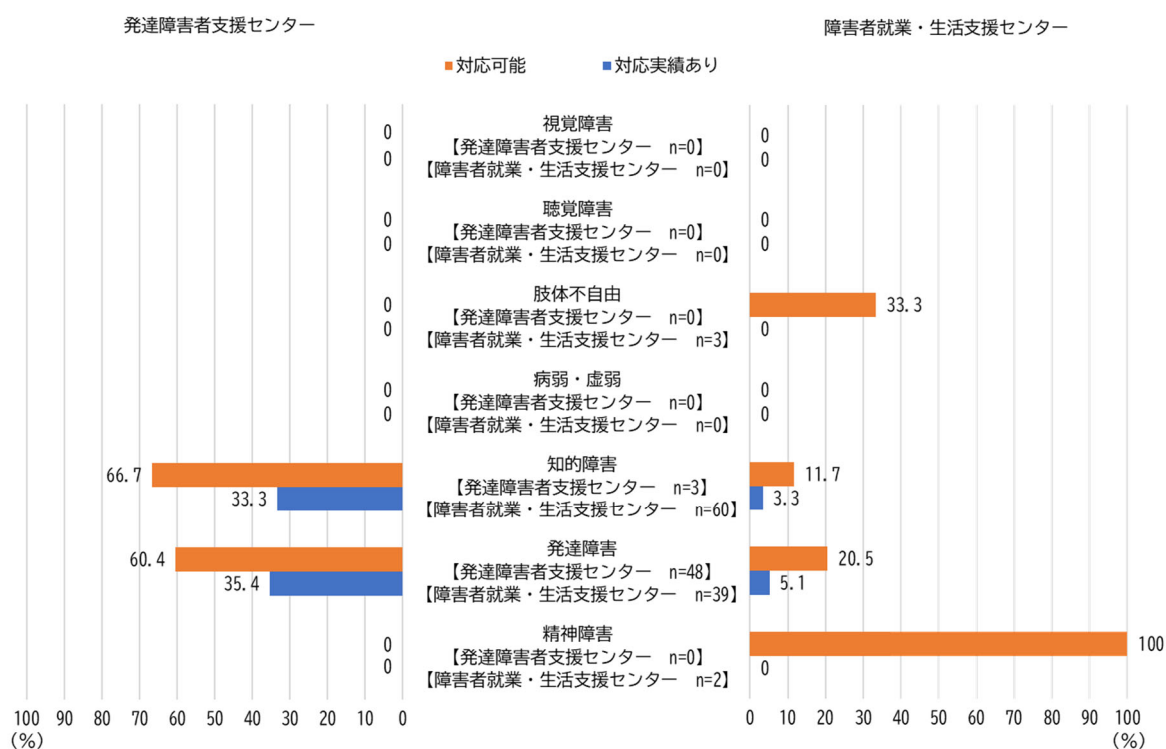


図 2-3-25-⑪ 進学時の受験に当たっての合理的配慮に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

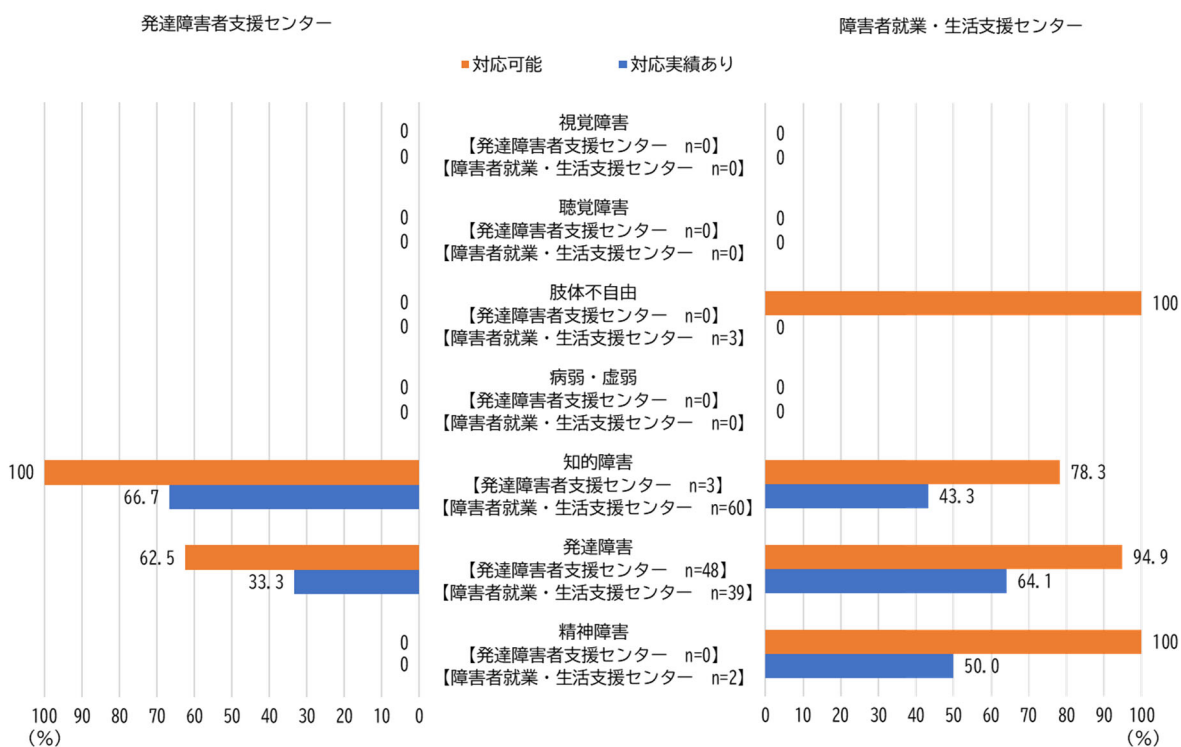


図 2-3-25-⑫ 就職後の職業生活に当たっての合理的配慮に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

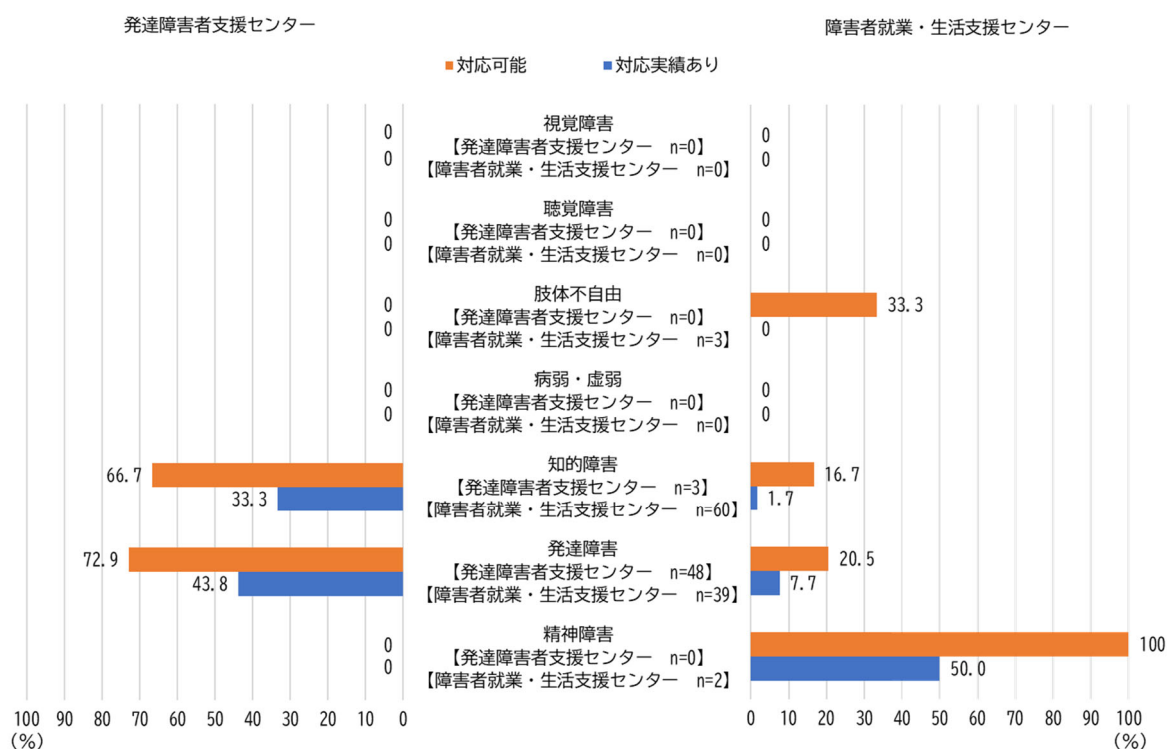


図 2-3-25-㉓ 進学後の学生生活に当たっての合理的配慮に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

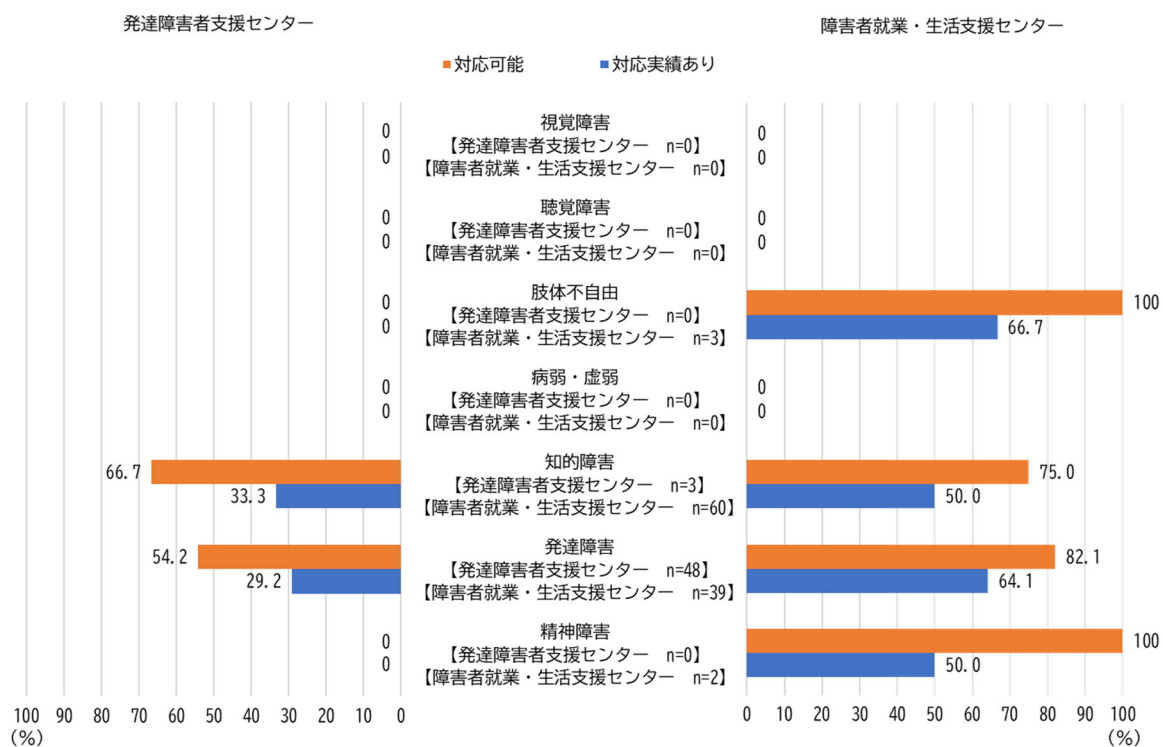


図 2-3-25-㉔ 就職に伴う企業等への情報の引継ぎに関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

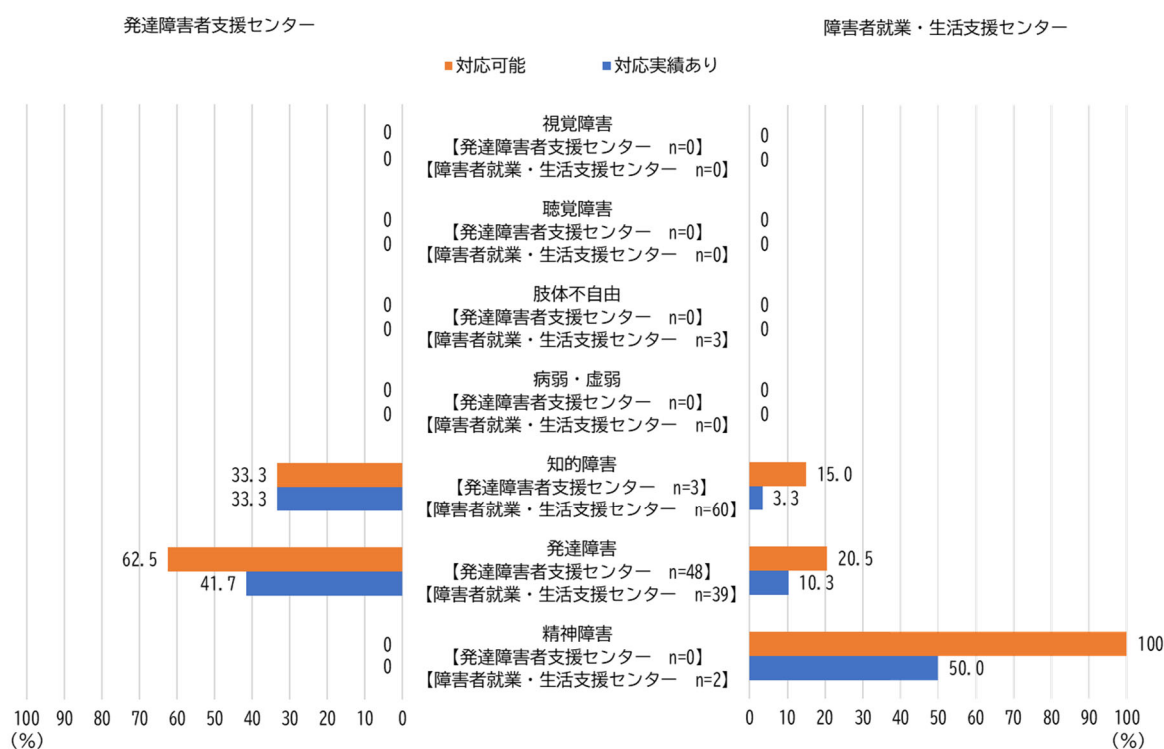


図 2-3-25-㉕ 入学に伴う進学先への情報の引継ぎに関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

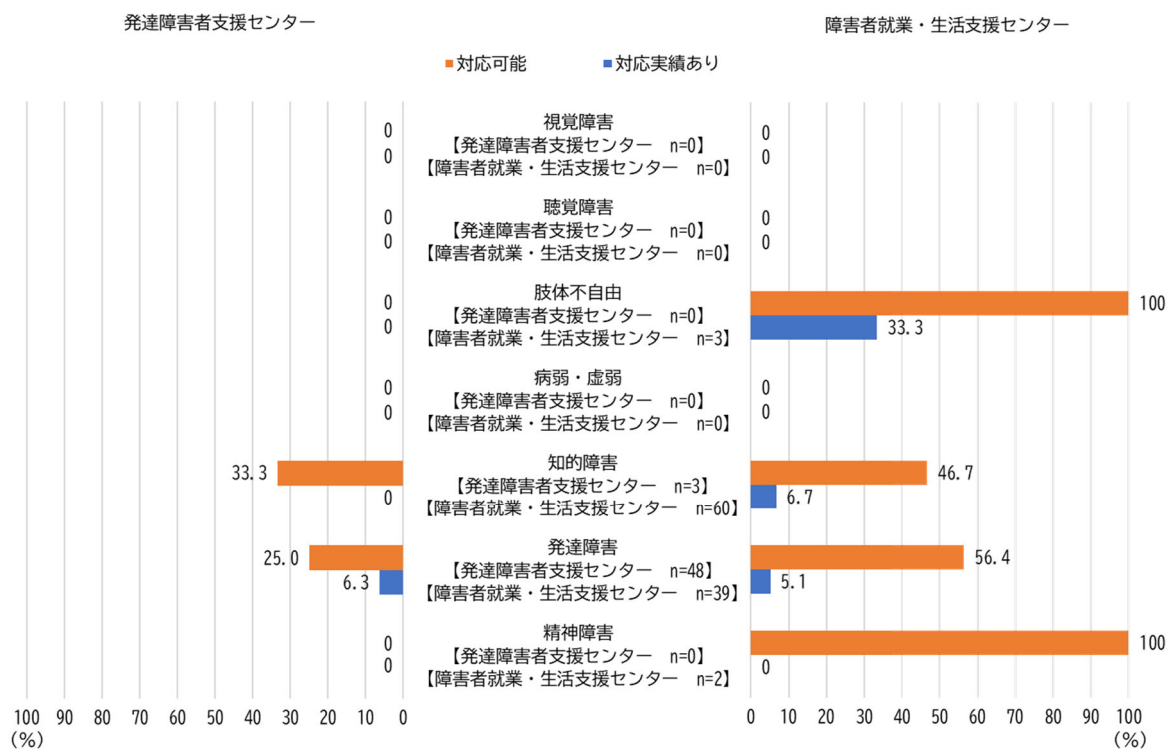


図 2-3-25-㉖ 在宅勤務に向けた取組に関すること
／対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容

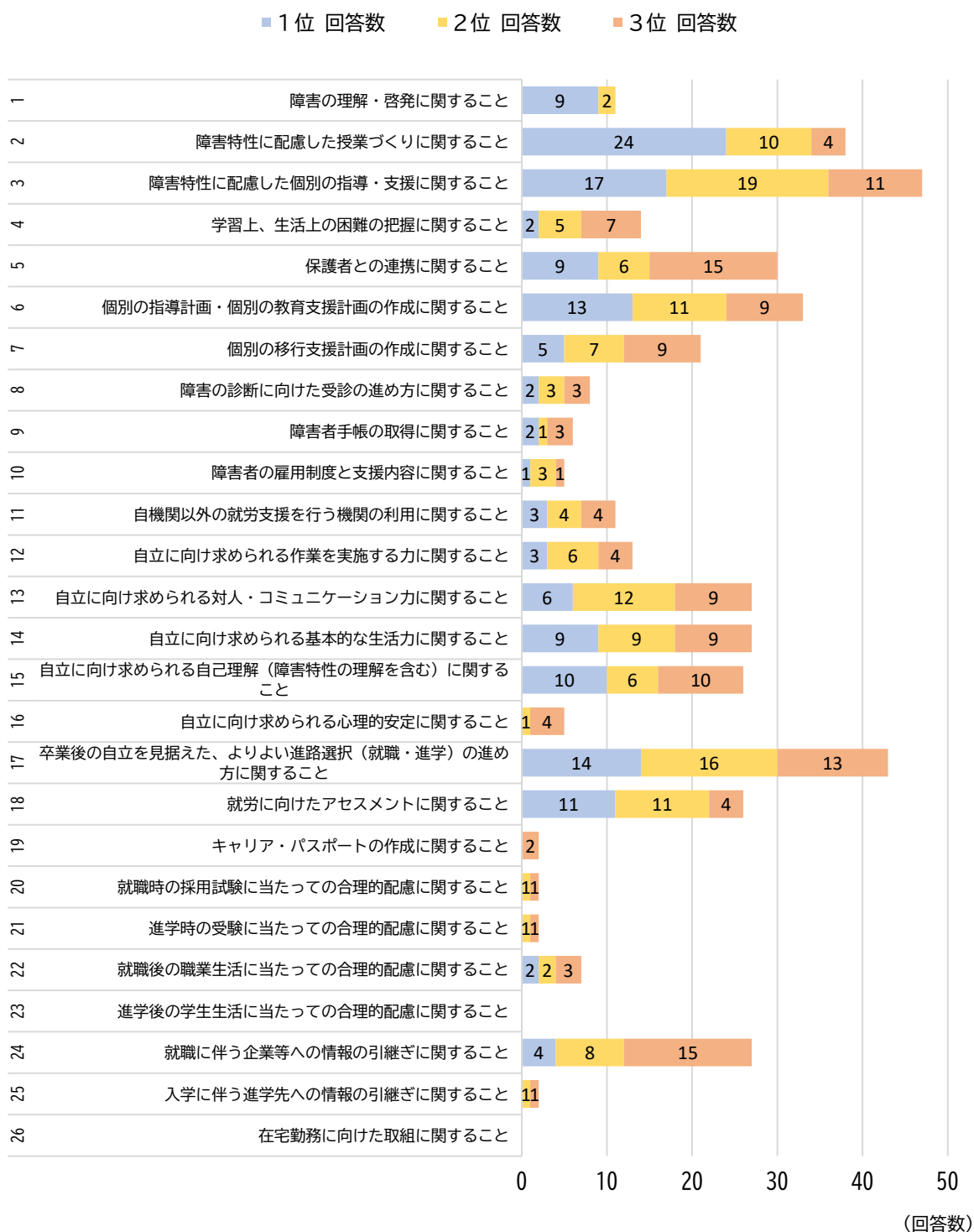


図 2-3-26 特に特別支援学校に支援を担って欲しいと思う内容
(上位3つを複数回答：1位 n=146/2位 n=145/3位 n=142) * 障害種全体・機関全体

④支援方法

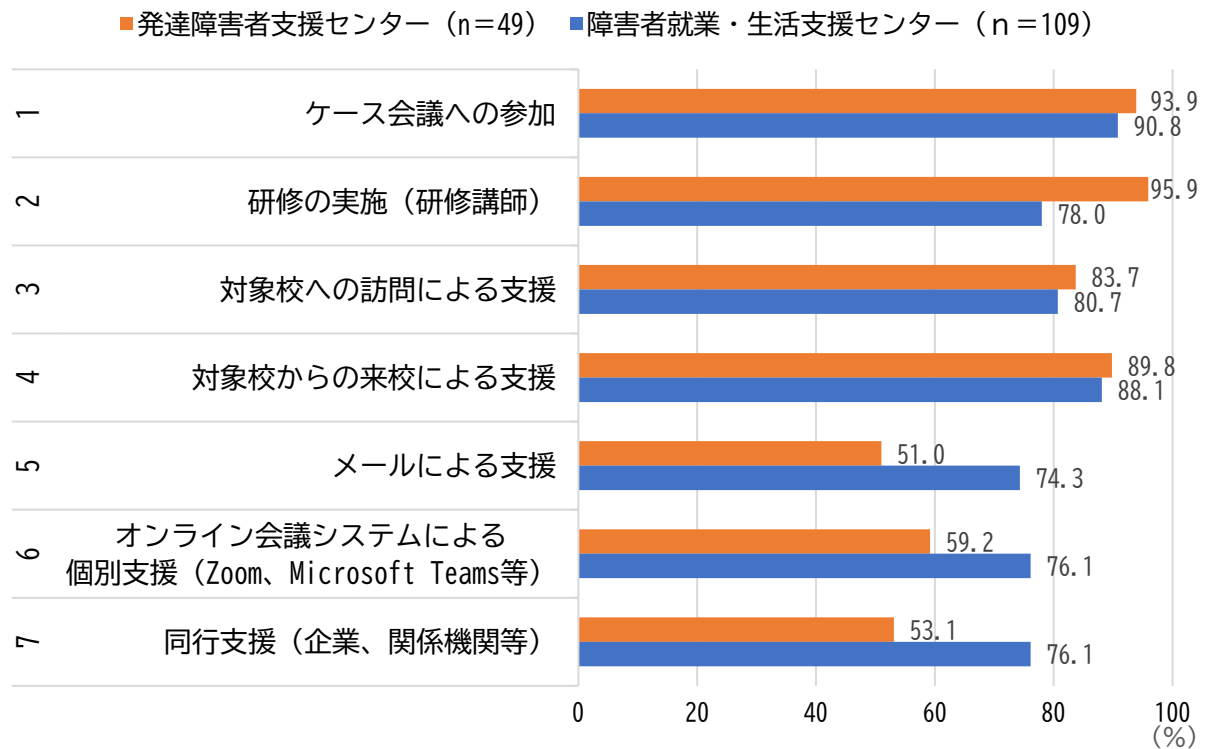


図 2-3-27-① 対応可能な支援方法 複数回答 * 障害種全体

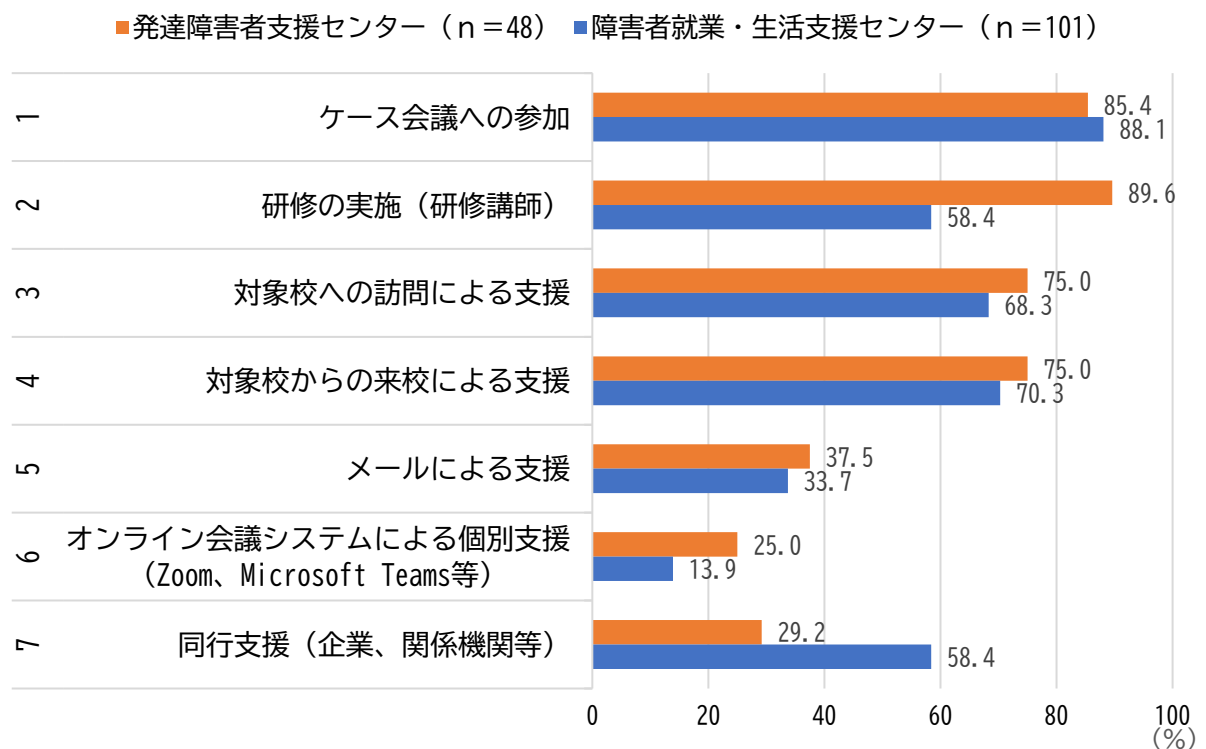


図 2-3-27-② 対応実績のある支援方法 複数回答 * 障害種全体

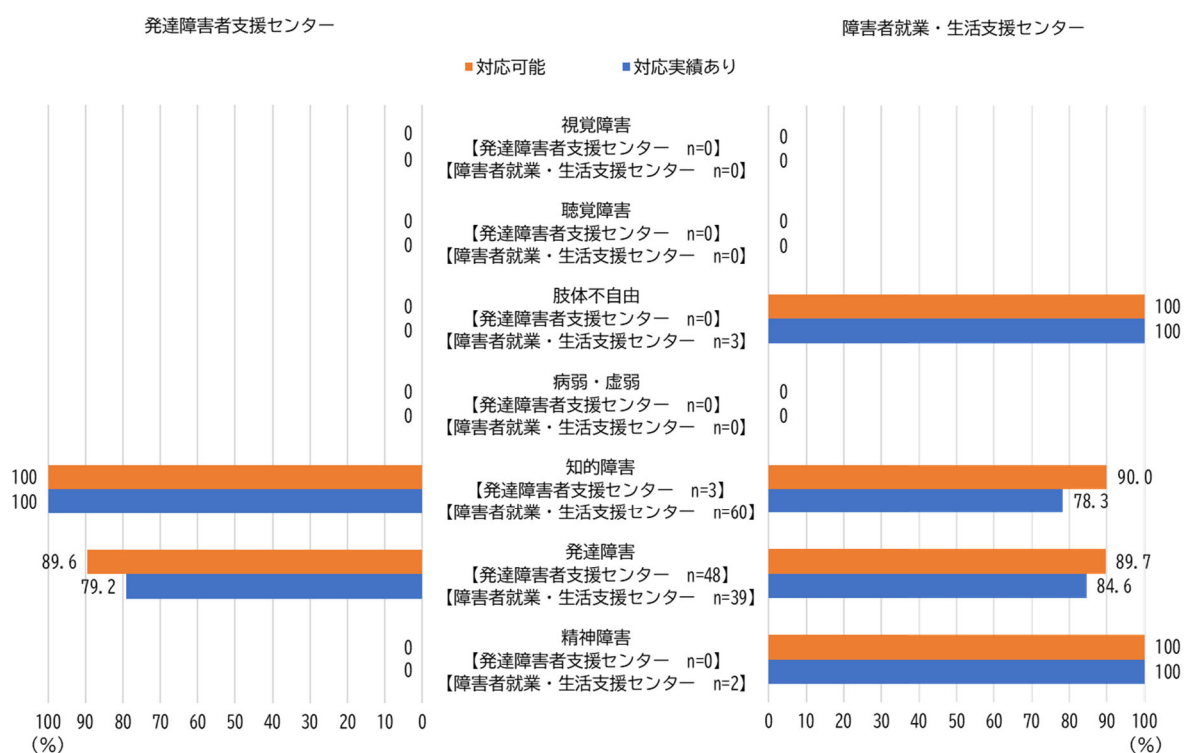


図 2-3-28-① ケース会議への参加
／対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法

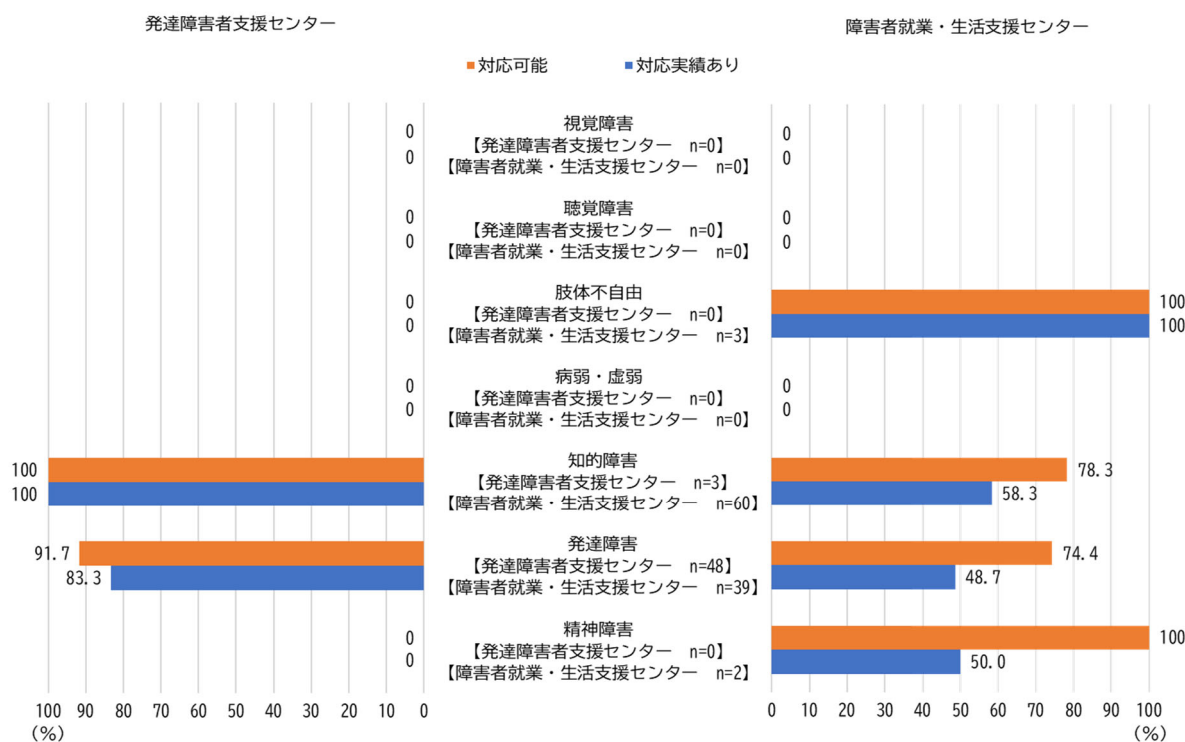


図 2-3-28-② 研修の実施（研修講師）
／対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法

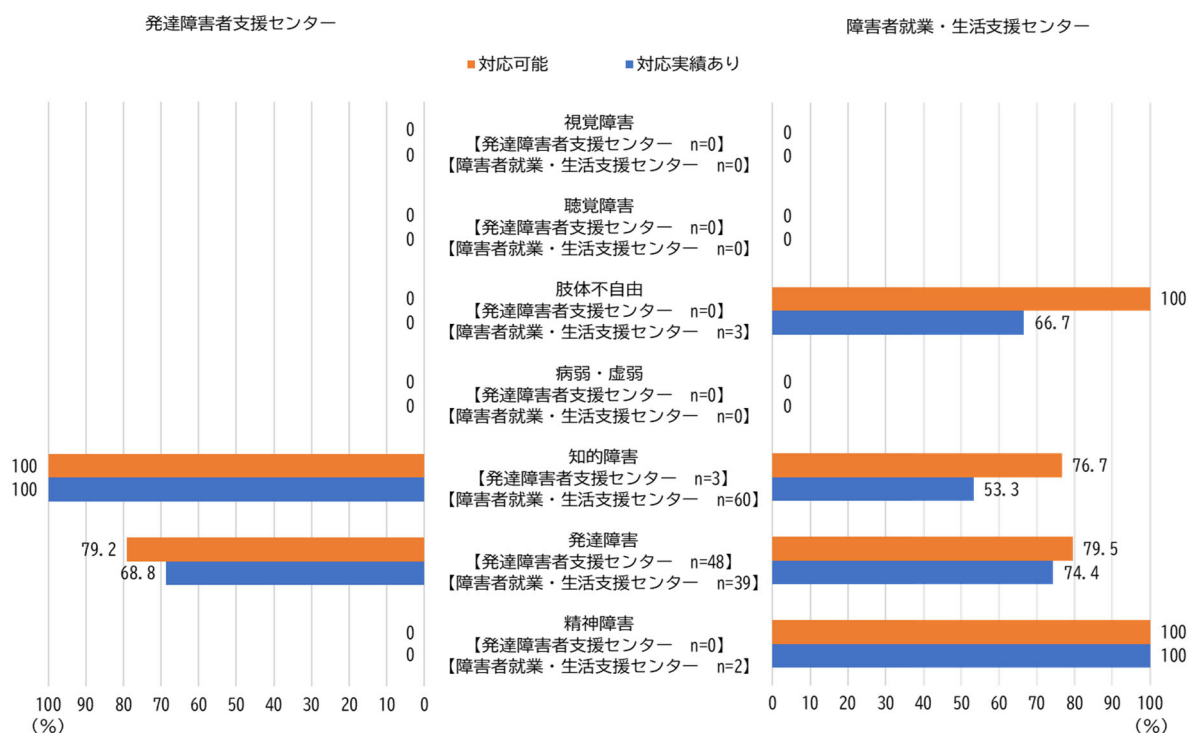


図 2-3-28-③ 対象校への訪問による支援
／対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法

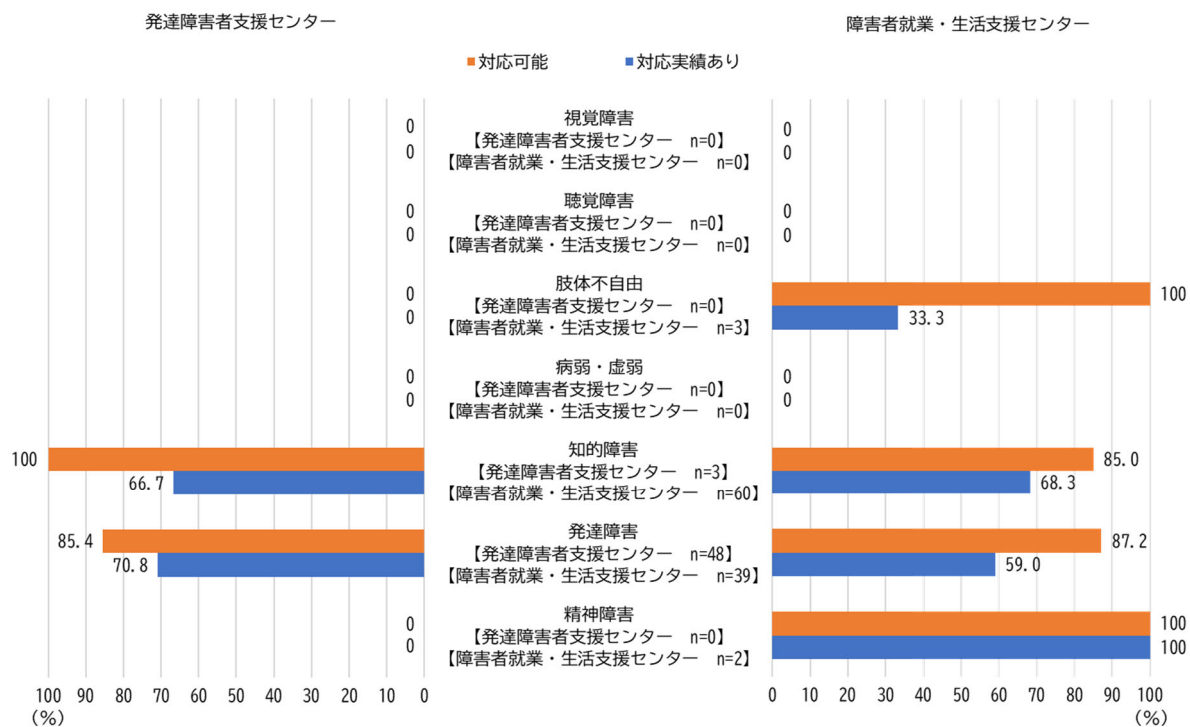


図 2-3-28-④ 対象校への来校による支援
／対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法

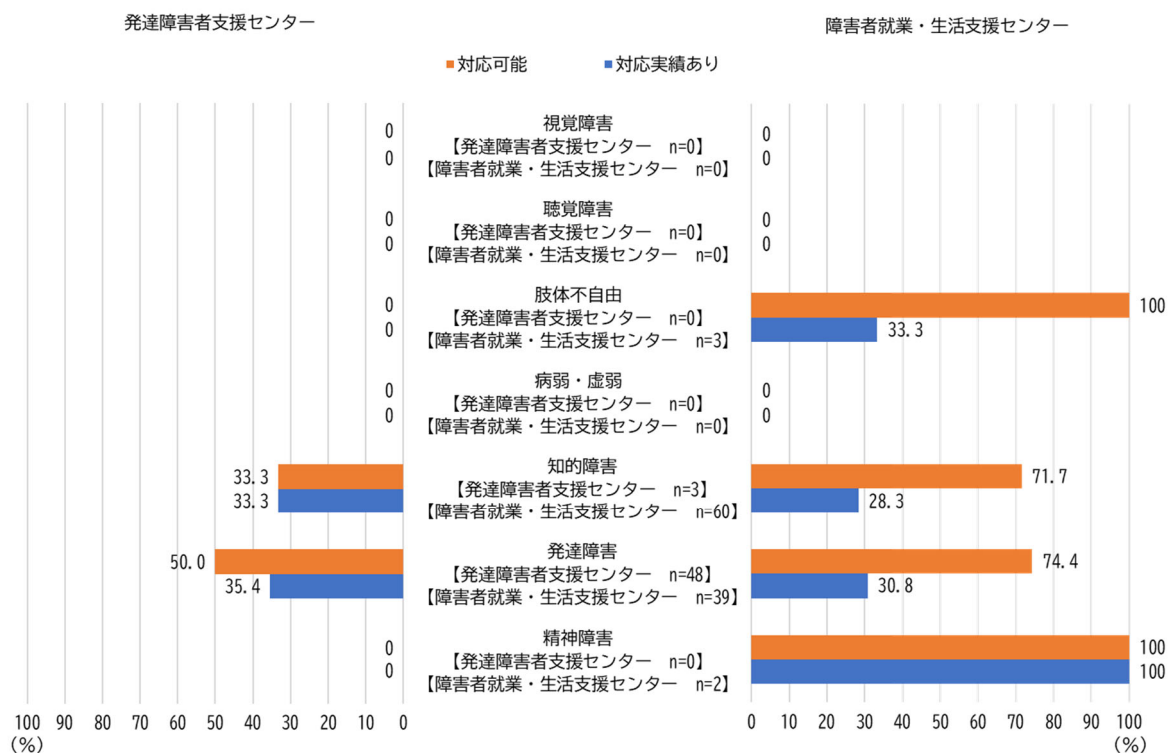


図 2-3-28-⑤ メールによる支援
／対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法

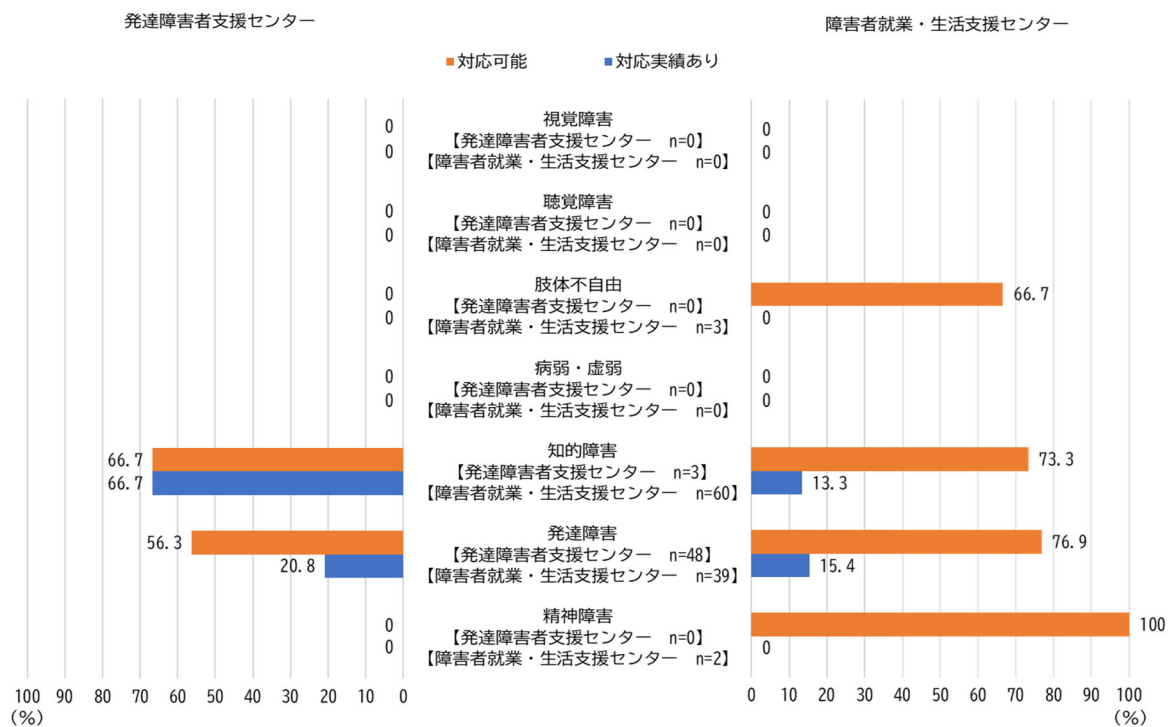


図 2-3-28-⑥ オンライン会議システムによる個別支援（Zoom、Microsoft Teams
等）／対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法

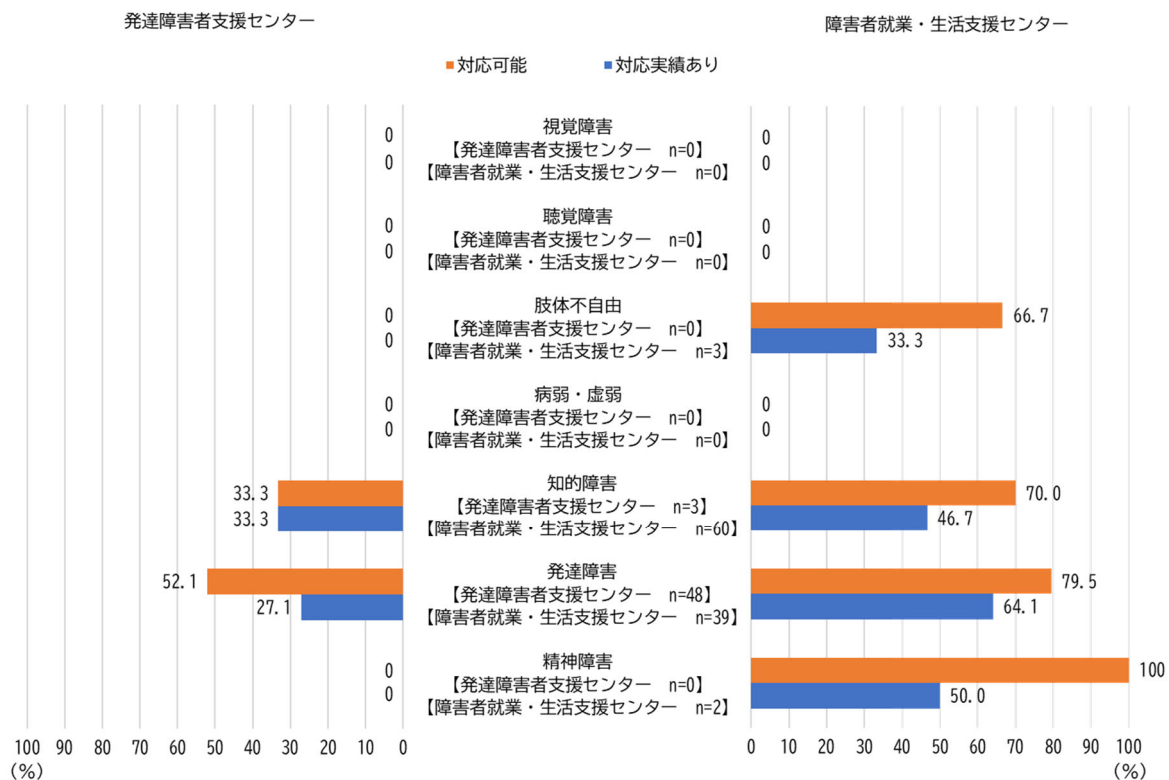


図 2 - 3 - 2 8 - ⑦ 同行支援（企業、関係機関等）

／対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法

(3) 高等学校との連携に向けた期待

表 2-3-5 高等学校への支援に向けて教育行政への期待

(n=123) * 障害種全体

カテゴリ	定義	記載例	件数
体制整備／連携体制の構築	就労支援機関等との連携に向けた体制作りに関する事	●教育行政が主催して地域連携会議やセミナーを開催して頂けると地域連携が進むと思います。【障害者就業・生活支援センター】 ●ハローワーク専門援助部門との連携。【障害者就業・生活支援センター】 ●(特別支援学校ではないが)支援が必要な生徒がいた場合には、特別支援学校のノウハウや地域の支援センターと連携して支援を行う等、協力できる体制作りが必要かと思われる。【障害者就業・生活支援センター】	40
体制整備／就労・自立を見据えた支援体制	教育段階での就労・自立を見据えた支援体制の充実に関する事	●障害者就業・生活支援センターの委託業務としては就労後の引継ぎがメインになると思います。事業の委託内容、対象者が雇用保険加入者をメインとしているので制度の設計としては教育側での就労支援に関わる体制を強化して頂いた方がよいのではないのでしょうか。【障害者就業・生活支援センター】 ●早期の段階で一般就労できるかどうかの見極めをして頂く事で卒業間近になって就職先が見つからず焦ることがない考える。【障害者就業・生活支援センター】 ●就職活動が支援を必要とする生徒の意向に添うよう、柔軟に対応できるような体制がとれるように教育委員会から各学校長へ伝えていただくと、担任・進路担当の先生方がインターンシップ・支援機関の実習制度や訓練など活用しやすくなると考える。【障害者就業・生活支援センター】	8
体制整備／生徒についての情報共有	生徒への適切な支援に向けた、学校や関係機関、保護者間での情報共有に関する事	●教育委員会に年数回でも支援が必要な生徒さんの共有会議。【発達障害者支援センター】 ●在学中の支援会議に参加させていただいたケースもあるが、年度によって対応がことなるため、できるだけ支援会議等への参加をさせていただくことにより、在学中～就職後の支援がスムーズになると考える。【障害者就業・生活支援センター】 ●高校卒業後を見据えた支援や繋ぎ先との早期からの情報共有があれば、卒業後も地域で支える仕組みができるのではないかと考える。【発達障害者支援センター】	6
体制整備／アセスメントの実施	教育段階での心理評価や職業評価等のアセスメントの実施に関する事	●在学中に就労アセスメントが受けられるような仕組み作り。特に障害受容ができていない生徒に対するアセスメントを拡大してほしい。【障害者就業・生活支援センター】 ●検査(WAIS)やアセスメント機能の強化。【発達障害者支援センター】 ●発達検査や知能検査などの心理検査に重きを置かず、実態把握における判定会議の実施、判断。また判定に関しては特別支援学校やスクールカウンセラー等の教育分野で実施された心理検査を有効活用する体制作り。【発達障害者支援センター】	6
体制整備／切れ目ない支援	教育から就労への切れ目ない支援や引き継ぎ等に関する事	●支援が必要な生徒さんが切れ目のない支援を受ける為に義務教育後の支援もしっかり整備してほしい。【発達障害者支援センター】 ●切れ目のない支援の重要性の理解を深める研修の実	6

カテゴリ	定義	記載例	件数
		施(個別の教育支援計画の引き継ぎ・作成・活用等)。【発達障害者支援センター】 ●地域の関係機関(相談支援事業所、市町村障害福祉担当課)との日常的な連携や自立支援協議会への参加などや在籍生徒のいる学校と地域とのつながりをしてもらえると切れ目のない支援につながると考える。【発達障害者支援センター】	
体制整備／生徒・保護者への助言・情報提供	生徒や保護者への就労・自立を見据えた助言や情報提供に関する事	●保護者への受容の促し。【障害者就業・生活支援センター】 ●できれば高等部より以前より、卒後の資源等を保護者にイメージしてもらいたい。【障害者就業・生活支援センター】 ●まずは先生方に支援機関等、地域の社会資源について知っていただいた上で、生徒、保護者にも情報提供いただきたい。【障害者就業・生活支援センター】	5
体制整備／柔軟な地域連携体制	就労支援機関と学校の連携促進に向けた、地域での柔軟な連携体制の構築に関する事	●校長の集まる会議に参加できるようにしていただきたい。【障害者就業・生活支援センター】 ●学校を管轄している市の教育委員会から、県の教育委員会に詳しく引きつぎしていただけるとありがたい。【発達障害者支援センター】 ●特別支援教育の質の向上に向けて教育委員会から各学校へ働きかけてもらえると地域の支援体制の構築が進むと考える。【障害者就業・生活支援センター】	5
体制整備／人材配置	コーディネーターやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置による体制整備に関する事	●スクールソーシャルワーカーの常駐、1校に1人常勤で。【発達障害者支援センター】 ●高等学校の学区にある特別支援学校にコーディネーターを配置することで、高等学校との関係を深めながら、潜在している障害を持つ生徒の把握と適切な進路指導につなげられるものとする。【障害者就業・生活支援センター】 ●障害と支援について知識や経験のある職員の配置と、関係機関へ詳細な情報提供と連携ができる環境を準備していただきたい。【障害者就業・生活支援センター】	5
体制整備／地域の実態把握	地域の学校の生徒や学校での取組等の実態把握に関する事	●一般高校(全日、定時制)に在席する、卒業後に働きづらさに直面されるであろう生徒の実態把握。【障害者就業・生活支援センター】 ●この障害福祉圏域では、高校から社会生活への移行支援について、卒業3年間までは学校がイニシアティブをとることになっている。学校が対応しないケースも多く見受けられるため。教育委員会には実態を把握して、対応してほしい。【発達障害者支援センター】 ●教育機関が直接障害者を雇用する動きが拡大しているが、一部で問題が起きている。早急な安定化のために教育委員会として状況把握を行ってほしい。【障害者就業・生活支援センター】	4
特別支援教育体制の構築／特別支援教育の理解と推進	教員の特別支援教育に対する理解と、これに基づく支援体制の構築に関する事	●特別支援教育の質の向上に向けて教育委員会から各学校へ働きかけてもらえると地域の支援体制の構築が進むと考える。【障害者就業・生活支援センター】 ●障害のある生徒の受入れに対する制度、体制の整備。【発達障害者支援センター】 ●合理的配慮の観点からも、高等学校での手帳所持者や診断をもっている生徒については、十分な支援と配慮ができる体制が必要である。【発達障害者支援センター】	36

カテゴリ	定義	記載例	件数
特別支援教育体制の構築／障害に対する理解の促進	教員の障害に対する理解の促進に関すること	●教員全体に障害の理解・啓発の理解を進めてほしい。教員の入れ替わりが激しく専門的な知識を持つ教員を育てられないとの話も聞いているが、専門的な知識を持つ教員が増えれば必ず生徒のメリットにつながる。【障害者就業・生活支援センター】 ●学校教員、職員の発達障害の特性理解が課題と思われる。【発達障害者支援センター】 ●特別支援学校の特別支援教育に関する理解や発達障がいへの理解を高める体制作り。【発達障害者支援センター】	10
教員への支援／連携機関に関する情報提供	教員への連携できる就労支援機関等の情報提供に関すること	●教育委員会に関係機関に向けて障害者就業・生活支援センターや発達障害者支援センターの周知をしていただくと、必要な方への助言や支援に繋がりと考えると考える。【障害者就業・生活支援センター】 ●発達障害者相談支援センター等、支援機関の利用に関する情報提供・啓発。【発達障害者支援センター】 ●先生方にも知識や情報として関係機関について知っていただけたら、支援が必要な生徒に対し情報提供や必要な支援に繋ぐことができるのではないかと思いますので、生徒や保護者、先生方に関係機関について知る機会を作っていただけたらなと思っております。【障害者就業・生活支援センター】	20
教員への支援／研修やセミナーの実施	教員への研修・セミナーを通じた情報提供に関すること	●障害者雇用についての研修及び就労支援機関の把握。【障害者就業・生活支援センター】 ●障害理解の普及につながる研修機会の実施。【障害者就業・生活支援センター】 ●特別支援学校以外の公立、私立高校に対して、研修の実施や支援機関等の周知、活用を進めていただきたい。【発達障害者支援センター】	17
教員への支援／障害者雇用や障害福祉サービス等の情報提供	教員への障害者雇用や障害福祉サービスの制度や内容等の情報提供に関すること	●福祉サービスの概要。相談支援事業所について、理解していただく。【障害者就業・生活支援センター】 ●障害者雇用に関する基本的な知識、企業に対する理解の向上に向けた研修等。【障害者就業・生活支援センター】 ●障害福祉サービスや、障害者の支援機関等の利用について、教師が、事例を通して、学べる場があるとよい。【発達障害者支援センター】	3
その他	上記の項目に該当しないこと	●教育委員会から、合理的配慮として ICT の活用を促してもらいたい。【発達障害者支援センター】 ●県教育委員会が作成した、児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮。研究事業リーフレットにおける、サポートシートや就職支援シートの有効活用。【障害者就業・生活支援センター】 ●教育委員会での率先した障害者雇用、あるいは職場体験の機会の提供。【障害者就業・生活支援センター】	12

*記載例の後に付記している括弧書き【】は機関の属性を示す。

*発達障害以外の障害種を中心に選定したが、回答者によっては発達障害に対する記述と同様の内容を回答していた。

表 2-3-6 高等学校に期待すること (n=106) * 障害種全体

カテゴリ	定義	記載例	件数
連携の充実／関係機関との連携	教育機関や就労支援機関、医療機関等の関係機関と連携した支援に関すること	●連携にあたり、在学中(例えば職場実習の前)から、情報共有や相談できる関係作りが進められるような連携を期待しています。【障害者就業・生活支援センター】 ●卒業後の関わりでは、当面連携してもらえるとありがたい。【障害者就業・生活支援センター】 ●本人担当のケースワーカーや基幹相談支援センターを交えた、チームでの支援の形を作れると対応しやすい。【発達障害者支援センター】	36
連携の充実／連携に向けた体制作り	高等学校と就労支援機関が連携した支援に向けた体制作りに関すること	●相談にあたり、本人の学校での生活状況や、学習面、社会生活の状況などまとめていただくこと、担任、特別支援コーディネーター、進路就職担当など学校でのチーム支援をお願いしたい。学校内での意見、情報の共有が必須。【障害者就業・生活支援センター】 ●異動による引き継ぎがうまくいかず、連携体制の作り直しをすることがあるので、スムーズな引き継ぎをお願いしたい。【障害者就業・生活支援センター】 ●進路相談会を計画される前に、学校内で、進路指導部と担任の先生との話し合いをしておいてもらいたいと感じることが多々ある。【障害者就業・生活支援センター】	19
連携の充実／生徒・保護者の支援の充実	生徒や保護者への丁寧なかかわりや情報提供等の生徒や保護者に対する支援の充実に関すること	●就労支援機関についての情報提供を先生方・保護者・生徒に対して、機会を設けていただけると、就労支援につながりやすくなる。また、中間的就労や移行支援事業など進路についての選択肢がその他にもあることを知っていただくことも大切と考える。【障害者就業・生活支援センター】 ●できるだけ早い段階で生徒、家族への懇談等で連携できるよう紹介や面談があれば、進路支援が進めやすい。【障害者就業・生活支援センター】 ●連携にあたり、対象となる生徒や保護者への情報提供や簡単な説明も添えたうえで就職の希望を明確にしてもらえると、就職に向けてということで支援も進めていきやすいと思う。【障害者就業・生活支援センター】	17
連携の充実／早期からの相談	早い時期からの相談や生徒の特性や対処方法等の情報提供に関すること	●連携に当り、高2の末か高3の春に、先生から相談いただくと、その後の支援が進めやすい。【障害者就業・生活支援センター】 ●課題が生じた際は早目に相談等してくれるとありがたい。卒業間近、又は最終学年の後半では手遅れの事も。【障害者就業・生活支援センター】 ●必要な準備ができていているという印象はあるが、見通しをもって準備することをお互いに気をつけていきたいと考える。例えば、卒業後の進路についてスムーズに進まない場合、卒業間際になったの相談になることもあるため。【発達障害者支援センター】	16
連携の充実／積極的な連絡・相談	生徒への適切な支援や対応策の提供に向けた、学校からの積極的な連絡・相談に関すること	●まずは電話やメールで連絡をいただきたい。【障害者就業・生活支援センター】 ●まだ高校との連携例が少ないので、困ったらとりあえず当センターにお電話いただきたい。【発達障害者支援センター】 ●気軽に相談や問い合わせなどしてもらえたらと思う。【発達障害者支援センター】	7
連携の充実／円滑な連携に向けた連絡方法	連携窓口の明確化等、高校との連絡を円滑にするため	●窓口を明確にメールでのやりとり等としていただけると授業のため tel に出られない先生ともやりとりがすみやすいと考えます。【発達障害者支援センター】	4

カテゴリ	定義	記載例	件数
	の連絡方法に関する こと	●対応していただける専門の教員がいればありがたい(窓口)。【障害者就業・生活支援センター】 ●連携にあたり、窓口となるコーディネーター的な立場の先生がいるとよい。【発達障害者支援センター】	
情報提供・情報共有／生徒の特性や得意・不得意等について	生徒の特性や得意・不得意、配慮・支援の方法等の情報提供に関する こと	●本人の教育支援計画等の学校での様子等が分かる情報をいただきたい。【障害者就業・生活支援センター】 ●普段の本人の困り事や困り感をその場で本人にフィードバックをしてほしい。またその情報を伝えてほしい。【障害者就業・生活支援センター】 ●生徒の基本情報などの整理をしてつないでほしい。【発達障害者支援センター】	21
情報提供・情報共有／生徒の実態把握	心理評価や職業評価による生徒の特性等の実態把握に関する こと	●アセスメントをしてきてほしい。【障害者就業・生活支援センター】 ●個別の支援計画、指導計画を作成しアセスメントを実施したうえで相談いただけると支援を進めやすい。【発達障害者支援センター】 ●まずは障害者職業センターでアセスメントをしてほしい。【障害者就業・生活支援センター】	5
特別支援教育体制の構築	障害に対する理解や、特別支援教育の理念等の理解の促進、これに基づく校内支援体制の整備に関する こと	●障害への理解を特に管理職が深めて、トップダウンで教職員の方に伝えてほしい。合理的配慮についてもっと理解を深め、配慮を適切に行ってほしい。【発達障害者支援センター】 ●障害の有無に関わらず、ひとりひとりの困り事の背景に目を向けた対応支援の視点をもってほしい。【発達障害者支援センター】 ●発達障害に関する基本的な理解及び個別の生徒の特性評価。【発達障害者支援センター】	12
障害者雇用や障害福祉サービスに関する理解	障害者雇用や障害福祉サービスの制度や内容等の基礎理解に関する こと	●障害の方に対する支援体制、制度等の理解を共有する教員向けの勉強会。【障害者就業・生活支援センター】 ●校内において発達障害に関する職員研修、生徒保護者には講話等実施頂き、発達障害に対する理解が得られていると支援に入りやすい。【障害者就業・生活支援センター】 ●連携に当たり、就業・生活支援センターが支援可能なことを先生が知っていただいていると、支援が進めやすい。【障害者就業・生活支援センター】	10
その他	上記の項目に該当しない こと	●特別支援学校のような実習の制度。【障害者就業・生活支援センター】 ●中学校との丁寧な引継ぎ(本人特性、手立てなど合理的配慮に関する情報)と、その生徒が上手く学校生活を送ることができているかのモニタリング(問題が顕在化している生徒だけではなく、青年成人期以降の顕在化を予防するため)、そして出口の支援として、高校卒業後の進路先への引継ぎ。【発達障害者支援センター】	2

*記載例の後に付記している括弧書き【】は機関の属性を示す。

*発達障害以外の障害種を中心に選定したが、回答者によっては発達障害に対する記述と同様の内容を回答していた。

表 2-3-7 高等学校からセンターへの相談手続きで期待すること

(n=89) * 障害種全体

カテゴリ	定義	記載例	件数
相談時に必要となる情報の準備／生徒に関わる情報提供	生徒の特性や支援の情報等、生徒に関わる情報提供に関すること	●情報提供をしっかりともらいたい。できることばかりではなく、問題があったエピソードなども提供してもらいたい。【障害者就業・生活支援センター】 ●先生が把握している事柄を具体的に聞かせてほしい。【障害者就業・生活支援センター】 ●特別はないものの、ご本人の状態などをまとめておいていただけるとスムーズに相談が進みやすい。【発達障害者支援センター】	37
相談時に必要となる情報の準備／アセスメントによる生徒の実態把握	アセスメントの活用による生徒の実態把握に関すること	●アセスメントツールの活用。【障害者就業・生活支援センター】 ●基本情報の整理とアセスメント。【障害者就業・生活支援センター】 ●初回相談の際(または直後)に学校でのアセスメントを提供(本人・保護者が承済)いただきたい。【障害者就業・生活支援センター】	4
相談時に必要となる情報の準備／文書・資料による情報提供	文書や資料による、相談に必要な情報の提供に関すること	●必要な情報について、前もって書面で情報提供をしていただけると、効率的に相談を進めることができる。【障害者就業・生活支援センター】 ●既に当センターホームページ上に相談依頼票を掲載し、その書式をもってリファーして頂くことになっております。【発達障害者支援センター】 ●不在にしていることが多いため、メール又は相談内容について、要約してもらった資料(事前に)を準備して、連絡をしてほしい。【発達障害者支援センター】	3
相談に向けた手続き／連絡・相談手続きの確認	就労支援機関への相談に向けた連絡・相談手続きの確認に関すること	●個別の生徒の相談は事前に連絡をもらえると対応しやすいです。【発達障害者支援センター】 ●来所を希望する場合でも、まずは電話で問い合わせをしてほしい。【発達障害者支援センター】 ●電話またはメールでの問い合わせは可。【障害者就業・生活支援センター】	27
相談に向けた手続き／生徒・保護者への説明と同意取得	相談に向けた、事前の生徒や保護者への事前説明と同意取得に関すること	●個別の対応については、対象生徒の保護者の同意を得てほしい。【発達障害者支援センター】 ●本人や家族に積極的にセンターに相談することを意図して情報提供をする場合、本人や家族の同意を得た上で事前に情報を共有してほしい。【発達障害者支援センター】 ●本人、保護者に同意を取ってもらえるとありがたいです。【障害者就業・生活支援センター】	13
相談に向けた手続き／生徒・保護者の意向の尊重	相談に向けた生徒や保護者の意向の確認と尊重に関すること	●相談していただく際は、本人及び家族の意向、学校での様子等を連絡者の主観を交えずに情報提供していただきたい。【障害者就業・生活支援センター】 ●本人の様子・状況について、学級・学年学校内で柔軟な支援・対応を試み、対応による変化を見とって、本人や保護者とも困り感の共有をした上で相談申込してほしい(相談に対する本人の思いや納得も大切と考える)。【発達障害者支援センター】 ●本人や保護者の意向も確認しておいてほしい。【障害者就業・生活支援センター】	5
相談に向けた手続き／専門職の活用	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門職を活用し	●スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門職を通じて相談や問い合わせるとスムーズと思われる。【障害者就業・生活支援センター】 ●スクールソーシャルワーカー等経由での連携の場合、	3

カテゴリ	定義	記載例	件数
	た連携に関するこ と	よりスムーズだと思われます。【発達障害者支援センタ ー】 ●スクールソーシャルワーカーなど教育内の資源活用の 検討。【発達障害者支援センター】	
連携の充実／柔軟 な協働支援	生徒・保護者への 協働支援に際して の学校の柔軟な連 携姿勢に関するこ と	●一般高等学校卒業で障害のある生徒さんの就職後は、 支援学校の様に、1 年間はフォローをして頂きたい。【障 害者就業・生活支援センター】 ●支援につながるかどうか、そこも含めての相談である ならば、日頃からの連携や関わりを確保しておきたい。 【障害者就業・生活支援センター】 ●センターを紹介することで学校側の支援が終結するこ となく、継続して情報共有の場を設けるなど、一緒に支 援を続けていく体制を維持してもらいたい。【発達障害 者支援センター】	10
連携の充実／連携 に向けた体制作り	高等学校と就労支 援機関が連携した 支援に向けた体制 作りに関するこ と	●学校主導でのケース会議を行ってほしい。支援体制の 整備をもっと行ってほしい。【発達障害者支援センター】 ●まずは、主体性を持って、どのような役割分担を考え ておられるかも含め相談いただきたい。【障害者就業・生 活支援センター】 ●相談については窓口を一本化してもらいたい。基本的 には進路担当からの相談になっているが、時折、担任か ら連絡が入ることもあり困惑する事がある。【障害者就 業・生活支援センター】	9
連携の充実／早期 支援	早期支援に向けた 早めの相談や連携 に関するこ と	●できるだけ早い時期に相談していただきたい。【障害 者就業・生活支援センター】 ●センターへ相談する場合、生徒の障害の状況が判明し た時点で、早目の相談をしてほしい。【障害者就業・生活 支援センター】 ●一般高校との関わりでは、高卒採用選考に応募するも 就職がなかなか決まらず、9 月以降にナカボツにつな がるケースがあり、早い時期から連携が望ましい。【障害 者就業・生活支援センター】	6
連携の充実／教員 の同席	生徒・保護者支援 に際しての教員の 同席に関するこ と	●初回面談時は学校での様子をお聞きする為にも同席 していただきたい。【障害者就業・生活支援センター】 ●生徒本人がこちらに来所して相談される場合は、可能 であれば高等学校の先生に同行をお願いしたい。(生徒 本人やご家族の意向も確認したうえで)【発達障害者支 援センター】 ●生徒の紹介に当たっては、必要に応じて家族生徒との 相談面接の場に同席し一緒に話聞いてもらうようにして ほしい。【発達障害者支援センター】	5
その他	上記の項目に該当 しないこと	●障害福祉サービスの利用が想定される場合には、地域 の基幹相談支援センターや指定相談支援事業所にも相 談を開始してほしい。【発達障害者支援センター】 ●就労支援の場合は、ハローワークとの連携も欠かせな い。【障害者就業・生活支援センター】 ●日程を決めるのをスムーズに早くして欲しい。現在2名 参加の体制で動いている。【障害者就業・生活支援センタ ー】	3

*記載例の後に付記している括弧書き【】は機関の属性を示す。

*発達障害以外の障害種を中心に選定したが、回答者によっては発達障害に対する記述と同様の内容を回答していた。

第3章 障害のある生徒の進路指導に関わる資料

I. 参考資料

以下では、障害のある生徒の進路指導を行う上で参考となる資料（指導・支援の前提となる障害のない生徒の進路指導の資料を含む）を紹介する（2024年6月22日閲覧）。

1. 高等学校における進路指導に関する資料

（1）通知・報告等

①キャリア教育

発表	タイトル	URL
中央教育審議会（2011）	今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）	https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2011/02/01/1301878_1_1.pdf
文部科学省（2019）	「キャリア・パスポート」例示資料等について＜平成31年3月29日付 事務連絡＞	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1419917.htm
文部科学省（2022）	「キャリア・パスポート」Q&Aについて（令和4年3月改訂）	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1419917_00001.htm

②就労支援

発表	タイトル	URL
文部科学省・厚生労働省（2017）	就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について＜平成29年4月25日付 事務連絡＞	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1334937.htm
文部科学省（2018）	「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化」の改正について＜平成30年4月27日付 事務連絡＞	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1410006.htm

（2）調査資料

①キャリア教育

発表	タイトル	URL
文部科学省・国立教育政策研究所 生徒指導研究センター（2011）	キャリア発達にかかわる諸能力の育成に関する調査研究報告書	https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/22career_shiryou/22career_shiryou.htm

発表	タイトル	URL
国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研 究センター（2013）	キャリア教育・進路指導に關する総合的実態調査第一次報告書	https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/career_jittaityousa/career-report.htm
国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研 究センター（2013）	キャリア教育・進路指導に關する総合的実態調査第二次報告書	https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/career_jittaityousa/career-report_2.htm
国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研 究センター（2016）	再分析から見えるキャリア教育の可能性ー将来のリスク対応や学習意欲、インターンシップ等を例としてー	https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/27career_shiryou/27career_shiryou.html
国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研 究センター（2020）	キャリア教育に關する総合的研 究 第一次報告書	https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/career_SogotekiKenkyu/
国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研 究センター（2021）	キャリア教育に關する総合的研 究 第二次報告書	https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/career_SogotekiKenkyu_2.html
国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研 究センター（2022）	職場体験・インターンシップ実 施状況等調査の結果について （令和4年度 集計結果）	https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/i-ship/r04i-ship_1.pdf

②キャリアガイダンス

発表	タイトル	URL
労働政策研究・研修機 構（2010）	高校・大学における未就職卒業 者支援に關する調査	https://www.jil.go.jp/institute/research/2010/081.html
労働政策研究・研修機 構（2017）	高等学校の進路指導とキャリア ガイダンスの方法に關する調査 結果	https://www.jil.go.jp/institute/research/2017/167.html

③進路先の状況

発表	タイトル	URL
日本学生支援機構	障害のある学生の修学支援に關 する実態調査	https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/index.html
厚生労働省	障害者雇用実態調査	https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/111-1.html

（3）その他資料

①キャリア教育（文部科学省）

発表	タイトル	URL
国立教育政策研究所生 徒指導研究センター （2010）	「自分を社会に生かし、自立を 目指すキャリア教育」ー高等学 校におけるキャリア教育推進の ためにー	https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/21%20koukou.career/koukou.panfu.htm

発表	タイトル	URL
文部科学省（2011）	高等学校キャリア教育の手引き	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/1312816.htm
独立行政法人教職員支援機構（2022）	キャリア・パスポート：校内研修シリーズ No. 109	https://www.nits.go.jp/materials/intramural/109.html
文部科学省（2023）	中学校・高等学校キャリア教育の手引き	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/mext_00010.html
文部科学省	キャリア教育優良教育委員会、学校及び PTA 団体等文部科学大臣表彰	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1342366.htm
文部科学省・経済産業省	キャリア教育推進連携表彰	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1342362.htm

②キャリア教育（他省庁）

発表	タイトル	URL
厚生労働省（2016） ＊委託事業（「キャリア教育実践講習」準備委員会）	高等学校におけるキャリア教育実践講習テキスト	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/000148396.pdf
経済産業省	キャリア教育	https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/index.html

2. 高等学校における障害のある生徒の指導・支援に関わる資料

＊前項で紹介したものを除く。

（1）通知・報告等

発表	タイトル	URL
中央教育審議会（2012）	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm
文部科学省 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ（2009）	高等学校における特別支援教育の推進について高等学校ワーキング・グループ報告	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054_2/gaiyou/1283724.htm
文部科学省 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（2021）	新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext_00644.html
文部科学省（2021）	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm

発表	タイトル	URL
	現～答申	
文部科学省（2021）	障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm
文部科学省 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（2023）	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/181/toushin/mext_00004.html
文部科学省（2023）	教育振興基本計画	https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm

（２）その他資料

事業名	URL
特別支援教育総合推進事業（平成 24 年度） （2）高等学校等における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h24/1327794.htm
特別支援教育に関する実践研究充実事業 高等学校等における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実（平成 25 年度）	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h25/1340269.htm
自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業（平成 26 年度～平成 29 年度）	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h29/1403705.htm https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h28/1395261.htm https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h27/1377792.htm https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h26/1350403.htm
特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業 （平成 29 年度～令和元年度）	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/r01/1422284_00005.htm

Ⅱ．資料からの知見

以下では、Ⅰで紹介した資料のうち特に押さえておきたい資料について、障害のある生徒の進路指導に関わる記述を紹介する。

1. 文部科学省 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ（2009）「高等学校における特別支援教育の推進について高等学校ワーキング・グループ報告」

* 資料から一部抜粋。下線は著者による

頁	内容
2 頁－3 頁	1. 高等学校における特別支援教育の必要性 （2）発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後の進路 ○小・中学校については、平成 14 年度の文部科学省の全国調査によれば、約 6 %程度の割合で通常の学級に発達障害のある児童生徒が在籍している可能性が示されている。 ○この調査に準じた方法で実態調査を実施した中学校について、在籍する発達障害等困難のある生徒の一部の学校卒業後の進路状況（平成 21 年 3 月時点）を文部科学省において分析・推計した。その結果、調査対象の中学校 3 年生全体のうち、発達障害等困難のあるとされた生徒の割合は約 2.9%であり、そのうち約 75.7%が高等学校に進学することとしているとのデータが得られた。これらの高等学校に進学する発達障害等困難のあるとされた生徒の高等学校進学者全体に対する割合は約 2.2%であった。 ○ 課程別では、全日制課程の推計在籍率 1.8%に比べ、定時制課程 14.1%、通信制課程 15.7%と相対的に高い比率となっている。また、学科別にみると、普通科が 2.0%、専門学科が 2.6%、総合学科が 3.6%となっている。 ○このように、中学校において発達障害等により困難のあるとされた生徒が高等学校に進学しており、地域差や課程・学科による差異はあるものの、平均すれば<u>生徒総数の約 2 %程度の割合で発達障害等困難のある生徒が高等学校に在籍している状況が窺える。</u> ○ <u>発達障害のある生徒については、自立と社会参加に向け、高等学校段階でも一貫した教育支援を継続して行っていくことが極めて重要であることから、これらの生徒への適切な指導と必要な支援は喫緊の課題といえる。</u>
7 頁	（6）定時制・通信制の課程における対応 ○<u>定時制・通信制の課程においては、発達障害等困難のある生徒が多く在籍し、学習上や生徒指導上の問題で苦慮している場合がある。このため、都道府県教育委員会は、そのような高等学校について、各学校における課題や生徒の抱える課題を十分に把握し、重点的に体制整備に取り組むべきである。</u> ○特に、<u>通信制の課程においては、生徒との接触が十分ではないため、本人の障害や必要な支援についての情報が不足したまま卒業し、進路先で様々な問題</u>

頁	内容
15 頁	が生じることがあり得る。このため、スクーリング等の機会の活用や保護者との連携により生徒の実態を把握し、進路指導に活かすことが重要である。 ○また、<u>定時制の課程においては、不登校の経験のある生徒や心理的なケアの必要な生徒が多く在籍しており、これら生徒の中には発達障害が背景に存する場合もある。</u> これら生徒については、教育相談やカウンセリングの機会の活用、養護教諭との情報共有等を通して、本人の状況について適切に把握することが大切である。 5. キャリア教育・就労支援等 (1) 発達障害のある生徒へのキャリア教育・職業教育 ① 現状及び基本的考え方 ○高等学校においては、将来の自立と社会参加に向けた適切な進路指導を行うことが重要であるが、とりわけ発達障害のある生徒に対してキャリア教育・職業教育を行うに当たっては、自己の抱える学習や社会生活上の困難について総合的に適切な理解を深め、職業適性や困難さを乗り越えるための対処方法を身につけることができるよう、適切な指導や支援を行うことが必要である。 ○しかしながら、<u>キャリア教育・職業教育について、生徒一人一人の障害に応じた指導や支援という観点で現状をとらえれば、普通科及び専門学科の高等学校を通じ、十分に行われているとは言えない現状にある。</u>
15 頁	② 新しい学習指導要領及び中教審での審議検討 ○新しい高等学校学習指導要領においては、キャリア教育について、「生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること」としているほか、職業教育についても、普通科、職業教育を主とする専門学科それぞれについて配慮すべき事項を定めているところである。 ○さらに、今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方については、現在、中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会においても審議されているところである。 ○本年7月30日に提示された審議経過報告（「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」）では、<u>後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の基本的な考え方の中で、「発達障害を含め障害のある生徒については、その自立や社会参加に向けて持てる力を伸ばすという観点から、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育・職業教育を行うことが重要である」とされており、このことにも留意しつつ、発達障害のある生徒に対するキャリア教育・職業教育について、各学校の特性を踏まえて適切に実施する必要がある。</u>
15 頁－17 頁	③ 今後の取組の方向性・課題 ○高等学校における発達障害のある生徒については、一般枠での就労のほか、いわゆる障害者手帳の取得による「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用枠」を利用した就労も考えられる。このため、高等学校側でこうした法制度面の対応についての理解を深めるとともに、それぞれに応じた適切な指導や支援を行うことが必要である。 ○現在、高等学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名、教職員研修の充実等を通じ、各高等学校の特別支援教育体制の整備を図るとともに、

頁	内容
	「個別的教育支援計画」の作成・活用により、生徒の実態や進路希望の的確な把握など、一人一人の将来の就労に向けた取組を進めつつあるところである。 ○発達障害のある生徒については、潜在的な就労能力や就労意欲はあるものの、実際の就労に結び付いていない場合も多く見受けられることから、高等学校と企業側との連携による実践的教育・実習等の実施を通じ、技術・技能の修得とともに、職業観・勤労観の醸成を図り、産業・社会を担う人材の育成を目指すことが重要である。 ○同時に、企業ニーズの多様化を踏まえ、企業が求める能力・特性と高等学校の指導内容がより一層適合するよう、高等学校側でも教育カリキュラムの工夫及びより柔軟な運用を図るべきである。 ○さらに、本人や保護者も企業就労の意欲はあるが、<u>ソーシャルスキルに関する指導等が必ずしも十分でないこともあり、実際の就労が困難な場合があるとの指摘がある。</u> また、発達障害のある生徒の中には、学力面での問題はないものの、<u>コミュニケーション能力、対人関係構築力などの社会生活上必要なスキルが身に付いていない場合があるとの指摘がある。</u> ○高等学校段階においては、生徒の社会生活や企業就労に向けた適応力を高める観点から、<u>特別支援学校のセンター的機能の活用や外部専門機関・専門家との連携等により、このような課題に対応した適切な指導や支援を行うことが重要である。</u> ○また、現在、文部科学省の「高等学校における発達障害支援モデル事業」を通じて、進路指導や自己理解に関する研究、ハローワークとの連携による就労支援の在り方等についての研究が実施されており、例えば以下のようなことが成果として挙げられている。 【高等学校における発達障害支援モデル事業における成果の事例（進路指導や自己理解）】 ・進路指導に結びつけたSSTについては、従来からの進路指導の要素を生かした実践を行い、一定の成果を挙げた。（静岡県立浜松大平台高等学校） ・1年次、あるいは<u>早期からのキャリア教育を充実させることにより、職業生活の準備を行うことが重要。</u>（大阪府立佐野工科高等学校、熊本県立芦北高等学校） ・<u>就労体験実習を実施することにより、職業適性の発見や自己理解の促進、一人ひとりの障害の状況に応じた支援や援助の在り方、実習授業等の成果測定や指導法の検証等、次のステップに向けた課題を多数見出すことができた。</u>（大阪府立佐野工科高等学校） ・進路実現を目指す支援の在り方を研究する中で、卒業後の進路を見据え、社会に出た際に不可欠となる「<u>コミュニケーション能力</u>」を高める取組に加えて、<u>就労体験を行ったことは、生徒の進路意識の高揚と進路先の決定につながった。</u>（熊本県立芦北高等学校） ・高等学校生である<u>彼らの気持ちを最優先にして取り組んだことで、当事者自身が「自分の特性を客観的に知る機会になった」「良いところ・優れたところを確認でき、自信が持てるようになった」「不得手なところを知り、生活の中で注意することが確認できた」</u>等と述べている。（京都府立朱雀高等学校）

頁	内容
17 頁	(平成 19～20 年度指定校報告書より) ○今後、その成果の全国的な普及を図る等により、各学校において、より充実した進路指導・就労支援が行われるよう、国をはじめとした関係機関が必要な支援を行うことが重要である。 ○このような発達障害のある生徒のためのキャリア教育や職業教育は、基本的にすべての高等学校において取り組む必要があるが、学校の状況によっては、例えば、普通科高等学校間や普通科・専門学科ないし総合学科のある高等学校間での学校間連携により、キャリア教育・職業教育に係る単位互換の取組を行うことについても検討すべきである。 (2) 特別支援学校のセンター的機能の活用 ○新しい高等学校学習指導要領において、特別支援学校等の助言・援助の活用について記述されたことを踏まえれば、<u>特別支援学校のセンター的機能を活用し、発達障害等のある生徒への就労に関する支援を行うことも有効と考えられる。</u> ○例えば、特別支援学校高等部での産業現場等における実習などの実践的プログラムを拡充・強化するとともに、これらを通じて獲得・蓄積されたノウハウや就労支援、職場開拓に関する取組情報等を、高等学校に在籍する発達障害のある生徒のために活用することが考えられる。また、高等学校在学中に特別支援学校の設備等を活用して、一定期間作業学習や実践的実習を行うことも考えられる。 ○こうしたプログラム・取組について、厚生労働省等の関係省庁・機関との連携の下、文部科学省の主導により、各地域や学校の多様なニーズを踏まえた取組の支援・促進を図ることも重要である。
17 頁－18 頁	(3) 就労・進学等に係る情報提供や関係機関との連携 ○高等学校における職業教育の一環として、企業等での就業体験活動を行う場合があるが、受け入れ企業側からは、複数の学校からそれぞれバラバラに要望があり対応が困難となる場合があるため、例えば地元経済団体や商工会議所等と教育委員会間での連携・調整を行うべきとの声がある。 ○このため、例えば教育委員会において、発達障害を含めた障害のある生徒の職業教育や就労について学校・企業間の橋渡しを行う人材を一定のエリア毎に配置し、厚生労働省関係の障害者就労支援スタッフとの連携・協調の下に、必要な連絡・調整を行うことが考えられる。その際、当該人材は、前述の特別支援学校のセンター的機能の活用の観点からは、高等学校のみならず特別支援学校高等部の就労支援についても、各々の学校の進路指導・就労支援担当者との連携の下に対応していくことが望ましい。 ○なお、発達障害のある生徒の大学等への進学についても、高等学校は、生徒一人一人の特性等を踏まえつつ、将来の自立と社会参加に向けた観点からの指導・助言を行うことが必要である。その際、大学においても、<u>発達障害等のある学生への支援等の検討・準備が進んでいることから、高等学校の進路指導担当者は大学等と連携しつつ、大学等において受けることができる支援等に関する情報提供を行うことが求められる。</u>

頁	内容
18 頁	(4) 卒業後の就労支援の在り方 ○現在、企業の採用時期が4月に限らず年間を通じて行われる現状を踏まえれば、卒業後においても一定期間、就労に向けた支援を継続する仕組みを検討すべきである。 その際、教育委員会や学校においては、在学中の生徒に対し必要な指導や支援を行うことを前提としつつ、卒業生に対しても、就職先が決定していない者や就労の継続・定着に相応の困難を抱える者について、情報提供や相談先の紹介など可能な範囲において支援を行うことが期待される。

2. 中央教育審議会（2011）「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」

* 資料から一部抜粋。下線は著者による

頁	内容
28 頁	第2章 発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実方策 ●各学校段階におけるキャリア教育の推進のポイントは次のとおりである。 ◇中学校 自らの役割や将来の生き方・働き方等を考えさせ、目標を立てて計画的に取り組む態度を育成し、進路の選択・決定に導く。 ◇後期中等教育 生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を育成し、これを通じて勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立する。 ◇特別支援教育 個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で行う。 ◇高等教育 後期中等教育修了までを基礎に、学校から社会・職業への移行を見据え、教育課程の内外での学習や活動を通じ、教育全般で充実する。
41 頁	3. 各学校段階における推進のポイント ④特別支援教育 ○特別支援教育は、発達障害を含め障害のある児童生徒に対し、その自立や社会参加に向けて持てる力を伸ばすという観点から、適切な指導及び必要な支援を行うものである。障害のある児童生徒については、先述の各学校段階において示した考え方に加え、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育を行うことが重要である。 ○障害のある児童生徒については、自己の抱える学習や社会生活上の困難について総合的に適切な認識・理解を深め、困難さを乗り越えるための能力や対処方法を身に付けるとともに、<u>職業適性を幅広く切り開くことができるよう、個々の特性・ニーズにきめ細かく対応し、職場体験活動の機会の拡大や体系的なソーシャルスキルトレーニングの導入等、適切な指導や支援を行うことが必要である。</u> ○その際、学校は、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携により作成した個別的教育支援計画を活用して、生徒や保護者の希望も尊重しながら、<u>生徒が主体的に自らの進路を選択・決定できるよう、適切な時期に必要な情報を提供するなど、進路指導の充実に努めることが重要である。</u>

頁	内容
45 頁－46 頁	第3章 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策 2. 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の基本的な考え方 ○後期中等教育を修了する者の主な年齢である18歳という時期は、未成年ではあるものの、社会人・職業人としての自立が迫られる時期である。このため、後期中等教育修了までに、<u>生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身に付けさせ、これらの育成を通じて、価値観、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立させることを、キャリア教育の視点から見た場合の目標として設定し、キャリア教育の取組を一層充実することが重要である。</u> 一方、職業の多様化等に伴い、生徒のキャリア形成に関する環境や意識等の多様化も進んでおり、一人一人の状況に応じた対応にも配慮することが必要である。 ○また、後期中等教育における職業教育は、専門的な知識、技能、能力や態度を育成し、社会に生き社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観等を醸成し、豊かな人間性を養うことなどにも配慮した教育により、職業へ円滑に移行する準備を行うという面とともに、専門的な知識・技能の高度化に対応した教育により、新たな職業への就職や高等教育機関への進学も含め自己の将来の可能性を広げていくことができるという面からも、その重要性は依然として高い。 このため、専門教育や職業・实际生活に必要な能力の育成が始まる後期中等教育においては、キャリア教育の視点だけではなく、専門的な知識、技能、能力や態度を育成し、職業へ円滑に移行する準備及び自己の将来の可能性を広げていくことができる職業教育の充実を図ることが重要である。 この職業教育の重要性にかんがみれば、地方公共団体が進めている公立高等学校の再編において、専門学科が統合や縮小等の対象となる傾向にある状況について、地方公共団体は、地域の特色をいかしつつ、職業教育の充実の観点にも改めて留意し考えることが必要である。 また、国や地方公共団体は、職業教育の重要性やその魅力について、今後とも機会をとらえて、中学生や保護者等に対し、積極的に情報提供や意識啓発を行っていくことが必要である。 ○このように、後期中等教育は、<u>個性や義務教育で培った能力や態度を更に伸長させるとともに、学校から社会・職業への移行の準備段階として専門性の基礎を育成する段階であり、高度な普通教育及び専門教育を施すこととする高等学校の目的や、職業若しくは实际生活に必要な能力の育成、教養の向上を図ることとする専修学校高等課程の目的を踏まえれば、キャリア教育と職業教育の双方の充実が必要である。</u> ○発達障害を含め障害のある生徒については、<u>自己の抱える学習や社会生活上の困難について総合的に適切な理解を深め、職業適性や困難さを乗り越えるための対処方法を身に付け、自立と社会参加に向けて持てる力を伸ばすことができるよう、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育・職業教育の推進を図ることが重要である。</u>

3. 文部科学省（2019）「「キャリア・パスポート」の様式例と指導上の留意事項」

* 資料から一部抜粋。下線は著者による

頁	内容
(頁記載なし)	5 内容 (8) 通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒については、<u>児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて指導すること。また、障害のある児童生徒の将来の進路については、幅の広い選択の可能性があることから、指導者が障害者雇用を含めた障害のある人の就労について理解するとともに、必要に応じて、労働部局や福祉部局と連携して取り組むこと</u> (9) 特別支援学校においては、<u>個別の教育支援計画や個別の指導計画等により「キャリア・パスポート」の目的に迫ることができると考えられる場合は、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた取組や適切な内容とすること</u> 6 指導上の留意点と管理 ・特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒等、特に特別な配慮を要する児童生徒については、<u>個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた記録や蓄積となるようにすること</u>

4. 文部科学省（2022）「「キャリア・パスポート」Q&Aについて（令和4年3月改訂）」

* 資料から一部抜粋。下線は著者による

頁	内容
(頁記載なし)	問4 特別支援学校及び特別支援学級では、「キャリア・パスポート」の作成に際して、どのような点に配慮すればよいでしょうか。 (答) 1. <u>特別支援学校及び特別支援学級においても、小・中・高等学校と同様、学習指導要領に従い、「キャリア・パスポート」の活用に取り組んでいただく必要がありますが、例えば、児童生徒の障害の状態や特性等により、児童生徒自らが活動を記録することが困難な場合などにおいては、「キャリア・パスポート」の目的に迫る観点から、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた取組や適切な内容を個別の教育支援計画や個別の指導計画に記載することをもって「キャリア・パスポート」の活用に代えることも可能としています。</u> 2. <u>したがって個別の教育支援計画や個別の指導計画が作成されていることのみをもって、「キャリア・パスポート」の活用に代えるということではなく、あくまでも、その内容が「キャリア・パスポート」の目的に沿っているかどうか</u>に留意いただくことが重要となります。

5. 中央教育審議会（2012）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

* 資料から一部抜粋。下線は著者による

頁	内容
(頁記載なし)	(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (エ) 高等学校における特別支援教育 ・ 高等学校における特別支援教育体制の充実強化 ・ 発達障害のある生徒への指導・支援の充実 ・ 高等学校入学者選抜における配慮や支援 ・ <u>キャリア教育・就労支援</u> (3) 一貫した支援の仕組み ①「相談支援ファイル」や個別の教育支援計画の活用等 ○特別支援学校では、個別の教育支援計画を活用し、幼稚園・小学部・中学部・高等部で一貫性のあるキャリア教育を推進し、卒業後の継続した支援を行っている。また、進路指導において、子どもが自分の進路計画を自ら作っていくというような取組も始まっている。これらの取組を一層発展させるとともに、<u>特別支援学校以外の障害のある子どもにも広げていくことが望ましい。</u> ○望ましい自立と社会参加のための教育という意味で、キャリア教育と特別支援教育の考え方には共通するものがある。社会環境の変化が大きくなっていく中、特別支援学校や特別支援学級で行われてきている自立支援、職業教育や職場体験を更に発展させ、進化させていくべきである。 ⑧一貫した支援のための留意事項 ○高等学校については、入学者選抜が行われており、障害の状態等に応じて適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して、一層の配慮を行うとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ることが必要である。また、自立と社会参加に向け、障害のある生徒に対するキャリア教育や就労支援の充実を図っていくことが重要である。

6. 文部科学省（2021）「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」

* 資料から一部抜粋。下線は著者による

頁	内容
12 頁－13 頁	(発達障害等のある生徒への支援) ○高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、<u>個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。</u>そのため、小中学校で特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画等を活用し高等学校に適切に引き継ぎ、高等学校においても生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて合理的配慮の提供等が更に充実して行われる必要がある。 また、多様な生徒が一般的な教養を高め、専門的な知識及び技能等を習得し、生徒の能力や適性に応じた大学等への進学や就労が可能になるよう、生徒自身の進路に対するニーズや学習の状況に応じて、より多様なコース制を導入して

頁	内容
	選択できるようにしたり、教科・科目を設定して選択できるようにしたりするなどの取組が期待される。その際、高等学校から大学等への進学や就労する場合にも、適切な引継ぎや連携がなされることが重要である。 なお、言うまでもなく、こうした引継ぎを円滑に行うためには、義務教育段階から学校と保護者が情報共有を行い、学校段階を超えた切れ目ない引継ぎの重要性に関する理解を深めることが重要である。 ○高等学校は、通級による指導が開始されて間もないため、教師が発達障害等のある生徒の指導について十分な知識や経験がない場合もある。また、発達障害等のある生徒については、<u>一般枠での就労のほか、障害者手帳の取得によるいわゆる障害者雇用枠を利用した就労も考えられるため、こうした制度面の対応についての理解や、それぞれに応じた適切な指導や支援を行うことが必要である。</u>こうした場合、特別支援学校の有する自立活動の指導のノウハウや、障害のある生徒の就職等に関する知見が活用され、それぞれの生徒に応じた適切な指導及び必要な支援が充実して行われるよう、高等学校が特別支援学校との連携を強化することが重要である。 ○発達障害等のある生徒の中には、<u>大学進学や企業に就職するものの、環境に馴染むことが難しかったり、周りとの関係構築がうまくいかなかったりして、中途退学や退職し、そのまま社会から孤立してしまう場合もある。</u>高等学校段階で、<u>通級による指導などを通し、自分の得意なことや苦手なことなどの自己理解を促し、対処法を学びながら自信を高めるような指導や支援の充実が必要である。</u>通級による指導などの実施においては、本人や保護者も含めた関係者に対して、こうした卒業後を見据えた視点も大切にする指導の意義について共通理解を図ることも重要である。このような視点からも、卒業後の進路先に対し、生徒に必要な支援の内容や環境整備についての情報が適切に引き継がれるように、関係機関との連携促進も必要である。 さらに、<u>本人や保護者が障害の可能性に気が付いていない場合もあることから、気になる生徒の実態把握を行い、本人等の意向も踏まえつつ、卒業後を見据えた適切な指導や必要な支援を実施していくための支援体制の構築も重要である。</u>

7. 文部科学省 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会（2023）通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告

* 資料から一部抜粋。下線は著者による

頁	内容
27 頁	○ 本報告は、障害者権利委員会の勧告の趣旨を踏まえ、取りまとめを行ったところであるが、引き続き、インクルーシブ教育システムの理念の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶための条件整備を進めるとともに、障害のある児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに柔軟に対応し、障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの創設に向けた取組に期待したい。 ○ また、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関

頁	内容
28 頁	する調査結果」を受け、本検討会議においては、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒に対する支援のため、校内委員会の機能強化等の具体的な方向性を示したところである。<u>各学校等においては、全ての学級に、これらの児童生徒が在籍している可能性があることを前提として、校長のリーダーシップの下に、教職員等が一丸となって、早急に、校内支援体制の一層の充実を図ることを求めたい。</u> ○ さらには、通常の学級には、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒以外にも、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱などの在籍者数の少ない障害のある児童生徒も同様に支援を求めている実態があることに留意し、これらの児童生徒に対してもこれまで以上に目を向け、通級による指導等の支援の充実を図ることを求める。 ○ これらの特別な教育的支援を必要としている児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の充実を図るためには、<u>校長をはじめとする教職員及び、障害のない児童生徒に対し、障害の特性等に関する理解を深める障害者理解教育の取組を進めることが重要である。障害のある児童生徒が特別な存在ではなく、当たり前で共存し、通級による指導などの特別な支援も、特別でないと受け止められる環境の醸成が求められる。</u> ○ あわせて、通級による指導を担当する教師の専門性や通常の学級担任等、教師の指導力を向上させることも重要である。そのため、各教育委員会等におかれては、令和4年3月検討会議報告で示された方向性の取組について、令和6年度からの実現に向けて一層の促進を求めたい。 ○ また、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく変化しており、障害者の雇用環境も国内外を問わず多様化している。このような社会の変化に対応するためにも、<u>障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進や、ひいては大学等における円滑な支援につなげていくことが重要となる。</u>
28 頁－29 頁	○ 国においては、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めることが必要である。加えて、本報告に示した具体的な方向性を踏まえ、その実現を図るべく関連施策等の充実に努めるとともに、各自治体や学校における取組については、必要な助言等を行いつつ、その進捗状況等についてフォローアップを行っていくことを強く求める。

執筆担当者

執筆者	執筆箇所
伊藤 由美（研究代表）	第1章 予備的インタビュー調査 第2章 質問紙調査 第3章 障害のある生徒の進路指導に関わる資料
榎本 容子（研究副代表・質問紙調査主担当）	第1章 予備的インタビュー調査 註 第2章 質問紙調査 第3章 障害のある生徒の進路指導に関わる資料
小澤 至賢（研究副代表・インタビュー調査主担当）	第1章 予備的インタビュー調査
相田 泰宏	第3章 障害のある生徒の進路指導に関わる資料

おわりに

本資料集は、高等学校における障害のある生徒に対する進路指導に関する基礎資料として、高等学校を対象として実施した予備的インタビュー調査の結果のほか、高等学校、進路先並びに連携先を対象として実施した質問紙調査の結果から、障害種全体のデータや障害種別のデータを精選し、まとめています。

研究を通し得られた多くのデータは、調査にご協力いただいた学校、企業、機関における実態と併せて、障害のある生徒の進路指導に関わっている方々の声が反映されたものであると考えます。

そのため、できるだけデータを生かしたいと考え、報告書、資料集、ガイドブックと掲載する内容や目的を変えて整理し、まとめることとしました。

それぞれに掲載する内容が異なることから、高等学校の進路指導担当者をはじめ、障害のある生徒に関わる先生方には、ぜひ、3冊を併せて読んでいただくことで研究の成果をご活用いただけたら幸いです。

研究代表者 インクルーシブ教育システム推進センター
総括研究員 伊藤由美

資料

1. 高等学校調査 予備的インタビューガイド	・ ・ ・ ・ ・	200
2. 進路先調査 調査票	・ ・ ・ ・ ・	204
3. 高等学校調査 はがき調査票	・ ・ ・ ・ ・	226
4. 高等学校調査 調査票	・ ・ ・ ・ ・	229
5. 連携先調査 調査票	・ ・ ・ ・ ・	236

1. 高等学校調査 予備的インタビューガイド

重点課題研究（進路指導）高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と
連携の進め方等に関する研究
「高等学校における障害のある生徒の進路指導をめぐる現状に関する予備的インタビュー調査」
インタビューガイド

【訪問日】令和3年 月 日()時間: : ~ :

【学校名】

【対象者】

【記録者】

1. インタビュー調査基礎情報について

(1) インタビュー先の学校の特徴

・学校の特徴についてお聞きます。まずは、貴校の課程について教えてください。「その他」を選択した場合、具体的に教えてください。次に学科について教えてください。最後に貴校の特徴について教えてください。

①課程 ☐全日制 ☐通信制 ☐定時制 ☐単位制 ☐その他()

②学科 ☐普通科 ☐専門学科・職業学科 ☐総合学科 ☐その他()

③備考

(2) インタビュー対象者について

・インタビューの対象者の方についてお聞きます。まずは、教員となられてから何年目になりますか。ただし、非常勤講師の期間を除きます。次に校務分掌等について教えてください。

その他を選択した場合、具体的に教えてください。最後にインタビューの対象者となられた方の現在の役割について具体的に教えてください。

①教職経験年数()年目

②校務分掌等 ☐進路指導担当 ☐特別支援教育コーディネーター ☐学級担任 ☐その他()

③備考

2. 障害のある生徒の進路指導における学校としての課題と対応策

・障害のある生徒の進路指導における学校としての課題と対応策についてお聞きます。なお、「障害のある生徒」は、障害者手帳や診断がなくても先生方が障害のある生徒として認識している生徒を指しています。

(1) 障害のある生徒の進路指導における学校としての課題

・障害のある生徒の進路指導における学校としての課題について教えてください。

(2) 障害のある生徒の進路指導における学校としての課題への対応策

・その課題への対応策について教えてください。

(3) 障害のある生徒の進路指導における関係機関等(保護者含む)との連携の状況

・障害のある生徒の進路指導における関係機関等(保護者含む)との連携は、どのように行われていますか。学校全体の状況を教えてください。

(4)障害のある生徒の卒業後の状況を学校として把握する方法

- ・障害のある生徒の卒業後の状況を学校として把握していますか。把握していませんか。把握している場合、その方法について教えてください。

3. 障害のある生徒の事例(特徴的な事例をピックアップ):進路指導に関することに特化する

- ・障害のある生徒の事例についてお聞きします。特徴的な事例を数ケースピックアップして教えてください。

(1)障害のある生徒の実態

- ・障害のある生徒の実態についてお聞きします。

①□在学中、□卒業後

- ・その生徒さんは、現在、在学中ですか、卒業されていますか。

②進路の方向性(または進路先):□進学、□就職(インターンシップ:□有、□無)

- ・(在学中の場合)その生徒さんは、進学を希望していますか。就職を希望していますか。就職を希望している場合は、インターンシップの有無を教えてください。
- ・(卒業後の場合)その生徒さんは、進学したケースですか。就職したケースですか。就職したケースの場合はインターンシップの有無についても教えてください。

③手帳:□有、□無、診断:□有、□無

- ・その生徒さんの障害者手帳の有無や診断の有無について教えてください。また、日本語習得についての課題もありますか。

④教育歴(通級による指導を受けているか等)

- ・その生徒さんのこれまでの通級による指導などの教育歴について、分かる範囲で教えてください。また、現在、通級による指導を受けていますか。

⑤入学時の引継ぎの状況

- ・その生徒さんは、中学校から進学する際にどのような引継ぎが行われましたか。

⑥具体的な様子

- ・その生徒さんの特徴について、教えてください。

(2)その生徒への進路指導における課題

- ・その生徒さんへの進路指導における課題を教えてください。

(3)その生徒への進路指導における課題への対応策

- ・その課題への対応策を教えてください。

(4)その生徒への進路指導における関係機関等(保護者含む)との連携の状況

- ・その生徒さんへの進路指導における関係機関等(保護者含む)との連携は、どのように行われていますか。

4. 今後の展望

(1)現在の進路指導の充実に向けた今後の方向性

- ・現在の進路指導の充実に向けた今後の方向性について教えてください。今後、進路指導がこうなったらいいなどと思うことを自由にお答えください。

(2)卒業後の障害のある生徒への支援の方向性

- ・卒業後の障害のある生徒への支援の方向性について教えてください。今後、卒業後の障害のある生徒への支援がこうなったらいいなどと思うことを自由にお答えください。

質問は以上となります。ご協力ありがとうございました。

2. 進路先調査 調査票

(1) 発達障害等のある生徒の進路先（大学）に対する調査

(2) 発達障害等のある生徒の進路先（企業）に対する調査

高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究

「発達障害等のある生徒の進路先(大学)に対する調査」へのご協力をお願い

調査の目的

高等学校に在籍していた発達障害等のある生徒の卒業後の進路先となる「大学や企業における支援の状況と課題」、また、課題解決に向け、「大学や企業が高等学校に期待する進路指導の取組」について把握することを目的としています。このうち、本調査票は、大学を対象としたものになります。

調査結果は、発達障害等のある生徒の進路指導に役立てる資料となるよう活用させていただきます。

回答をお願いしたい方

本調査は、貴学の障害学生支援室、学生相談室、キャリアセンターといった、障害やその疑いのある学生の支援を行っている部署に回答をお願いしています(調査用紙は各部署に送付しています)。本調査への回答につきましては、各部署で最も実態を把握している方1名をお願いいたします。

調査の倫理的配慮について

- (1)本調査の回答は任意です。設問をご一読の上、調査協力についてご検討ください。
- (2)本調査は発達障害等のある生徒の進路指導と連携の進め方を検討するため、進学先の状況を把握するものであり、大学の取組を評価することを目的に実施するものではありません。
- (3)本調査では、自由記述欄を設けておりますが、個人情報を探ねるものではありません。ご記入に当たっては個人情報を含まないように、ご留意いただけますと幸いです。
- (4)本調査の実施に当たっては、守秘義務を厳守いたします。また、回答データは当研究所の規定に基づいて適切に管理・破棄します。
- (5)本調査の成果は報告書として公表すると共に、学会等でも公表を予定していますが、回答データは統計的に処理しますので、機関や回答事例の特定につながる公表は行いません。
- (6)調査協力は自由意思によるもので、途中で回答をやめることもできます。また、回答されなくても不利益が生じることはありません。調査票の回答及び返送(送信)をもって、調査への同意を得たものと致します。

本調査における障害の定義

本調査における障害の定義については、調査票の最後のページに示しております。回答の際にご参照ください。

回答・返送について *可能な範囲でのご回答・返送でも結構です。何卒ご意見をお聞かせください。

令和4(2022)年1月31日(月)までに、同封の返信用封筒にて返信、もしくは次の URL からご回答願います。 http://www.nise.go.jp/nc/study/intro_res/j_survey6

問い合わせ先: 調査についてご不明なことがありましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 重点課題研究進路チーム

担 当: 伊藤、榎本、坂本(3名で対応) メールアドレス: j-shinro-r@nise.go.jp

1. 貴学、貴部署、ご回答者についてお尋ねします。

設問1は全ての方にご回答をお願いします。

(1)～(4)は貴学について、(5)～(8)は貴部署について、(9)～(11)はご回答者についておたずねします。

【大学について】

(1) 設置形態をお答えください（1つ選び数字に○をつけてください。）

1	国立	2	公立	3	私立
---	----	---	----	---	----

(2) 該当する課程の有無をお答えください（1と2については、両方とも該当する場合は、両方に○をつけてください。）

1	特別支援学校教諭免許状を取得するための課程を有する	2	社会福祉関係資格（社会福祉士、精神保健福祉士）を取得するための課程を有する	3	どちらの課程も有していない
---	---------------------------	---	---------------------------------------	---	---------------

(3) 前年度の卒業生数（1つ選び数字に○をつけてください。）

1	200 人未満	2	200～499 人	3	500～999 人
4	1,000～1,999 人	5	2,000 人以上		

(4) 障害のある学生の支援を行っている部署等（該当する全ての数字に○をつけてください。「その他」の場合は○をつけたうえで、その内容をご記入ください。）

1	障害学生支援室	2	学生相談室	3	キャリアセンター
4	保健管理センター	5	学務課	6	教員や職員が個別に実施
7	1から4を含む総合的なセンターを設置	8	その他:		

【貴部署について】

(5) 回答者が支援を行っている部署（該当するものを1つ選び数字に○をつけてください。「その他」の場合は○をつけたうえで、その内容をご記入ください。）

1	障害学生支援室	2	学生相談室	3	キャリアセンター	4	その他:
---	---------	---	-------	---	----------	---	------

(6) 貴部署で約3年間(令和元年度～現在まで)に支援していたことがある障害のある学生(診断・判定あり)の障害種について、該当する全ての数字に○をつけてください。

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	LD	7	ADHD	8	ASD	9	精神障害	10	なし

(7) 貴部署で約3年間(令和元年度～現在まで)に支援していたことがある学生のうち、診断・判定は確認していないが、障害が疑われた学生の有無と障害特性について、巻末の障害の定義を参照の上、該当する全ての数字に○をつけてください。

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	LD	7	ADHD	8	ASD	9	精神障害	10	なし

(8) 貴部署と高等学校及び高等学校以外(特別支援学校)との連携について、1)実績のあるものを全て選び数字に

○をつけてください。「その他」の場合は○をつけたうえで、その内容をご記入ください。そのうえで、2)連携実績がある内容について、該当する障害種全てに○をつけてください。なお、判断に迷う場合は巻末の定義をご参照ください。

※視覚障害→視、聴覚障害→聴、肢体不自由→肢、病弱・虚弱→病、知的障害→知、発達障害→発、精神障害→精

高等学校と連携実績のある学生の障害種								
連携の内容		障害種(回答欄)						
1	個別の教育支援計画の引継ぎ	視	聴	肢	病	知	発	精
2	入学前に高等学校から支援に関する文書での申し送り	視	聴	肢	病	知	発	精
3	入学前に高等学校からの支援に関する口頭での申し送り	視	聴	肢	病	知	発	精
4	大学入試での配慮に関する相談	視	聴	肢	病	知	発	精
5	入学後に大学から高等学校への情報提供の依頼	視	聴	肢	病	知	発	精
6	実施していない							
7	その他:							

特別支援学校と連携実績のある学生の障害種								
連携の内容		障害種(回答欄)						
1	個別の教育支援計画の引継ぎ	視	聴	肢	病	知	発	精
2	入学前に特別支援学校から支援に関する文書での申し送り	視	聴	肢	病	知	発	精
3	入学前に特別支援学校からの支援に関する口頭での申し送り	視	聴	肢	病	知	発	精
4	大学入試での配慮に関する相談	視	聴	肢	病	知	発	精
5	入学後に大学から特別支援学校への情報提供の依頼	視	聴	肢	病	知	発	精
6	大学では実施していない							
7	その他:							

【ご回答者について】

(9) 回答者ご自身が直接的な支援を行った経験の「ある」障害のある学生の障害種をお答えください。(該当する障害種を全て選び数字に○をつけてください。)

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	LD	7	ADHD	8	ASD	9	精神障害	10	なし

(10) 「ある」と回答した方は、現所属での障害のある学生への支援経験年数と、現所属以外の経験も含めた支援経験年数を数字でお答えください。(令和3年12月1日現在の状況をお書きください。)

現所属での支援経験年数		年		ヶ月
現所属以外の経験を含む支援経験年数		年		ヶ月

(11) これまでに障害児・者への支援について知識を身につけた機会についてお答えください。

1	大学等の授業	2	研修の受講	3	書籍	4	前所属機関での経験	5	同僚等によるアドバイス
6	その他:								

2. 障害のある学生の状況と貴部署で実施した支援・配慮についてお尋ねします。

設問2は、設問1－(9)で障害のある学生に対して直接的な支援の経験があると回答した方(いずれかの障害種に○をつけた方)にご回答をお願いします。

約3年間(令和元年度～現在)に、貴部署で支援を行った障害があるもしくは疑いのある学生のうち、学生生活への適応の困難度が高い、もしくは、高かった**任意の1名**(現在休学中の方や既に退学した人でも構いません。)を選び、以下の質問にお答えください。なお、発達障害のある学生とその他の障害のある学生の複数名が想起された場合には、発達障害の事例についてご回答ください

*事例の重複を避けるため、例えば、障害学生支援室で支援を受けている学生の場合、他の部署(キャリアセンター等)でも支援を受けていると思われる事例は、可能な限り避けていただきますようお願いいたします。

- (1) 選んだ学生の障害種（診断・判定がない場合は、巻末の定義を参照の上、障害特性に近いものをお答えください。）について、該当するものを選び数字に○をつけてください。

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	LD	7	ADHD	8	ASD	9	精神障害		

- (2) 選んだ学生の入学前の学校種を選び数字に○をつけてください。

1	高等学校	2	特別支援学校高等部	3	高等専門学校
4	その他:	5	把握していない		

- (3) 選んだ学生が貴部署の利用につながった年次について、該当するものを1つ選び数字に○をつけてください。

1	1年次	2	2年次	3	3年次	4	4年次	5	把握していない
---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	---------

- (4) 選んだ学生の発達障害の診断・判定の有無、障害者手帳の取得状況および、本人の障害特性への気づきの有無について、該当するものを1つ選び数字に○をつけてください。「その他」の場合は○をつけたうえで、その内容をご記入ください。なお、1に○をつけた場合、手帳の種類は、該当する全てに○をつけてください。

1	診断・判定あり／手帳あり	2	診断・判定あり／手帳なし
	手帳の種類 [①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳 ④ わからない]		
3	診断・判定なし／本人の障害特性への気づきあり	4	診断・判定なし／本人の障害特性への気づきなし
5	その他：		

- (5) 選んだ学生について、どの程度学校生活に「**適応の困難さ**」が生じていたか教えてください。非常に適応が困難な状況を「5」、あまり適応が困難でない状況を「1」とし、5段階でお答えください。（あてはまるものを1つ選び数字に○をつけてください。）

適応の困難度が高い ←				→ 適応の困難度が低い
5	4	3	2	1

(6) 選んだ学生に生じた「**困難の状態像**」として、以下の①～⑯の項目について、回答者から見て最も近いと思われる状態をお答えください。 回答は、「4 かなりあてはまる」「3 あてはまる」「2 ややあてはまる」「1 あてはまらない」「X 把握していない」の中から、1つ選び数字または記号(X)に○をつけてください。(※状態像に変遷があった場合は、最も支援が必要であった時期を思い浮かべてお答えください。)

また、4～2と回答した項目については、貴学で支援・配慮を行った実績があれば[A 欄]に、支援機関や家族が支援・配慮を行っているという情報を把握していれば[B欄]に、それぞれ○をつけてください。

困難の状態像 例示		状態像の該当の程度		支援・配慮の実施	
		かなりあてはまる ←→ あてはまらない 	把握していない	A 貴学	B 機関・家族
①	基本的な自己管理(日常生活や大学生活上の管理)をすることが難しい 健康管理ができない。生活リズムが管理できない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
②	身だしなみを整えたり、場や状況に合った服装をしたりすることが難しい TPO に応じた対応が難しい。清潔を保ち、身だしなみを整えることが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	X		
③	公共機関を一人で利用することが難しい バスや電車の乗り方が分からない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
④	制度を理解し申請の手続きをすることが難しい 人に尋ねたりして手続きや申請を行うことができない(履修届など)。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑤	期待される対人マナーやルールを守ることが難しい 対人マナーやルールが守れない。場にふさわしい言動ができない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑥	自分の特性を理解し概ね適切な自己評価をすることが難しい 自分の障害や症状を理解できていない。自己評価と現状の差が大きい。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑦	忍耐力が乏しい 上手くいかないことがあると諦めてしまい、取り組み続けることができない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑧	メンタルの安定やストレスの解消方法を身につけることが難しい ストレスを感じやすく、影響を受けやすい。対人関係に不安がある。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑨	計画的に行動することが難しい 見通しを立てて行動できない。必要に応じて情報を取捨選択できない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑩	人間関係を築き、チームで活動することが難しい 同年代の仲間や年上の人(教員等)と人間関係を構築・維持できない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑪	相手の意図を正しく理解することが難しい 具体的な内容でないと理解できない。相手の意図を推測することができない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑫	自分の意志や考えを伝えることが難しい 相手に分かるように説明できない。報告・連絡・相談ができない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑬	他者の意見や指摘を受け入れることが難しい 指摘に対して言い訳や正当化する。意見を素直に受け取れない。	4 - 3 - 2 - 1	X		

困難の状態像 例示		状態像の該当の程度		支援・配慮 の実施	
		かなりあてはまる ←→ あてはまらない 	把握して いない	A 貴学	B 機関・ 家族
⑭	他者とストレスなく過ごすことが難しい 課業外の時間に周囲とのコミュニケーションがうまくとれない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑮	他者に協力を求めたり働きかけたりすることが難しい 一人でやりきれない課題でも他人に協力を依頼できない。(レポートなど)	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑯	ルールを理解し守ることが難しい 連絡なく遅刻や欠席をする。教室や食堂の使い方のルールが守れない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑰	期待された通り作業や課題に取り組むことが難しい 未経験の事に取り組めない。提出物を期日までに提出できない(レポートなど)。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑱	順序だてて作業や課題に取り組むことが難しい 複数の課題があるときに優先順位がつけられない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑲	指定された時間内に作業や課題を終えることが難しい 集中困難がある。気になることがあると課題に向き合えなくなる。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑳	正確に作業や課題を遂行することが難しい 間違いがあっても気づけない(レポートなど)。	4 - 3 - 2 - 1	X		
㉑	一人で作業や課題に取り組むことが難しい 理解の困難さ、不器用などの理由で補助なしの課題遂行が困難。	4 - 3 - 2 - 1	X		
㉒	臨機応変に対応することが難しい 課題の内容や締切日の変更など、状況の変化に対応ができない(レポートなど)。	4 - 3 - 2 - 1	X		
㉓	自己の立場や役割を理解して行動することが難しい 自分に求められている役割を意識して行動することができない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
㉔	主体的に行動することが難しい 自分の知らない事に対して自ら尋ねたり調べたりすることができない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
㉕	物事の本質や原因を理解した上で課題に取り組むことが難しい 求められている課題の本質を理解して取り組むことが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	X		
㉖	物事を前向きに考え取り組むことが難しい 未経験のことを成長のチャンスと考えて挑戦することが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	X		
㉗	新たな発想を実現させるための方法を考え、取り組むことが難しい 身の回りの問題について自分なりの考えを持って行動することが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	X		
㉘	自分の能力向上を目指して取り組むことが難しい 成長を目指して新しいことに取り組むことがない。自己研鑽への動機づけが弱い。	4 - 3 - 2 - 1	X		
㉙	自分のキャリア形成について選択・決定することが難しい 将来設計がもてない。適切な求職活動ができない。	4 - 3 - 2 - 1	X		

(7) (6)①～②「支援・配慮の実施」で「A 貴学」で実施したものに○をつけたものから1つ選び(番号を欄に記入)

具体的な支援・配慮の概要をご回答ください。

番号	具体的な指導支援 (例) 学生の申し出を受け、合理的配慮の必要性を教員に伝えた。学生チューターを付けた。カウンセリングを行った。

(8) 選んだ学生について、本人の困難さが生じた背景要因の可能性として考えられるものがあれば、該当する全ての数字に○をつけてください。

1	進学前の学校から情報の引継ぎが十分でなかった	2	支援機関の理解や支援が十分でなかった
3	保護者の理解や支援が十分でなかった	4	大学教員の理解や支援が十分でなかった
5	事務職員の理解や支援が十分でなかった	6	友人関係や交際相手の間でトラブルがあった
7	本人自身の理解が十分でなかった	8	考えられる課題はない
9	入学前までの支援が十分でなかった		
10	その他(差し支えなければその内容をご記入ください)		

(9) 選んだ学生の「現在の状況」について、該当するものを1つ選び数字に○をつけてください。

1	支援を受けながら学生生活を継続している	2	支援を終了し学生生活を継続している
3	休学中である	4	退学した
5	把握していない		
6	その他(差し支えなければその内容をご記入ください)		

(10) 選んだ学生は、以下の①から⑤の項目について、高等学校段階(後期中等教育段階)までにどの程度支援が必要だったと考えますか。(該当するものを1つ選び数字に○をつけてください。)

	かなり必要	必要	やや必要	必要とはいえない
①作業遂行に関する力を高める支援	4	3	2	1
②対人コミュニケーション力を高める支援	4	3	2	1
③基本的な生活力をつける支援	4	3	2	1
④自己理解を促す支援(障害理解を含む)	4	3	2	1
⑤メンタルの安定(ストレスの解消を含む)	4	3	2	1

3. 高等学校における進路指導への期待についてお尋ねします。(自由記述)

設問3は全ての方にご回答をお願いします。

現在、高等学校には障害のある生徒が在籍していますが、特別支援学校と高等学校では進路指導の状況が異なり、特に高等学校においては、障害のある生徒への進路指導の実績が少ない現状です。そのため、進路先がどのようなことを求めているのかを進路指導担当者が十分に把握できていないことが課題となっています。そこで、高等学校における、(1)障害のある生徒の進路指導に関する支援(本人の支援のほか、進路先や関係機関、保護者等との連携を含む)や、(2)高等学校から大学への引継ぎ(大学が求める情報、期待する申し送り方、連絡窓口となる部署の情報提供等)について期待することがありましたら、具体的な内容をお書きください。

回答は、①発達障害と②発達障害以外の障害に分けてご回答ください。

②の発達障害以外の障害については、障害種と併せてお答えください(例:○○障害については○○を期待する)。

	① 発達障害	② 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、知的障害、精神障害 ※障害種と併せてお答えください
(1) 進路指導への期待		
(2) 大学への引継ぎへの期待		

4. その他

設問4は全ての方にご回答をお願いします。

本調査の結果と進路先機関(大学・企業)担当者へのヒアリングを基に、高等学校における発達障害等のある生徒の進路指導に役立ててもらうための実践ガイドを作成する予定です。そこで、今後ヒアリング調査にご協力いただけるかどうかおたずねいたします。ご協力いただける場合には、担当者様の連絡先もお知らせください。

(1) ヒアリング調査の協力について

1	協力できる	2	協力は難しい
---	-------	---	--------

(2) 連絡先

お名前		部署名	
メールアドレス		電話番号	

調査は以上になります。お忙しいところご協力いただき大変ありがとうございました。

本調査における障害の定義

本調査でご回答をいただく障害について以下のように定義します。なお、発達障害については、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、本定義では学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害(ASD)のそれぞれについて示しています。

視覚障害	・盲：視覚による教育が不可能または著しく困難で、主として触覚及び聴覚など、視覚以外の感覚を利用した教育が必要な程度 ・弱視：視覚による教育は可能であるが、文字の拡大など教育上特別の配慮が必要な程度(視野障害や、明るいところがまぶしく感じる羞明や暗いところが見えにくい夜盲等の明暗順応の障害を含む)
聴覚障害	・聾：両耳の聴力損失 60 デシベル以上、または補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能、または著しく困難な程度 ・難聴：両耳の聴力損失 60 デシベル未満、または補聴器を使用すれば通常の話声を解することが可能な程度
肢体不自由	上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害、他の機能障害(体幹(胴体)に関する機能障害、体幹と上肢の機能障害、体幹と下肢の機能障害、体幹と上下肢の機能障害および運動の障害)
病弱・虚弱	・心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者 ・身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者(てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー等で、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする者)
知的障害	一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態
LD	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの
ADHD	年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの
ASD	他人との社会的関係の形成の困難さ、興味や関心が狭く特定のものにこだわること等を特徴とする行動の障害
精神障害	以下の疾患が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において下記の障害があることが明らかになった者 ・統合失調症等：統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害等 ・気分障害：躁病エピソード、双極性感情障害、うつ病エピソード、反復性うつ病性障害、持続性気分(感情)障害等 ・神経症性障害：不安障害、強迫性障害(強迫神経症)、重度ストレスへの反応及び適応障害、解離性(転換性)障害、身体表現性障害、神経衰弱等 ・摂食障害、睡眠障害等……摂食障害、睡眠障害、依存を生じない物質の乱用等

*発達障害の「診断がある」者とは、精神科医による医学的な診断がある者、「判定がある」者とは、診断はないが、過去に公的機関(児童相談所、療育センター、教育センター等)において発達障害が認められると指摘を受けたことがある、または、特別支援教育の制度を利用していた(「通級による指導」を受けていた、特別支援学級に在籍していた等)ことを、本人の申告や関係機関の引継ぎから把握している者としします。

高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究
「発達障害等のある生徒の進路先(企業)に対する調査」へのご協力をお願い

調査の目的

高等学校に在籍していた発達障害等のある生徒の卒業後の進路先となる「企業や大学における支援の状況と課題」、また、課題解決に向け、「企業や大学が高等学校に期待する進路指導の取組」について把握することを目的としています。このうち、本調査票は、企業を対象としたものになります。
調査結果は、発達障害等のある生徒の進路指導に役立つ資料として活用させていただきます。

回答をお願いしたい方

貴社で障害者の雇用管理業務担当者のうち、本調査への回答にあたり最も実態を把握している方 1 名がご答えください。
* 貴社の判断で経験が豊富な方を選定してください。

調査の倫理的配慮について

- (1) 本調査の回答は任意です。設問をご一読の上、調査協力についてご検討ください。
- (2) 本調査は発達障害等のある生徒の進路指導と連携の進め方を検討するため、就職先の状況を把握するものであり、企業の取組を評価することを目的に実施するものではありません。
- (3) 本調査では、自由記述欄を設けておりますが、個人情報を探るものではありません。ご記入に当たっては個人情報を含まないように、ご留意いただけますと幸いです。
- (4) 本調査の実施に当たっては、守秘義務を厳守いたします。また、回答データは当研究所の規定に基づいて適切に管理・破棄します。
- (5) 本調査の成果は報告書として公表すると共に、学会等でも公表を予定していますが、回答データは統計的に処理しますので、機関や回答事例の特定につながる公表は行いません。
- (6) 調査協力は自由意思によるもので、途中で回答をやめることもできます。また、回答されなくても不利益が生じることはありません。調査票の回答及び返送(送信)をもって、調査への同意を得たものと致します。

本調査における障害の定義

本調査における**障害の定義**については、**調査票の最後のページ**に示しております。回答の際にご参照ください。

回答・返送について *可能な範囲でのご回答・返送でも結構です。何卒ご意見をお聞かせください。

令和4(2022)年1月31日(月)までに、同封の返信用封筒にて返信、もしくは次の URL からご回答願います。 http://www.nise.go.jp/nc/study/intro_res/j_survey7

問い合わせ先: 調査についてご不明なことがありましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 重点課題研究進路チーム
担当: 榎本、伊藤、坂本(3名で対応) メールアドレス: j-shinro-r@nise.go.jp

1. 貴社についてお尋ねします。

* 本社採用、グループ採用、特例子会社採用など複数ある場合は、貴社の状況についてお答えください。

(1) 主たる産業分類をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	農業・林業	2	漁業	3	鉱業・採石業・砂利採取業	4	建設業
5	製造業	6	電気・ガス・熱供給・水道業	7	情報通信業	8	運輸業・郵便業
9	卸売業・小売業	10	金融業・保険業	11	不動産業・物品賃貸業	12	学術研究・専門・技術サービス業
13	宿泊業・飲食サービス業	14	生活関連サービス業・娯楽業	15	教育・学習支援業	16	医療・福祉
17	複合サービス事業(共同組合等)	18	サービス業(他に分類されないもの)	19	分類不能の産業		

(2) 常用雇用労働者数(令和3年6月1日現在)をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	45人未満	2	45～99人	3	100～299人	4	300～499人
5	500～999人	6	1,000人以上				

(3) 現在、障害者雇用(障害者雇用率制度の対象となる雇用)を行っていますか。(中途採用や入社後に障害が分かった事例も含みます／あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	障害者雇用を行っている	2	障害者雇用を行っていない
---	-------------	---	--------------

1を選択した場合、いずれに該当するかをお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に○)

1	「身体障害者手帳」取得者	2	「療育手帳」取得者	3	「精神障害者保健福祉手帳」取得者
---	--------------	---	-----------	---	------------------

(4) 就労継続支援 A 型事業所を経営していますか。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	経営していない	2	グループ会社で経営している	3	自社が A 型事業所である
---	---------	---	---------------	---	---------------

* 就労継続支援 A 型事業所： 通常の事業所に雇用される事が困難であり、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者を対象として、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識、能力が高まった者については、一般就労への移行に向けた支援を行う事業所。

(5) 特例子会社を経営していますか。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	経営していない	2	グループ会社で経営している	3	自社が特例子会社である
---	---------	---	---------------	---	-------------

* 特例子会社： 事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できる。

(6) 約5年間(平成28年度～現在まで)に、最終学歴が「高卒」の方を採用しましたか。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	採用していない	2	「一般雇用」でのみ高卒者の採用を行った
3	「障害者雇用」でのみ高卒者の採用を行った	4	「一般雇用」及び「障害者雇用」の両方で高卒者の採用を行った

* ここでいう「高卒」とは、高等学校の卒業者をさし、特別支援学校高等部卒業者、専修学校(高等課程)の卒業者は含まないこととします。また、「一般雇用」とは障害の有無にかかわらず一般の条件での雇用、「障害者雇用」とは、障害者雇用率制度の対象となる雇用をさします。

(7)は、(6)で3、4を選択の場合のみ、お答えください。

(7) 高卒者の障害者雇用について、「新卒者等、就業経験のない方」を採用しているかどうか教えてください。
(あてはまるものを全て選び数字に○。「その他」の場合は○をつけたうえで、その内容をご記入ください。)

1	「新卒(その年度に卒業見込みの者を対象)」 で就業経験のない高卒者を採用している	2	就労移行支援事業所等での就労準備訓練を経 た上で、就業経験のない高卒者を採用している
3	就業経験のない高卒者の採用は行っていない	4	その他:

(8) 貴社と高等学校との連携について、1)実績のあるものを全て選び数字に○をつけてください。「その他」の場
合は○をつけたうえで、その内容をご記入ください。また、2)連携実績がある内容について、該当する障害種全て
に○をつけてください。判断に迷う場合は巻末の定義をご参照ください。

※視覚障害→視、聴覚障害→聴、肢体不自由→肢、病弱・虚弱→病、知的障害→知、発達障害→発、精神障害→精

1) 連携実績の内容		2) 実績のある生徒の障害種 (該当するもの <u>全て</u> に○)							
1	個別の教育支援計画の引継ぎ	視	聴	肢	病	知	発	精	
2	入社前に高等学校から文書で申し送り	視	聴	肢	病	知	発	精	
3	入社前に高等学校からの口頭での申し送り	視	聴	肢	病	知	発	精	
4	入社試験や面接での配慮に関する相談	視	聴	肢	病	知	発	精	
5	入社後に自社から高等学校に情報提供を依頼	視	聴	肢	病	知	発	精	
6	自社では連携を実施していない								
7	その他:								

(9) 貴社で約5年間(平成28年度～現在まで)に採用したことがある、障害のある(診断・判定あり)社員の障害種
について、該当するものを全て選び数字に○をつけてください。

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	発達障害	7	精神障害						

6を選択した場合、発達障害のうち、いずれに該当するかを、巻末の定義を参照の上お答えください。
(あてはまるものを全て選び数字に○)

1	LD	2	ADHD	3	ASD	4	種別は分からない
---	----	---	------	---	-----	---	----------

*ここでの「採用」は、障害者雇用のほか、一般雇用も含みます。

【ご回答者について】

(10) これまでに障害者(診断・判定あり)に対する雇用管理経験があるかお答えください。(あてはまるものを1つ
選び数字に○)

また、「ある」と回答した方は、障害者に対する、貴社での雇用管理経験年数と、貴社以外の経験も含めた経験
年数を数字でお答えください。(令和3年 12 月1日現在の状況をお書きください。)

1	ある	貴社での雇用管理経験年数		年		ヶ月
		貴社以外の経験を含む雇用管理経験年数		年		ヶ月
2	なし					

2. 障害のある社員の状況、貴社で実施した配慮等についてお尋ねします。

設問2は、1-(9)で、「貴社で、約5年間に障害者の採用経験がある」と回答した方(いずれかの障害種に○をつけた方)のみお答えください。 *それ以外の方は、「設問3」(p8)にお進みください。

貴社で、約5年間(平成28年度～現在まで)に採用した、「障害のある(診断・判定あり)社員」のうち、適応の困難度が高い、もしくは、高かった事例について、入社3年以内の状況を伺います。

A 障害種が「発達障害」で、かつ、最終学歴が「高卒」の社員が在籍する場合には、その中から、任意の1名を選んで、以下の質問にお答えください。

B Aに該当する社員がいない場合、任意の障害のある社員1名(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、知的障害、精神障害で、最終学歴を問いません)を選んで、以下の質問にお答えください。

※上記の事例の選定に当たり、もし「新卒採用」の事例があれば、そちらをお答えいただくとありがたく存じます。

※複数事例ある場合は、より本人の適応の困難度が高かった事例を選択してください。状態像に変遷があった場合は、「最も支援が必要であった時期」を思い浮かべてお答えください。

※休職中や既に退職した事例、採用後に障害が分かった事例、一般雇用の事例でも構いません。

(1) 選んだ社員の「新卒採用」「中途採用」の別を教えてください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	新卒採用	2	中途採用(就業経験なし)	3	中途採用(就業経験あり)
---	------	---	--------------	---	--------------

(2) 選んだ社員の主たる障害種(診断・判定あり)をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	A 発達障害事例である	2	B 発達障害以外の事例である。
---	-------------	---	-----------------

1を選択した場合、発達障害のうち、いずれに該当するかを、お答えください。

(あてはまるものを全て選び数字に○)

1	LD
2	ADHD
3	ASD
4	発達障害の種別は分からない

2を選択した場合、いずれに該当するかを、お答えください。

(あてはまるものを全て選び数字に○)

1	視覚障害
2	聴覚障害
3	肢体不自由
4	病弱・虚弱
5	知的障害
6	精神障害

(3) 選んだ社員の入社時の最終学歴を教えてください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	A 最終学歴が「高卒」である。	2	B 最終学歴は「高卒」以外である。
---	-----------------	---	-------------------

2を選択した場合、社員の最終学歴をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	大学院、大学卒	2	短期大学、高等専門学校卒	3	専門学校卒
4	特別支援学校高等部卒	5	その他(高等専修学校卒など):		

(4) 選んだ社員の入社3年以内の主たる雇用形態を教えてください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	正社員	2	正社員以外(フルタイム)	3	正社員以外(フルタイム以外)
---	-----	---	--------------	---	----------------

(5) 選んだ社員の入社3年以内の障害者手帳の取得状況を教えてください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	手帳あり	手帳の種類 [① 身体障害者手帳 ② 療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳 ④ わからない]	2	手帳なし
3	手帳の取得状況に変遷あり:(具体的に)			

*入社時は障害者手帳を取得していなかったが、入社3年以内に取得した場合や、入社時は障害者手帳を取得していたが、入社3年以内に返納した場合など、障害者手帳の取得状況に「変遷」があった場合は、「3」を選択してください。

(6) 選んだ社員の入社3年以内の主たる雇用の種別をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	障害者雇用(障害者雇用率制度の対象)	2	一般雇用
---	--------------------	---	------

(7) 選んだ社員の入社3年以内の主たる職種をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	専門的・技術的職業従事者	2	事務従事者	3	販売従事者	4	サービス職業従事者
5	保安職業従事者	6	農林・漁業従事者	7	生産工程従事者	8	輸送・機械運転従事者
9	建設・採掘従事者	10	運搬・清掃・包装等従事者	11	分類不能の職業	12	その他

(8) 選んだ社員の入社3年以内の職業生活について伺います。選んだ社員について、どの程度職業生活に「適応の困難さ」が生じていたか教えてください。非常に適応が困難な状況を「5」、あまり適応が困難でない状況を「1」とし、5段階でお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

適応の困難度が高い ←					→ 適応の困難度が低い
5	4	3	2	1	

(9) 選んだ社員に入社3年以内に生じた、困難の状態像として、以下の①～⑨の項目について、回答者から見て最も近いと思われる状態をお答えください。

回答は、「4 かなりあてはまる」「3 あてはまる」「2 ややあてはまる」「1 あてはまらない」「× 把握していない」の中から1つ選び、数字または記号(×)に○をつけてください。

また、4～2と回答した項目については、貴社で支援・配慮を行った実績があれば[A 欄]に、支援機関や家族が支援・配慮を行っているという情報を把握していれば[B欄]に、それぞれ○をつけてください。

困難の状態像 例示		状態像の該当の程度		支援・配慮の実施	
		かなりあてはまる ← → あてはまらない	把握していない	A 貴社	B 機関・家族
①	基本的な自己管理(日常生活や職場生活上の管理)をすることが難しい 健康管理ができない。生活リズムが管理できない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
②	身だしなみを整えたり、場や状況に合った服装をしたりすることが難しい TPO に応じた対応が難しい。清潔を保ち、身だしなみを整えることが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	×		
③	公共機関を一人で利用することが難しい	4 - 3 - 2 - 1	×		

困難の状態像 例示		状態像の該当の程度		支援・配慮 の実施	
		かなりあてはまる ←→ あてはまらない 	把握して いない	A貴社	B機関・ 家族
	バスや電車の乗り方が分からない。				
④	制度を理解し申請の手続きをすることが難しい 人に尋ねたりして手続きや申請を行うことができない(通勤届など)。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑤	期待される対人マナーやルールを守ることが難しい 対人マナーやルールが守れない。場にふさわしい言動ができない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑥	自分の特性を理解し概ね適切な自己評価をすることが難しい 自分の障害や症状を理解できていない。自己評価と現状の差が大きい。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑦	忍耐力が乏しい 上手くいかないことがあると諦めてしまい、取り組み続けることができない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑧	メンタルの安定やストレスの解消方法を身につけることが難しい ストレスを感じやすく、影響を受けやすい。対人関係に不安がある。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑨	計画的に行動することが難しい 見通しを立てて行動できない。必要に応じて情報を取捨選択できない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑩	人間関係を築き、チームで活動することが難しい 同年代の仲間や年上の人(上司等)と人間関係を構築・維持できない	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑪	相手の意図を正しく理解することが難しい 具体的な内容でないと理解できない。相手の意図を推測することができない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑫	自分の意志や考えを伝えることが難しい 相手に分かるように説明できない。報告・連絡・相談ができない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑬	他者の意見や指摘を受け入れることが難しい 指摘に対して言い訳や正当化する。意見を素直に受け取れない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑭	他者とストレスなく過ごすことが難しい 業務外の時間に周囲とのコミュニケーションがうまくとれない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑮	他者に協力を求めたり働きかけたりすることが難しい 一人でやりきれない課題でも他人に協力を依頼できない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑯	ルールを理解し守ることが難しい 連絡なく遅刻や欠席をする。会議室や食堂の使い方のルールが守れない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑰	期待された通り作業や課題に取り組むことが難しい 未経験の事に取り組めない。提出物を期日までに提出できない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑱	順序だてて作業や課題に取り組むことが難しい 複数の作業があるときに優先順位がつけられない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑲	指定された時間内に作業や課題を終えることが難しい 集中困難がある。気になることがあると課題に向き合えなくなる。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑳	正確に作業や課題を遂行することが難しい 間違いがあっても気づけない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
㉑	一人で作業や課題に取り組むことが難しい 理解の困難さ、不器用などの理由で補助なしの作業遂行が困難。	4 - 3 - 2 - 1	×		
㉒	臨機応変に対応することが難しい 作業の内容や締切日の変更など、状況の変化に対応ができない(作業納品、報告書作成など)。	4 - 3 - 2 - 1	×		
㉓	自己の立場や役割を理解して行動することが難しい 自分に求められている役割を意識して行動することができない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
㉔	主体的に行動することが難しい	4 - 3 - 2 - 1	×		

困難の状態像 例示		状態像の該当の程度		支援・配慮 の実施	
		かなりあてはまる ←→ あてはまらない 	把握して いない	A貴社	B機関・ 家族
	自分の知らない事に対して自ら尋ねたり調べたりすることができない。				
②⑤	物事の本質や原因を理解した上で課題に取り組むことが難しい 求められている業務の本質を理解して取り組むことが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	×		
②⑥	物事を前向きに考え取り組むことが難しい 未経験のことを成長のチャンスと考えて挑戦することが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	×		
②⑦	新たな発想を実現させるための方法を考え、取り組むことが難しい 身の回りの問題について自分なりの考えを持って行動することが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	×		
②⑧	自分の能力向上を目指して取り組むことが難しい 成長を目指して新しいことに取り組むことがない。自己研鑽への動機づけが弱い。	4 - 3 - 2 - 1	×		
②⑨	自分のキャリア形成について選択・決定することが難しい 将来設計がもてない。適切な求職活動ができない。	4 - 3 - 2 - 1	×		

(10) (9)①～②⑨「支援・配慮の実施」で「A 貴社」で実施したものに○をつけたものから1つ選び(番号を欄に記入)、
具体的な支援・配慮の概要をご回答ください。

番号	具体的な指導支援 (例) 社員の申し出を受け、合理的配慮の必要性を上司及び同僚に伝えた。ジョブコーチを付けた。月に1回個別面談を行った。

(11) 選んだ社員について、困難さが生じた背景要因の可能性として考えられる課題があれば、該当する数字に○
をつけてください。(あてはまるものを全て選び数字に○。

1	学校からの情報の引継ぎが十分ではなかった	2	支援機関の理解や支援が十分でなかった
3	保護者の理解や支援が十分でなかった	4	職場の上司の理解や配慮が十分でなかった
5	職場の同僚の理解や配慮が十分でなかった	6	友人関係や交際相手の間でトラブルが生じた
7	本人自身の理解が十分でなかった	8	考えられる課題はない
9	入社前までの支援が十分でなかった		
10	その他(差し支えなければその内容をご記入ください)		

(12) 選んだ社員の「現在の状況」について教えてください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	自社で勤務を継続中である	2	自社で勤務を継続しているが休職しがちである
3	自社で休職中である	4	自社を退職した
5	その他(差し支えなければその内容をご記入ください)		

(13) 選んだ社員は、以下の①から⑤の項目について、高等学校段階(後期中等教育段階)までにどの程度支援が必要だったと考えますか。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

	かなり必要	必要	やや必要	必要とはいえない
①作業遂行に関する力を高める支援	4	3	2	1
②対人コミュニケーション力を高める支援	4	3	2	1
③基本的な生活力をつける支援	4	3	2	1
④自己理解を促す支援(障害理解を含む)	4	3	2	1
⑤メンタルの安定(ストレスの解消を含む)	4	3	2	1

設問3～5は、全ての方がお答えください。

3. 高等学校における進路指導への期待等についてお尋ねします。(自由記述)

*現在、高等学校には障害のある生徒が在籍していますが、特別支援学校と高等学校では進路指導の状況が異なり、特に高等学校においては、障害のある生徒への進路指導の実績が少ない現状です。そのため、進路先がどのようなことを求めているのかを進路指導担当者が十分に把握できていないことが課題となっています。

*高等学校における、(1)障害のある生徒の進路指導に関する支援(本人の支援のほか、進路先や関係機関、保護者等との連携を含む)や、(2)高等学校から企業への引継ぎ(企業が求める情報、期待する申し送り方、連絡窓口となる部署の情報提供等)について期待することがありましたら、具体的な内容をお書きください。

*回答は、①発達障害と②発達障害以外の障害に分けてご回答ください。

②については、具体的な障害種と併せてお答えください(例:〇〇障害については〇〇を期待する)。また、障害種によって、支援に差がない場合には、「①と同じ」などとお書きください。

	① 発達障害	② 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、知的障害、精神障害 ※障害種と併せてお答えください
(1) 進路指導への期待		
(2) 企業への引継ぎへの期待		

* (3)一般雇用、(4)障害者雇用の別に、高等学校段階で重要と考える指導(どのような力を身に付けたり、どのような理解を促したりするために、どのような指導があるとよいか等)がありましたら、教えてください。

* 回答は、①発達障害と②発達障害以外の障害に分けてご回答ください。また、②については、具体的な障害種と併せてお答えください(例:〇〇障害については〇〇を期待する)。

	① 発達障害	② 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、知的障害、精神障害 ※障害種と併せてお答えください
(3) 一般雇用		
(4) 障害者雇用		

4. 在宅勤務の実施状況と、在宅勤務を見据えた学校段階での取組についてお尋ねします。

* 現在、在宅勤務という働き方への注目が高まり、在宅勤務を見据えた学校段階での取組が求められているところです。貴社において、障害のある人の希望に応じて在宅勤務を実施しているかどうかお答えください。また、在宅勤務を実施している場合は、在宅勤務の実施に当たり、身に付けておけるとよい力についても教えてください。

1	障害のある人の希望に応じて、在宅勤務を実施している	2	障害のある人に在宅勤務を実施していないが、今後の実施を検討している	3	障害のある人に在宅勤務を実施しておらず、今後の実施も検討していない
---	---------------------------	---	-----------------------------------	---	-----------------------------------

1、2を選択した場合、対象とする障害種を教えてください。(あてはまるものを全て選び数字に○)

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	発達障害	7	精神障害						

また、1、2を選択した場合、在宅勤務の実施に当たり、学校段階で身に付けておけるとよい力があれば教えてください。

5. その他

*本調査の結果と進路先機関(大学・企業)担当者へのヒアリングを基に、高等学校における発達障害等のある生徒の進路指導に役立ててもらうための実践ガイドを作成する予定です。そこで、今後ヒアリング調査にご協力いただけるかどうかおたずねいたします。ご協力いただける場合には、担当者様の連絡先もお知らせください。

(1) ヒアリング調査の協力について

1	協力できる	2	協力は難しい
---	-------	---	--------

(2) 連絡先

お名前		部署名	
メールアドレス		電話番号	

調査は以上になります。お忙しいところご協力いただき大変ありがとうございました。

本調査における障害の定義

本調査でご回答をいただく障害について以下のように定義します。なお、発達障害については、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、本定義では学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害(ASD)のそれぞれについて示しています。

視覚障害	・盲：視覚による教育が不可能または著しく困難で、主として触覚及び聴覚など、視覚以外の感覚を利用した教育が必要な程度 ・弱視：視覚による教育は可能であるが、文字の拡大など教育上特別の配慮が必要な程度(視野障害や、明るいところがまぶしく感じる羞明や暗いところが見えにくい夜盲等の明暗順応の障害を含む)
聴覚障害	・聾：両耳の聴力損失 60 デシベル以上、または補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能、または著しく困難な程度 ・難聴：両耳の聴力損失 60 デシベル未満、または補聴器を使用すれば通常の話声を解することが可能な程度
肢体不自由	上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害、他の機能障害(体幹(胴体)に関する機能障害、体幹と上肢の機能障害、体幹と下肢の機能障害、体幹と上下肢の機能障害および運動の障害)
病弱・虚弱	・心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者 ・身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者(てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー等で、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする者)
知的障害	一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態
LD	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの
ADHD	年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの
ASD	他人との社会的関係の形成の困難さ、興味や関心が狭く特定のものにこだわること等を特徴とする行動の障害
精神障害	以下の疾患が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において下記の障害があることが明らかになった者 ・統合失調症等：統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害等 ・気分障害：躁病エピソード、双極性感情障害、うつ病エピソード、反復性うつ病性障害、持続性気分(感情)障害等 ・神経症性障害：不安障害、強迫性障害(強迫神経症)、重度ストレスへの反応及び適応障害、解離性(転換性)障害、身体表現性障害、神経衰弱等 ・摂食障害、睡眠障害等……摂食障害、睡眠障害、依存を生じない物質の乱用等

*発達障害の「診断がある」者とは、精神科医による医学的な診断がある者、「判定がある」者とは、診断はないが、過去に公的機関(児童相談所、療育センター、教育センター等)において発達障害が認められると指摘を受けたことがある、または、特別支援教育の制度を利用していた(「通級による指導」を受けていた、特別支援学級に在籍していた等)ことを、本人の申告や関係機関の引継ぎから把握している者としてします。

3. 高等学校調査 はがき調査票

高等学校長 殿

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理事長 穴戸 和成

高等学校における障害のある生徒の進路指導をめぐる
現状と課題に関するはがき調査について(依頼)

日頃より、本研究所の研究および諸事業に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本研究所では、現在、高等学校における障害のある生徒の進路指導と連携の進め方等について、現状を整理し、学校への情報提供を進めるべく研究を行っております。本調査は次に実施を計画している質問紙調査のための予備的な情報収集となります。御多用の中恐縮ですが、本調査への御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 回答者:特別支援コーディネーター等、校内の実態を把握している教職員
2. 回答期限:令和4年 8 月 10 日(水)までに、返信用はがきをご投函下さい
3. その他
 - ・回答は任意です。設問を御一読の上、調査協力についてご検討ください。
 - ・本調査は学校の取組を評価するものではありません。回答は今後実施予定の質問紙調査及びインタビュー調査対象校の選定に使用します。
 - ・本調査で得たデータは研究所の規定に基づいて適切に管理・破棄します。守秘義務を厳守し、公表の際は、機関が特定できないよう処理いたします。
 - ・返送をもって、調査への同意を得たものと致します。

【回答用紙】

各項目の該当する□にチェックをしてください。(※の設問は複数回答可)

- ① 設置: ☐国立 ☐公立 ☐私立
- ② 課程: ☐全日制 ☐定時制 ☐通信制 ※回答する課程に☑
- *③ 学科: ☐普通科 ☐専門学科 ☐総合学科
- ④ 進路指導におけるキャリア・パスポートの活用状況:
☐活用している ☐活用していない
- ⑤ 通級指導教室の設置: ☐あり ☐なし ☐設置予定
- *⑥ 障害が「ある」、「あると思われる」生徒 ※令和元～4 年度に在籍
※ 教員の判断による、知的障害、発達障害、精神障害の可能性のある生徒を含む
☐なし ☐視覚障害 ☐聴覚障害 ☐肢体不自由 ☐病弱・虚弱
☐知的障害 ☐学習障害(LD) ☐注意欠如多動性障害(ADHD)
☐自閉スペクトラム症(ASD) ☐精神障害

以下の 2 項目について、把握している場合はご回答ください。

*⑦ ⑥で回答した生徒の進路指導で連絡・連携を取った機関

☐なし ☐企業 ☐大学 ☐専門学校 ☐医療機関

☐特別支援学校 ☐福祉・労働機関(具体的に:) ☐その他

()

*⑧ ⑥で回答した生徒の特性に応じて実施した進路指導の内容。

特に効果的であったものは、☑をした上で項目に○を付けてください。

☐なし ☐進路希望に関する面談 ☐保護者との連絡・面談

☐進路先への連絡・連携 ☐就職先の開拓 ☐インターンシップの調整

☐障害特性の理解を促す指導・支援 ☐自己肯定感を促す指導・支援

☐対人コミュニケーションの力を促す指導・支援 ☐生活面の指導・支援

☐校内連携 ☐その他()

⑨今後実施予定の調査で参考にさせていただきます。記入のご協力よろしくお願いいたします。

学校名:

4. 高等学校調査 調査票

高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究

「高等学校における障害のある生徒の進路指導をめぐる現状と課題に関する
質問紙調査(後続調査)」へのご協力をお願い

調査の目的

本調査は、高等学校における障害のある生徒への進路指導に関する現状や課題、好事例等を具体的に把握し、障害のある生徒の進路指導に関する実践ガイドの開発に結び付けることを目的としています。

回答をお願いしたい方

本調査の予備調査として実施したはがき調査(特研チ第 304-1号 令和4年7月 15 日依頼)で回答した方。

*本調査では、具体的な指導内容について伺います。必要に応じて、指導状況を把握している教職員から情報を得てご記入ください。

*調査票への回答時間の目安は、30 分程度です。

調査の倫理的配慮について

(1)本調査の回答は任意としています。

(2)本調査は障害のある生徒への進路指導の状況を把握するものであり、学校の取組を評価することを目的に実施するものではありません。

(3)本調査の実施に当たっては、守秘義務を厳守いたします。また、回答データは当研究所の規定に基づいて適切に管理・破棄します。

(4)本調査の成果は報告書として公表すると共に、学会等でも公表する可能性がありますが、個人や機関が特定できる形での公表は行いません。

(5)調査協力は自由意思によるものとしています。また、回答しなくても不利益が生じることはありません。質問紙の回答及び返送をもって、調査への同意を得たものとさせていただきます。

本調査における障害の定義

本調査における障害の定義については、別紙資料に示しております。回答の際にご参照ください。

返送について *可能な範囲でのご回答・返送でも結構です。何卒ご意見をお聞かせください。

令和5(2023)年1月31日(火)までに、同封の封筒によるご返信もしくは WEB サイトよりご回答願います。

WEB サイトからの回答入力: http://www.nise.go.jp/nc/study/intro_res/j_survey10

問い合わせ先: 調査についてご不明なことがありましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 重点課題研究進路指導チーム

担 当: 相田泰宏・伊藤由美・榎本容子

メールアドレス: j-shinro-r@nise.go.jp

高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究
「高等学校における障害のある生徒の進路指導をめぐる現状と課題に関する質問紙調査(後続調査)」

1. 貴校とご回答者の属性についてお尋ねします。

(1) 貴校についてお答えください。※ 1)、3)はあてはまるものを 1つ 選び数字に○。2)は複数選択可。

1) 課程	1	全日制	2	定時制	3	通信制
2) 学科(複数選択可)	1	普通科	2	専門学科	3	総合学科
3) 通級指導教室の設置	1	あり	2	なし	3	設置予定

(2) 貴校において、卒後の進路として就職を目指す生徒のおおよその割合を教えてください。(数字をお書きください)

おおよそ 割程度

(3) ご回答者について伺います。

担当している校務分掌等(令和4年11月1日現在)をお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に○)
また、経験年数(現所属校以外の経験を含む)を数字でお答えください。

1	進路指導担当(進路指導主事等)		年		ヶ月
2	特別支援教育コーディネーター		年		ヶ月
3	通級による指導の担当		年		ヶ月
4	学級担任		年		ヶ月

2. 貴校における、障害のある生徒への進路指導等の状況についてお尋ねします。

本設問は、約3年間(令和元年度～現在)に、貴校に在籍していた、障害が「ある」、「あると思われる」生徒について伺います。 ※ 教員の判断による「障害がある可能性」がある生徒を含む。障害の定義は、別紙参照。

貴校における障害のある生徒に対する「進路指導」や「自立と社会参加」に向けた指導・支援の状況について伺います。回答に当たっては、障害種を任意で1つ選択し、その障害種にあてはまる生徒の事例についてお答えください。

(1) 設問(2)～(4)でご回答いただく、障害種を 1つ 選択してください。(あてはまる数字に○)

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	LD	7	ADHD	8	ASD	9	精神障害		

(2) (1)で選択した障害を有する全ての生徒について、卒業した後の状況をどのように把握しているかお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に○)

1	進路先に問い合わせている	2	進路先から問い合わせがくる	3	把握していない
4	その他(具体的に):				

(3)(1)で選択した障害を有する全ての生徒について、特性に応じて取り組んでいる進路指導等に関する指導・支援について伺います。①貴校で取り組んでいる指導・支援の内容をお答えください。その上で、②指導・支援を実施している教育課程をお答えください。

① 取り組んでいる指導・支援 (あてはまるものを <u>全て</u> 選び、数字に○)		② 教育課程 (①で選択した内容について、実施している教科等について○印を記入)					
		各教科 (共通する教科)	各教科 (専門学科で開設の教科)	総合的な探求 の時間	特別活動	学校設定科目	通級による指導
1	作業遂行に関する力を高める						
2	対人コミュニケーション力を高める						
3	基本的な生活力をつける						
4	自己理解(障害特性を含む)を促す						
5	メンタルの安定(ストレス解消を含む)を図る						
6	自己肯定感を高める						
7	インターンシップの調整・実施						
8	働くことを意識づける						

(4)(1)で選択した障害を有する全ての生徒への対応について、①貴校のみでは取組が困難なため、保護者や関係機関との連携が必要と考える内容と、②連携への期待についてお答えください。

① 自校のみでは困難なので連携が必要と考える内容 あてはまるものを <u>全て</u> 選び、連携を期待する「保護者」「関係機関」の欄に○印を記入			② 期待 (具体的にお書きください) 例:具体的な体験の機会を設定して欲しい。
	保護者	関係機関	
作業遂行に関する力を高める指導・支援			
対人コミュニケーション力を高める指導・支援			
基本的な生活力をつける指導・支援			
自己理解(障害特性を含む)を促す指導・支援			
メンタルの安定(ストレスの解消を含む)を図る指導・支援			
自己肯定感を高める指導・支援			
インターンシップの調整・実施			
働くことを意識づける指導・支援			
その他(具体的に) 保護者への期待: 関係機関への期待:			

3. 2—(1)で選択した障害を有する生徒について、特性に応じた指導・支援や、連携による支援を行ったことで、「好事例」につながった事例の中から、任意の1事例を選んでお答えください。

(1) 事例の「障害への気付き、診断、手帳の取得状況」をお答えください（あてはまるものを1つ選び数字に○）

1	診断・判定あり／障害者手帳あり	2	診断・判定あり／障害者手帳なし
	障害者手帳の種類(分ければ教えてください) [①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳]		
3	診断・判定なし／本人の障害特性への気づきあり	4	診断・判定なし／本人の障害特性への気づきなし
5	分からない		

(2)事例の生徒に対し、どのような状況(課題・ニーズ等)にあり、それに対し、どのように指導・支援を進めたかについて、以下の①から⑤の視点で具体的にお答えください。

(例:生徒は、○○という状況にあったため、～を目的に、××の指導・支援を行った。具体的には…。)

①自己理解(障害特性の理解を含む)を促しながら、進路先決定に向けて行った指導・支援内容について具体的にお答えください。

② ①の内容の他、進路先決定に向けて取り組んだ指導・支援内容があれば具体的にお答えください。
*授業の中で行った場合は、その内容について触れつつお答えください。

③自立と社会参加のための力の習得に向け、取り組んだ指導・支援内容があれば具体的にお答えください。
*授業の中で行った場合は、その内容について触れつつお答えください。

④保護者と連携を行った場合は、どのようなきっかけで、どのような連携をしたかお答えください。

⑤関係機関(進路先となる大学や企業、連携先となる特別支援学校や福祉・労働機関等)と連携した場合は、機関の種類と併せて、どのようなきっかけで、どのような連携をしたかお答えください。

*進路先等への個別の教育支援計画等の引継ぎや、卒業後の支援も含みます。

(3) 事例の生徒の進路先をお答えください。

1	進学(大学・短期大学、高等専門学校)	2	進学(専修学校等)	3	就職(一般雇用)	4	就職(障害者雇用)
5	職業訓練(職業能力開発校等)	6	就労準備に向けた訓練(就労移行支援事業所等)	7	その他(具体的に):		

*就労継続支援 A 型事業所(雇用契約「あり」の場合)は、4 に含めてください。

(4) 回答事例が、「好事例」となった要因として、何が最も重要であったと考えますか？ 具体的にお答えください。

例:早期からの継続的な指導・支援や引継ぎがあった。保護者の理解があり、本人の自己理解も進んでいた。

4. その他

(1) 就職、進学に向けた指導・支援について、知りたい情報があればお書きください。

①就職に向けた指導・支援	②進学に向けた指導・支援
例:一般雇用と障害者雇用の違いについて知りたい。就労支援機関の種類や役割が分からないので知りたい。	例:大学における障害学生支援について分からないので情報がほしい。

(2) 以前回答したはがき調査の結果と本調査の結果を照合して分析いたしますので、学校名の記入をお願いいたします。

学校名	
-----	--

調査は以上になります。お忙しいところご協力いただき大変ありがとうございました。

本調査でご回答をいただく障害について以下のように定義します。なお、発達障害については、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、本定義では学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害(ASD)のそれぞれについて示しています。

視覚障害	・盲：視覚による教育が不可能または著しく困難で、主として触覚及び聴覚など、視覚以外の感覚を利用した教育が必要な程度 ・弱視：視覚による教育は可能であるが、文字の拡大など教育上特別の配慮が必要な程度(視野障害や、明るいところがまぶしく感じる羞明や暗いところが見えにくい夜盲等の明暗順応の障害を含む)
聴覚障害	・聾：両耳の聴力損失 60 デシベル以上、または補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能、または著しく困難な程度 ・難聴：両耳の聴力損失 60 デシベル未満、または補聴器を使用すれば通常の話声を解することが可能な程度
肢体不自由	上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害、他の機能障害(体幹(胴体)に関する機能障害、体幹と上肢の機能障害、体幹と下肢の機能障害、体幹と上下肢の機能障害および運動の障害)
病弱・虚弱	・心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者 ・身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者(てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー等で、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする者)
知的障害	一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態
LD	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの
ADHD	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの
ASD	他人との社会的関係の形成の困難さ、興味や関心が狭く特定のものにこだわること等を特徴とする行動の障害
精神障害	以下の疾患が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において下記の障害があることが明らかになった者 ・統合失調症等：統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害等 ・気分障害：躁病エピソード、双極性感情障害、うつ病エピソード、反復性うつ病性障害、持続性気分(感情)障害等 ・神経症性障害：不安障害、強迫性障害(強迫神経症)、重度ストレスへの反応及び適応障害、解離性(転換性)障害、身体表現性障害、神経衰弱等 ・摂食障害、睡眠障害等……摂食障害、睡眠障害、依存を生じない物質の乱用等

*発達障害の「診断がある」者とは、精神科医による医学的な診断がある者、「判定がある」者とは、診断はないが、過去に公的機関(児童相談所、療育センター、教育センター等)において発達障害が認められると指摘を受けたことがある、または、特別支援教育の制度を利用していた(「通級による指導」を受けていた、特別支援学級に在籍していた等)ことを、本人の申告や関係機関の引継ぎから把握している者としします。

5. 連携先調査 調査票

(1) 発達障害等のある生徒の連携先（特別支援学校）に対する調査

(2) 発達障害等のある生徒の連携先（福祉・労働機関）に対する調査

高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究

「発達障害等のある生徒の進路指導の連携先(特別支援学校)に対する調査」へのご協力をお願い

調査の目的

高等学校に在籍する発達障害等のある生徒の進路指導に関して、連携先となる特別支援学校や福祉・労働機関が行っている「高等学校への支援の状況」及び「高等学校に期待する連携の在り方」を把握することを目的としています。このうち、本調査票は、特別支援学校を対象としたものになります。

調査結果は、発達障害等のある生徒の進路指導に役立つ資料として活用させていただきます。

回答をお願いしたい方

貴校で進路指導担当や特別支援教育コーディネーター等のうち、本調査への回答に当たり最も実態を把握している方1名がお答えください。

* 貴校の判断で高等学校との連携経験が豊富な方を選定してください。

調査の倫理的配慮について

- (1) 本調査の回答は任意です。設問をご一読の上、調査協力についてご検討ください。
- (2) 本調査は発達障害等のある生徒の進路指導と連携の進め方を把握するもので、学校の取組を評価することを目的に実施するものではありません。
- (3) 本調査の実施にあたっては、守秘義務を厳守いたします。また、回答データは研究所の規定に基づいて適切に管理・破棄します。
- (4) 本調査の成果は報告書として公表すると共に、学会等でも公表を予定していますが、個人や機関が特定できる形での公表は行いません。
- (5) 調査協力は自由意思によりますので途中で回答をやめることができます。回答なさらない場合にも不利益は生じません。調査票の回答及び返送(送信)をもって、調査への同意を得たものと致します。

本調査における障害の定義

本調査における**障害の定義**については、**調査票の最後のページ**に示しております。回答の際にご参照ください。

返送について *可能な範囲でのご回答・返送でも結構です。何卒ご意見をお聞かせください。

令和4(2022)年1月31日(月)までに、同封の返信用封筒にて返信、もしくは次の URL からご回答願います。 http://www.nise.go.jp/nc/study/intro.res/j_survey8

問い合わせ先: 調査についてご不明なことがありましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 重点課題研究進路チーム

担 当: 坂本、榎本、伊藤 (3名で対応) メールアドレス: j-shinro-r@nise.go.jp

1. 貴校とご回答者の属性についてお尋ねします。

【貴校について】

(1) 本校、分校、分教室等の別をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	本校	2	分校／分校舎 等	3	分教室／分級 等
---	----	---	----------	---	----------

※本校、分校、分教室等が設置されている場合は、各々でご回答をお願いします。

(2) 設置されている学部をお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に○)

1	幼稚部	2	小学部	3	中学部
4	高等部(普通科)	5	高等部(職業・専門学科)		

(3) 学校が対象とする障害種をお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に○)

※学則その他設置者の定める規則に記載された種別について、あてはまるものを選択してください。

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	【その他】具体的にお書きください。								

【貴校(高等部)の生徒について】

(4) 学校が対象とする障害種の生徒のほかに、発達障害の診断や判定がある生徒や、その疑いのある生徒が在籍するかどうかをお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

※他の障害との重複事例を含みます(例:知的障害と ASD)。

1	在籍している	2	在籍していない
---	--------	---	---------

1 を選択の場合、以下の質問にお答えください。

現在在籍している生徒の障害種をお答えください。(診断や判定がない場合は、巻末の定義を参照の上、障害特性に近いものを選択してください。／あてはまるものを全て選び数字に○)

1	LD	2	ADHD	3	ASD
---	----	---	------	---	-----

現在在籍している生徒の発達障害の診断・判定の状況、障害者手帳の取得状況(療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳のいずれか)及び、本人の障害特性への気付きの有無についてお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に○)

1	診断・判定あり／手帳あり	2	診断・判定あり／手帳なし
3	診断・判定なし／本人の障害特性への気付きあり	4	診断・判定なし／本人の障害特性への気付きなし
5	【その他】具体的にお書きください。		

【貴校(高等部)の進路指導に関する関係機関等との連携状況や、活用しているツールの状況等について】

(5) 自校の生徒への進路指導に当たり、相談先や支援の依頼先として連携している機関としてあてはまるものがあればお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に○)

1	ハローワーク	2	障害者就業・生活支援センター	3	就労継続支援 A 型事業所	4	就労継続支援 B 型事業所
5	就労移行支援事業所	6	発達障害者支援センター	7	地域障害者職業センター	8	職業能力開発校
9	県、市町村の福祉関係各課	10	相談支援事業所	11	社会福祉協議会	12	自立訓練事業所
13	生活介護事業所	14	企業	15	大学・短期大学	16	専門学校
17	【その他の機関(自治体が設置する就労支援センター等)との連携】具体的にお書きください。						

(6) 自校の生徒への進路指導に当たり、就労に向けたアセスメントで活用しているツールがあればお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に○)

1	就労支援のためのチェックリスト	※障害者職業総合センターが 2009 年に公開したチェックリスト「就労支援のための訓練生用チェックリスト」と「就労支援のための従業員用チェックリスト」から構成					
2	就労移行支援のためのチェックリスト	※障害者職業総合センターが 2007 年に公開したチェックリスト					
3	上記、1・2以外のチェックリスト 【リストの名称(具体的に)】	※自校または他機関(都道府県教育委員会等)で作成したものを含む					
4	ワークサンプル	※実際の職務を構成する作業の要素を抽出し作成した作業課題の遂行状況・成績から個人の作業特性・能力を客観的に把握する方法。ワークサンプル幕張版(障害者職業総合センターが開発)など					
5	その他のアセスメントツールを利用 【ツールの名称】 具体的にお書きください。	※WAIS、GATB 等標準化された検査、TTAP、産業現場等における実習〔就業体験〕時の評価票など					
6	他機関(就労移行支援事業所、障害者職業センター、自治体が設置する就労支援センター等)が実施するアセスメントを活用	7	アセスメントツールは利用していない				

(7) 自校の生徒への進路指導に当たり、キャリア・パスポートの活用状況としてあてはまるものをお答えください。

1	キャリア・パスポートを作成しており、進路指導に活かしている事例がある
2	キャリア・パスポートは作成しているが、進路指導に活かしている事例はない
3	キャリア・パスポートの作成は進んでいない
4	【その他】 具体的にお書きください。

【ご回答者について】

(8) 担当している校務分掌(令和3年 12 月1日現在)をお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に○)
また、校務分掌のうち、1 と 2 については、経験年数(現所属校以外の経験を含む)を数字でお答えください。

1	進路指導担当(進路指導主事等)		年		ヶ月
2	特別支援教育コーディネーター		年		ヶ月
3	学級担任				

(9) 障害のある高等部の生徒(診断・判定あり)に対する「直接的な指導・支援経験」の有無をお答えください。

(あてはまるものを1つ選び数字に○)

また、「ある」と回答した方は、現所属での障害のある生徒に対する支援経験年数と、現所属以外の経験も含めた支援経験年数を数字でお答えください。(令和3年12月1日現在の状況をお書きください。)

1	ある	現所属での支援経験年数		年		ヶ月
		現所属以外の経験を含む支援経験年数		年		ヶ月
2	なし					

2. 貴校(高等部)において、対応可能な高等学校への支援、及びこれまでの対応実績について伺います。

(1) 約3年間(令和元年度～現在)に、貴校で、高等学校から相談や支援の依頼を受けたことがあるかお答えください。

1	依頼を受けた	2	依頼を受けていない	⇒ 設問3(p8)にお進みください。
---	--------	---	-----------	--------------------

1 を選択の場合、分かる範囲で以下の質問にお答えください。(①②とも、あてはまるものを全て選び欄に○)

- ① 高等学校から相談や支援の依頼を受けたことがある障害種をお答えください。また、そのうち、
② 自校のノウハウでは、相談や支援への対応が困難であった障害種をお答えください。

※視覚障害→視、聴覚障害→聴、言語障害→言、肢体不自由→肢、病弱・虚弱→病、知的障害→知、
発達障害→発、精神障害→精

	視	聴	言	肢	病	知	発	精
①相談や支援を受けた障害種								
②対応が困難であった障害種								

以下の2. (2)(3)は、(1)で約3年間(令和元年度～現在)に、貴校で、「高等学校からの相談や支援の依頼を受けたことがある」と回答した場合のみお答えください。

以下では、高等学校への支援のうち、「進路指導」に関連する内容を中心に伺います。

回答に当たっては、2. (1)の①で回答した「相談や依頼を受けた障害種」の中から、障害種を1つお選びいただき、その障害種の支援を想定してお答えください。

(2) 2. (3)でご回答いただく、障害種を1つ選択してください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	言語障害	4	肢体不自由	5	病弱・虚弱
6	知的障害	7	発達障害	8	精神障害				

(3) 2.(2)で1つ選択いただいた障害種について、高等学校へ「対応可能な」支援(これまでの対応実績を問いません)、実際に「対応実績がある」支援についてそれぞれ伺います。

1) **I** 高等学校への支援に当たり、「誰」に対する助言や支援が対応可能であるかお答えください。

II また、これまでに、高等学校への支援において対応実績のある「対象者」があれば、分かる範囲でお答えください。

(あてはまるものを全て選び欄に○)

助言や支援の対象者		I 対応可能	II 対応実績あり
①	学校・教員		
②	保護者		
③	生徒(本人)		
【その他】 具体的にお書きください。 [I] 対応可能: [II] 対応実績あり:			

2) **I** 高等学校への支援に当たり、①から⑳の助言や支援のうち、対応可能な「内容」をお答えください。

II また、これまでに、高等学校への支援において対応実績のある「内容」があれば、分かる範囲でお答えください。

(あてはまるものを全て選び欄に○)

助言や支援の内容		I 対応可能	II 対応実績あり
①	障害の理解・啓発に関すること		
②	障害特性に配慮した授業づくりに関すること		
③	障害特性に配慮した個別の指導・支援に関すること		
④	学習上、生活上の困難の把握に関すること		
⑤	保護者との連携に関すること		
⑥	個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成に関すること		
⑦	個別の移行支援計画の作成に関すること		
⑧	障害の診断に向けた受診の進め方に関すること		
⑨	障害者手帳の取得に関すること		
⑩	障害者の雇用制度と支援内容に関すること		
⑪	就労支援を行う機関(ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、就労移行支援事業所等)の利用に関すること		
⑫	自立に向け求められる作業を実施する力に関すること		
⑬	自立に向け求められる対人・コミュニケーション力に関すること		
⑭	自立に向け求められる基本的な生活力に関すること		
⑮	自立に向け求められる自己理解(障害特性の理解を含む)に関すること		
⑯	自立に向け求められる心理的安定に関すること		
⑰	卒業後の自立を見据えた、よりよい進路選択(就職・進学)の進め方に関すること		
⑱	就労に向けたアセスメントに関すること(アセスメント実施、実施の支援等)		
⑲	キャリア・パスポートの作成に関すること		
⑳	就職時の採用試験に当たっての合理的配慮に関すること		

助言や支援の内容		I 対応可能	II 対応実績あり
㉑	進学時の受験に当たっての合理的配慮に関すること		
㉒	就職後の職業生活に当たっての合理的配慮に関すること		
㉓	進学後の学生生活に当たっての合理的配慮に関すること		
㉔	就職に伴う企業等への情報の引継ぎに関すること		
㉕	入学に伴う進学先への情報の引継ぎに関すること		
㉖	在宅勤務に向けた取組に関すること(在宅勤務が可能な企業の情報提供等)		
【その他】 具体的にお書きください。 [I] 対応可能: [II] 対応実績あり:			

3) 2)の①から⑥の助言や支援の内容について、就労支援を行う機関との役割分担の考え方や実績を伺います。

I 特に、就労支援を行う機関に担ってほしい助言や支援の内容があれば、①～⑥の中から要望順に上位3つをお答えください。

II また、これまでに、高等学校への支援に当たり、就労支援を行う機関に実際に担ってもらった助言や支援の内容があれば、①～⑥の中から特に有効だったと考えられる順に上位3つをお答えください。

I 特に、就労支援を行う機関に担ってほしい内容(要望順)			II 就労支援を行う機関からの助言や支援で特に有効だったと考えられるもの(有効であった順)		
1位	2位	3位	1位	2位	3位

4) 高等学校への支援の「方法」についてお尋ねします。

I 助言や支援に当たり、対応可能な「方法」をお答えください。

II また、これまでに、高等学校への支援において対応実績のある「方法」をお答えください。

(あてはまるものを全て選び欄に○)

助言や支援の方法		I 対応可能	II 対応実績あり
①	ケース会議への参加		
②	研修の実施(研修講師)		
③	対象校への訪問による支援		
④	対象校からの来校による支援		
⑤	メールによる支援		
⑥	オンライン会議システムによる個別支援(Zoom、Microsoft Teams 等)		
⑦	同行支援(企業、関係機関等)		
【その他】 具体的にお書きください。 [I] 対応可能: [II] 対応実績あり:			

- 5) 高等学校への支援について、①支援がうまく進んだ「好事例」、②支援がうまく進まなかった「困難事例」がありましたら、さしつかえない範囲で(個人情報に触れない形で)、具体的な内容を教えてください。(自由記述)

①好事例	②困難事例
例: ○○の特徴のある高等学校に対し、○○の支援を行ったところ、○○の成果がみられた。	例: ○○の高等学校に対し○○の支援を行ったが、○○という点で連携が難しかった。

設問3、4は全ての方がお答えください。

3. 貴校(高等部)における、高等学校への支援の展望について伺います。

- (1) 高等学校への支援に向けて、貴校において、①対応可能な支援(どのような助言や支援を、どこまで行えそうか)と、②対応が難しい支援について、具体例を教えてください。(自由記述)

*回答は、Ⅰ 発達障害とⅡ 発達障害以外の障害に分けてご回答ください。

Ⅱについては、具体的な障害種と併せてお答えください(例:○○障害の場合～)。また、障害種によって、特に回答内容に差がない場合には、「Ⅰと同じ」などとお書きください。

	① 対応可能な支援	② 対応が難しい支援
I 発達障害	例:〇〇については校内研修を通じた学校への情報提供という形であれば対応可能である。	例:〇〇については、生徒への直接的な支援は難しい。
II 視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、知的障害、精神障害	例:〇〇障害の場合、〇〇については校内研修を通じた学校への情報提供という形であれば対応可能である。	例:〇〇障害の場合、〇〇については、生徒への直接的な支援は難しい。

(2) 高等学校との連携に向けて、①高等学校に期待すること、②高等学校から特別支援学校への相談手続きにおいて希望すること、について具体例を教えてください。(自由記述)

① 高等学校に期待すること	② 高等学校から特別支援学校への相談手続き において希望すること
例：連携に当たり、〇〇してもらえると、〇〇の支援を進めやすい。	例：〇〇の方法により、〇〇に問い合わせしてほしい。問い合わせに当たっては、〇〇を準備してほしい。

4. その他

*本調査の結果と連携機関(特別支援学校、福祉・労働機関)担当者のヒアリングを基に、高等学校における発達障害等のある生徒の進路指導に役立ててもらうための実践ガイドを作成する予定です。

そこで、今後ヒアリング調査にご協力いただけるかどうかお尋ねいたします。

ご協力いただける場合は、担当者様の連絡先もお知らせください。

(1) ヒアリング調査の協力について

1	協力できる	2	協力は難しい
---	-------	---	--------

(2) 連絡先

お名前		学校名	
メールアドレス		電話番号	

調査は以上になります。お忙しいところご協力いただき大変ありがとうございました。

本調査における障害の定義

本調査でご回答をいただく障害について以下のように定義します。なお、発達障害については、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、本定義では学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害(ASD)のそれぞれについて示しています。

視覚障害	・盲：視覚による教育が不可能または著しく困難で、主として触覚及び聴覚など、視覚以外の感覚を利用した教育が必要な程度 ・弱視：視覚による教育は可能であるが、文字の拡大など教育上特別の配慮が必要な程度(視野障害や、明るいと暗いところがまぶしく感じる羞明や暗いところが見えにくい夜盲等の明暗順応の障害を含む)
聴覚障害	・聾：両耳の聴力損失 60 デシベル以上、または補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能、または著しく困難な程度 ・難聴：両耳の聴力損失 60 デシベル未満、または補聴器を使用すれば通常の話声を解することが可能な程度
言語障害	・言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態 ・例えば、構音障害、音声障害、流暢性の障害、言語発達遅滞、口蓋裂など
肢体不自由	上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害、他の機能障害(体幹(胴体)に関する機能障害、体幹と上肢の機能障害、体幹と下肢の機能障害、体幹と上下肢の機能障害および運動の障害)
病弱・虚弱	・心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者 ・身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者(てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー等で、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする者)
知的障害	一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態
LD	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの
ADHD	年齢あるいは発達に釣り合いの合わない注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの
ASD	他人との社会的関係の形成の困難さ、興味や関心が狭く特定のものにこだわること等を特徴とする行動の障害
精神障害	以下の疾患が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において下記の障害があることが明らかになった者 ・統合失調症等：統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害等 ・気分障害：躁病エピソード、双極性感情障害、うつ病エピソード、反復性うつ病性障害、持続性気分(感情)障害等 ・神経症性障害：不安障害、強迫性障害(強迫神経症)、重度ストレスへの反応及び適応障害、解離性(転換性)障害、身体表現性障害、神経衰弱等 ・摂食障害、睡眠障害等……摂食障害、睡眠障害、依存を生じない物質の乱用等

*発達障害の「診断がある」者とは、精神科医による医学的な診断がある者、「判定がある」者とは、診断はないが、過去に公的機関(児童相談所、療育センター、教育センター等)において発達障害が認められると指摘を受けたことがある、または、特別支援教育の制度を利用していた(「通級による指導」を受けていた、特別支援学級に在籍していた等)ことを、本人の申告や関係機関の引継ぎから把握している者としてします。

高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究

「発達障害等のある生徒の進路指導の連携先(福祉・労働機関)に対する調査」へのご協力をお願い

調査の目的

高等学校に在籍する発達障害等のある生徒の進路指導に関して、連携先となる福祉・労働機関や特別支援学校が行っている「高等学校への支援の状況」及び「高等学校に期待する連携の在り方」を把握することを目的としています。このうち、本調査票は、福祉・労働機関を対象としたものになります。

調査結果は、発達障害等のある生徒の進路指導に役立つ資料として活用させていただきます。

回答をお願いしたい方

貴センターで就労支援業務を担当する職員のうち、本調査への回答に当たり最も実態を把握している方 1 名が
お答えください。＊貴センターの判断で学校との連携経験が豊富な方を選定してください。

調査の倫理的配慮について

- (1)本調査の回答は任意です。設問をご一読の上、調査協力についてご検討ください。
- (2)本調査は発達障害等のある生徒の進路指導と連携の進め方を把握するもので、福祉・労働機関の取組を評価することを目的に実施するものではありません。
- (3)本調査の実施にあたっては、守秘義務を厳守いたします。また、回答データは研究所の規定に基づいて適切に管理・破棄します。
- (4)本調査の成果は報告書として公表すると共に、学会等でも公表を予定していますが、個人や機関が特定できる形での公表は行いません。
- (5)調査協力は自由意思によりますので途中で回答をやめることができます。回答なさらない場合にも不利益は生じません。調査票の回答及び返送(送信)をもって、調査への同意を得たものと致します。

本調査における障害の定義

本調査における**障害の定義**については、**調査票の最後のページ**に示しております。回答の際にご参照ください。

返送について ＊可能な範囲でのご回答・返送でも結構です。何卒ご意見をお聞かせください。

令和4(2022)年1月31日(月)までに、同封の返信用封筒にて返信、もしくは次の URL からご回答願います。http://www.nise.go.jp/nc/study/intro_res/j_survey9

問い合わせ先: 調査についてご不明なことがありましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 重点課題研究進路チーム

担 当:坂本、伊藤、榎本(3名で対応) メールアドレス: j-shinro-r@nise.go.jp

1. 貴センターとご回答者の属性についてお尋ねします。

【貴センターについて】

(1) 貴センターの種類をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	発達障害者支援センター	2	障害者就業・生活支援センター
---	-------------	---	----------------

(2) 貴センターの設置・運営形態をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1) 設置主体

1	都道府県立	2	市区町村立	3	法人立	4	その他
---	-------	---	-------	---	-----	---	-----

2) 運営主体

1	公営	2	法人	3	【その他】 具体的にお書きください。
---	----	---	----	---	--------------------

3) 運営形態

1	単立	2	併設(同一運営主体の他施設と同じ建物・敷地内)	3	その他
---	----	---	-------------------------	---	-----

(3) 貴センターにおいて、約3年間(令和元年度～現在)に利用実績のある障害種を分かる範囲でお答えください。

(あてはまるものを全て選び数字に○) ※複数の障害の診断がある場合、それぞれに○をつけてください。

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	発達障害	7	精神障害						

6 を選択の場合、以下の質問にお答えください。

現在登録のある利用者の発達障害の種類をお答えください。(診断や判定がない場合は、巻末の定義を参照の上、障害特性に近いものを選択してください。／あてはまるものを全て選び数字に○)

※他の障害との重複事例を含みます(例:知的障害と ASD)。

1	LD	2	ADHD	3	ASD
---	----	---	------	---	-----

現在登録のある利用者の発達障害の診断・判定の状況、障害者手帳の取得状況(療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳のいずれか)及び、本人の障害特性への気づきの有無についてお答えください。

(あてはまるものを全て選び数字に○)

1	診断・判定あり／手帳あり	2	診断・判定あり／手帳なし
3	診断・判定なし／本人の障害特性への気づきあり	4	診断・判定なし／本人の障害特性への気づきなし
5	【その他】 具体的にお書きください。		

【貴センターの学校との連携状況や、活用しているツールの状況等について】

(4) 貴センターが、障害のある生徒の進路指導に関し、連携している後期中等教育段階の学校種としてあてはまるものがあればお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に○)

1	高等学校(全日制)	2	高等学校(定時制・通信制)	3	高等専修学校	4	特別支援学校高等部
5	【その他の学校との連携】学校種別を具体的にお書きください。			6	学校との連携は行っていない。		

(5)は、(4)で、「いずれかの学校と連携がある」と答えた場合にのみ、お答えください。

(5) 貴センターが、障害のある生徒の進路指導に当たり、就労に向けたアセスメントで活用しているツールがあればお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に○)

1	就労支援のためのチェックリスト	※障害者職業総合センターが2009年に公開したチェックリスト。「就労支援のための訓練生用チェックリスト」と「就労支援のための従業員用チェックリスト」から構成					
2	就労移行支援のためのチェックリスト	※障害者職業総合センターが2007年に公開したチェックリスト					
3	上記、1・2以外のチェックリスト	※自機関または他機関(都道府県等)で作成したものを含む					
	【リストの名称(具体的に)】						
4	ワークサンプル	※実際の職務を構成する作業の要素を抽出し作成した作業課題の遂行状況・成績から個人の作業特性・能力を客観的に把握する方法。ワークサンプル幕張版(障害者職業総合センターが開発)など					
5	その他のツールを利用	※WAIS、GATB等標準化された検査、TTAP、産業現場等における実習(就業体験)時の評価票など					
	【ツールの名称(具体的に)】						
6	他機関(就労移行支援事業所、障害者職業センター、自治体が設置する就労支援センター等)が実施するアセスメントを活用			7	アセスメントツールは利用していない		

【上記のように回答した背景について教えてください】

【ご回答者について】

(6) 障害のある人(診断・判定あり)に対する「直接的な指導・支援経験」の有無をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

また、「ある」と回答した方は、現所属での障害のある人に対する支援経験年数と、現所属以外の経験も含めた支援経験年数を数字でお答えください。(令和3年12月1日現在の状況をお書きください。)

1	ある	現所属での支援経験年数		年		ヶ月
		現所属以外の経験を含む支援経験数年		年		ヶ月
2	なし					

2. 貴センターにおいて、対応可能な高等学校への支援及び、これまでの対応実績について伺います。

- (1) 約3年間(令和元年度～現在)に、貴センターで、高等学校から相談や支援の依頼を受けたことがある障害種をお答えください。(あてはまるもの全て選び数字に○)

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	発達障害	7	精神障害	8	1から7のいずれの障害種についても相談や支援の依頼を受けていない ⇒ 設問3(p7)にお進みください。				

以下の2. (2)(3)は、(1)で約3年間(令和元年度～現在)に、貴センターで、「高等学校からの相談や支援の依頼を受けたことがある」と回答した場合のみお答えください。

以下では、高等学校への支援のうち、「進路指導」に関連する内容を中心に伺います。

回答に当たっては、2. (1)の①で回答した「相談や依頼を受けた障害種」の中から、障害種を1つお選びいただき、その障害種の支援を想定してお答えください。

- (2) 2. (3)でご回答いただく、障害種を1つ選択してください。(あてはまるものを1つ選び数字に○)

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	発達障害	7	精神障害						

- (3) 2. (2)で1つ選択いただいた障害種について、高等学校へ「対応可能な」支援(これまでの対応実績を問いません)、実際に「対応実績がある」支援についてそれぞれ伺います。

- 1) **I** 高等学校への支援に当たり、「誰」に対する助言や支援が対応可能であるかお答えください。
II また、これまでに、高等学校への支援において対応実績のある「対象者」があれば分かる範囲でお答えください。
(あてはまるものを全て選び欄に○)

助言や支援の対象者		I 対応可能	II 対応実績あり
①	学校・教員		
②	保護者		
③	生徒(本人)		
【その他】 具体的にお書きください。 [I] 対応可能: [II] 対応実績あり:			

- 2) **I** 高等学校への支援に当たり、①から㉔の助言や支援のうち、対応可能な「内容」をお答えください。
II また、これまでに、高等学校への支援において対応実績のある「内容」があれば分かる範囲でお答えください。
(あてはまるものを全て選び欄に○)

助言や支援の内容		I 対応可能	II 対応実績あり
①	障害の理解・啓発に関すること		
②	障害特性に配慮した授業づくりに関すること		
③	障害特性に配慮した個別の指導・支援に関すること		
④	学習上、生活上の困難の把握に関すること		
⑤	保護者との連携に関すること		

助言や支援の内容		I 対応可能	II 対応実績あり
⑥	個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成に関する事		
⑦	個別の移行支援計画の作成に関する事		
⑧	障害の診断に向けた受診の進め方に関する事		
⑨	障害者手帳の取得に関する事		
⑩	障害者の雇用制度と支援内容に関する事		
⑪	自機関以外の就労支援を行う機関(ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、就労移行支援事業所等)の利用に関する事		
⑫	自立に向け求められる作業を実施する力に関する事		
⑬	自立に向け求められる対人・コミュニケーション力に関する事		
⑭	自立に向け求められる基本的な生活力に関する事		
⑮	自立に向け求められる自己理解(障害特性の理解を含む)に関する事		
⑯	自立に向け求められる心理的安定に関する事		
⑰	卒業後の自立を見据えた、よりよい進路選択(就職・進学)の進め方に関する事		
⑱	就労に向けたアセスメントに関する事(アセスメント実施、実施の支援等)		
⑲	キャリア・パスポートの作成に関する事		
⑳	就職時の採用試験に当たっての合理的配慮に関する事		
㉑	進学時の受験に当たっての合理的配慮に関する事		
㉒	就職後の職業生活に当たっての合理的配慮に関する事		
㉓	進学後の学生生活に当たっての合理的配慮に関する事		
㉔	就職に伴う企業等への情報の引継ぎに関する事		
㉕	入学に伴う進学先への情報の引継ぎに関する事		
㉖	在宅勤務に向けた取組に関する事(在宅勤務を行う企業の情報提供等)		
【その他】具体的にお書きください。 [I] 対応可能: [II] 対応実績あり:			

3) 上記2. 3)の①から㉖の助言や支援の内容について、特別支援学校(センター的機能として、地域の学校を支援する機能を有する)との「役割分担」の考え方や実績を伺います。

I 特に、特別支援学校に担ってほしい助言や支援の内容があれば、①～㉖の中から要望順に上位3つをお答えください。

II また、これまでに、高等学校への支援に当たり、特別支援学校に実際に担ってもらった助言や支援の内容があれば、①～㉖の中から特に有効だったと考えられる順に上位3つをお答えください。

I 特に、特別支援学校に担ってほしい内容(要望順)			II 特別支援学校からの助言や支援で特に有効だったと考えられるもの(有効であった順)		
1位	2位	3位	1位	2位	3位

4) 貴センターの高等学校への支援の「方法」についてお尋ねします。

I 助言や支援に当たり、対応可能な「方法」をお答えください。

II また、これまでに、高等学校への支援において対応実績のある「方法」をお答えください。

(あてはまるものを全て選び欄に○)

助言や支援の方法		I 対応可能	II 対応実績あり
①	ケース会議への参加		
②	研修の実施(研修講師)		
③	対象校への訪問による支援		
④	来所による支援		
⑤	メールによる支援		
⑥	オンライン会議システムによる個別支援(Zoom、Microsoft Teams 等)		
⑦	同行支援(企業、関係機関等)		
【その他】 具体的にお書きください。 〔I〕 対応可能: 〔II〕 対応実績あり:			

5)高等学校への支援について、①支援がうまく進んだ「好事例」、②支援がうまく進まなかった「困難事例」がありましたら、さしつかえない範囲で(個人情報に触れない形で)、具体的な内容を教えてください。(自由記述)

①好事例	②困難事例
例: ○○の特徴のある高等学校に対し、○○の支援を行ったところ、○○の成果がみられた。	例: ○○の高等学校に対し○○の支援を行ったが、○○という点で連携が難しかった。

3. 貴センターにおける、高等学校への支援の展望について伺います。

- (1) 高等学校への支援に向けて、まず、教育委員会(教育行政)に期待することがあれば、具体的に教えてください。
(自由記述)

例:教育委員会に〇〇をしてもらえると、高等学校の支援に向けた地域支援体制の構築が進むと考える。

- (2) 高等学校への支援に向けて、貴センターにおいて、①対応可能な支援(どのような助言や支援を、どこまで行えそうか)と、②対応が難しい支援について、具体例を教えてください。(自由記述)

*回答は、Ⅰ 発達障害とⅡ 発達障害以外の障害に分けてご回答ください。

Ⅱについては、具体的な障害種と併せてお答えください(例:〇〇障害の場合～)。また、障害種によって、特に回答内容に差がない場合には、「Ⅰと同じ」などとお書きください。

	① 対応可能な支援	② 対応が難しい支援
	例:〇〇については校内研修を通じた学校への情報提供という形であれば対応可能である。	例:〇〇については、生徒への直接的な支援は難しい。
Ⅰ 発達障害		

	① 対応可能な支援	② 対応が難しい支援
Ⅱ 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、知的障害、精神障害	例:〇〇障害の場合、〇〇については校内研修を通じた学校への情報提供という形であれば対応可能である。	例:〇〇障害の場合、〇〇については、生徒への直接的な支援は難しい。

(3) 高等学校との連携に向けて、①高等学校に期待すること、②高等学校から貴センターへの相談手続きにおいて希望すること、について具体例を教えてください。(自由記述)

① 高等学校に期待すること	② 高等学校から貴センターへの相談手続きにおいて希望すること
例: 連携に当たり、〇〇してもらえると、〇〇の支援を進めやすい。	例: 〇〇の方法により、〇〇に問い合わせしてほしい。問い合わせに当たっては、〇〇を準備してほしい。

4. その他

*本調査の結果と連携機関(福祉・労働機関、特別支援学校)担当者のヒアリングを基に、高等学校における発達障害等のある生徒の進路指導に役立ててもらうための実践ガイドを作成する予定です。

そこで、今後ヒアリング調査にご協力いただけるかどうかお尋ねいたします。

ご協力いただける場合は、担当者様の連絡先もお知らせください。

(1) ヒアリング調査の協力について

1	協力できる	2	協力は難しい
---	-------	---	--------

(2) 連絡先

お名前		センター名	
メールアドレス		電話番号	

調査は以上になります。お忙しいところご協力いただき大変ありがとうございました。

本調査における障害の定義

本調査でご回答をいただく障害について以下のように定義します。なお、発達障害については、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、本定義では学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害(ASD)のそれぞれについて示しています。

視覚障害	・盲：視覚による教育が不可能または著しく困難で、主として触覚及び聴覚など、視覚以外の感覚を利用した教育が必要な程度 ・弱視：視覚による教育は可能であるが、文字の拡大など教育上特別の配慮が必要な程度(視野障害や、明るいところがまぶしく感じる羞明や暗いところが見えにくい夜盲等の明暗順応の障害を含む)
聴覚障害	・聾：両耳の聴力損失 60 デシベル以上、または補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能、または著しく困難な程度 ・難聴：両耳の聴力損失 60 デシベル未満、または補聴器を使用すれば通常の話声を解することが可能な程度
肢体不自由	上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害、他の機能障害(体幹(胴体)に関する機能障害、体幹と上肢の機能障害、体幹と下肢の機能障害、体幹と上下肢の機能障害および運動の障害)
病弱・虚弱	・心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者 ・身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者(てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー等で、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする者)
知的障害	一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態
LD	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの
ADHD	年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの
ASD	他人との社会的関係の形成の困難さ、興味や関心が狭く特定のものにこだわること等を特徴とする行動の障害
精神障害	以下の疾患が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において下記の障害があることが明らかになった者 ・統合失調症等：統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害等 ・気分障害：躁病エピソード、双極性感情障害、うつ病エピソード、反復性うつ病性障害、持続性気分(感情)障害等 ・神経症性障害：不安障害、強迫性障害(強迫神経症)、重度ストレスへの反応及び適応障害、解離性(転換性)障害、身体表現性障害、神経衰弱等 ・摂食障害、睡眠障害等……摂食障害、睡眠障害、依存を生じない物質の乱用等

*発達障害の「診断がある」とは、精神科医による医学的な診断がある者、「判定がある」とは、診断はないが、過去に公的機関(児童相談所、療育センター、教育センター等)において発達障害が認められると指摘を受けたことがある、または、特別支援教育の制度を利用していた(「通級による指導」を受けていた、特別支援学級に在籍していた等)ことを、本人の申告や関係機関の引継ぎから把握している者としてします。

重点課題研究

高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた
進路指導と連携の進め方等に関する研究

令和３年度～令和５年度

研究成果報告書 資料集

研究代表者 伊藤 由美

令和６年３月

著作 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

発行 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585

神奈川県横須賀市野比５丁目１番１号

TEL : 046-839-6803

FAX : 046-839-6918

<https://www.nise.go.jp>